

第5期中期目標期間（見込） 業務実績等報告書

2026年6月

独立行政法人国際協力機構

目 次

略語集

評価の概要	1
総合評価	2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

No.- 日本の開発協力の重点政策	8
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	9
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	24
No.3 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化	39
No.4 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導	54
No.5 地域の重点取組	69
No.6 JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	93
No.7 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	98
No.8 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	105
No.9 事業実施基盤の強化	121

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.10 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	140
No.11 業務運営の効率化、適正化	145
No.12 財務内容の改善に関する事項	149
No.13 安全対策・工事安全に関する事項	154
No.14 内部統制	157
No.15 組織力強化に向けた人事	165
No.16 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く）	166
No.17 短期借入金の限度額	166
No.18 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	166
No.19 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画	166
No.20 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く）	167
No.21 施設及び設備に関する計画	168
No.22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	169
No.23 中期目標期間を超える債務負担	169

略 語 集

略 語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DX	Digital Transformation	デジタルトランスフォーメーション
EMT	Emergency Medical Team	国際緊急医療チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JGA	JICA Global Agenda	JICA グローバル・アジェンダ
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
L/A	Loan Agreement	借款契約
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
NS	National Staff	現地職員
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee	経済協力開発機構/開発援助委員会
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
PALM	Pacific Islands Leaders Meeting	第8回太平洋・島サミット
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD ⁺	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象 事業年度	見込評価	第5期中期目標期間
	中期目標期間	2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注 ¹ ）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 原田 貴 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 上田 龍幸 室長

3. 評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4. その他評価に関する重要事項
第4期中期目標において整理された「評価の考え方」に基づき、第5期中期目標においても以下の考え方で自己評価を実施した。 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 - 質的な成果に関しては、「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」を踏まえ、以下5つの要素に合致する成果で評価する旨、外務省と機構の間で合意している。 ① 日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果 ② 機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果 ③ 活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果 ④ 支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果 ⑤ 日本社会への還元が見られた成果 - 各項目の「4.業務実績」欄では、上記①～⑤に該当し、目標水準を上回る成果と判断される実績については、冒頭に◎を記した箇条書きとし、その他年度計画に対応した取組については、冒頭に○を記した箇条書きとする。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。
外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

総合評価

1. 全体の評価						
評 定	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における 所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
		A	B	B	A	
評価に至った理由						
以下を踏まえ、A評価とした。 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象9項目ではS評価5項目、A評価4項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。また、「業務運営の効率化に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」と、多くの項目でA評価と所期の目標を上回る成果を上げた。なお、「財務内容の改善に関する事項」で所期の目標を達成したが、「業務運営の効率化に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」について所期の目標を下回るとしてC評価とした。 - 中期計画に記載されている事項以外の取組として、2022年度よりウクライナの復興支援へ対応したほか、パレスチナやイラン情勢の悪化等、国際情勢の変化に機動的に対応した。また2023年に開発協力大綱が改定、2025年に機構法が改正されたことを受け、いち早く新たな協力手法の導入を進め、外交上の要請等にも応える体制を整えたことは、2025年度の機構事業全体を通じ特筆すべき業績であった。						

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
機構は、日本の開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済・社会の開発、若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的に、開発協力事業を行っている。第5期中期目標期間（2022～2026年度）においては、開始当初、コロナ禍による影響もあった中、期間途中である2023年に改定された開発協力大綱を踏まえながら、政府の重点政策に沿った取組を技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった援助手法を有機的に活用し、開発協力事業を実施してきた。加えて、ウクライナやパレスチナ各地で紛争が発生し、様々な人道危機に直面する中、米国の国際機関・条約からの離脱、USAID解体等、対外援助政策の見直しや欧州の開発政策が変更される等、開発協力を取り巻く環境の大きな変化に伴い、日本の開発協力に対する要望や期待も大きく変化してきた。こうした状況及び2025年の機構法改正を受けて、民間等を含めた国内外のパートナーとの連携・共創を強化すべく、機構内の実施体制や制度を迅速に整え、着実に事業を推進してきた。これらの取組を通じ、2030年までのグローバルな開発目標となる持続可能な開発目標（SDGs）といった国際枠組やアフリカ開発会議（TICAD）、ASEAN、大洋州、中央アジアといった地域・二国間協力に係る日本政府の外交政策への貢献も見据えて着実に推進した。これらを通じ、人間の安全保障、進化した「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）、日本成長戦略等、日本政府の重要政策の実現にも貢献した。 評価項目別の重要な特筆すべき成果は以下のとおり。 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」 【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】 カンボジアのシハヌークビル港整備やASEANにおける海上保安能力強化支援は、物流網・海上交通の安全確保を通じてインド太平洋地域の連結性を高め、FOIPの具体化に大きく貢献した。特にインドネシアへの巡視船供与や海上保安分野の能力構築は、シーレーンの安全確保という我が国の経済安全保障に直結する成果である。加えて、ラオスでの風力発電事業への投融資や、各国におけるエネルギー・トランジション支援は、再生可能エネルギーの導入促進と安定供給の確保を両立し、資源・エネルギー分野の国際

協力を通じた成長基盤強化に貢献した。さらに、資源分野における制度整備・人材育成支援を通じ、資源国の持続的な資源管理を促進し、これらの取組は、単なる対象国の経済成長支援にとどまらず、日本の成長戦略（エネルギー安全保障・サプライチェーン強靱化）とも整合した戦略的な開発協力として機能し、日本の外交・経済政策を一体的に推進した実績となった。

【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】

保健分野では、G7広島サミットの成果も踏まえ、複数国において公衆衛生危機対応のための新たな融資スキームである成果連動型借款を導入し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進に貢献した。特にアフリカ地域では、アフリカ疾病予防管理センター（CDC）との連携を通じて感染症対策ネットワークの強化を図り、将来のパンデミックに備えた体制整備を支援した。

教育分野では、東南アジアやエジプトでは大学設立支援や高等教育の質向上支援を通じて高度人材育成の拠点を形成し、域内外の知的基盤を強化し、国際頭脳循環につながる基盤と関係構築を推進した。

【平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化】

ウクライナの復興に関しては膨大なニーズに対応するため様々な分野での支援を迅速かつ柔軟に実施してきた。その中でも、地雷対策については、日本が長期にわたり支援してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携し、地雷・不発弾対策支援を迅速に展開し、人道支援と復旧・復興支援を同時に進めた。この取組は国際社会でも広く注目され、日本の平和構築分野における貢献を強く印象づけた。また、フィリピン・ミンダナオにおける長年の和平支援は、現地政府から極めて高い評価を受け、我が国の継続的関与の意義を示す象徴的成果となった。さらに、ブラジルやナイジェリアにおける警察能力強化、ラオスにおける法典逐条解説書の作成支援等を通じ、法の支配の確立に具体的に寄与する実績をあげた。

加えて、近年の安全保障環境の変化に対応し、特にASEANをはじめとする国・地域において海上保安に係る能力強化等の支援を実施した他、サイバーセキュリティ分野の能力強化やデジタルガバナンス支援を実施し、重要インフラや政府機能の防護能力向上に貢献した。また、宇宙分野においても衛星開発能力や衛星データの利活用の強化支援等を通じて、宇宙空間の平和的利用とデータに基づく政策形成を後押しする機会を創出し、FOIPの実現に資する基盤構築へ貢献した。

【複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導】

環境管理・防災分野では、ウクライナにおける廃棄物処理支援において東日本大震災からの復興取組で得られた知見を活用したほか、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方を踏まえた支援をスリランカやタイ等で展開した。水資源・水供給分野では、南スーダンにおいて、治安悪化等の困難を乗り越え、浄水施設を整備し、水道の供給能力が大幅に増えたことにより、同国民の生活向上に寄与した。また、気候変動分野ではGCF等の外部資金を活用しつつ気候変動対策を推進した他、国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP）では、様々なイベントに機構関係者が多数登壇するとともに、日本政府が発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を構成する取組では多くの部分で機構が推進する取組が占める等、日本政府の政策実現にも貢献した。

【地域の重点取組】

東南アジア地域では、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面でのASEAN連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を実施した。太平洋島嶼国においては、人的交流・能力強化支援等により、太平洋・島サミット（PALM）10での日本政府の公約に貢献した。

東・中央アジア及びコーカサス地域では、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合を踏まえたカスピ海ルート の円滑化に向けた協力を推進し、域内外の連結性の強化に貢献した他、ガバナンス強化や市場経済化

に資する支援を実施した。南アジア地域では、地方自治体等を含め関係構築を深化させつつ、円借款案件の形成などを進めることにより、日印の半導体サプライチェーンの強じん化に貢献した。また、バングラデシュでは経済特区の開業をハード・ソフトの両面で支援し、本邦企業の同地進出にも貢献した。

中南米・カリブ地域では、海外投融資等において、様々な機関との協調融資を通じ、同地域の持続的な社会経済の発展に寄与した他、アフリカ地域ではTICADプロセスを中核的な政策・事業形成の場として位置づけ、これまでに培ってきた対アフリカ協力のアセットを最大限活用しながら、経済・社会課題の解決及び定着に向けた協力を戦略的に実施し、TICADに向けた日本政府の政策等に貢献した。

中東・欧州地域では、甚大な被害が発生しているウクライナにおいて、電力、交通、教育、保健医療、住宅、農業等、幅広い分野で大規模かつ迅速に支援を実施し、危機下における機動的対応力と中長期的復興支援の両立に向け支援した。またパレスチナにおける人道危機に対する支援や、ウクライナ・パレスチナの両周辺国支援では、長期化する危機に対して、パートナー機関等と連携を促進しつつ地域の安定化に向けた協力を推進した。

これらの取組は、ウクライナ危機から東南アジア、中央アジア、アフリカ、中南米に至る広範な地域において、地政学的要請に即した戦略的支援を機動的に展開し、日本の外交的プレゼンスと信頼、さらには経済安全保障の確保を同時に実現した点で重要な成果である。

【JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成】

長期研修員受入や研究者間の交流を通じ、親日派・知日派の人材が育成され、継続的な関係維持・強化が図られた。また研修員等が帰国後に開発途上国の政府・大学・産業界で中核的役割を担うケースが出てきたことで、本中期期間に留まらない時間軸で、二国間関係の深化への貢献が期待される。特に、国内外の教育機関との連携強化は、各国と日本の間で人材・知識が循環する「国際頭脳循環」の促進に寄与した。これらの取組は、教育・知の循環を通じた持続的発展の基盤形成を実現した。

【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】

各事業の段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する支援を実施したことにより、開発途上国の経済発展のみならず、日本の中小企業を含む民間企業の海外展開に寄与した。対象とする国は100か国以上に及び、累計の支援実績は、海外投融資78件、1兆811億円、JICA Bizは246件にのぼる等、民間企業等の多様なアクターとの「共創」を実現した点で大きな成果と言える。

【多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献】

JICA海外協力隊事業では、74か国において、草の根レベルでの活動を通じ、開発途上地域の課題解決に貢献した結果、JICA 海外協力隊発足60周年記念式典等では、各国から高く評価する旨のメッセージが届く等、協力隊による人的交流の重要性が確認された。また、海外協力隊事業や草の根技術事業では、自治体、大学、NGO等国内のパートナーとの連携を広げ、日本国内の知見・人材を開発途上国支援に活用するとともに、その成果を日本国内の課題へ還元する取組を複数実践した。さらに、研修員との交流や開発教育等を通じて、日本の開発協力の担い手のすそ野拡大や開発途上国に関する理解の促進等に貢献した。

【事業実施基盤の強化】

「JICAグローバル・アジェンダ」を導入し、分野別に戦略・成果目標を明確化することで、事業の戦略性と説明責任を大幅に向上させるとともに、国内外の様々なパートナーとの共創による課題解決を推進した。さらに、多様化、複雑化、広範化する開発課題へ戦略的に対応するため、2025年の機構法改正を踏まえ、民間資金動員の促進や国内外のパートナーとの連携強化等を実現すべく、制度基盤を強化した。加え

て、2023年の開発協力大綱改定を踏まえ、相手国のニーズに日本の強み（技術・制度・経験）を活かして提案する「オファー型協力」の協力メニューの具現化を進め、戦略的開発協力を推進した。

また、DX推進による業務効率化、透明性向上、安全対策強化を着実に実施し、国際情勢の不確実性が高まる中でも安定的に事業を実施できる体制を確保した。

「4. 業務運営の効率化に関する事項」

【組織体制・基盤の強化、DXの推進】

環境変化に即応する組織体制の強化とDXによる業務改革を一体的に推進した。特に、機構法改正を踏まえ海外投融資等の拡大に対応する組織改編を実施するとともに、ウクライナ支援では専担部署や現地拠点を設置し、機動的かつ一元的に事業を推進する体制を構築した。また、RPAやPower BIの活用により業務の自動化・可視化を進めたほか、PMOによるシステム横断管理を導入し統制を強化した。さらに、海外拠点に対する重点的なIT支援や業務集約の検討を通じてネットワーク全体の機能向上を図った。これらにより、戦略性・機動性・効率性を兼ね備えた実施基盤を確立した。

【業務運営の効率化、適正化】

効率化と適正性を両立しつつ、環境変化に柔軟に対応可能な業務運営体制を構築した。経費面では、物価高や円安が続く中で、海外の拠点運営を含めつつも、一般管理費及び業務経費について毎年度1.4%以上の効率化を着実に達成した。また、人件費については人事院勧告を踏まえた給与水準の適正化を毎年確実に実施し、国家公務員と比較して妥当な水準を維持しつつも、ウクライナやパレスチナ支援への対応、機構法改正を受けた海外投融資の拡充等、期中に生じた新たな課題に対し、機動的な人的資源配分を行い、組織体制を迅速に再構築した。さらに、調達においては電子契約や手続きの合理化などDXを活用した改革を進める一方、ウクライナ復興支援において緊急調達・輸送体制を迅速に整備し、必要な支援を機動的に供与できる体制を整備した。これらにより、効率性・適正性・即応性を兼ね備えた業務運営を実現した。なお、フィリピン向け円借款事業に係る秘密情報の漏洩事案を受け、職員はじめ機構関係者の情報管理・守秘義務を含めたコンプライアンス意識向上に向けた研修強化及び組織内におけるコミュニケーションの強化を図り、公平性、透明性の向上や不正防止等リスク回避の取組を進めた。

「5. 財務内容の改善に関する事項」

前中期目標期間において年度内の予算執行見込が予算額を上回りかねない状況となったことを受け、今中期目標期間において、予算執行管理、報告・統制を含むガバナンス強化策に基づき、予算の見通しを立て、計画的運営を着実に推進した。具体的には、月次での執行状況の把握・分析に加え、中期目標期間全体を見据えた収支見通しの管理を徹底し、年度別・科目別の支出見込みを踏まえたモニタリング体制を構築し、また研修等の実施により職員の知見向上に努めた。これらにより、中期的な予算規模の予見性が向上し、事業計画の的確な調整と安定的な財務運営を実現した。さらに、自己収入確保の観点から、国民からの寄附金受入れの拡充、国際協力機構債券・テーマ債の発行等や、国際機関や民間企業からの受託事業の推進を通じ、開発資金の多様化・拡充を図った。

「6. 安全対策・工事安全に関する事項」

戦時下のウクライナにおいて、安全調査を行い、事業拡大に伴い渡航が必要となるサイトの実地踏査とリスク評価を行い、有事における対応能力を強化し、戦時下のウクライナに対する支援を可能とした。また、スーダン情勢悪化時に日本政府の要請を受け、在留邦人の退避に貢献した。この取組を、周辺各国に適用する際のアクションプランの策定につなげ、不安定な情勢下においても、事業が継続できるようなシミュレーション及び訓練の実施につながった。工事安全面では、有識者による検討会を踏まえ10年ぶりに「工事安全管理ガイドンス」を改定し、建設工事における事故・災害の防止・低減に向け尽力した。

「7. その他業務運営に関する重要事項」

【内部統制】

フィリピン向け円借款事業に係る秘密情報の漏洩事案を受け、2023年度及び2024年度の主務大臣評価で「抜本的な業務の見直しが必要」とされたことについて、2024年度中に検証委員会を設置、検証委員会の結果を踏まえ、再発防止策の強化に取り組んでいる。また、2025年度に発表したアフリカ・ホームタウン構想に関し、日本国内で誤解と混乱が生じたことについて、組織としてのリスクマネジメントと事案対応能力の強化を目的に、同構想の検討段階から撤回まで振り返り調査を行ったうえで、事業に関する情報発信等のあり方を再整理し、また、SNSの特性等を踏まえつつ偽・誤情報等の対策ガイドラインを整備するなど、取組を進めた。

【組織力強化に向けた人事】

今期の目標とした、一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして能力を発揮すべく、学位取得支援や社内公募ポストの拡充により、職員自らの能力開発とキャリア形成を支援する取組を複数実施した。中でも女性職員がより一層指導的な役割を担う環境整備に関しては、2024年度末には所期の目標である女性管理費率30%以上を達成し、期中には副理事長に女性が就任し、意思決定層での多様性が進展した。また、96拠点の在外事務所の効果的運営に向け、ナショナル・スタッフ（NS）の人事制度整備や育成施策を体系的に推進した。

以上より、全体として堅調な組織運営が行われており、法人の活動により全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであると認められる。特に、第5期中期目標期間開始当初においては、コロナ禍により開発途上国政府と合意した事業が計画通りに実施できない事業も多くあった中、二国間関係への影響も考慮し、各地での事業再開に尽力した結果、多くの定量指標で目標水準を大きく上回る結果を得た。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

上記の通り、本中期目標期間の途中である2023年に改定された開発協力大綱と、2025年の機構法改正に合わせ、柔軟な実施体制を構築しながら、多様なパートナーとの提案型・共創型への転換を実現し、開発協力の高度化と機動性向上を両立した点は、計画時になかった変化への対応として考慮した。

3. 項目別評定総括表（2022年度～2024年度は主務大臣評定結果、2025年度は自己評定）

中期目標	年度評価					中期目標期間 評価		項目別 評定調書
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	見込 評価	期間 実績 評価	
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
日本の開発協力の重点政策	S	A	A	S		S		(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○		<u>S</u> ○		No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○		<u>S</u> ○		No.2
平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化	S○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○		A○		No.3
複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○		<u>S</u> ○		No.4
地域の重点取組	A○	A○	A○	A○		A○		No.5
JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○	A○	A○	A○		A○		No.6
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○	S○	A○	<u>S</u> ○		<u>S</u> ○		No.7
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	A○	A○	S○	S○		A○		No.8
事業実施基盤の強化	S	S	S	S		S		No.9
2.業務運営の効率化に関する事項								
組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	A○	S○	S○	A○		A○		No.10
業務運営の効率化、適正化	B	D	C	B		C		No.11
3.財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		B		No.12
4.安全対策・工事安全に関する事項	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	A○		A○		No.13
5.その他業務運営に関する重要事項								
内部統制	B	D	D	C		C		No.14
組織力強化に向けた人事	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	A		A		No.15
(中期計画で規定する事項)								
短期借入金の限度額	-	-	-			-		No.16
不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-		-			-		No.17
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-			-		No.18
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く）	-	-	-			-		No.19
施設及び設備に関する計画	-	-	-			-		No.20
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	-	-	-			-		No.21

注1：評定は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点政策、JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い、評価を行う。

No.1-5（一定の事業等のまとめ）	日本の開発協力の重点政策
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠＊	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018752

＊以下すべての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目No.1～項目No.5の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報＊	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）	153,850	121,576	109,339	94,557	-
決算額（百万円）	211,517	268,075	237,544	246,934	-
経常費用（百万円）	105,509	113,792	120,832	123,566	-
経常利益（百万円）	△43,696	△3,658	△1,412	276	-
行政コスト（百万円）	105,509	113,792	120,832	123,566	-
従事人員数	1,201	1,203	1,219	1,203	-

＊ 中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目No.1からNo.5に細分していることから、「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所： 3.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3.（5）「地域の重点取組」。
中期計画参照箇所： 2.（1）日本の開発協力の重点政策。
主な評価指標： 3.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3.（5）「地域の重点取組」に対応する指標。

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：S 根拠：一定の事業等のまとめを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価3項目、A項目2項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。特に、今中期の第4年目及び第5年目については、所期の目標値の達成を大きく上回っていることを背景に、2025年度に中期目標水準を引き上げた指標5つのうち2つが本項目に含まれるが、量的にも成果を達成し、今中期までに引き上げた目標水準の達成が見込まれるため。 <課題と対応> No.1からNo.5の各項目を参照。
--

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム輸出戦略、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関するG20原則
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1からNo.5共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目の分野全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む開発途上国の脆弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goal 3、8、9、11、13関連）	20件	26件	7件	6件	8件	5件	(4件)
【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goal 14、16関連）	300人	493人	85人	135人	152人	121人	(60人)
【指標1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goal 7関連）	100人	97人	28人	25人	23人	21人	(20人)
【指標1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goal 8関連）	92,500人	153,730人	30,555人	54,329人	43,208人	25,638人	(700人)

【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数 (SDGs Goal 8関連)	3,500社	4,730社	994社	1,492社	967社	1,277社	(700社)
【指標1-8】SHEPアプローチの恩恵を享受した小規模農家数 (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	15万戸	18万戸	25,473戸	41,526戸	45,180戸	68,659戸	(35,000戸)
【指標1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数 (研究者、技術者・普及員、農家等) (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	25万人	31.8万人	69,148人	75,306人	85,412人	82,157人	(50,000人)
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額 (百万円) **2			21,253	26,511	33,583	32,357	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭

² 報告年度分の支出額は暫定値。

素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化 やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発（水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。）及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。

中期計画：

2. (1) ①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市・地域開発のマネジメント主体である行政機関の能力強化及び地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力にあたっては、開発政策・計画の策定、法制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等を支援するとともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく、連結性を高めるよう運輸交通網の計画・整備・維持運営を支援する。また、低炭素社会の実現に貢献する公共交通を含む質の高いインフラ整備とその利用促進に取り組む。協力にあたっては、世界各国の首都並びに人口300万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセットマネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルスを含む感染症等への対応を念頭に、国境通関や港湾手続き、空港出入国手続きのデジタル・トランスフォーメーション（DX）化、公共交通における非接触システム導入や適切な換気等の感染対策の促進等により利用者、関係者の接触機会回避、感染症の予防に向けた施策の導入を図る。

ウ 資源・エネルギー

すべての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会の構築に貢献するため、電力供給を可能とする電気事業体制の構築とともに、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力にあたっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、「資源の絆プログラム」による人材育成・人的ネットワーク強化に取り組む。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能かつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育

成・成長を促す。協力にあたっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給に貢献するため、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、水産資源の管理・活用、畜産振興と家畜衛生の強化を支援する。協力にあたっては、社会的・経済的・環境的に持続的かつ包摂的な農業・農村開発を実現するために、小規模農家による市場志向型農業実践の推進、コメ生産量の増加、水産資源の適切な管理と沿岸コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービス能力の向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11関連）

【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：S

根拠：過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（令和6年11月26日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

4. 業務実績

No.1 ア 都市・地域開発

(1) 業務実績

＜全体的な実績の記載＞

2022年度から2025年度まで、持続可能な都市・地域開発を目指し、東南アジア地域やアフリカ地域等12か国において土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を実施した。それらの支援に際しては、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **ウクライナの緊急復旧・復興支援を迅速に実施【①②③④】**：ロシアによるウクライナへの侵略に対応し、被災した重要都市オデーサ、ミコライウ、ヘルソンにおいて、戦災前の衛星画像を基に、縮尺1万分の1（都市計画スケール）のデジタル地形図を迅速に作成・提供したほか、「緊急復旧・復興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）によりインフラの復旧・復興計画の策定支援を行うとともに、特定された優先緊急復旧事業の実施も支援。特に、ヒート

ポンプのパイロット事業はエネルギー関連設備への攻撃が激化し、電力・熱供給に深刻な問題が発生している同国に対して日本の技術を活用し、冬季の暖房の省エネ化に貢献するなど、ウクライナ政府からも高い評価を得た。

- 2023年3月に「緊急復旧計画」（無償資金協力、224億4,000万円）、2023年4月に「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力、445億円）、2024年2月に「緊急復旧計画フェーズ3」（無償資金協力、158億円）、2025年4月に「緊急復旧計画フェーズ4」（無償資金協力、88億円）のG/Aを締結。これらの無償資金協力により、地雷除去機や地雷探知機、瓦礫除去のための機材、越冬に必要な発電機、運輸交通・上下水等の生活再建に必要な資機材、逼迫した医療状況を改善するための資機材、農業を継続するための種子・資機材、教育関連機材等の調達を行った。
- G7広島サミット（2023年5月）、日ウクライナ経済復興推進会議（2024年2月）に合わせて地方・国土・インフラ発展省、復興庁、自治体関係を対象とした招へい事業をそれぞれ実施し、日本の戦後復興、関東大震災、東日本大震災からの復興経験の共有、自治体間の交流の促進等を行った。ゼレンスキー大統領やシュミハリ首相の来日もあり、メディアからの多くの取材を受けたほか、ネット上だけで得られない日本の具体の経験と知見に触れ、ウクライナ政府関係者から日本の技術支援への更なる期待が示されるとともに事業促進に向けた協力体制が強化されることになった。

◎ 機構が作成を支援したマスタープラン等が政府等により承認【②③④】：

- キューバでは「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援したマスタープランが政府に承認された。社会主義の原則を堅持しつつ、市場主導型経済の仕組みを選択的に取り入れるという政策枠組みの下、2030年を目標年次とする全国交通マスタープランを策定したもの。
- 中南米地域「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）により作成したマスタープランが、中米経済統合事務局（SIECA：Secretaría de Integración Económica Centroamericana）により正式なマスタープランとして採用されたほか、6か国の首脳が参加した中米統合機構（SICA：Sistema de la Integración Centroamericana）首脳会合の宣言文にて完成への祝意と協力への謝意が言及されるなど、対象となる6か国の首脳から高い評価を得た。
- イラク「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で改訂を支援したエルビル都市開発マスタープランがエルビル市議会で承認された。同マスタープランの実施により、公共交通の実施及び利用促進が図られ、人々の移動の改善と都市の低炭素化に貢献することが期待される。なお、本成果は、国連人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）とエジプト政府の共催により開催された第12回世界都市フォーラムにおいて、世界各国の様々な事例の中から優良事例として同成果を発信した。
- カンボジア「物流システム改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、Monitoring and Evaluation Annual Reportの内容を改訂し、公開。同レポートに含まれる越境物流を含む物流データが入手可能になったほか、物流・規制に係る法（Prakas）の作成支援を行い、カンボジア政府の承認を得た。
- ペルーの公共交通指向型都市開発（TOD：Transit-Oriented Development）能力の向上を目的とした機構の技術協力を通じて、TODのガイドラインが作成され、2025年6月にペルー住宅建設上下水道省により正式に承認された。これにより、同ガイドラインが関係機関で広く活用され、都市開発を進めるに際しては重要な関係機関間での円滑な調整・役割分担などにも寄与する見込み。機構が技術協力を実施する過程で、世界銀行にも密に進捗を共有する等、他機

関と連携しながら進めた結果、同ガイドラインに基づき、世界銀行が支援する土地開発利益還元プロジェクトにより都市開発が推進されることが期待される。

- バングラデシュで実施中の開発計画調査型技術協力で作成を支援したTODガイドラインが、首都圏開発庁の支援の下、政府承認された他、土地区画整理と再開発の実施が閣議承認された。これら承認は、関係機関間の調整メカニズムの構築・運営に寄与し、計画に基づいたTODの推進が期待される。
- ◎ **日本の経験を活用し、高速鉄道駅周辺の開発を支援【①③】**：マハラシュトラ州の最大都市ムンバイとグジャラート州のアーメダバードをつなぐ「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」（円借款）により建設される高速鉄道駅周辺において、モデル駅と位置づけられる駅の周辺開発の計画策定を支援するインド「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施。インド側の駅周辺開発計画の策定能力の向上を図り、高速鉄道駅周辺の連結性強化及び乗客の利便性の向上と広範な経済発展を目指すものであり、大阪駅うめきた地区、姫路駅周辺等、日本の駅周辺開発の事例やノウハウを活用した。
- ◎ **ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想を支援【①③④】**：機構は、2014年9月の日バンラデシュ首脳会談にて発表されたベンガル湾産業成長地帯構想に基づき、外国直接投資を呼び込むことで同国の経済成長を牽引する開発を進めるべく、モヘシュカリ・マタバリ地域の物流、電力エネルギー、産業集積を目指した同国の「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ」を支援している。2023年3月に、その中核となる「マタバリ港開発事業（第二期）」（円借款）及び「チョットグラム―コックスバザール幹線道路整備事業（第一期）」（円借款）のL/Aを調印した。これらの案件により、バンラデシュ唯一の大水深港開発のポテンシャルを持つマタバリ港の開発及び同港を起点としたアクセスの向上を図り、物流の改善・促進及び経済発展やFOIPに寄与することが期待される。また、ロヒンギャ避難民が多く暮らす同地域の南部においては、「南部チョットグラム地域開発事業」（円借款、2022年6月にL/A調印）を通じて、ホストコミュニティの基礎インフラ整備への協力を開始した。ロヒンギャ避難民の受入れが長期化する中、地域の雇用創出にも寄与する同事業に対し、同国政府から高い評価を得ている。

(2) SDGs達成に向けた貢献

都市・地域開発分野においては、都市整備マスタープランの策定支援や、公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の計画策定、それらに必要な人材育成等の技術協力をを行い、SDGsターゲット11.2（すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供）、ターゲット11.3（すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化）に貢献し、SDGsゴール11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、TOD協力の成果を踏まえた事業の実現といった課題があり、国内外の民間企業を含む関係機関とのコミュニケーション強化に注力した。その結果、機構の技術協力にて提案された事業に関し、実施機関による設計業務の発注等に進展するケースが生じる等成果を上げつつあるが、引き続き道半ばであるところ、2026年度に向けて官民連携による都市開発の実現に向けた取組を強化していくとともに、第6期中期目標期間に向けてサウンディング型市

場調査等新たな手法を習得していく。

No.1 イ 運輸交通

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、人やモノの円滑・安全な移動を実現し、連結性を高めるため、全世界50か国以上において、運輸交通網の計画・整備・維持運営支援を実施した。それらの支援に際しては、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **新幹線方式の高速鉄道建設支援を加速【①②③】**：インドでは、円借款により新幹線方式を利用した高速鉄道の建設を進めており、2022年7月、2023年4月、2023年12月に「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」（円借款）のL/A（第三期、第四期、第五期）に調印のうえ、施工が本格的に進められている。また、ソフト面ではJR東日本の役員等を長期専門家（土木専門家）として実施機関に派遣し、新幹線・高速鉄道システムに関する技術的アドバイスを実施した。鉄道関係者に対する研修に加え実務者研修をJR東日本の協力により実施し、インド高速鉄道公社の幹部候補、実務運用責任者、とりわけ運転士育成に対する研修等を実施した。
- ◎ **バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が開業、誰もが利用しやすい交通を具現化【①③④】**：ダッカ都市公共交通整備にあたり、機構はダッカ都市交通マスタープラン策定に始まり、建設、組織体制支援、安全対策、使いやすいICカード導入、駅周辺開発等、日本が得意としてきた都市鉄道整備から運行管理、周辺開発に至るノウハウを総合的・包括的に支援してきた結果、バングラデシュ初となる都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が開業した。ダッカの交通渋滞の緩和及び大気汚染の改善等に貢献した事業となる。同路線では、点字ブロックやエレベーター、優先席や女性専用車両等、様々な方が安心・安全に利用できるための設備が整備されており、乗客からはこれらの整備を評価する声も寄せられている。
- ◎ **パラオ国際空港ターミナルが全面開業、日本企業が参画し日本の空港運営ノウハウを活かしてパラオの観光産業発展に貢献【①③】**：「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」（海外投融資）により建設された新ターミナルが2022年5月に開業。日本企業が事業に参画し、出発ターミナル棟の建設などに加え、日本の有する優れた空港運営・維持管理技術を導入するものであり、観光業を基幹産業とする島嶼国パラオの玄関口として、同国の経済成長に重要な役割を果たしている。
- ◎ **地域の総合開発に資するナカラ港が完工【①③④】**：ナカラ港は、内陸国であるマラウイ、ザンビアに続くナカラ回廊の玄関港であり、地政学的にも域内貿易の基幹港としてその重要性が認識されている。同港は1970年代に施設が整備されて以来、十分な改修が行われておらず、さらに一部はサイクロンの影響を受け、老朽化・損傷が進んでいる状況であった。モザンビーク「ナカラ港開発事業フェーズ2」（円借款）においては、2023年10月に完工式を実施。完工式には、モザンビークの大統領、運輸通信大臣に加え、ザンビアとマラウイからも大統領が参加するなど、各国の関心の高さが示された。
- ◎ **ベトナム・ホーチミン市の都市鉄道1号線の開業【①③】**：ベトナム「ホーチミン市都市鉄道

建設事業（ベンタインースオイティエン間（1号線）」（円借款）において建設を支援した都市鉄道が2024年12月に開業。開業式典には、同市党委書記や人民委員長も出席し、ベトナム国内及び日本国内でも大々的に報道された。ホーチミン市初の都市鉄道であることに加え、多くの住宅や商業施設のある都心部を通る2.5km（3駅分）は地下を走り、ベトナム初の地下鉄である。また、同路線の鉄道システムには日本の標準規格が採用されており、安全装置を装備した日本の車両や信号システムに加え、駅では転落防止に役立つプラットフォームのスクリーンドアが導入されている。

- ◎ **大洋州地域の連結性強化に貢献【①②】**：2024年8月にパラオ「ミナト橋架け替え計画」、同7月にマーシャル「アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）」、同9月にミクロネシア「ポンペイ港拡張計画」、フィジー「主要空港航空安全設備整備計画」、2025年8月にトンガ「ファモツ国際空港整備計画」（いずれも無償資金協力）のG/Aを締結。これらの案件は2024年7月に行われた第10回太平洋・島サミット（PALM10）の公約にある技術と連結性に貢献するものであり、これらインフラ整備を行うことにより、大洋州地域の連結性の強化に貢献。
- ◎ **ASEAN諸国の海上保安能力の強化支援【①②④】**：FOIPの実現に貢献するとともに、「海洋基本計画」（2023年4月28日閣議決定）が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の具現化を図る取組として、海上保安庁の協力を得て、インドネシア・フィリピン等を中心としたASEAN諸国の海上保安能力の強化を支援した。インドネシアにおいては、2024年3月に「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）のG/Aを締結したほか、2024年6月に「インドネシア海上保安機構能力開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始。インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）に対し、大型巡視船を整備するとともに、BAKAMLAの人材育成制度の確立、研修実施能力の強化、組織間調整能力の強化を支援することにより、インドネシアの海上法執行能力の強化、同国の海上安全の向上に貢献した。フィリピンにおいては、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ2）」（円借款）により、フィリピン沿岸警備隊（PCG）に対し、97m級多目的船2隻の整備を支援。技術協力による海上保安能力の向上支援も行ったほか、2024年6月には「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ3）」（円借款）のL/Aにも調印した。その他、ベトナムやマレーシアにおいても、海上保安機関の能力向上に係る技術協力を展開しており、マレーシアにおいては、日本の長年の協力に対して、マレーシア海上法令執行庁から累次にわたり感謝の意が表されているほか、設立20周年を記念して発刊された書籍にも日本の貢献が随所に記された。また、本分野の人材育成については研修事業の活用を積極に模索することとし、課題別研修の充実を図るとともに、実施中プロジェクトにおいても研修スキームを戦略的に利用して技術移転を行っている。

(2) SDGs達成に向けた貢献

運輸交通分野においては、資金協力による運輸交通インフラの整備や改修、技術協力による都市交通や港湾開発といった運輸サブセクターにおける長期計画の策定、公共交通の推進や改善に向けた具体的な施策の実施、組織能力の強化や人材育等を通じて、SDGsターゲット9.1（持続可能かつ強じんなインフラ開発）、ターゲット11.2（すべての人々に安全かつ安価で容易に利用できるアクセス提供）に貢献し、SDGsゴール9「強じんなインフラ構築、包摂的かつ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGsゴール11「包摂的で安全かつ強じんで持続可能な都市及び人間居住の実現」の達成に貢献した。また、交通安全にも取り組み、SDGsターゲット3.6（道路

交通事故による死傷者の半減)にも寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間において、交通分野ではジェンダー主流化の推進に取り組んだが、一般的に運輸交通分野を所掌する開発途上国関係機関では男性職員比率が高く、女性職員の数が限られることから女性の事業参画促進に課題があった。このため、案件形成段階の現地調査から協力相手機関上層部に女性職員への研修機会提供について働きかけ、合意を得たうえで協議議事録等に明記するなどの対応を行った。また技術革新の急速な進展により、最新技術の把握と開発途上国への適用可能性の見極めは依然として高いハードルとなっている。また、事業の実施にあたり、国内の民間企業の技術やノウハウを海外案件へ活用することは重要であるものの、必ずしもすべての企業が海外展開に強い関心を有しているわけではない。そのため、機構側のニーズと企業側の関心・事業戦略とのマッチングには依然課題が残っている。これらの課題に対し、2026年度は国内にも拠点を有する機構の強みを最大限活用し、国内リソースの発掘と連携強化に重点的に取り組む。

No.1 ウ 資源・エネルギー

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、ASEANや中央アジア、アフリカを含めた全世界50か国以上において、すべての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援、及び鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を実施した。それらの支援に際しては、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **ロシアによる侵攻を受けたウクライナの越冬を支援【①③】**：ロシアの攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、大規模な停電が続いていたウクライナに対する越冬支援として、「緊急復旧・復興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、2022年内に25台の大型発電機を、2023年2月初旬までに237台の発電機を迅速に供与。また、「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、リビウ、ヴィンニツァ地域等の20万世帯に裨益するガスタービン2台の供与、ドニプロ市約27万人に裨益する小型発電機143台の供与、教育施設や研究機関向けの小型発電機102台、オデーサ州チョルノモルスク港向け移動電源車6台の供与等を行い、侵攻により苦難に直面するウクライナ市民の生活向上に貢献した。
- ◎ **ラオス初の海外投融資事業による再生エネルギー支援【①】**：ラオスの海外投融資第一号案件として2023年2月に「モンスーン風力発電事業」（海外投融資）の融資契約に調印。東南アジアで最大規模、かつラオス初のIPP風力発電事業（民間事業者が独立電力事業として風力発電設備の建設・運営を実施するもの）であり、本事業を契機に民間事業者が同国の風力発電事業向け投資を活発化させることが期待されるほか、同国の電源多様化、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に加え、ベトナムへのクロスボーダーの売電事業であることから、メコン地域の連結性強化にも資する。
- ◎ **脱炭素化に貢献する海洋温度差発電の導入を推進【①②④】**：「マレーシアにおける革新的な海洋温度差発電（OTEC）の開発による低炭素社会のための持続可能なエネルギーシステムの構築」（科学技術協力）により、ハイブリッド海洋温度差発電プラントの試運転を完了。ハイ

ブリッド海洋温度差発電は、クリーンでかつ安定供給が可能な電源であるのみならず、発電の副産物として飲料水を製造することができ、気候変動に対する適応策ともなる革新的な技術。マレーシアでは、協力終了後も、日本・マレーシアが協力して引き続き同発電の研究を継続していく予定であるほか、サラワク州やサバ州にて社会実装のためのプラント建設が検討されている。なお、海洋温度差発電は、クリーンエネルギーとして脱炭素化の推進のため、2024年7月に開催されたPALM10の共同行動計画でも「導入を検討する」として盛り込まれ、注目を集めている。

◎ **エネルギー・トランジションのための計画策定・人材育成の推進【①②】**：

- ソロモン「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援した再生可能エネルギーの導入に係るロードマップが、2022年7月、同国政府により正式に採用される旨が対外発表された。
- バングラデシュ「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）において策定を支援した「統合エネルギー・電力マスタープラン2023」が2023年11月にバングラデシュ政府に承認された。本マスタープランは、エネルギー構造の低・脱炭素社会の実現に向け、省エネを図りつつ高度技術の導入を積極的に進める方針を示しており、マスタープランの実施と定期的な見直しを通じて、新しい技術や制度など世界の最新動向を取り込みながらカーボン・ニュートラル社会に向けたトランジションを進めていくことが期待される。
- その他、インドネシア、ラオス、カンボジアでエネルギー・トランジション政策・計画の策定支援を実施。本支援を通じ、再生可能エネルギーの導入のみならず、水素などの次世代技術の導入可能性も検討した。

◎ **オファー型協力によりマダガスカルの鉱業開発を促進【①③】**：マダガスカルでは、ニッケル・コバルトを産出する「アンバトビープロジェクト」が実施されている。日本のニッケル地金輸入量の17%を同プロジェクトが占める重要なプロジェクトであり、日本政府及び機構は同プロジェクトの円滑な実施を推進すべく、オファー型協力の枠組みなどを通じて、プロジェクト周辺インフラ（港、水道、電力等）を整備する。今般、上記プロジェクトの操業にも重要な役割を果たす鉱業分野人材の育成についても協力を行うべく、「鉱物資源人材育成に係る基礎情報収集・確認調査」を実施し、後継の技術協力プロジェクトの実施に向けた準備を開始した。なお、「資源の絆プログラム」（長期研修）の帰国研修員がマダガスカル鉱山局長として活躍し、これらの協力において重要な役割を果たした。

◎ **長期研修員と連携し、レアメタル安定供給に資する協力を推進【①④⑤】**：「資源の絆プログラム」では、第5期中期目標期間において100名の長期研修員受入を実現する見込み。世界的に資源ナショナリズムが蔓延する中、大学で構築される信頼関係は貴重であり、開発途上国からも「日本となら共同調査を進めたい」という反応がある。機構は長期研修員や帰国研修員と連携し、レアアースやレアメタル、ベースメタルの安定生産、供給を目指している。経済安全保障の観点では、重要鉱物の安定供給確保は重要課題の一つである中、2025年度は、フュージョンエネルギーや次世代原子力等に必要なベリリウムについて、マダガスカルとモザンビークの帰国研修員と連携し、情報収集・確認調査として鉱床調査を開始した。加えて、ベリリウムの精錬技術の開発やサプライチェーン構築を目指す日本のスタートアップ企業と帰国研修員とのネットワーキングを支援した。2025年12月には、マレーシアにおいて、重要鉱物資源に係る調査及び開発計画策定能力の向上を目指す技術協力プロジェクトのR/Dを締結、

2026年2月に案件を開始した。本事業は日本での注目度が高く、複数の日本メディアで報道されたことから、日本の開発協力への日本での理解促進へも寄与した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

資源・エネルギー分野においては、エネルギー・トランジション・マスタープランの作成支援や次世代脱炭素技術の開発と社会実装の促進と人材育成、パワープール構想の実現促進、トランジションに必要な鉱物資源のサプライチェーン構築に向けた人材育成や調査を通じ、SDGsターゲット7.1（2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する）、ターゲット7.2（2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる）、ターゲット7.a（2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する）に貢献し、SDGsゴール7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

石炭をいかに転換するかが重要なテーマである。電力については、短期的には水力や天然ガス/LNG、中期的には次世代原子力、長期的には最終解になり得るフュージョンエネルギー等に転換されると想定し、案件形成や協力戦略の検討を行った。水力についてはASEAN、南アジア、中央アジア、アフリカ、中南米、大洋州で有望案件の抽出を行った。今後は資金協力の案件形成につなげるとともに、民間投資促進に向け、企業との連携を進める。次世代原子力については、ASEAN等を中心に、各国の社会実装に向けた動向やニーズ等を情報収集・確認調査での分析に着手した。また、「GX長期研修プログラム」で長期研修員の受入れを開始した。今後は、原発事故を経験した国の援助機関として「安全」に注力した人材育成を中心とした協力戦略を策定・実施していく。フュージョンエネルギーについては、大学やスタートアップと協働しつつ、開発に必要なベリリウムサプライチェーン構築に向けた探査を行うための情報収集・確認調査に着手した。加えて、「GX長期研修プログラム」で長期研修員の受入れを開始した。日本のフュージョンエネルギーの要素技術は世界トップクラスであるものの、若手研究者が不足している状況にある。長期研修員を増やしつつ、開発途上国と共同研究できる体制の構築を促進する。

No.1 エ 民間セクター開発

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、全世界75か国において、開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を実施した。それらの支援に際しては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進のためのスタートアップ・エコシステムの強化、本邦連携、投資促進を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ Project NINJAにより様々な国においてスタートアップ支援及び現地企業の実能力強化を実施

【①③】：Project NINJA（Next Innovation with Japan）によるスタートアップ・エコシステム構築支援の一環として、デモデイ等の公開イベント、ビジネスコンテスト、アクセラレーションプログラム、スタートアップ・エコシステムが発展している国へのスタディツアー等を実施し、様々な形でスタートアップ支援を実施。支援したスタートアップ企業は2025年度末時点で1,134社にのぼった。支援した企業の中には、自身で資金調達を行うことができるように

なった会社も多く、南アフリカのスタートアップ2社がNEC XON社と連携開始に向けた覚書を交わすなど、日系企業との連携に発展した事例も出てきている。ナイジェリア等ではスタートアップ法の実行環境整備、現地向けファンドの組成、スタートアップ支援設備の整備等のスタートアップ・エコシステム強化を一体的にオファー型協力として協力することで、包摂的な雇用機会創出及び持続的な産業発展等に寄与した。

- ◎ **海外投融資によりスタートアップや新興企業の育成に寄与【①②】**：開発途上国のスタートアップや新興企業の育成を支援するため、様々な円借款や海外投融資を実施した。2024年9月に出資契約に調印した「新興企業成長支援投資事業」（海外投融資）は、東南アジア地域の新興企業へ投資を行うファンドへの出資を通じて、新興企業の金融アクセス改善を図り、同地域の新興企業の発展・拡大に寄与するものであり、同ファンドの投資先企業と日本企業のマッチングを促進することで、日本企業の海外展開を推進することも期待される。アフリカに対しては、出資契約を2023年3月に調印した「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」（海外投融資）において、社会課題の解決に取り組むアフリカ地域の新興企業に対し資金供給を行うことにより同地域の産業振興と社会課題の解決を図り、同地域の持続的な経済成長に寄与。インドに対しては、2024年2月に、ハイデラバードを中心とするテランガナ州において、起業家や中小零細企業向けの能力強化、インフラ整備、事業化支援等に係る支援等を行うインド「テランガナ州における起業・イノベーション促進事業」（円借款）のL/Aに調印。女性や地方住民等を含む起業家の発掘や、起業の促進、企業の事業拡大を促進することにより、包摂的な雇用機会創出及び持続的な産業発展等に寄与している。
- ◎ **様々な協力の相乗効果によりバングラデシュ経済成長・発展に寄与【①③④】**：バングラデシュ経済特区庁（BEZA）の経済特区開発・運営・投資促進能力の強化やワンストップサービスの地方展開を図る「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、円借款でのインフラ整備や海外投融資による運営会社への出資も行っているバングラデシュ経済特区においてワンストップサービスセンターを設置し、入居する企業向けのコンサルテーション等を実施。加えて、実施中の「外国直接投資促進事業」（円借款）では日本企業向けのツーステップローンを供与し、本邦企業のバングラデシュ及びバングラデシュ経済特区への進出を後押しした。その結果、本邦企業4社を含む12社が入居するなど、本邦含む外国企業からのバングラデシュへの外国直接投資の増加といった成果を得た。また、「MIDI総合開発計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）において、ベンガル湾産業成長地帯構想（通称：BIG-B構想）の下、モヘシュカリ・マタバリ地区の産業及びインフラ開発におけるマスタープランの策定とともに実施能力強化を支援。港湾、道路、鉄道、エネルギーハブ、経済特区等の整備を進める地域総合開発計画としてのマスタープランの策定に貢献した。
- ◎ **日・バングラデシュ経済連携協定の締結を促進し、両国の経済的つながりを強化【①③】**：後発開発途上国（LDC）卒業を2026年に控えるバングラデシュにとって、縫製業に依存した経済構造からの脱却が必要であり、既存の貿易環境を保ち、経済インパクトを最小化するため、経済連携協定（EPA）締結により、同国の産業振興を促進していくことが必要となっていた。係る状況を踏まえ、日本・バングラデシュ両国政府間のEPA交渉が円滑に進むよう、バングラデシュ関連省庁職員を対象とした本邦研修を実施した。日本政府及びJETROとの緊密な連携の下、バングラデシュ側が抱える原産地規則やサービス貿易等の経済連携協定に係るノウハウの不足といった課題の解決を図り、また日本の経済団体や企業との意見交換及び工場や物流拠点等の視察を通じ、円滑な交渉に向けた、能力強化に貢献した。2025年12月には、

日本政府とバングラデシュ政府が日バングラデシュ経済連携協定（EPA）の大筋合意に至ったことが発表された。

- ◎ **日印のビジネス交流促進プラットフォームの形成を支援【①②】**：「インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、実施機関であるインド工業連盟（CII）とともにアクセラレーション・オープンイノベーションプログラム「ICONN-NINJAインドプログラム」を実施。本プログラムは、革新的な技術やソリューションを持つインドのスタートアップが、日本の大企業（DENSO、NEC、村田製作所）との協業を目指すのが特徴であり、日インド政府が推進する「日印産業競争力パートナーシップ（IJICP）」における取組の一つに位置づけられている。
- ◎ **モンバサ経済特区の開発を通じFOIPの実現に貢献【①③】**：2022年6月にG/Aを締結したケニア「ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画」（無償資金協力）、同「モンバサ経済特区開発事業」（円借款）、同「モンバサ港周辺道路開発事業」（円借款）等によるインフラ開発支援、及び経済特区庁への専門家派遣等により、モンバサ経済特区の開業を総合的に支援した。これらの案件は、FOIPの中で、東アフリカとの連結性を高める重要案件に位置づけられ、ケニアにおいては国家開発計画「Vision 2030」の優先案件として同計画の実現に貢献する事業に位置づけられている。
- ◎ **カイゼンの普及を通じてアフリカ国内企業の競争力向上に寄与【①②③④】**：カイゼンアプローチの普及として、アフリカ域内の4つのカイゼン普及機関を Center of Excellence（CoE）として指定、これらCoEを通じた域内各国への協力を推進した。併せて、アフリカ・カイゼン年次会合やアフリカ・カイゼン・アワードの開催に加え、約100のケースデータから具体的生産性向上等の成果事例、ディーセントワークへの貢献具体事例の30件の整理・発信などを行い、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）を軸として、カイゼン及び中小企業支援の普及をアフリカ44か国へ拡大してきた。加えて、外部パートナー連携としてアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）に加え、アフリカ連合委員会（AUC）、国際労働機関（ILO）、国連工業開発機関（UNIDO）などの開発協力機関とも連携し、アフリカ各国企業の競争力向上に貢献してきた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

民間セクター開発分野においては、アジアにおける投資促進と産業振興、アフリカ企業の競争力向上と従業員のディーセントワークへの貢献、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援、持続可能な観光開発を通じて、SDGs、ゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国の民間セクターの成長を促進するために必要となる資金へのアクセスをいかに改善するかが課題となっている。この課題に対して、金融アクセスの改善や民間資金動員の促進に取り組む。これまで、開発途上国の社会課題解決に貢献するビジネスが継続的に創出されるために必要なスタートアップ・エコシステム構築支援策について、ナイジェリアを中心に技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を進めてきた。今後とも、技術協力と資金協力の連携も含め、途上国の民間セクターにおける資金調達に係る課題への取組を進める。

No.1 オ 農林水産業・農村開発

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、102か国において、農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を実施した。それらの支援に際しては、持続的かつ包摂的な農業・農村開発（水産業及び畜産業を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む）及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **ロシアによる侵攻で被害を受けたウクライナの農業復興に貢献【①③】**：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、灌漑水路補修向けの機材、農業訓練学校向けの実習用機材等の整備を実施した。また、生産性増大に向けた試験栽培用種子の供与、生産回復に重要な農地のアセスメント、他パートナー機関の協力が限定的な小規模園芸農家や女性農家向けの能力向上等を実施した。これらの協力により農業生産が回復し、農家の所得の安定化も期待される。
- ◎ **ASEAN地域でのフードバリューチェーン（FVC）振興を通じ連結性を強化【①②】**：ASEAN共同体を対象とした「ASEAN-JICAフードバリューチェーン開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、国境を越えてASEAN地域全体でのFVC振興に向けた体制・環境づくり（生産工程管理、残留農薬分析、養殖生産工程管理、官民連携等）を目指すとともに、加盟各国とのネットワークを強化し、さらには日本企業の東南アジア地域の農業・食品産業への事業展開を支援した。本プロジェクトは、ASEAN地域における強じんを持続可能な農業及び食料システムを構築するために日本の農林水産省が推進する、日本の協力イニシアティブ「日ASEANみどり協力プラン」にも貢献するものとして位置づけられている。
- ◎ **SHEPアプローチの世界展開により所得向上に貢献【③】**：アフリカへの支援を通じて確立したSHEPアプローチをアジア、中東、中南米等の地域へ展開。SHEPアプローチは、野菜や果物を生産する農家に対し、「作ってから売り先を探す」から「売れるものを作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すものであり、2025年度末時点で、アフリカ、アジア、中東、中南米を含む60か国以上の国々で展開している。その結果、対象とする農家の所得が約60%向上するなど、大きな成果を発現している。
- ◎ **多くの援助機関との協働によりアフリカ各国の稲作振興を推進【②】**：機構とアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for Green Revolution for Africa）のイニシアティブの下、アフリカ32か国を対象に、19の援助機関・地域経済共同体（RECs）とともにコメの生産量倍増を目指すアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）を推進。対象国中27か国で第2次稲作開発戦略書（NRDS2）を作成したほか、同戦略を推進するための事業計画（コンセプトペーパー）、モニタリング枠組みの確立とベースラインデータの取得を多くの国で進めている。その結果、コメの生産量は2018年時点の2,800万tから、3,800tに増加した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献を図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包摂的なFVCの構築」、「稲作振興」、「水産ブルーエコノミー振興」、「持続可能な畜産振興」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGsゴール1「貧困をなくそ

う」、ゴール2「飢餓をゼロ」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」に貢献するとともに、SDGsゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール12「つくる責任つかう責任」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」にも貢献する。

(3) 事業上の課題及び対応方針

農林水産業・農村開発分野においては、治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断や、自然災害・異常気象といった外的要因の影響を受けやすいこと、さらに地域ごとに自然・社会条件が大きく異なることから、事業ごとに求められる対応が多様かつ複雑であるという課題がある。第5期中期目標期間においては、これらの課題に対し、自然・社会条件が比較的近似する地域単位での資源循環や自立分散型の取組によるサプライチェーンの寸断リスクの軽減、灌漑設備の整備による水資源の効率的活用や、SHEPアプローチ、FVCの構築、デジタル技術の活用によるリスク予見の高度化等の取組を通じ、外的リスクの軽減と事業効果の向上を図っている。また、依然として気候変動への対応は喫緊の課題であることから、適応策を中心とした取組を一層強化しつつ、第6期中期目標期間においては、農村地域の貧困削減及び食料の安定供給の実現に向け、これらの取組を着実に推進していく。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略2018、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を受けた人数（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）	600万人	721万人	142万人	154万人	246万人	179万人	(120万人)
【指標2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000人	9,529人	1,142人	2,456人	4,962人	969人	(850人)
【指標2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goal 4（特に4.1、4.5）関連）	1,000万人	1,054万人	84,200人	570万人	185万人	291万人	(83万人)
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）**3			20,987	20,192	19,266	18,942	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

³ 報告年度分の支出額は暫定値。

3. (3) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等脆弱な立場に置かれた人々を含むすべての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 保健医療

平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルスの感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。

イ 栄養

低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。

エ 社会保障・障害と開発

子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。

オ スポーツと開発

すべての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念の下、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。

中期計画：

2. (1) ②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 保健医療

新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強じんて包括的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力にあたっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養等ほかの開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、UHCの達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHCの達成に不可欠な医療保障制

度の強化にも取り組む。

イ 栄養

栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力にあたっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向け、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力にあたっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善（「みんなの学校」等）、女子教育に焦点を当てた教育機会の拡大及び教育施設の拡充、日本の教育の特長を活かした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動（学級会、清掃等）、音楽、体育等の普及にも取り組む。高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学とのネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。協力にあたっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。

オ スポーツと開発

幸福で精神的に豊かな生活を営める社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、すべての人がスポーツを楽しめる環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力にあたっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況（SDGs Goal 3関連）

【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的または複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）

【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）

【指標2-7】人々が関心に沿って属性にかかわらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：S

根拠：根拠：過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（令和6年11月26日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

4. 業務実績

No.2 ア 保健医療

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、アジア・アフリカ・中南米地域や中東・欧州等において、平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築支援を実施した。それらの支援に際しては、新型コロナウイルスの感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたUHC達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **ウクライナ及び周辺国の保健医療体制の復旧・強化【①③】**：ロシアによる侵攻で被害を受けた医療環境の復旧・改善に向け、「緊急復旧計画」及び「緊急復旧計画フェーズ2」（いずれも無償資金協力）を通じて、キーウ市及び地方中核都市の拠点病院計10か所にCTやMRI等の画像診断機器を整備するとともに、外傷による手術への対応力を高めるため手術用顕微鏡を配備した。奪還地域でのプライマリ・ヘルスケアの実施に向けた復旧・復興支援計画の策定を後押しし、保健省次官らに対し日本の災害医療管理体制の学習機会を提供したほか、緊急的な医療サービスの回復・改善を目指し、必要となる医療機材を含む無償資金協力の形成、災害医療に係る研修、病院復旧に係る情報収集といった複数の事業を迅速に立ち上げ、実施した。周辺国では、約60万人の避難民を受け入れるモルドバにおいて、医療機材の維持管理体制を強化し、バイオメディカルエンジニア等の研修モデルを構築して医療機材の保全能力を高めた。さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の実施体制と役割分担・手順の共有により、緊急事態対応に向けたモルドバ版DMATの設立準備を支援した。加えて、モルドバに対する無償資金協力「医療体制強化計画」のG/Aを締結し、危機下における医療提供能力の拡充に切れ目なく貢献した。
- ◎ **保健システム研究に係る世界最大規模の国際会議を日本で開催【①②③④】**：2024年11月、機構は長崎大学などと共催し、Health Systems Global（HSG）が主体となる「第8回保健システム研究グローバルシンポジウム」を長崎市で開催した。本会議は保健政策・システム研究に特化した世界最大のものであり、日本初開催となった今次会議には世界113か国・地域から1,500名を超える研究者・実務者が参加した。機構は開催地運営委員会の一員として日本招致と全体企画に貢献し、8件のサテライトセッションの主催、各種セッションやミニイベント、展示ブース等を通じて日本政府のグローバルヘルス戦略やG7広島首脳コミュニケに資する取組を発信し、研究・政策・実務の結節点としての国際ネットワーク形成に寄与した。なお、本会

議は、地域と連携した市民講座や離島スタディツアーなどの取組が評価され、2026年1月に日本政府観光局（JNTO）の「2025年度国際会議誘致・開催貢献賞（国際会議開催の部）」を受賞した。

- ◎ **G7広島サミットで打ち出された政策の具体化と民間資金動員の枠組み強化【①②③】**：公衆衛生危機への備えを制度面から支えるため、公衆衛生危機スタンド・バイ借款及び成果連動型借款を創設し、G7の開発金融機関とともに健康危機時のサージファイナンス協力に関する共同声明を発表した。さらに、日本が主導しG7広島サミットで承認、国連総会の機会に立ち上げられた「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（Triple I for GH）」に創設メンバーとして参画し、世界保健総会のサイドイベント登壇等を通じて優良事例を共有した結果、WHO Foundation等がインパクト投資を通じた低中所得国の健康改善の目的で参加し、同イニシアティブの参加機関は2025年3月末時点で109機関へと拡大した。これにより、民間資金の動員による持続的な資金調達の裾野が広がり、UHCの達成と健康危機対応に資する革新的資金アーキテクチャの前進が期待される。また、ヘルス・イノベーションの促進に関し、日本製「Mpox（サル痘）ワクチン」の国際共同臨床研究の実施促進を支援し、国際的な研究枠組みの推進に貢献した。
- ◎ **UHCの達成に向けた保健財政・政策実行の支援（緊急支援円借款/政策借款/協調融資の連動）【①②③】**：新型コロナウイルス感染症によって脆弱化した保健医療システムと各国の財政ニーズに応えるため、日本政府が創設した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」を着実に実施し、2022年度は9か国に対し2,253億円を承諾、累計では21か国6,048億円に達して各国の医療保健分野を含む財政を下支えした。政策面では、セネガル（2022年6月L/A調印）、コートジボワール（2022年5月L/A調印）、エジプト（2023年3月L/A調印）で開発政策借款を形成・実施し、技術協力と組み合わせて医療保障制度や保健サービス提供の政策アクションの実行を後押しした。また、エジプト・スーダン・タイの複数国間で学び合いを促進し、政策運用の改善に資する知見交換を行った。さらに、フィリピンでは「ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム」（円借款）のL/Aを2025年3月に調印。感染症検査、母子保健、非感染性疾患等に関する機構の技術協力で積み上げた政策アクションの実施をアジア開発銀行（ADB）等との協調融資により支援することで、日本が2022年から2025年に官民合わせて表明した75億ドル規模のUHC貢献の実現に寄与し、他のパートナー機関の資金も活用したスケールアップを可能とした。加えて、米国国際開発庁（USAID）及び韓国国際協力団（KOICA）との三者覚書をガーナ北部5州で締結し、首都アクラから遠隔でアクセスが困難な地域のUHC達成に向け、相互のノウハウ・資源の有効活用を図る援助協調の枠組み化を初事例として実現した。
- ◎ **技術協力の結果、4か国で国際緊急医療チームの国際認証獲得【③④】**：タイをベースにASEAN10か国において機構が実施した「ASEAN災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動の結果、4か国で国際緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team）の国際認証を獲得したほか、9か国で国内のEMTの立ち上げに至った。これらEMTは、トルコ南東部を震源とした地震やバヌアツで発生した地震、台風ヤギによる被災支援で活躍したほか、2025年3月に発生したミャンマー地震では、タイ、フィリピン、インドネシア、シンガポールのEMTが活躍した。これらの活動が評価され、同事業は、世界中の災害医学や救急医学、危機管理学等の学術関係者と医療従事者の知見を結集し、災害時の保健医療体制の強化を目的として開催される学術集会WADEM2025（第23回世界災害救急医学会）にて、災害救急医療の分野で優れた功績を残した団体や事業に贈られるHumanitarian

Award for Excellence in Disaster Managementを受賞した。

- ◎ **新興・再興感染症に備えるネットワーク強化と知見共有の加速【②】**：パンデミック等の健康危機は一国のみの対応では不可能であるとの認識の下、平時から地域機関・各国拠点とのネットワークを強化した。アフリカ疾病予防管理センター（CDC）と共催し、ガーナ野口記念医学研究所、ケニア医学研究所（KEMRI）、ナイジェリアCDC、コンゴ民主共和国国立生物医学研究所（INRB）等の参加を得て、検査室の質保証やバイオセキュリティ・バイオセーフティに関する知見共有ワークショップを開催した。また国内関係機関との連携として、国際医療研究センター（NCGM）内国際感染症センター、国立感染症研究所、機構の三者合同セミナー「薬剤耐性対策の国際展開」を開催し、ライブで約120名、オンデマンド希望を含め登録者340名超の参加を得て、薬剤耐性対策の国際展開に関し広く発信した。これら、関係機関のネットワークを強化する目的で、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）でのサイドイベント共催、NCGM、国立感染症研究所とのアフリカCDC訪問と、アフリカCDCの国立健康危機管理研究機構（JIHS）訪問をアレンジした。この結果、JIHSとアフリカCDCが2026年3月に連携協定を締結。機構がアフリカ各国の拠点機関と日本の関係機関をつなぐ橋渡しとなり、今後の連携を議論する関係が構築された。
- ◎ **母子保健における家庭用保健記録（母子手帳）の国際標準化・普及・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進【①②③】**：開発途上国で妊娠・出産期から新生児・乳幼児期に至る重要情報が家庭で参照可能な形で整理・記録されていないという課題に対し、機構は世界保健機関（WHO）・国連児童基金（UNICEF）と共同で「母子の健康のための家庭用保健記録実施強化ガイド」を策定・発表し、機構の母子保健協力、とりわけ母子手帳に係る知見を反映した。ガイド活用の促進に向け2023年4月・5月に開催された2つの国際会合では、計80か国400名以上に周知され、保健システム研究の国際学会や各種シンポジウムでも活用が発信された。国別には、ガボン及びブータンで母子手帳の電子化を試行し、2024年度には16か国で母子保健分野の協力を展開、シエラレオネとルワンダで新規開始した。さらに、フィリピンの第14回母子手帳国際会議での経験共有、インドネシアでの国際研修（7か国21名参加）、長崎の保健システム研究グローバルシンポジウムでの母子保健関連イベントの実施を通じて、継続的ケアの質向上と人材育成に注力し、特にDXによる付加価値を提供した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

保健医療分野においては、引き続き公衆衛生上の危機に備える観点から感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を行うとともに、母子健康手帳を活用した母子保健サービスの強化を複数国で開始することなどを通じて、SDGsターゲット3.1（世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する）、ターゲット3.2（すべての国が新生児死亡率を出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳未満死亡率を出生1,000件中25件以下まで減らす）、ターゲット3.3（エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する）に貢献した。また、強じんな保健サービス提供体制及び保健財政の強化を通じ、ターゲット3.8（すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する）に貢献することで、SDGsゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間において、前半は新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応といった

課題があり、JICA保健イニシアティブによる対応を行った。後半は、引き続き将来の健康危機に向けた予防、備え及び対応の改善という課題に加え、2030年の目標に向けたUHC推進の加速、グローバルな保健開発援助削減、それを受けての各国保健財政の困難とグローバルヘルス関係機関の改革といった課題があるところ、2026年3月に改訂したJICAグローバル・アジェンダ（JGA）戦略に基づく強じん・公平・持続可能な保健システムの強化を実施していくとともに、第6期中期目標期間に向けて気候変動などの新たな地球規模課題への対応を実施していく。

No.2 イ 栄養

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、アフリカ地域を含む世界29か国において、低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を実施した。それらの支援に際しては、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **パリ栄養サミット及びプレイベントにおける貢献【①②】**：2025年2月には機構がロンドン大学衛生熱帯医学大学院及び学校保健栄養コンソーシアムと共催し、「子どもたちのより健康な8,000日のための質の高い学校給食と食育の実現に向けて」を開催して353名が参加。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）、インドネシア・エジプトなどの開発途上国政府、静岡県袋井市を含む多様な登壇者とともにより良い給食・食育の提供方策を議論した。続いて3月には「健康的な食事の実現に向けた食料システムの役割は何か？」と題するプレイベントを開催し、31か国から延べ136名が参加、IFNAの10年を振り返りつつ、栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFAアプローチ）を紹介し、国連食糧農業機関（FAO）、国際植物資源遺伝研究所、マダガスカル政府、民間（Koko Plus Foundation）からの取組共有を通じて農業分野が食料アクセス改善を通じて栄養改善に貢献できる点を関係者間で確認した。さらに2026年3月末のパリ栄養サミットでは、日本政府、オランダ政府、Finance in Common Summit関連の3件のサイドイベントに機構の上級審議役が登壇し、国連機関、開発金融機関、アフリカ政府高官らと並んで機構の栄養協力、栄養のモニタリングツール、栄養改善に向けたファイナンス協力について発信した。
- ◎ **技術協力を通じて子どもの栄養状態を改善【③④】**：2019年から2024年まで実施したマダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、対象3県で栄養コア人材611名を育成し、各家庭の食事の栄養状態を見える化して営農行動の変容を促すフード・トラッキングツールの開発・活用、州ごとの栄養不良の様態とマルチセクトラル介入の量・質のギャップを可視化するギャップ分析の実践などの工夫を盛り込んだ。介入前の2021年と介入後の2023年を比較したインパクト評価では、乳幼児の最低食事多様性の達成率が22%から27%へ、月齢に応じた最低食事頻度の達成率が55%から89%へ、下痢の発生率が17%から3%へと改善が確認され、ビタミンAを含む野菜や豆類の自家消費の増加、簡易装置と石鹸を使った手洗い行動の普及が効果に寄与したことが示唆された。ギャップ分析は栄養分野の援助協調を推進するScaling Up Nutrition Movementから高く評価され、現場での成果が政策・連携の加速にもつながった。さらに2024年に事業を終了したナイジェリア「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、首都の特別行政区域で栄養コア人材605名を育成し、家庭の食料在庫や現金の見える化に基づく行動変容、夫婦での研修参加の義務化、社会的行動変容コミュニケーション（SBCC）の実践を組み合わせ、コミュニティ

全体で食の多様性が改善し不足しがちな栄養素を多く含む食品の摂取頻度が上がるなど、バランスの取れた食事の実現と年間を通じた食料の持続的確保への貢献が認識された。

- ◎ **円借款を通じ子どもの低栄養改善に向けた取組を強化【③】**：新型コロナウイルス感染拡大の社会経済的影響が深刻なエクアドルにおいて、2022年10月に調印した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」により、社会保障、雇用回復、保健（子どもの低栄養改善）に関する政策制度の改善を支援した。同国では5歳以下の約4人に一人が低栄養状態という喫緊の課題を抱え、特に先住民が多く居住する貧困率の高い県で慢性的低栄養の増加が懸念されていたが、「国家開発計画2021-2025」が掲げる低栄養改善、早期幼児教育や託児プログラムの拡充などの主要政策の実現に本借款が貢献し、30万人以上の母子の栄養改善が期待されている。
- ◎ **栄養素ギャップに基づいて食料アクセス改善を支援するアプリを開発【①②③】**：食生活の栄養素ギャップを評価し、その結果に基づき栽培すべき作物や摂取すべき食物を推奨するモバイルNFAアプリを開発した。これはIFNAが提案する「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA）」を、栄養の知見が薄い農業普及員でも簡易な栄養評価に基づく営農指導・栄養指導へ結びつけられるように具現化したDXツールであり、2022年度にはエチオピアでUNICEFと連携してコミュニティレベルでの適用検証を終え、2024年度にはアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と共同でガーナ、セネガル、マラウイ、ザンビアでユーザーテストを重ねて機能改善を行い、複数国で段階的な実証及び実証計画が進行している。FAO、世界食糧計画（WFP）、国際農業開発基金（IFAD）、UNICEF、Scaling Up Nutritionからも関心が寄せられ、将来的に国際機関による活用が期待される。
- ◎ **インドネシアへの学校給食の改善を支援【①③】**：2024年10月に就任した新政権が掲げる無償栄養給食プログラムの2025年1月開始を見据え、学校保健・栄養に携わる人材育成のため国別研修「食育を通じた子どもの健やかな成長促進」を2024年9月に実施し、関係8機関から14名（うち5名はインドネシア政府予算で部分参加）を招へいた。本協力は日本・インドネシア両国内で幅広く報道され、2025年1月に行われた石破総理（当時）とプラボウォ大統領の首脳会談でも学校給食分野での協力が言及されるなど、政策実装に向けた連携基盤の形成に資することとなった。
- ◎ **栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）の運営を通じて、開発途上国の国民の栄養改善を目的とした栄養改善ビジネス国際展開支援事業を実施し、官民連携を強化した。**同事業では、2022年度から2025年度にかけて、インドネシア、ベトナム、フィリピン、リベリア、マラウイ、モーリタニア等を対象に、民間企業が実施する9件のプロジェクト実施を支援した。また、NJPPPとして、開発途上国における栄養改善へ向けた民間企業の役割などをテーマにしたセミナーを5回開催したほか、日本政府主催のパリ栄養サミット・サイドイベントにも登壇し、これまでのNJPPPの取組を発信した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

栄養分野においては、プライマリ・ヘルスケアを通じた栄養改善、特に妊産婦の栄養指導や貧血予防、新生児・乳児への微量栄養素補給、成長モニタリング、適切な母乳・補完食の推進に取り組む技術協力を通じ、SDGsターゲット2.2（2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う）、ターゲット3.1（2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万当たり70未満に削減する）、ターゲット3.2（すべての国が新生児

死亡率を少なくとも出生1,000当たり12以下まで減らし、5歳未満児死亡率を出生1,000当たり25以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する)に貢献したほか、非感染性疾患対策の技術協力を通じた健康診断、栄養カウンセリング、学校給食・食育の技術協力を通じた健康的な食習慣・環境推進を通じ、ターゲット3.3(2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった感染症を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する)、ターゲット3.4(2030年までに、非感染性疾患による早期死亡を予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する)に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国が抱える栄養不良(低栄養及び過栄養)の課題を解決するため、従来は母子栄養改善に焦点を当てていたクラスター戦略を、あらゆるライフステージに着目した「ライフコースを通じた栄養改善」へと変更し、母子栄養改善に加えて、非感染性疾患対策、食育・給食推進を重点領域として位置づけた。2026年度及び第6期中期目標期間においても、これらの重点領域への取組は、マルチセクター連携を意識しつつ継続する。また、近年、気候変動など地球規模課題との関連から栄養課題を検討する必要性が高まっていることを踏まえ、プラネタリーヘルスの観点からも、食育・学校給食等の取組を推進していく。

No.2 ウ 教育

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、28か国において、質の高い教育の拡充に向けた支援を実施した。それらの支援に際しては、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視して実施した。また、高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視した支援を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **紛争下における教育環境の再建と学習継続を官民連携で推進【①②③】**：ロシアによるウクライナ侵攻に対し、機構は教育分野の緊急復旧と学習継続の確保を重視して協力を展開した。2023年度は無償資金協力によりデジタルラーニングセンター約200か所のうち約半数へパソコンやWi-Fiルーター等を供与した。加えて、東日本大震災の経験に基づく子どものメンタルヘルス支援動画を作成して約1万人の教員等へ共有したほか、既存学校や職業訓練学校の機材整備を進め、ポーランド滞在の避難民向けIT研修では86名が受講した。2024年度には100万冊の教科書供与を実施したほか、職業訓練分野では本邦企業と連携して27校に最新資機材導入と技術指導実施。さらに、横浜市、株式会社ノジマ、障害者就労NPOの協働による中古PC再整備と姉妹都市オデーサ市への供与を準備するなど、教育継続と生計向上を統合した包括的な再建枠組みを確立した。
- ◎ **拠点大学支援とネットワーク形成により国際頭脳循環を推進【①②③⑤】**：高等教育分野では、対象国・地域の拠点大学を核に日本の大学・研究機関と連携した人材育成と研究力強化を進めた。2022年度にAUN/SEED-Net(ASEAN工学系高等教育ネットワーク)事務局機能のASEAN大学連合(AUN)移管を実現し、ネットワークの自立性を高めた。2023年度にはエジプト日本科学技術大学(E-JUST)がTHE世界大学ランキング2024で601~800位に入りエジプト国内首位、アフリカ大陸第6位となり、大学間交流が活発化した。2024年度には機構が支援する拠点大学と本邦大学の持続的協働を推進するために国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)や独立行政法人日本学術振興会(JSPS)、日ASEAN統合基金(JAIF)等の外部資金獲

得を進め、約60件の実績を上げた。日越大学での「日本学」第一期生の卒業と日本企業への就職事例、マレーシア日本国際工科院（MJIT）でのMalaysiaJapan Linkage Office開設、商工会議所連携のキャリアフェア、東京大学での同窓会立ち上げ、産業界との連携協定更新などにより、研究・教育・産業を横断する人材循環が具体化し、日本社会への還元も進展した。2025年度には、日本の支援アセットであるE-JUST、ジョモケニアッタ農工大学（JKUAT）、及びステレンボッシュ大学の3大学をハブとして、アフリカ域内の主要大学や本邦大学等とのネットワークの構築・協働を通じ、アフリカ各国の高度人材育成、アフリカの地域共通課題解決のための知見の共創・実装、日本とアフリカ間の国際頭脳循環を促進する「日アフリカ間科学技術イノベーションにおける教育・研究連携イニシアティブ（AJ-INPIRE）」をTICAD9でローンチした。また、2025年9月には日本式の高専プログラムを提供する「エジプト・日本高専（EJ-KOSEN）」が開校した。インド工科大学ハイデラバード校（IITH）では、JSTの日印大学等フォーラムとIITH-Japan Academic DayのIITHでの連続開催により本邦大学49機関、印大学36大学が参加、IITH Japan Career Dayでは日系企業就職を目指す学生400～500名が参加するなど、IITHの日印の学術・産学連携のハブとしての位置づけが強化された。

◎ 地域社会全体で子どもの学習・成長を支える「みんなの学校」モデルを確立・拡大

【②③④】：機構は、教育の価値を家庭・地域が共有し、学校と地域社会が協働して子どもの学習と成長を支える「みんなの学校」アプローチを、基礎教育分野の中核モデルとして推進した。2022年度にはマリ、ニジェール、ブルキナファソなど政情不安や行政能力に制約のある国でも学校運営委員会の機能化を進め、算数ドリル配付や補習授業支援により四則演算のテスト結果が平均24%向上し、読み書きでは長文・短文を解する児童が30%以上増加する成果を確認した。2023年度には対象国が10か国へ拡大し、マダガスカルでは11県約1万校、約165万人の児童に質の高い教育が提供され、読み書き・計算能力が、それぞれ平均29%・25%改善した事実がRTI Internationalによる評価でも優良介入として選定され政府からも高く評価された。2024年度には、「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（TAFITA）」（技術協力プロジェクト）で確立したモデルがマダガスカル政府とUNICEFに評価され、連携協定が2025年3月に更新されるとともに、GPE資金枠組みやUNICEF独自資金を活用して導入校を約3,000校へ拡大する見通しが示され、アフリカ教育開発協会（ADEA）やCONFEMEN等の国際会合で成果と拡張計画が共有され、実証から制度化・スケールアップへと発展した。

◎ 教科書・教材開発と教員能力向上を通じ学びの質の改善を国際公共財として展開

【①②③⑤】：機構は、学習の質向上の基盤として教科書・教材開発と教員の職能開発を重視し、多国間にわたり体系的に支援した。2022年度には協力で開発した教材を「国際公共財」と位置づけ、機構ウェブサイトにおいて6言語で公開し、日本国内では文部科学省の「かすたねっと」にリンク掲載して外国につながる子どもや教員へのアクセスを高めた。2023年度にはラオス、ネパール、エチオピア、セネガル等14か国で教科書・指導書の作成・改訂、カリキュラム改善、現職教員研修を実施し、ネパールのパイロット校では算数学習到達度が統計的に有意に向上し、エチオピアでは全国2,300万人以上の児童・生徒が改訂カリキュラムで学ぶ体制が構築され、セネガルでは技術協力で確立したモデルを円借款で全国5,700校へ拡げ約150万人の児童に裨益した。2024年度には、支援で培った教材知見を基にオフライン利用可能なタブレット学習アプリ「JICAL」を開発し、パプアニューギニアで試行後にUNICEFと連携してザンビアで導入を開始するなど、教材のデジタル化と学習継続性の強化を具体化し、官民連携と国際金融の組み合わせによる面的展開へ進んだ。

(2) SDGs達成に向けた貢献

基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGsターゲット4.1（質の高い初等教育修了）、4.5（ジェンダー格差・脆弱層への支援）、4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、4.c（質の高い教員の増加）に貢献し、SDGsゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に貢献した。高等教育分野では、各開発途上国をリードする拠点大学能力向上を通じて、SDGsターゲット4.3（質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセス）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

基礎教育協力では、第5期中期目標期間においては、開発インパクトの最大化のための他パートナー機関との協調と国内アクターとの共創が課題であり、コミュニティ協働型教育改善クラスターの面的展開に関するUNICEFとの連携、GPE（教育のためのグローバル・パートナーシップ）の資金執行機関（Grant Agent）の受託案件の検討、さらに教育協力プラットフォームの活動を本格化と、本邦企業との共創セッションなどの対応を行った。2026年度においては、GPE資金執行機関受託の候補国の検討と、教育協力プラットフォーム活動の充実、さらに教育協力による日本の教育への貢献について検討するとともに、第6期中期目標期間に向けて、海外・国内の子どもたち双方の教育改善に向けた取り組みを実施していく。

高等教育分野では、第5期中期目標期間においては、支援対象の拠点大学と本邦大学間の持続的な国際頭脳循環の推進と協力アセットの活用が課題であり、外部組織との連携や外部資金獲得等の対応を行った。日本との国際頭脳循環の促進に係る取組が引き続き課題であるところ、2026年度に向けて各地域における拠点大学の教育・研究・大学運営能力強化支援を通じた高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、長期研修員も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGsの達成に寄与する外部機関との協働・共創を通じた共同研究等の連携を促進するとともに、第6期中期目標期間に向けて開発途上国と本邦大学の国際頭脳循環の更なる強化のための取組を実施していく。

No.2 エ 社会保障・障害と開発

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、中南米地域をはじめとする約68か国において、子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を実施した。それらの支援に際しては、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組み込みを重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ 「障害主流化ガイダンスノート」で障害主流化推進を強化【②④】：各分野課題における障害主流化に係る分析、取組や指標の設定を促進するため、案件形成過程において参照できるツールとして8分野における「障害主流化ガイダンスノート」を2025年12月に策定、国際協力事業に携わるすべての関係者が有効活用できるようセミナーを通じて周知した。参加者からは「障害関係だけでなく、他の分野の事業でも障害者の声を反映した仕組みを整備することは、障害者権利条約が求めるインクルーシブ社会を創る観点で、社会全体に有益なものとなっている」と、ガイダンスノートの有効性に対する高い評価を得た。障害主流化の取組の一

環として、同年11月にはドミニカ共和国で実施したJICAチェアで、全世界で展開しているJICAチェアで初めて情報保障のため手話通訳を配置し、ろう者リーダーの参加を得た。また、草の根技術協力においては、手話通訳者、介助者などの費用を障害者への合理的な配慮に必要な経費として別途支弁しており、障害当事者団体から国際協力への参画促進につながる事が評価されている。

- ◎ **日本の事例を基にインドネシアにおける社会保険制度設計に寄与【②】**：インドネシアでは、社会保険制度の啓発と加入者拡大を図るうえで、日本の社会保険労務士制度に類似した社会保障専門職の創設を目指す案件を継続実施し、労働省及び国家社会保障審議会が技能基準の設定を進める過程で助言を提供した。全国社会保険労務士連合会の協力の下、来日研修や現地のセミナー等を通じて、国民皆保険・皆年金の維持・発展、労働者保護、円滑な労使関係の維持に専門職が果たしてきた役割を伝えつつ、同国の制度設計に寄与した。
- ◎ **日本の経験も踏まえて導入された失業保険制度の定着を促進【③】**：同じくインドネシアでは、2020年の雇用創出オムニバス法により導入された失業保険制度の運営改善に向け、所管の労働省が必要とする実務的ノウハウの移転を目的として労働政策アドバイザーを派遣し、日本のハローワークなど労働行政の知見を共有しながら、失業給付・職業相談・職業訓練を一体化したワンストップサービスの導入に向けた協力を継続した。
- ◎ **障害者アーティストの生計向上を通じてDE&Iを推進【②】**：主に知的障害のあるアーティストのアート作品のライセンスビジネスを通じ、障害のイメージ変容と社会参加促進の可能性を探る株式会社ヘラルボニーとの共創により、「80億人が異彩を放てる世界の実現を、アートから！」を実施した。タイでは国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において国連機関やアジア太平洋障害者センターと協議し、アフリカ（ガーナ・エチオピア）ではアフリカ障害フォーラムや各国障害者協会と協議のうえ、学校や施設で関係者との交流や障害当事者が「より幸せに暮らせる」環境整備について意見交換を重ね、機構向け研修の展開を通じてDE&I（Diversity, Equity and Inclusion）の推進に寄与した。
- ◎ **日本の経験を活用したインクルーシブ防災のモデルづくりと条例化【①】**：エクアドルでは、大分県別府市の取組を参照し、障害者福祉部局と防災部局の連携の下で、地域で暮らす障害者を交えた災害時の避難計画や避難所運営計画を策定するアクションプランを作成。日本のインクルーシブ防災が他国でどのように適用され得るかを示す事例として世界防災フォーラムでも紹介された。国別研修の帰国研修員は所属自治体でインクルーシブな防災条例を制定し、避難訓練を通じて避難場所の狭隘さに気づき、自治体の協力を得て十分な広さの確保など具体的な改善策の実施へと踏み出している。
- ◎ **国連障害者権利条約締約国会議で初めてサイドイベントを主催【①②】**：パラグアイにおける障害者の社会参加促進に関する事業の成果や、中南米各国の障害者の自立生活運動に機構及び機構事業に参加した障害者が果たした役割を広く情報発信するため、2022年6月の国連障害者権利条約締約国会議開催時に機構として初のサイドイベントを主催し、国連関係者のほか中南米各国の政府機関、教育機関、障害者団体、民間企業等約300名が参加した。
- ◎ **障害者就労支援が国の事業として制度化【②③】**：スリランカ「障害者の就労支援促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、障害のある求職者と企業を結ぶ就労支援サービスの体制整備を推進した結果、就労支援ユニットの設立及び事業化に係るコンセプトノー

トが2024年10月末に政府に承認され、労福連携体制による障害者就労支援が正式に国の事業として制度化された。

- ◎ **技術協力の成果がモンゴル政府により制度化【②③】**：モンゴル「障害者就労支援制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、企業側の障害者雇用の啓発人材育成と併せ、障害者の職場適応を支えるジョブコーチ制度を推進した結果、同制度が労働・社会保障省傘下の障害者開発庁の公的プログラムに組み込まれ、障害者雇用率未達企業の納付金と政府予算を原資とする障害雇用促進基金からジョブコーチの人件費を支出する仕組みが構築された。ジョブコーチは、障害者に対しては作業の進め方や職場での人間関係の築き方を助言し、事業主に対しては障害特性を踏まえた仕事の教え方や、本人が力を発揮しやすい作業の提案を行うものであり、これまでに支援を受けて就職した障害者数は知的・身体・視覚・聴覚など多様な障害種別にわたり77名に達した。プロジェクト終了後の継続性を見据え、国内でジョブコーチを養成できるトレーナーの育成にも踏み込み、雇用側と障害者側への両面アプローチを強化した。また、コロナ禍後に生活保護手当に依存せざるを得ない生活困窮世帯に対して、雇用を中心とした生活再建のための制度設計を支援し、「福祉から就労へ」政策に資するセーフティネットの整備を進め、政府から高い期待を受けながら福祉と雇用の連携を具体化した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

社会保障・障害と開発分野においては、社会保障政策の立案・実施を支える行政官等の育成や、障害者就労支援制度の構築、障害者と行政の対話のためのプラットフォームの設置、障害児及び家族の尊厳ある地域生活のためのレスパイトケアサービス普及に取り組む技術協力を通じて、障害者を取り残さない“*No one Left Behind*”の実現に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

障害主流化を一層促進するため、職員等関係者の障害理解促進や障害主流化ガイダンスノートの策定等の具体的な取組を継続中。今後さらに事業プロセスへの組み込みによる組織的な障害主流化を進めていく。

社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、2023年度に立ち上げた社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用しながら、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施するとともに、他分野の能力強化研修においても障害主流化の観点を含めることにより障害主流化の普及促進を図っていく。

No.2 オースポーツと開発

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、62か国、体育職種及びスポーツ分野22職種において累計500名以上のJICA海外協力隊員を派遣し、すべての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念の下、開発途上国・地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための協力を実施した。それらの協力に際しては、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **JICA海外協力隊の継続的な選手育成により国際大会で顕著な成果を創出【③】**：新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で再開された2022年度以降、体育・スポーツ分野のJICA海外協力隊員派遣を通じて、相手国における競技環境の整備と選手、コーチ育成の協力を継続的に進めてきた。その成果として、マダガスカルやインド、パラグアイ等で指導を受けた選手が国際大会で活躍し、2024年には13か国20名の選手がパリオリンピック・パラリンピックに出場した。特にインドの視覚障害者柔道男子60キロ級選手による銅メダル獲得は、2022年度からの視覚障害者柔道の指導、国際大会出場支援の積み重ねが結実したものであり、同国首相からの賛辞や日印両国を含む主要メディアでの広範な報道を通じ、スポーツ分野における国際協力の有効性を強く印象づけた。
- ◎ **難民とホストコミュニティの共生を図る女子サッカー大会を通じた国際公約への貢献【①②③】**：ウガンダにおいて実施してきた女子サッカー大会「TICAD CUP」は、2022年度の試行的開催を起点に、2023年度には国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が共催者として参画し、混成チームの導入など大会の公共性と包摂性を高めてきた。2025年度大会では、難民とホストコミュニティ双方の混成5チームを含む計8チームが参加し、ジェンダーに基づく暴力防止やスポーツの持つ力、生理教育に関するワークショップも併催された。本大会は、日本政府が第2回グローバル難民フォーラムで表明した公約「1万人の難民及びホストコミュニティにスポーツ機会を提供する」の具体的実践として位置づけられ、スポーツを通じた難民包摂の先進事例となった。
- ◎ **スポーツを通じた平和構築と女性のエンパワメントを国家規模で推進【②③】**：南スーダンにおける国家的行事である全国スポーツ大会（National Unity Day）の開催に関し、2016年第1回大会から機構が継続して協力を実施。2022年度にはスポーツ行政をテーマとした本邦研修において行政官の能力強化を図った。2023年大会では初めて女子サッカーを公式競技として採用し、女性のスポーツ参加を積極的に後押しした結果、2024年大会では参加選手の約84%を女性が占めるに至り、紛争影響下にある同国社会におけるジェンダー観の変化と社会融和に向けた重要な一歩となった。これらの取組は、国連機関や自治体、日本のプロスポーツクラブとの連携を通じて、スポーツを媒介とした平和構築モデルとして成熟している。
- ◎ **タンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」を通じた女性の社会参画促進と地域展開【③④】**：タンザニアでは、女性のエンパワメントを目的とした女子陸上競技大会「Ladies First」を、2022年度には3年ぶりに再開し、2023年度以降は国家スポーツ評議会の主催事業として大幅に拡充した。2023年度大会には全国から約1,760名が参加し、運営能力の向上や大会規模の拡大が確認されたほか、南スーダン関係者の視察受入など、他国への展開も進んだ。また、金融教育や健康に関する複数のサイドイベントも実施された。これら一連の取組により、スポーツを通じた女性の社会的地位向上と政策レベルでの定着が図られている。
- ◎ **草の根技術協力によるカンボジア体育科教育の制度定着【②③】**：カンボジアにおける体育科教育支援は、2006年以降の草の根技術協力の積み重ねにより、2022年度以降も持続的に発展した。中等教育用体育指導書の政府公認化や、対象州における小中高一貫の新しい体育の導入を経て、2025年1月に事業が完了し、カンボジア教育省主体の全国展開フェーズに移行した。2024年度には、18年間の支援の軌跡をまとめたプロジェクト・ヒストリーを刊行し、制度化に至る知見を国内外に共有することで、体育科教育を通じた人材育成モデルの普遍化を

図った。

- ◎ **大学・プロ球団と連携した野球を通じた人材育成と国際展開【②③】**：読売ジャイアンツや複数大学との連携により、2022年度以降、ブラジル、ニカラグア、ガーナ、ジンバブエなどで野球指導と青少年育成を展開してきた。2024年度には、慶應義塾大学との覚書に基づきガーナへ海外協力隊員を派遣し、野球を通じた非認知能力育成の効果検証を含めた長期的な人づくりを推進した。これらの取組は、女子野球の振興や若手選手の国際挑戦支援にもつながり、スポーツを媒介とした人的ネットワーク形成の好循環を生み出している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組もいまだに少ないという課題があり、積極的な広報やセミナーなどの啓発活動、スポーツの効果分析調査などを行った。引き続き国際協力におけるスポーツの活用例が限定的であるという課題があるところ、2026年度に向けてスポーツの有用性を広く説明していくとともに、第6期中期目標期間に向けてもスポーツの活用促進を図っていく。

No.3	平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、第2回グローバル難民フォーラム、TICAD8チュニス宣言、PALM10共同行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関するG20原則、国際女性会議WAW! 2022東京宣言、地雷対策支援に関する包括的パッケージ、日カンボジア地雷イニシアティブ
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等の脆弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500人	506人	112人	144人	114人	136人	(90人)
【指標3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5関連）	40%	62.4% (2025年度末時点)	39.6%	45.5%	41.0%	62.4%	(40%)
【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5関連）	40%	42.2% (2025年度末時点)	37.9%	34.7%	38.2%	42.2%	(40%)
【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施にかかわる民間事業者等）の育成数（全SDGs Goal）	3,300人	2,723人	471人	513人	528人	1,211人	(750人)
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）**4			4,230	6,064	6,390	6,345	

4 報告年度分の支出額は暫定値。

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。
**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (3) 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現するとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることにかんがみ、法執行・治安維持や国際公共財（海洋、サイバー空間等）にかかわる能力強化等を重視する。

ウ 公共財政・金融

国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視する。

エ ジェンダー平等の推進

一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。その際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。

オ デジタル化の促進（DX）

「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）」等の理念の下、デジタ

ル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。

中期計画：

2. (1) ③平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供とこれに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾など様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。協力にあたっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を支援する。具体的には、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等にかかわる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力にあたっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を図るとともに、住民との協働にも留意する。

ウ 公共財政・金融

公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じて、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力にあたっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。

エ ジェンダー平等の推進

事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しする。協力にあたっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組み、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。

オ デジタル化の促進（DX）

「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対

応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。協力にあたっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの利活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進（DX）に取り組む。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16関連）

【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）

【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5.a）、8（8.3、8.10）、17（17.1）関連）

【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況（全SDGs Goal）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.3 ア 平和と安定

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、アフリカ、中東、アジア、中南米地域ウクライナ、ミンダナオ等31か国において、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を実施した。それらの支援に際しては、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **難民支援のための日本政府の公約に貢献【①②③】**：日本政府が共同議長となり2023年12月に行われた第2回グローバル難民フォーラムにおいて、日本政府が発表した貢献策に対し、人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）を中心として、13のマルチステークホルダープレッジ（MSP）（15か国25の事業取組）を打ち出し、MSPの具体化と賛同国の拡大に貢献した。HDPネクサスを推進する取組として、専門家派遣を通じたウガンダ、ケニア及びバングラデシュにおける難民受入国政府の政策支援、エチオピア北部の復興を支援する「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）との連携による「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」（長期研修）等を実施した。2025年12月のグローバ

ル難民フォーラムフォローアップ会合では、開発機関としての役割や貢献を発信するとともに、UNHCRとのHDPネクサスに係るイベント共催や、ロヒンギャ関連イベントに登壇し、多様なアクターとの連携による取組を推進した。

- ◎ **バンサモロ暫定自治政府議会での機構による長年の支援を称える決議が採択【①③④】**：
2023年1月、フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）の議会にて、機構によるミンダナオ地域への平和構築に係る20年以上にわたる協力を称える決議が採択された。「武力によらない対話と協働を通じた和平モデル」として、幅広い人たちとかかわりながら、切れ目のない地道な協力を継続してきたことが議会から高く評価されたもの。フィリピン政府からも高く評価されており、和平・和解・統合担当大統領顧問からは「日本はノーベル平和賞以上の貢献をした」と評価された。BTAの能力強化を目的とした「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、BTA関係者より、住民が実感できる行政サービスと生計向上の成果を着実に積み上げ、「平和と安定」を前進させるための自治政府の制度・人材・実践面の基盤づくりに貢献したことに対し、高い評価を得た。
- ◎ **ウクライナ地雷対策支援を迅速に実現、パートナーシップを拡大【①②③】**：「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「緊急復旧計画」（無償資金協力）、「同フェーズ2」（無償資金協力）、「同フェーズ3」（無償資金協力）及び「同フェーズ4」（無償資金協力）等により、地雷・不発弾対策に必要な地雷除去機、地雷探知機及びクレーン付きトラック等、日本の技術・製品も活かした協力を推進した。また、日本が長期にわたって支援してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）との連携の下、ウクライナ経済・農業・環境省に対して実施体制に係る知見共有や、ウクライナ国家緊急事態庁に対して地雷除去機等機材の操作研修を実施。ハード・ソフトの両面で地雷対策のための能力強化に貢献した。2025年10月に東京で開催されたウクライナ地雷対策会議（UMAC）では、ネクサスや人材育成、技術革新等の主要なテーマにおいて、ハイレベルの登壇やサイドイベントを通じて発信したほか、同会議を契機にウクライナ・コロンビア・機構による三角協力を開始する等、「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」の具現化に大きく貢献した。さらに、これまで世界各地で活用されてきた日本製の地雷除去機や地雷探知機に加え、新たな日本製の技術・製品の活用を推進した。
- ◎ **カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見をアフリカへ展開【②】**：機構とCMACによる約30年にわたる協力実績を踏まえ、CMACの知見をアフリカにも展開。2023年10月には、アフリカ4か国（南スーダン、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア）の地雷対策機関向けにCMACの知見を共有する国際ワークショップを国連地雷対策サービス部（UNMAS）とともに実施した。2024年1月には、上記4か国の政府機関関係者をカンボジアに招へいし、CMACの地雷対策の活動視察を実施した。また、CMACが他の地雷被害国を支援していくための国際協力に係る体制強化、技術開発拠点としての体制強化等を行うため、「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を開始。さらにCMACが自身の知見・経験を日本とともに第三国に展開する一環として、TICAD9に向け「アフリカ地雷対策プラットフォーム」を立ち上げ、エチオピアを拠点とする広域技術協力が採択された。TICAD9におけるテーマ別イベントでは、日本政府要人や国連事務次長、各国の要人等を迎え、約280名が参加した。赤十字国際委員会（ICRC）副総裁から「非常にタイムリーで極めて意味のある取組」と評価され、毎日新聞で報道された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

平和と安定分野においては、地方行政機関を含めた政府機関の能力強化・制度構築と、脅威に対応・選択する力を強めるための人材育成、加えて、政府と住民・コミュニティ間の信頼醸成や紛争影響を受けた様々な人々が共存する社会の信頼醸成を組み合わせ、紛争・暴力を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに資する協力を通じて、SDGsターゲット16.6（透明性の高い公共機関の発展）、16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定の確保）、16.a（暴力の防止とテロ・犯罪撲滅に関する能力構築と国家機能の強化）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、ウクライナや中東地域、アフリカ地域等における地政学的な緊張に伴う紛争の増加・拡大、長期化する難民・国内避難民の課題があり、地域情勢に即した柔軟な協力の展開や、HDPネクサスを通じた自発的かつ持続的な帰還のための環境整備及び受入国・コミュニティにおける難民・避難民との平和的共存支援の推進、カンボジアとの長年の協力実績を活用した地雷・不発弾対策を推進した。地雷・不発弾対策においては日本の技術・製品の活用を推進した。

引き続き、地域情勢や国際情勢の変化に伴う危機発生への迅速な対応、世界的な人道支援資金縮減の中での難民課題の恒久的解決、多くの国での中長期的な地雷・不発弾対策の必要性を踏まえ、2026年度に向けて HDPネクサスを念頭に緊急支援をはじめとする適時の支援や民間企業を含む多様なアクターとの連携推進、アフリカ地雷対策プラットフォーム等を通じた広域協力を実施していく。また、第6期中期目標期間に向けては、流動的な紛争影響地域の状況やニーズに応じ、紛争リスクに強じんな国・社会づくりに貢献していくため、信頼醸成に基づく地方行政の能力強化支援やHDPネクサスを通じた難民・国内避難民支援、地雷・不発弾対策支援を組み合わせた協力を、日本の自治体や企業の持つ経験や技術をより一層活用し、日本国内の様々なパートナーを巻き込んで実施していく。

No.3 イ 法の支配・ガバナンス

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、東南アジアや中南米、アフリカ等46か国において、人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を実施した。それらの支援に際しては、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることにかんがみ、法執行・治安維持や国際公共財（海洋、サイバー空間等）にかかわる能力強化等を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **日本が起草支援したラオス民法典逐条解説書が完成【③】**：ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により機構が起草を支援し、2020年に施行された民法典を条文ごとに解説する「民法典逐条解説書」が完成した。民法典の全条文に関するラオス初の解説書となっており、裁判官、検察官、弁護士ら法律実務家が、民法典の内容を正しく理解したうえで市民の権利・利益を守る道具として活用できるようにするとともに、教育研究機関が民法典を研究し、学生に適切に教授するための貴重な教材となっている。また、これまでの支援をさらに発展させ、理論研究に加えて法律実務の改善に向けて、法の支配の礎とな

る法律の適切な運用を支える人材を継続的に育成する基盤を整備するため、「法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を2023年より実施中。

- ◎ **ウクライナ公共放送局の機能強化による偽情報・プロパガンダ対策に貢献【③】**：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）及び「公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）により、キーウにある本局が戦時下等で機能不全になった場合のバックアップ機能を担う支局、さらに全国へ放送を展開するための地方拠点となる支局の計8か所を中心に、中継車や取材用機材、編集用機材等を整備し、あわせて3回の訪日研修を実施した。ロシアとの戦争により破壊された放送関連設備・機材を復旧し、緊急事態下にあっても放送を継続できる体制整備を支援し、偽情報・プロパガンダと闘いつつ、国民に信頼できる情報を届けようとする公共放送局の機能維持に貢献した。
- ◎ **日本政府の『『ビジネスと人権』に関する行動計画』（2020-2025）への貢献【①②】**：日本政府による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定・公表（2022年9月）に合わせて、「ビジネスと人権」に係る共創型プラットフォームである「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を2020年1月に立ち上げ、児童労働の撤廃に向けた分野別アクションを策定・公表し、カカオ産業にかかわる日本企業の人権デュー・ディリジェンス実施を促進した。同アクションに対して、日本の4大チョコレート・メーカーを含む18団体が賛同を表明。プラットフォーム会員数は増加を続け、2025年12月末時点で正会員78名、準会員147名に拡大し、協働の基盤が広がっている。また、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）、国連開発計画（UNDP）、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、JETROアジア経済研究所、自治体、経団連、企業、市民社会等多くの関係機関と協力して、課題別研修「ビジネスと人権」を実施し、持続的なビジネス環境やサプライチェーンの構築に不可欠な人権保護に取り組む能力を強化した。上記の成果は2025年12月に公表された「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）にも反映された。
- ◎ **INTERPOLとの連携により国際金融犯罪対策を推進【②④】**：マネーロンダリング、テロ組織への資金供与、汚職、詐欺、サイバー犯罪等を含む金融犯罪は国境を越えて行われており、日本でもナイジェリア発の金融詐欺や国際ロマンス詐欺の被害事例は多数確認されている。機構は、警察庁の支援を経て、国際刑事警察機構（INTERPOL）との連携により、ナイジェリア、ホンジュラス、グアテマラ等、アフリカ、中南米への国際金融犯罪対策支援を展開。事業を通じてネットワークが強化されたナイジェリア警察、日本警察及びINTERPOLの連携により、日本人が被害にあった詐欺事件（5件）に関係した疑いで11名が2025年2月に検挙され、更なる日本人被害者を減らすことにも貢献した。2025年度からは支援対象を拡大し、アフリカ18か国（英語・フランス語圏対象）を対象とした国際金融犯罪対策の研修を開始しており、こうした連携事業の成果を2025年6月のINTERPOLにおけるパートナー会議で発表したところ、EUが高い関心を示し、機構の支援では対象としていなかったアフリカ・ポルトガル語圏対象の研修について、EUがINTERPOLと連携して開始見込みであり、機構の取組がコレクティブインパクトにより拡大する契機となった。なお、国際金融犯罪対策は外国当局と連携した広域での取組が重要とされており、本取組は、警察庁・金融庁連名での「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の一環として位置づけられる。
- ◎ **ベトナムの次期トップリーダー層に対する人材育成研修を実施【①②③】**：機構は、ベトナムの次期トップリーダー層に対し、グリーントランスフォーメーション（GX）、DX、半導体

等の先進課題を中心に日本の政策・取組を共有する技術研修を実施した。日越共同声明の合意に基づく協力で、中央及び地方政府の幹部人材育成に貢献した（現地で約150名、うち約50名が現地研修後に訪日のうえ研修）。日越のハイレベル人材交流、政財界や自治体とのネットワーク構築に注力した結果、ベトナム側からも高い評価を得ている。なお、本取組の結果、同国を主導するベトナム共産党の2026年1月の党大会の結果、同党中央委員200名の9%（初選出委員87名のうち21%）が訪日研修経験者となり、ベトナム国内における知日派人材のクリティカルマス形成に寄与した。

◎ 地方ガバナンス強化を通じた持続可能なコミュニティ開発モデルの構築と世界銀行との協働

【②④】：機構がタンザニアで20年にわたり導入を支援してきた参加型地方開発手法（O&OD: Opportunities & Obstacles to Development）は、同国内で正式に国の制度として整備され、全自治体が同手法に基づき住民の自助努力を促進しながら行政サービスを提供する運用が定着した。また、本手法の有効性に着目した世界銀行が、同手法を活用しコミュニティ主導の気候変動アクションの形成を支援しており、2025年11月にブラジルで開催されたCOP30において優良事例として発表された。O&ODにより自治体を持つ計画策定能力を高めることで、気候変動対策のリスクを住民が認識し、自ら解決策を決める仕組みづくりができることを、タンザニア政府自らが発表し、本モデルの有効性を評価した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

法の支配・ガバナンス分野においては、技術協力を通して法令の整備・運用能力強化、治安機関等の法執行能力に係る能力強化、司法アクセスの改善、有権者教育、公共放送・メディアの機能強化、中央・地方行政の機能強化、公務員制度の改善を行い、SDGsゴール16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」の達成に貢献した。また、プラットフォームの運営・活性化や技術協力を通してカカオ産業における児童労働撲滅へもアプローチしており、SDGsターゲット8.7（2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発協力を通じた普遍的価値の共有は一朝一夕で成し得るものではなく、第5期中期目標期間においても長期間を通じた協力を行いつつ、対話を続けている。各国を取り巻く環境の変化や抱える課題の変化という課題に対し、INTERPOLとの連携を始めるなど新たなパートナーの開拓を行うとともに、成果を打ち出しにくい分野であるが積極的にドナー会議での発表を行うことにより、コレクティブインパクトの創出や成果の見える化を図ってきた。第6期中期目標期間に向けて、支援の力点やアプローチを見直し、より対等なパートナーシップに昇華させていく必要もあるが、こちらも時間をかけた対話が必要であり、相手国や日本側関係者とともに取り組んでいく。

No.3 ウ 公共財政・金融

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、東南アジア、大洋州やアフリカ等67か国において、国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行うとともに、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を実施した。それらの支援に際しては、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **効率的な通関を促進する支援を通じメコン地域の連結性強化に貢献【①③】**：メコン地域（カンボジア、タイ、ラオス）において、国境通関の効率化、国際基準・地域枠組に即した通関手続きの改善、税関当局の人材育成能力強化を行うことにより、通関業務の迅速化及び対象国税関同士の連携向上を図り、同地域における連結性の強化及び貿易円滑化促進にも貢献する「メコン地域連結性強化のための税関効率性プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。本事業により、機構は日・ASEAN包括的連結性イニシアティブで示された重点分野「交通インフラ整備」「サプライチェーン強じん化」に貢献した。
- ◎ **金融包摂ファシリティによる金融アクセスの改善により、女性・低所得者・中小企業等のエンパワメントを推進【①②】**：機構は、2023年5月に15億ドルを上限とする融資枠「金融包摂促進ファシリティ」を創設した。G7グローバル・インフラ投資パートナーシップのサイドイベントにおいて、岸田総理（当時）が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明したことを踏まえたものであり、中小零細企業、低所得者層、女性といった正規金融へのアクセスが限られている層に対する事業に寄与することにより、金融包摂の実現に貢献するもの。2025年度末までに、例えばタイにおける零細事業者の金融アクセス向上に貢献する「低所得者層金融包摂支援事業」等を含め合計約15億ドルにのぼる融資承諾実績がある。
- ◎ **国際回廊における円滑な通関を促進することにより域内の経済活性化に貢献【①②③】**：ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）とは、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを1か所に集約することで、人やモノの効率的な移動を可能にする取組である。OSBPを導入することで、国境での通関手続きに必要となる時間を削減し、貿易を円滑化させることにより、対象国・地域の経済発展に資することが期待され、「アフリカ大陸自由貿易圏連携協定（AfCFTA）」の推進を通じた域内統合促進にも大きく貢献する。日本政府のTICADの枠組みの下、機構は南部アフリカで「南北回廊における円滑なOSBP運営管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、対象4か国（ボツワナ、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ）のOSBP機能強化を支援した結果、通関手続きの効率化を支援したカズングラ国境（ザンビア・ボツワナ）及びチルンド国境（ザンビア・ジンバブエ）において越境のための所要時間が平均で約70%短縮された。
- ◎ **世界税関機構（WCO：World Customs Organization）との連携により43か国の貿易円滑化・税関近代化に貢献【①②③④】**：WCOとの合同プロジェクトとして、機構は各国の税関で指導的役割を担う教官を育成する協力プログラム「マスタートレーナープログラム」をアフリカ、太平洋島嶼国、中央アジア・コーカサス地域の計43か国を対象に行った。2025年度末時点で223名がマスタートレーナーとして認定され、活躍している。本事業は、日本政府の外交政策の一部としてTICAD9、PALM10、中央アジア+日本対話等の様々な国際会議で取り上げられており、支援対象各国との連結性強化に資するものとして、WCOや支援対象国からも高い評価を得た。
- ◎ **カンボジア中央銀行への技術協力を通じ金融政策の質の向上及び初の流動的資金供給オペを実現【②③】**：「金融政策のための経済分析・調査・運営能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、全国1,000社規模のビジネスコンフィデンスサーベイ体制を構築し、実体経済把握に基づく金融政策決定会合の判断の質的改善を実現した。さらに、納税集中期

の資金不足に対応するカンボジア史上初の能動的資金供給オペレーションを実現し、中央銀行の市場調整能力強化に貢献した。自国通貨の利用促進に取り組むカンボジアにおいて、透明性の高い金融政策の実現と政策運営体制の構築に向け、中央銀行に対する技術協力であり、同国の金融政策決定会合に直接的に貢献する事業となった。

(2) SDGs達成に向けた貢献

公共財政・金融分野においては、国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう、財政・税関・金融に関する政策・制度の整備やこれを担う人材の育成を通じて、SDGsターゲット8.a（貿易増加に向けた支援拡大）、8.10（金融サービスへのアクセス改善）、17.10（ルールに基づく開かれた多角的貿易体制）、ターゲット17.1（課税及び徴税能力向上のための資源動員強化）、17.4（長期的な債務持続可能性の実現を支援及び債務リスク軽減に貢献し、SDGsゴール8「働きがいも経済成長も」及び17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、金利上昇やドル高、地政学リスクの高まりに加え、ポストコロナ期の財政支出拡大が重なり、多くの開発途上国で債務脆弱性が深刻化した。また、企業サイドでも国際物流・輸送コストが急騰し、インフラ不足や紛争による連結性の脆弱さが顕在化している。こうした課題に対応するため、税務行政の執行能力を強化して公正かつ公平な税収の確保を図ることや、公共財政管理の高度化を通じて財政支出の適正化と効率化を進めることに取り組み、国家財政基盤の強化を支援した。さらに債務管理分野においては、専門家派遣や世界銀行と連携しての本邦研修を実施し、債務管理戦略の策定能力及びリスク管理能力の向上を支援した。加えて、開発途上国において主要な歳入源である関税の適正な徴収に向けた制度・手続きの整備を進めるとともに、治安上・統治上の制約から外部からの介入が難しい国境地域において、税関当局同士・省庁間の協力メカニズムの確立と、違法取引の取り締まり強化に向けた協力を実施した。第6期中期計画に向けても、開発途上国の持続的な経済成長のために、国家財政基盤の強化、並びに貿易円滑化及び平和と安定の確保に向けた支援を、世界銀行や世界税関機構などのパートナーと協働し着実に展開していく。

No.3 エジェンダー平等の推進

(1) 業務実績

一人一人が性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率の向上（ジェンダー主流化）に努めるとともに、2022年度から2025年度まで、東南アジア、南アジア・アフリカ、中南米等12か国において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を実施した。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を実施した。それらの支援に際しては、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の三つの視点を重視して実施した。それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 女性の経済的エンパワメントの促進により女性・平和・安全保障（WPS）推進に貢献【①②③】：

- スリランカ「起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済

的エンパワメント促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、地域の女性たちの経済的エンパワメントの推進に向けた取組のあり方に係る知見や教訓、有効な支援アプローチや手法を「起業とビジネス、リーダーシップとネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進モデル」として取りまとめ、その活用の促進と制度化を通じて、同国における女性の経済的エンパワメントの推進を図った。

- パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、宗教的・社会的風習によりこれまで職業訓練等を受けていない女性向けに家計簿や識字教育、生計向上のための研修教材策定に係る支援を実施。最終的に現地で官民連携を通じて200以上の教材が開発され、110以上のNGOや女性団体等が教材を活用し、17,000人以上の女性が研修を受講するなど、研修内容等の活用が広がった。
- バングラデシュ「金融包摂強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を、気候変動とジェンダーの交差性に着目し、女性を含む貧困層のレジリエンス向上を目的として実施。マイクロ保険及び生活改善支援を通じて、特に気候変動の影響を受けやすい沿岸部の農村女性を対象に、金融・非金融サービスを組み合わせた包括的支援を提供した。特に、総合保険サービス「Surakkha Service (SS)」の導入により、農村部における保険への理解と受容が進み、顧客満足度が向上した。サイクロンの通過などもあり、プロジェクト終了時点で14,545人(受益者のほぼ全員が女性)が見舞金を受給。SS加入者の90%以上を女性が占めており、本案件はジェンダー主流化の観点から、気候変動による災害リスクに脆弱な女性の生活安定とレジリエンス強化に実質的に寄与したと評価できる。

◎ ジェンダーに基づく暴力(SGBV: Sexual and Gender-Based Violence) 撤廃等により女性・平和・安全保障(WPS) アジェンダの推進に貢献【①③】:

- パキスタン「ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、パンジャブ州のGBVに係るサービス・プロバイダーに対する被害者中心アプローチに基づいた定期的な研修の導入、GBV被害当事者の中長期的な自立・社会復帰のためのトランジショナル・ホームの設置支援や女性保護センターの機能モデルの構築等を行うことにより、GBV被害当事者の保護及び自立・社会復帰の促進に向けた同州の支援実施体制の強化を支援した。
- 南スーダン「SGBV被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」(技術協力)及び後継案件「ジェンダーに基づく暴力(GBV)被害当事者の経済的自立促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施中。中央エクアトリア州ジュバ市において、政府関係組織・市民社会団体・民間企業等の関係団体の能力強化、GBV課題への効果的な対応方法の開発・改善、ガイドランスノートの改訂等を行うことにより、被害者中心アプローチに基づく取組の強化を図り、GBV被害当事者や暴力に脆弱な女性の経済的な自立と社会復帰の促進に取り組んだ。
- ケニア「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」(技術協力)において、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に合わせたイベントや、国際連合人口基金(UNFPA: United Nations Population Fund)、ナイロビ首都圏交通公社等と協力したSGBVに関するワークショップ等を実施した。

◎ G7の「2Xチャレンジ(女性のためのファイナンス)」への貢献【①②③】:

- 「2Xチャレンジ」は、開発金融機関自らの資金提供を呼び水に民間の投資を促進することで、女性への投資の量及び効果を倍増させることを目標としており、機構は同チャレンジに貢献する様々な支援を実施した。

- カンボジア「地方部農業セクター支援事業」（海外投融資）は、農村部における金融アクセス改善を図る案件であり、融資先の約4割が女性農家、女性が経営する中小零細事業となっている（2025年12月時点）。アフリカ・アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行う「フィンテック金融包摂支援投資事業」（海外投融資）では、42万人の女性に融資先企業がサービスを提供する予定。また、ロシアによる侵略により人道的・経済的危機に直面するウクライナ及びモルドバにおいて、女性主導のビジネス支援の実績のある投資ファンド（Horizon Capital Growth Fund IV, L.P.）へ出資する「輸出志向型産業支援事業」（海外投融資）を実施。出資金は事業成長期の輸出志向型ICT・テック企業のうち、女性経営者・女性起業家が30%以上となる見込み。

◎ **TICAD9での発信及び国連女性機関（UN Women）との連携の推進【①⑤】：**

- 2025年12月、これまでアフリカや南アジアの国々を中心として、WPSの推進などで連携し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントをともに推進してきたUN Womenとの組織間で初の協力覚書（MOC）を署名。UN Women事務局長からは「SDGsゴール5の達成に向け課題が多く、各国でODAが減額される中で、機構との協働に期待したい」との言及があり、機構に対する期待と評価が表明された。
- 2024年10月にUN Womenとの共催により、ケニアにおいて「WPS推進に向けたアフリカ地域セミナー」を開催。本セミナーにはアフリカ12か国から190名以上が参加し、WPSアジェンダの実施推進に向け、機構の取組や成果を上げた事例などを発信した。また、同年10月にフィリピン政府及び国連等の機関により開催された「WPSに関する国際会議2024」において、機構による各種インフラ事業におけるジェンダー主流化やジェンダーボンド発行等の取組、機構のWPSに係る取組等を発信した。
- 平和・安全保障の文脈に「女性」を明確に位置づけた国連安保理決議第1325号の採択から25周年を迎える2025年に開催されたTICAD9において、UN Women及び世界銀行との共催により、「女性・平和安全保障×イノベーション：女性と少女とともに切り拓く新たな安全保障の時代へ」と題するイベントを企画・実施。本イベントでは、ケニアで開催した「ジェンダーに基づく暴力（GBV）撤廃のためのビジネスコンテスト」の優秀者、南スーダンの女性ジャーナリスト、ウガンダにおいて女性主導の早期警報・対応メカニズムに取り組む人権活動家、日本の震災影響地域で女性防災士の育成に携わる有識者らが登壇。女性や少女が平和と安全保障の実現に向けて実践している創造的かつ革新的な取組やアプローチに光を当てるとともに、アフリカ地域と日本における平和と安定の文脈において、女性や少女が果たす役割とその意義について再認識する機会となった。本イベントは、TICAD共同声明に掲げられた「平和と安定」の実現に向け、WPSアジェンダの推進に具体的かつ可視的に貢献する取組として位置づけられた。

◎ **埼玉県庁のジェンダー主流化を支援【③⑤】：**埼玉県が実施する5分野の事業に対し、ジェンダーの観点を盛り込むべく、ジェンダー課題分析、計画立案、成果指標設定の方法等について、機構が開発途上国にて実施した知見・経験に基づき技術支援を行った。埼玉県知事からの要請に基づくものであり、機構が開発途上国への支援から得た知見・経験が評価されたもの。機構がこれまで行ってきたジェンダー分析の手法等や「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き」が実際に活用され、埼玉県からはジェンダー主流化への理解が進んだと評価された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力事業、円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力被害当事者への支援環境、女性の金

融へのアクセス改善やビジネス環境の整備を図るとともに、機構の各事業（円借款事業、海外投融资事業、無償資金協力、技術協力事業）のジェンダー案件化の量的・質的向上を通じて、SDGs ゴール5「ジェンダー平等の実現」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

研修や留学生事業における女性の割合に係る維持・向上を引き続き図るべく、先方政府高官との面談機会なども捉え、海外拠点を通じて本取組の意義や機構の方針について丁寧に説明を行う。あわせてJICAグローバル・アジェンダ（JGA）別にそれぞれ目標値とロードマップを作成し、各主管部・海外拠点で候補者の確保を実施するとともに、海外拠点の優良事例等には表彰（ミモザ賞授与）を行うなどの取組を進めた。

事業におけるジェンダー主流化（ジェンダー案件比率の向上）をさらに進めるべく、2025年度に引き続き新規案件形成時のジェンダー調査支援（平準的取組）、クラスターや援助手法ごとのジェンダー主流化推進に向けたジェンダー課題・取組・指標案の整理を通じた効果・効率性の向上を目指す。

No.3 オ デジタル化の促進（DX）

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、アジア・アフリカ地域を中心に30か国・地域において、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を実施した。それらの支援に際しては、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **日本政府が重視するサイバーセキュリティ協力を推進【①③】**：日本政府は「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」（2021年12月）において、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし、日本を含む世界全体へのリスクを低減する等の観点から、特にインド太平洋地域において、重要インフラ防護等を通じたサイバーハイジーン確保、人材育成等に関する国際協力を進めることとしている。機構は、日本・ASEAN技術協力協定に基づく初めての技術協力プロジェクトとなる「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」に加え、インド太平洋地域を中心とした15か国・地域に対してサイバーセキュリティに係る協力を実施し、1,916名への人材育成に貢献し、特にASEAN諸国（シンガポール除く）のGlobal Cybersecurity Index（GCI、国際電気通信連合が各国政府のサイバーセキュリティへの取組を評価する国際指標）は、「Tier1」とされる国が2020年時点では1か国（マレーシア）のみだったものが、2024年までに4か国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）に拡大したほか、他の国々でもGCIスコアが大幅に改善するといった成果を得た。また、日ASEAN友好協力50周年を契機として2023年10月に行われた「日ASEANサイバーセキュリティ官民共同フォーラム」、2024年5月に行われた国連オープン・エンド作業部会、2024年7月に日・米・フィリピン首脳会合に基づくアクションとして実施された「日・米・フィリピン連携サイバーセキュリティセミナー」等において、サイバーセキュリティに係る事業戦略や実施中プロジェクトから得られた知見・経験等を発信し、参加者から高く評価された。

- ◎ **日本とパラグアイの宇宙協力の進展に貢献【①③⑤】**：パラグアイ「衛星技術関連施設整備

計画」が機構実施による宇宙分野の初の無償資金協力案件として閣議承認を得た。2024年5月の岸田総理（当時）訪問の際に日パラグアイ両首脳により共同発表された、産官学連携による「日パラグアイ宇宙協力プログラム」に貢献する協力であり、2025年5月の日パ首脳会談でも同プログラムに基づき、宇宙分野の取組が積みあがっていることを歓迎する旨、言及があった。第1回委員会開催（2025年3月）に続き、6社の日本の宇宙スタートアップを招いた準備会合を2025年12月に開催するなど、パラグアイ政府及び日本の民間企業間の共創に向けた対話を継続しており、両国の宇宙協力の着実な進展に貢献した。

- ◎ **日本政府が推進するDFFTへの貢献【①③】**：日本政府が推進するDFFTに貢献するため、各国でデータの活用・共有を推進する事業等を実施した。特に、各国におけるデータ利活用の重要性の認知向上に重点を置き、ルワンダでは「デジタルイノベーション促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、保健事業認可申請に関する行政サービスのデジタル化に向けた開発を現地スタートアップとともに進め、データ活用を通じた政府サービス構築を推進した。ブータンでは「デジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、保健医療サービスの拡充及び質の向上のために横断的な保健データ活用基盤構築の検討が進められ、デジタルデバイスを通じた国民の個人健康データの収集等の概念実証事業に関する取組を実施。セネガルでは、「行政データ連携基盤導入支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）によりデータ交換基盤の試行導入・計画策定を行う案件の実施が合意されたほか、ヨルダンでは「AIエコシステム促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、データ及びAI技術の活用を国営電力会社と進め、過去の電力需要、再エネ・火力発電量、気象等のデータからの電力需要予測、及び火力発電量最適化に係る概念実証事業が行われた。さらに、日本で開催された「Internet Governance Forum 2023」において、“DFFT for Development”をテーマとしたサイドイベントを主催し、世界各国から約120名の参加を得て上記の取組を発信した。
- ◎ **世界初となる地上デジタル日本方式への完全移行（アナログ停波）を実現【①③④】**：日本政府は、官民連携で地上デジタル放送日本方式の普及に長年取り組んできており、現在、日本を含む世界20か国において日本方式が導入されている。機構は、アンゴラ、ボツワナ、モルディブにおいて日本方式の普及に取り組んでいるほか、ペルーを通じて中南米諸国に対する普及に係る協力を行っている。ボツワナでは2017年より地上デジタル放送移行支援を行ってきており、2022年10月に日本以外で初めてアナログ放送の停止を行い、地デジ日本方式への完全移行を実現した。アンゴラでは、2025年10月に「地上デジタルテレビ放送網整備計画」（無償資金協力）のG/Aを締結。地上デジタル放送網に係る施設・機材の整備を行うことにより、日本方式を採用したテレビ放送の対人口比カバー率及び視聴可能な番組系統数の増加を図る。

(2) SDGs達成に向けた貢献

デジタル化の促進においては、各分野におけるデジタル技術、データ活用を推進することで、すべてのSDGsターゲットの達成推進に貢献した。具体事例としては、インドにおける森林監理の強化ではSDGsゴール15.2（持続可能な森林管理）に、サイバーセキュリティ分野の協力では、ターゲット9.a（持続可能かつレジリエントなインフラ開発）、ターゲット17.9（情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

デジタル分野では日本の技術、知見を一方向で移転する協力ではなく、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである過去の各分野での事業の成果、現地関係者との信頼関係・ネットワーク等を活かし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国とともにデジタル技術・データ活用を通じた課題解決の構想策定から実施まで取り組む。また、各種国際会議やイベント等での発信を積極的に行い、開発途上国との協力の経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。

No.4	複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、G7広島サミット、仙台防災枠組、環境インフラ海外展開基本戦略、TICAD8チュニス宣言、TICAD9横浜宣言、マリーヌ（MARINE）・イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略2025及び追補、インフラシステム海外展開戦略2030、環境インフラ海外展開基本戦略、昆明・モントリオール生物多様性枠組、地球温暖化対策計画、日本の気候変動対策イニシアティブ2025
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、日本の開発途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、開発途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）	10,000人	11,011人	3,772人	2,190人	2,109人	2,940人	(2,000人)
【指標4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数（SDGs Goal 14、15関連）	6,000人	4,939人	1,361人	1,344人	1,229人	1,734人	(1,000人)
【指標4-4】環境管理行政官の育成数（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1関連）	10,000人	13,268人	4,326人	4,167人	2,544人	2,231人	(2,000人)
【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数***（SDGs Goal 6.1、6.4関連）	育成人材数: 3.5万人	4.2万人	14,837人	10,662人	9,547人	7,957人	(4,000人)
	給水人口: 1,100万人	1,650万人	-	-	-	1,650万人	-
【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	16,000人	13,897人	3,698人	3,851人	3,387人	2,961人	(2500人)
【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	20件	24件	8件	4件	5件	7件	(5件)
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）**5			18,120	18,872	19,791	19,899	

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の

⁵ 報告年度分の支出額は暫定値。

重点政策」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。
**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

***給水人口数については、年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (4) 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

国際開発目標や日本の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

ア 気候変動

脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係機関との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び自治体等他機関との連携を重視する。

イ 自然環境保全

森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを楽しむ続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。

ウ 環境管理

開発途上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、日本の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。

エ 水資源・水供給

人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますます逼迫する中、水資源を適切に管理し、すべての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。

オ 防災・災害復興

気候変動等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、仙台防災枠組を踏まえて、「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス

ス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。

中期計画：

2. (1) ④複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

ア 気候変動

開発途上国政府が、脱炭素社会の推進等、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定を国全体として着実に実施するとともに、直面する開発課題と気候変動対策を両立させて推進できる能力の向上を図るため、UNDP及び緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）等、国内外の関連機関との連携を通じて支援する。特に、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向けた支援を重視する。協力にあたっては、「国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）」等のパリ協定の実施促進や、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット（共便益）も訴求する、コベネフィット・アプローチを積極的に推し進め、気候変動対策の質・量の両面での拡充を図る。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金動員・技術の活用、自治体等他機関との連携を重視する。また、各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することで気候変動の主流化を推進するとともに、各国の気候変動対策を促進する。

イ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐため、気候変動枠組条約や生物多様性条約における合意目標（ポスト2020生物多様性枠組等）の実現への貢献に向けて、熱帯林、乾燥・半乾燥林等の陸域における森林、湖沼・湿原及び海域（特に沿岸域）におけるマングローブ林、サンゴ礁等の生態系の保全とこれに資する区域の管理、自然資源の持続可能な利用の推進を支援し、気候変動対策、生物多様性保全に貢献する。協力にあたっては、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情報基盤の整備、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップやプラットフォーム等を通じた産学官民の連携に取り組む。

ウ 環境管理

開発途上地域の環境管理を担当する行政組織及び運営事業体の能力強化を中心とした、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁・大気汚染の未然防止と対処能力の向上等の推進を支援する。協力にあたっては、日本の強みである「きれいな街」の実現を目指し廃棄物管理、下水道整備、大気汚染対策等を総合的に支援する「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」を通じて、日本の自治体や大学、民間企業が有する技術・知見を活かせるような連携強化に努め、科学的根拠に基づく計画・政策立案とその実施、イノベーションの活用、開発パートナーとの連携によるスケールアップ、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化に留意する。

エ 水資源・水供給

水資源を適切に管理し、すべての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等を支援する。協力にあたっては、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体（マルチステークホルダー・パートナーシップ）を増やすこと、及び自立的に資金を調達して水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすことなどに取り組む。

オ 防災・災害復興

「災害リスクのより少ない社会」の実現に貢献するため、構造物対策所管組織及び包括的な

防災推進体制の確立を支援し、開発途上国における事前防災投資の拡充を支援する。また、開発途上国が防災への事前投資を進めていくためのモデルとなる事業の実現や、日本の技術・制度や知見も活用した人材育成推進等を通じ、開発途上国で追求すべき防災のあり方や理念を普及・浸透させる。これにより災害リスク軽減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用していける能力強化を支援する。さらに、大規模災害が発生した際、緊急援助からシームレスに支援し、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方も踏まえ、国・社会全体の災害リスク削減を復興過程で行い、自然災害により強い国・社会の構築を支援する。協力にあたっては、衛星情報等を活用した将来予測等複合的なリスクの可視化等デジタル技術の活用や、分野横断的な取組の推進に留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した開発途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）

【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連）

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評定：S

根拠：根拠：過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（令和6年11月26日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

4. 業務実績

No.4 ア 気候変動

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、東南アジア等の8か国において気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を行ったほか、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進を含め、内外の関係機関との連携を通じた支援を実施した。それらの支援に際しては、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び自治体等他機関との連携を重視して実施した。それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ 気候変動対策事業を過去最大規模で実施し、CO₂の削減に大きく貢献【③】：温室効果ガス排出削減量では、合計約1,149万CO₂換算tの削減に貢献した（2022暦年：308万t、2023暦年：151万t、2024暦年：139万t、2025暦年：551万t）。

- ◎ **緑の気候基金（GCF）の資金を活用し、気候変動対策を推進【①②】**：機構はGCFの認証機関として認定されており、GCFに申請することでGCFの資金を活用することができる。2022年度には、GCFとの間で2件の受託事業に係る資金活動契約（資金受託・事業実施に際し、機構の法的責任を定めた合意文書）を締結。東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」の受託総額は997万6,222ドル、モルディブ「気候変動に強じんて安全な島づくりプロジェクト」の受託総額は2,509万7,880ドルにのぼり、森林保全及び海岸保全に活用されている。また、機構がラオス政府と協力して申請した「ラオス人民民主共和国2015-2018年の成果を対象としたREDD⁺成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト」が承認され、GCFから6,146万5,393ドルの成果払い資金（REDD⁺成果払い資金）を受領予定。機構が長年、REDD⁺に関する政策・計画策定や森林モニタリングシステムの開発、排出削減・吸収量算定等に協力してきた成果とラオス政府の努力が実を結んだものであり、ラオスの持続可能な森林管理の促進を通じた気候変動の緩和・適応、生態系保全及び農村地域の公正で持続可能なグリーン成長の促進に再投資することが可能となった。
- ◎ **国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）への貢献【①②】**：
- UNFCCC/COP27において、ジャパン・パビリオンでのイベント、フランス開発庁（AFD：Agence Française de Développement）やエジプト政府との共催イベントのほか、エジプト、タイ、マレーシア、大洋州パビリオンにおけるイベント計14件に、気候変動関連プロジェクトのカウンターパート、専門家、機構職員が多数登壇した。
 - UNFCCC/COP28においては、日本政府が発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を構成する取組において、開発課題の解決と気候変動対策に資するコベネフィット、ネット・ゼロ目標策定の支援、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」、二国間クレジット制度（JCM）も活用した「福岡方式」（準好気性埋立処分場）の推進、気候変動人材の育成、森林を活用した防災・減災（F-DRR）、生態系を活用した防災・減災の取組（Eco-DRR）等、多くの部分で機構が推進する取組が占めたほか、合計18件のサイドイベントを主催・参画した。
 - UNFCCC/COP29においては、8件のサイドイベントを主催。その他16件のサイドイベントに参加。また、太平洋島嶼国のような気候変動の影響が最も深刻な国々にとって、自然災害が大きな脅威であるという認識から、一定条件を超えた台風と地震の発生時に借入国が債務返済を一時的に繰り延べることを可能とする「気候変動に強じんな債務条項」を盛り込んだ協力プログラムの開始を発表した。
- ◎ **機構を挙げたサステナビリティの推進【③】**：2023年10月に策定した「JICAサステナビリティ方針」において「気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」旨を明記。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強じんな社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援している。

(2) SDGs達成に向けた貢献

気候変動分野においては、開発途上国の緩和計画・施策の実施促進、温室効果ガスインベントリ作成能力強化を含む透明性の枠組み強化に係る支援を通じたパリ協定の実施促進のための技術協力を行ったほか、小島嶼開発途上国である大洋州地域における研修拠点機能の強化、気候変動の影響に脆弱な開発途上国において気候変動に強じんな開発の実現を目指した取組を支援し、SDGsゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、開発協力大綱（改定版）で示された気候変動対策の取組を組織・事業の両面で推進するため、その羅針盤となる移行計画を策定した。引き続き、開発途上国の各開発課題への対処と気候変動対策の推進の双方に貢献するよう、2026年度に向けて組織内で移行計画の周知を図るとともに、第6期中期目標期間に向けて気候変動対策（緩和策・適応策）にも資する案件の発掘・形成に取り組んでいく。

No.4 イ 自然環境保全

(1) 業務実績

2022年度から2025年度までアジア、アフリカ、中南米、大洋州、欧州、中東地域、約50か国において、森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを楽しむ続けられる社会の構築に向けた支援を実施した。それらの支援に際しては、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視して実施した。質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **アフリカの森林事業で外部資金動員・共創を推進【①②④】**：機構が2019年4月より中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）からの初の受託事業として実施しているコンゴ民主共和国の「CAFIクウィル州REDD⁺ (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries) 統合プログラム」に関し、資金拠出元による中間評価が実施され、コロナ禍にもかかわらず250村でアグロフォレストリー等活動を推進し、コミュニティの主体的な活動を引き出している点が高く評価された。これにより、2023年初頭、一定の成果が確認されることを条件に事業の途中段階で拠出される条件付き資金（受託契約額約400万米ドル中の約83万米ドル）の拠出に至った。また、それまでの約4年間の取組がコンゴ民政府及びCAFI関係国より評価され、対象地域を広げるなどの成果増強を図る増資プロポーザルが承認され、受託資金が400万米ドルから900万米ドルへと増加した。本事業の生態系サービス支払い（PES）援手法法の運用例は多くのアクターと共有され、コンゴ民主共和国政府やCAFIによる広域のPES協力プログラム展開へとつながるに至っている。
- ◎ **JJ-FASTの取組が高く評価【①②④】**：UNFCCC COP-30（ブラジル）にて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、大学宇宙研究協会（USRA）、アメリカ地球物理学連合（AGU）、日本リモートセンシング技術センター（RESTEC）との共催でUNFCCC公式サイドイベント「アマゾンにおける森林モニタリングのための地球観測：現在の取組と今後の機会」を開催。同イベントでは、ブラジル環境・天然資源院総裁より機構とJAXAの連携事業である熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST：JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics）につき紹介された。質疑応答では航空機・ドローンと衛星の連携による水質監視や、AI活用による生態系解析・評価など、地球観測を通じた環境保全に関する様々な可能性の議論が交わされ、本事業の有効性が広く認知された。
- ◎ **生態系を活用した防災・減災支援（ECO-DRR）により西バルカンイニシアティブに貢献【①③】**：機構は、北マケドニアを中心に西バルカン域内における森林火災対策の取組や、生態系を活用したECO-DRRの取組を推進。2021年から開始したコソボ、モンテネグロに続き、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナでも事業を開始し、西バルカン6か国中5か国にて事業を展開することとなった。EU加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と

西バルカン地域内の協力促進を目的とした取組として日本主導で「西バルカンイニシアティブ」が進められており、本事業は同イニシアティブの実現に貢献した。

◎ **ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性主流化支援ツールを新規開発【①③】**：
生物多様性の主流化を推進するにあたり、機構の実施する事業を対象に、事業立案、準備段階で可能な限り生態系インパクトを特定し、その結果に基づいて対応策を検討する「生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity Finance Impact Tool（FIT）」を新たに開発し、2026年1月より公開した。導入にあたっては優先7分野（都市開発、農業、水産業、環境管理、水資源、防災、観光）を選定し、分野ごとのガイダンスも公開。本ツールを活用して、事業の生態系サービスへの依存と影響を体系的に把握・評価し、事業の計画・実施・モニタリング・評価の各段階に統合。これにより、生物多様性の損失の抑止と回復（ネイチャーポジティブ）を実現し、「人間の安全保障」の理念に基づき生態系サービスに依存する人々の生活と尊厳を守り、持続可能な開発を目指すもの。本取組は、日本国内関係者（関係省庁、民間セクター、NGO等）が取組推進を模索する中、先駆的事例として認知された。

◎ **協力の成果が政府間組織や政府に採用され、更なる効果発現へ【②③】**：

- エチオピア「農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて支援する気候変動レジリエンス強化に資するファーマー・フィールド・スクール（FFS）アプローチの成果を踏まえ、エチオピア農業省の年次計画にFFSが明記された。同方針の下、農業省が世界銀行の支援で実施する協力プログラム予算を活用し、機構プロジェクトの側面支援の下、8州においてFFSが展開されている。また、主要対象州であるオロミア州では、州農業局から県、郡農業局あてにFFSをグループ普及手法の一つとして認知し、普及業務に組み込むよう通達がなされた。同方針の下、州主導のFFSが9県・20郡・40村にて機構プロジェクトの側面支援の下で展開されている。
- また、ラオス「効果的なREDD⁺資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト（F-REDD2）」（技術協力プロジェクト）にて開発及び改善を支援してきたPDMS（Provincial Deforestation Monitoring System）が、ラオス農林省令によりラオスの公式な森林モニタリングツールとして承認された。同ツールは先進的なリモートセンシング技術と衛星画像を活用して、森林減少を準リアルタイムでモニタリングするためのシステムであり、地方の森林官が効果的かつ効率的に森林減少データを収集・分析し、違反者に対する対策を講じることを可能とするもの。世界銀行やドイツ、NGO等の他ドナーも本ツールの有用性に着目しており、ラオス全国18県中16県で導入された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

自然環境保全分野においては、自然環境の減少・劣化の阻止、自然を活用した解決策（NbS: Nature-based Solutions）の一層の普及を通じて SDGs ターゲット 13.2（気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む）、ターゲット 14.2（海洋・沿岸の生態系を回復させる）、ターゲット 15.1（陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する）に貢献し、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、14「海の豊かさを守ろう」、15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

世界ではかつてない速度で生態系の劣化が進み、自然環境の保全・回復が急務となっている。については、第5期中期目標期間において、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情

報基盤の整備（衛星技術等）、気候変動枠組条約や生物多様性条約等を踏まえた気候変動対策や生物多様性保全への貢献、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップ、国内外の関係機関との連携等を重視してきた。これ等を踏まえ2026年度に向けては「緑の気候基金」（GCF）・成果支払い案件の実施促進（2026年度及び第6期中期目標期間）や中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の受託資金の新規獲得に向けた準備取組に着手する。また、2030年12月末まで設置期間を延長した「森から世界を変えるプラットフォーム」については、関係機関と連携しつつ、引き続き第6期中期目標期間に向けて継続実施していく。

No.4 ウ 環境管理

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、アジア、アフリカ、中南米、大洋州、欧州、中東地域の約60か国において、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を実施した。それらの支援に際しては、日本の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視して実施した。さらに、国際的な条約や議論を踏まえ、資源循環や気候変動対策に貢献する環境管理等の支援に関する方針や方策について環境省や国立環境研究所等公的機関や環境関連のシンクタンク等との議論を行うと同時に、開発途上国における事業形成・実施を進めた。また、地域的なアプローチとしてはTICAD8のフォローアップ及びTICAD9の機会を捉え、機構が主導的役割を果たす「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の下、各国での個別事業に加え、本邦研修やデータに基づく政策実施に貢献する関連データの収集・分析等を通じ、アフリカ地域全体における廃棄物管理を中心とした環境管理に関する組織強化に貢献した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ **JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）を通じて共創・連携を推進するとともに日本政府の政策にも貢献【①③④】**：JCCIは、廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策を推進することにより、健全な環境を実現し開発途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築に貢献する取組。2022年から毎年、国際的な議論やトレンドを踏まえたテーマ（気候変動レジリエンス、循環経済等）の下、JCCI国際セミナーを開催しており、2025年度まで対面延べ49か国260名及びオンライン延べ171か国2,162名が参加。JCCIの目標である2030年までの開発途上国の50か国、5億人を対象とした「きれいな街」の実現に向けて、日本政府、自治体、民間企業、大学、ボランティア、国際機関等との共創と連携を推進してきている。本取組は日本政府の政策にも貢献しており、G7広島サミット、気候エネルギー環境大臣会合にて採択された付属文書「地方の気候変動に対するG7ラウンドテーブル」において、JCCIが日本政府の国際的な取組として明記されたほか、日本政府が2022年度の成長戦略として掲げた「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び具体的な施策をまとめた「フォローアップ」にJCCIを通じた開発途上国支援の推進が言及された。また、2025年2月に閣議決定された政府の地球温暖化対策計画においても、JCCIが都市間連携推進の施策の一つとして位置づけられた。

◎ **廃棄物・資源循環に係るアフリカ各国のコミットメント強化と機構の協力成果の発信【①②】**：機構は、アフリカの廃棄物管理の強化を図る多国間プラットフォームであるACCP全体会合を開催し、自治体・企業・学術機関・市民との連携を強化し、アフリカ諸国の廃棄物管理改善に向けた取組を強化するとともに、日本の持つ廃棄物管理等環境管理の知見や経

験、本邦企業の持つ強みを発信した。

具体的には、TICAD8、TICAD9に合わせて環境省、横浜市、国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連環境計画（UNEP）とともにACCP第3回、4回の全体会合を実施し、第4回会合ではリビア環境大臣（アフリカ環境大臣会合議長）及びアンゴラ環境大臣等ハイレベルの意思決定者も参加し、今後3年間の指針となる「新・横浜行動指針」を採択した。本会合はアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）、世界銀行とも連携協議を進めること、アフリカにおける開発インパクト増大のための基盤づくりに取り組むこと、TICAD9における日本政府の取組である「廃棄物管理、環境保護」で示される、2028年までに3,500万人に対する公衆衛生サービスの改善、環境管理人材1,000名育成支援、12か国15都市でのマスタープラン策定等の技術協力の実施に貢献することを示した。

機構独自の取組としては、機構の持つ経験や各国とのネットワークも活用し、47か国の廃棄物データを収集し、クラスター戦略・指標に基づき分析、発表したことで、データに基づく意思決定を促進した。また、ACCPの42か国が参加するアフリカ廃棄物・資源循環ビジネスセミナーや横浜市と連携した研修・視察を実施した結果、アフリカ各国から本邦企業への関心表明やコンタクトがあり、本邦企業のアフリカへの進出やビジネス機会創出の好機となった。さらに、横浜市資源リサイクル事業協同組合及び派遣中の協力隊員の協力を得て、横浜市とアフリカ4か国の子どもたちが描いた「環境絵日記展2025」を開催したところ、「神奈川新聞」ほか媒体に取り上げられ、市民社会のアフリカ協力やJICA協力隊事業について認知される機会となった。

- ◎ **プラスチック汚染条約策定に向けた政府間交渉に貢献【①③】**：プラスチック汚染に関する条約策定に向けた第4回政府間交渉委員会（INC4）において、日本政府が提出したナショナルステートメントに、廃棄物管理の支援手法として、機構のクラスター事業戦略（環境管理）で掲げる三段階アプローチが盛り込まれた。想定する社会の状態と変化の道筋を、第一段階（現状把握、問題構造の分析、環境情報の公開）、第二段階（汚染対策の検討と実施）、第三段階（汚染対策の実効性強化、環境汚染の事前予防、社会全体のグリーン化）に分け、段階的に充実・強化させていくアプローチであり、日本の経験や機構のこれまでの知見・経験を基にしたもの。そのほかにも、外務省依頼により、条約交渉の専門家作業部会が同月タイ・バンコクで開催された「資金・技術支援等の実施手段に関する専門家会合」に機構職員が参加し、二国間協力の重要性等についてインプットを行うなど、日本政府の条約交渉を後押しした。

- ◎ **安全な瓦礫処理を通じてウクライナの復興を支援【①②③】**：ウクライナでは、戦争により大量の瓦礫（破壊廃棄物）が発生している。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組の経験に基づき、ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）及びウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、瓦礫を迅速に処理するため機材を調達するとともに、ウクライナ「緊急復旧・復興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により機材を活用して仮置き場を設置し運用するための作業マニュアルの整備、研修を行ってきている。現在、首都キーウ及び前線に近い5地域で瓦礫処理が進められ、街の復興に寄与している。さらに、ウクライナは2023年にアスベストの使用が禁止されたばかりで、まだ多くの住宅や建物にアスベスト材が使用されている。瓦礫処理の作業にあたっては、アスベスト対策として作業員の防護服や現場で使用する散水機やアスベスト検出器等の資機材もあわせて整備するなど、日本の環境省や有識者より日本の震災廃棄物管理の知見を得て活用した。これらの知見を基に、アスベストが混入した瓦礫の分別マニュアルを整備し、国連開発計画（UNDP）と連携し研修

やセミナーを行うことで広く普及した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

環境管理分野においては、JCCIやACCP、各国事業を通じて、都市の脱炭素・循環型社会の構築を多様な主体と連携して推進したほか、プラスチック条約交渉への貢献、海洋プラスチックの学術調査（タイ）、安全な瓦礫処理（ウクライナ）、使用済み自動車のリサイクル支援（タイ）、遠隔による紛争地の都市廃棄物管理支援（スーダン、南スーダン）など、幅広い分野での取組を実施した。これらを通じて、SDGsターゲット11.6（都市の環境影響の軽減）、ターゲット12.5（廃棄物削減・再利用）、ターゲット13.2（気候変動政策の統合）等に貢献し、SDGsゴール11、12、13、14の達成に寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、廃棄物管理及び環境質それぞれのクラスター事業戦略に基づき、制度・政策の整備や行政機関等の能力強化を進めた。拡大生産者責任（EPR）の推進や自動車リサイクル、プラスチック汚染対策など、近年重要性を増す循環経済に関連した分野の制度整備や体制構築に取り組んだが、現地の関係省庁の合意形成、民間セクターとの協調体制等に課題が見られ、日本の産官学の知見を動員しつつ現地の状況に沿った制度構築を目指す。また、中東やアフリカ地域を中心とした治安悪化による日本人の現地渡航制限やウクライナ・パレスチナ等紛争地域での支援の検討といった課題があり、安全確保を第一にしつつ、遠隔や第三国での事業実施や現地雇人の活用、本邦研修機会の活用等により事業の促進に向けた対応を行った。引き続き世界情勢の不透明化に伴う現地での事業実施の制限に関する課題は続くと思われ、現地渡航を代替する方策により事業の継続と開発効果発現に向けた事業推進を行っていく。第6期中期目標期間に向けて、関係者の安全を確保しつつ、共創や革新的なアプローチを強化し、DX活用を進め、コベネフィット型気候変動対策、ジェンダー平等もあわせて推進し、成果の拡大とサステナビリティの相乗効果を目指していく。

No.4 エ 水資源・水供給

(1) 業務実績

人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますます逼迫する中、2022年度から2025年度まで、全世界39か国において、水資源を適切に管理し、すべての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を実施した。それらの支援に際しては、統合水資源管理の実現及び水道事業体の持続的な成長を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ ウクライナにおいて破壊された水道施設の迅速な修復に貢献【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）、同「緊急復旧計画（フェーズ2）」（無償資金協力）、「緊急復旧・復興プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）等により、可搬式浄水装置、発電機、給水車等、緊急に必要な機材の調達や、復旧・復興に向けた計画策定等の支援を実施。これらの資機材は被害の大きい前線に近い都市に対して供与され、攻撃によって破壊された水道施設の迅速な修復に活用されている。また、「緊急復旧計画（フェーズ4）」（無償資金協力、2025年4月G/A締結）において、ヘルソン市、ドニプロ市、ハリキウ市、ミコライウ市（4市）に対し、井戸ポンプ、送配水ポンプ、送配水用管材、車両等の機材を供与。各市は飲料水供給の再開のため、供与された機材により、大きく破壊された施設の改修を開始した。

- ◎ **パレスチナに対する緊急支援【①③④】**：2023年10月に始まったパレスチナとイスラエルの軍事衝突に伴い、西岸地区のジェニン市においても水道施設が攻撃の被害を受けていることから、同市上下水道部に対して水道管網の修理に必要な資機材を供与した。課題別研修の帰国研修員に対するフォローアップ協力として実施したものであり、修理技術の向上を図るための実践的なワークショップも実施した。2024年2月初旬時点で市内の水道管の8%にあたる13kmが被害を受けていたが、供与された資機材が復旧に活用された。同市はSNSにおいて、困難を極めている状況下での日本からの支援に対して、心からの感謝の意を表明された。軍事衝突が継続する中、ジャンズール井戸からの飲料水供給に必要な機材（水中ポンプと送水ポンプ）を供与することで緊急的なニーズを支援中。
- ◎ **機構の支援を呼び水として多数の開発パートナーの資金を動員【②③④】**：ルワンダ「キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）により、同国の首都キガリの2050年を計画目標年次とした上水道マスタープランを策定。同マスタープランで特定された優先プロジェクトである浄水場建設に対し、ハンガリー政府が借款の供与を行ったほか、送配水施設整備にサウジアラビア開発基金が2023年10月に2,200万ドル、OPEC国際開発基金が2023年11月に2,100万ドルの借款契約をそれぞれ締結した。また、パキスタンでは、「ファイサラバード市上下水道・排水マスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）により、第三の都市ファイサラバード市を対象にしたマスタープランを策定。ドイツ復興金融公庫（KfW）が同マスタープランに基づく上水道分野での支援を決定したほか、フランス開発庁（AFD）が浄水場の建設に係る1億600万ユーロの支援を、デンマーク国際開発庁（DANIDA）が下水処理場建設を、アジア開発銀行（ADB）が下水処理場の建設支援を実施するなど、機構が策定を支援したマスタープランを呼び水として多数の開発資金の動員につながった。各パートナー機関からは、「機構支援のマスタープランにより情報量が豊富にあり、迅速に協力を決定することができた」と評価されている。さらに、ヨルダン南部のマアン県においても、機構の技術協力プロジェクトや無償資金協力が呼び水となり、欧州投資銀行（EIB）が100万ドルの支援を決定し、管路更新やメータ設置の支援を行うこととなった。
- ◎ **長年作成に協力してきた水道法が公布【②③④】**：カンボジアにおいて、機構が起草に協力した水道法が2023年3月に公布された。水道に関する基本法の策定に協力した事例はこれが初である。機構は、カンボジア政府からの強い要望に基づき、2014年から厚生労働省、日本水道協会、北九州市上下水道局の支援を得て、日本の水道法を紹介するセミナーの開催や内容に係る助言等、法案作成に協力を続けてきた。その結果、日本における水道事業の認可制度を参考にしたライセンス制度に関する規定や技術基準に関する規定、水道の拡張を資金面から促進するための水道整備資金に関する規定など、質と量の両面から水道整備を推進するために必要な条文が盛り込まれた。水道に関する基本法の制定という行政の根幹部分に関して、カンボジア政府が機構に支援を依頼したのは、長年の協力を通じて築いてきた信頼関係が評価されたものであり、フン・セン首相（当時）も閣僚評議会の場において、「カンボジアの発展のために常に寄り添ってくれた日本政府と人々に深く感謝する」と述べた。
- ◎ **数多くの困難を乗り越えて南スーダンの首都で浄水施設が完工【③④】**：治安悪化による国外退避などの困難を乗り越え、南スーダンの首都ジュバにて、「ジュバ市水供給改善計画」（無償資金協力）が完成した。水道の供給能力が7,200m³/日から17,200m³/日へと2.4倍になり、完成以前の10倍以上となる推定約40万人が裨益。「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を並行して実施することにより、水道サービスの改善も図っており、

2023年3月に開かれた完工式典では、キール大統領が「本事業は、人々の生活に真の効果のある偉大な開発協力であり、2022年のフリーダムブリッジに続くすばらしい贈り物を届けてくれた日本政府と国民に対し、改めて心より感謝する」と述べ、本事業の意義を強調した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

水資源・水供給分野においては、統合水資源管理の推進や、水供給施設の整備、給水サービスの改善や水道事業体の経営の改善のための能力強化等を通じて、主にSDGsターゲット6.1（安全な水の供給）、ターゲット6.2（衛生と手洗い）、ターゲット6.4（水利用の効率化）、ターゲット6.5（統合水資源管理の推進）に貢献し、SDGsゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、日本政府が2022年4月に発表した「熊本水イニシアティブ」では「5年間で約5,000億円の支援、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現へ、世界の水関連の取組を加速」、2022年8月に開催されたTICAD8では「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」、2025年8月に開催されたTICAD9でも「水道事業体関係者の共創・革新プラットフォームの下で、3,000名の相互交流により水道サービスを改善」という日本の取組が発表され、これらの国際公約の達成を目指し、JICAグローバル・アジェンダ（JGA）に基づく協力を推進するとともに、他の開発パートナーとの連携、マスタープラン活用による事業のスケールアップを行ってきた。引き続きSDGsゴール6目標達成に向けた従来以上の取組が必要であるため、2026年度に向けてアジア、アフリカにおいて相手国実施機関と相互の学び合いを促すプラットフォームの活用による成果の定着を進めていくとともに、第6期中期目標期間に向けてPSE、他の開発パートナーとの連携を通じた共創・革新を進め、プラットフォームの枠組み拡大による更なるスケールアップと成果の持続性向上を推進する。

No.4 オ 防災・災害復興

(1) 業務実績

気候変動の深刻化に加え、人口増加や無秩序な市街地拡大等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、2022年度から2025年度まで、アジア太平洋や中南米地域のほか、大規模地震が発生したトルコにおいて、仙台防災枠組を踏まえた「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援、及び大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を実施した。それらの支援に際しては、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ 日本の経験を基にトルコ南東部を震源とする地震からの復興を支援【②③】：2023年2月に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、既往の技術協力に復興支援の要素を組み入れ、国際緊急援助から復旧・復興支援のシームレスな協力を同年3月に迅速に開始。トルコ、カフラマンマラシュ自治体に対しては、復興計画の策定支援を行い、その復興計画の内容がカフラマンマラシュの自治体戦略計画に反映されたほか、トルコの既存建築物の耐震化促進のため、日本で活用されている外付け工事による「居ながら工法」での耐震改修設計をパイロット校舎にて実施した。さらに、2025年1月は阪神・淡路大震災から30年目の節目であったこと

から、同年2月に関西国際大学教授、機構職員等がトルコを訪問し、日本の地震防災に関する経験を発信したほか、本邦メディアをトルコに派遣した結果、日本国内で機構によるトルコへの協力概要が報道された。

- ◎ **頻発化及び甚大化する自然災害の被害への迅速な支援を展開【①③】**：機構は、災害リスク軽減・管理に係る政策アクションの実施を促進するとともに、災害発生後の復旧時に一時的に増大する資金ニーズに備えることを目的としたフィリピン「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ3）」（円借款）のL/Aに2023年8月に調印したほか、2024年10月にはフィジー「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aに調印。本事業は、災害リスクの高いフィジーにおいて、事前防災投資・防災主流化に係る政策アクションの実施を促進するとともに、災害発生後の復旧時に一時的に増大する資金ニーズに備えることにより、災害発生後の迅速な復旧を図り、もって当国の持続的な成長に寄与するものであり、仙台防災枠組にも貢献するもの。また、2024年7月に「災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務（スタンドバイ契約）」についてチーム派遣型で5社、単独型で7社56名と締結。自然災害の発生時に備え、あらかじめ調査団の派遣契約を締結しておくことで、発災後、被災国において「より良い復興」（Built Back Better）を実現し、災害に強い国・社会づくりの支援を早期に開始するための準備を整えた。2025年11月に発生したスリランカ豪雨・土砂災害、タイ南部洪水災害においてスタンドバイ契約に基づくコンサルタント調達を実施し、2026年1月には現地調査を開始し、発災後速やかに先方政府に対し災害発生要因の分析結果を報告するとともに、日本政府との間で復旧・復興支援策の具体的検討を開始した。
- ◎ **スリランカでの事前防災投資により被害の最小化が見られた【③】**：スリランカで2025年11月に発生したサイクロン（Ditwah）による被害を受け、機構は2026年1月からスタンドバイ業務としての調査団を現地に派遣した。スリランカに対しては、他パートナー機関と異なり、機構は平時から事前防災投資として必要な資金協力や技術協力を実施した結果、サイクロンによる被害が一部防げた事例が確認された。例えば、「国道土砂災害対策事業」（円借款）で落石防御ネットを設置したところ、未整備箇所では道路の通行止めが発生した一方、設置箇所では道路不通は生じなかった。また、「スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発」（技術協力）で得た観測結果に基づき、被災地近傍では災害対策の迅速な見直しが行われた。「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」（技術協力）によりハザード評価の方法を技術移転したところ、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の考え方を適用し、一部エリアでは発災前に住民移転につなげた事例があった。また、土壌雨量指数を用いた警戒の閾値を検討し、降雨時に独自に評価し、警戒発信閾値の検証を自主的に行うなど、災害発生前に被害を小さくする体制構築につながった。
- ◎ **パキスタンの洪水に工学的な診断やリスク評価を組み合わせ総合的に支援【③④】**：パキスタンで2022年6月から8月に発生した洪水では1,700人超が死亡するなど被害が甚大であったことを受け、「洪水管理アドバイザー」（技術協力）による支援に加えて、洪水直後の災害後のニーズ調査を実施。今後の災害リスク削減に資する支援展開に焦点を当てた大きな方向性を策定し、災害対応技術協力として初めて「2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を採択し、インダス川に設置されている堤防の維持管理に関する体制・能力強化を支援した。また2024年12月には、インダス川上流における水文観測機器・データモニタリングシステムの整備や流域の護岸施設の強度を向上す

る「インダス川流域における洪水管理強化計画」（無償資金協力）に係るG/Aを締結。さらに、サッカル市及びムルタン市に対し無償資金協力により気象レーダーを整備し、「気象予報能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による能力強化を合わせて実施した。大河であるために、堤防改良には時間を要するが、機構によるここまでの工学的な堤防診断、リスク評価、設計の方法検討は他国で例がなく、本件プロセスを通してパキスタン側の日本の防災技術に対する信頼は大きく高まった。

- ◎ **日本の知見・経験を活用した耐震化工事を開発途上国が独自予算で展開【③】**：公共建物の耐震化促進のため、補強診断・設計技術の人材育成を、トルコ、モンゴル、エルサルバドルで実施。いずれもプロジェクトによる支援の範囲は耐震診断と耐震工事の設計支援までを行うものであったが、耐震工事の必要性・有用性を認識した開発途上国政府により、補強診断・設計技術を国内で承認。一部の学校や病院など公共性の高い建物の耐震工事に必要な予算が確保され、トルコでは1校の学校で、モンゴルは1棟の病院で、エルサルバドルは1つの学校で、2025年内におおむねの完工にまで至った。モンゴル政府は、さらに追加で3棟の政府建物の耐震補強工事の予算を確保し2026年の工事を予定しており、トルコ政府は、日本発祥の耐震工法である外付け耐震フレーム工法を、さらに他の学校に独自に展開していく意向を示すなど、技術協力による成果が広く活用されていくことが期待される。
- ◎ **2030年を目標とする仙台防災枠組の達成に向けた貢献を発信【①④】**：2030年を目標とする仙台防災枠組の達成に向けてGlobal Platform DRR2025（GP2025）、「国連ハイレベル政治フォーラム日本政府主催防災セミナー」において、機構は防災投資の有効性を発信した。特に、2011年に大規模な地滑り被害を受けたブラジルに対し、機構は過去15年にわたり、砂防技術の現地基準化に協力してきた。その結果、ブラジル国内で「SABO」という言葉が認知されるようになっている。COP30におけるブラジル政府主催の防災セミナーでは、ブラジル地域統合省の働きかけにより、日本の防災の経験及び機構の防災協力について発信の機会が提供された。これらは、日本の長年の防災協力に対する厚い信頼醸成により実現できたものである。
- ◎ **機構が支援したインフラの有効性が評価され、事前防災投資としての効果を発揮【③④】**：2025年11月に発生した台風25号（Tino）は、フィリピン中部を中心に広い地域で大洪水を引き起こし、死者114人、行方不明者127人、被災者は数十万人にのぼり、大規模な被害をもたらしたが、この際、機構が過去に実施した無償資金協力、有償資金協力による治水事業の効果が現地メディア等で報道され、イロイロ市の市長を中心に、現地で高く評価された。機構の事業の結果、河川の水は著しく増加したものの、洪水被害がほとんど発生しなかったなど、防災協力の柱である事前防災投資の取組が効果を上げた事例といえる。フィリピンのほか、スリランカにおける土砂災害、インドネシアにおける洪水被害等、近年罹災した国でも土砂災害対策工や排水路が機能を発揮した同様の事例が見られ、事前防災投資の重要性とともに、日本の支援に対する信頼につながった。

(2) SDGs達成に向けた貢献

防災分野は、SDGsの複数ターゲットに貢献する横断的事項であり、仙台防災枠組の4つの優先行動を踏まえた協力を展開した。具体的には災害リスクの理解を通じた防災教育や防災訓練を通して災害の負のスパイラルを予防することにより、SDGsゴール1（貧困をなくそう）に貢献。また、災害に強いインフラの整備、災害リスクを削減するインフラの整備を通して、SDGsターゲット1.5（災害脆弱性の軽減）、SDGsゴール11（住み続けられるまちづくりを）に貢献した。また、

ゴール13（気候変動に具体的な対策を）について、気象観測能力の強化等に取り組み達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、治水インフラ整備や土砂災害対策、建物リスク評価等の強化を目的とした新規案件立ち上げのための調査を10件実施した。引き続き速やかな案件実施につなげ災害リスク削減を目指す。また、東南アジア等で発生した災害に対し、スリランカ及びタイにおいて緊急スタンドバイ調査を実施。災害発生メカニズムを踏まえた「より良い復興」(Built Buck Better) に基づく支援を検討していく。2026年度に向けて引き続き防災投資につながる事業を実施していくとともに、第6期中期目標期間に向けて技術協力と資金協力の連携強化に取り組む。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7広島サミット、日ASEAN包括的連結性イニシアティブ、日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル難民フォーラム、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、PALM9、PALM10の公約、日本・ブラジル・グリーンパートナーシップイニシアティブ（日伯GPI）、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合共同宣言（東京宣言）TICAD9横浜宣言
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度（計画値）
【指標5-2】 JICA国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700件	588件	151件	145件	149件	143件	(134件)
②主要なインプット情報（予算額/支出額 ⁶ （百万円））*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
東南アジア・大洋州			37,586/ 26,412	27,148/ 27,351	26,550/ 27,044	23,078/ 17,151	
東・中央アジア、コーカサス			6,059/ 5,552	5,636/ 5,909	4,443/ 6,459	4,444/ 3,749	
南アジア			18,247/ 12,112	13,093/ 14,294	12,324/ 15,434	12,410/ 8,930	
中南米・カリブ			10,359/ 8,214	8,108/ 8,626	7,699/ 8,391	8,091/ 6,037	
アフリカ			52,470/ 33,342	35,738/ 39,790	37,169/ 39,637	33,848/ 26,745	
中東・欧州			18,330/ 9,435	22,782/ 13,894	13,062/ 18,896	8,022/ 4,893	
全世界・その他			10,513/ 7,503	8,570/ 7,957	7,312/ 7,584	4,054/ 4,893	

*項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (5) 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、脆弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

⁶ 報告年度分の支出額は暫定値。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面でのASEAN連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島嶼国ならではの脆弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を行う。

ウ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を行う。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、政治情勢の不安定化、資源価格の下落、暴力的過激主義の拡大といったリスクは依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。こうした中、これまでのアフリカ開発会議（TICAD）で培われたアセットを基礎として、かかる地域の特性を踏まえ、保健医療体制の強化、ディーセント・ワークの実現、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）等を通じた地球規模課題への対応等の社会開発課題への取組を推進するほか、地域経済統合に向けた取組を含め、官民一体となって強じんなアフリカ経済の構築・自立的な成長を支援する。協力にあたっては、安定した社会を実現するための前提条件となる、平和と安定・安全の確保、及び公正で包摂的なガバナンスの強化を重視する。また、DXを積極的に活用するとともに、アフリカ連合（AU：African Union）が、アフリカの統合と開発の長期的なビジョンとして定めた「アジェンダ2063」等の、アフリカ自身の大陸横断的な開発戦略・計画への貢献に取り組む。なお、こうした方向性について、TICAD等の機会を捉えて国際社会やアフリカに対して積極的に発信していく。

カ 中東・欧州地域

多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつすべての人々を包摂する質の高い成長への支援、紛争・難民問題、パンデミックへの対応も含む中東・欧州地域の経済・社会の安定化に資する支援を行う。その際、TICAD、「平和と繁栄の回廊」構想、「西バルカンイニシアティブ」や、南南協力の推進といった地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視する。

中期計画：

2. (1) ⑤地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・コミットメントや国別開

発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の重点分野への協力を念頭に、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海上保安分野を含む海洋協力、経済・社会強じん化を支援するとともに、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和構築を含む平和で安全な社会実現に向けた支援、デジタル分野の支援（基盤整備、サイバーセキュリティの強化等）を実施する。また、保健医療、防災、気候変動等の地域の共通課題に取り組む。協力にあたっては、日本政府の政策や日ASEAN首脳会議における日本政府のコミットメントへの貢献や地域機関との連携に留意し、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に貢献する。

大洋州については、狭小性・隔絶性・遠隔性といった島嶼国特有の課題や脆弱性の克服に貢献し、太平洋・島サミット（PALM：Pacific Islands Leaders Meeting）での日本政府のコミットメント達成にも貢献するため、保健医療体制の脆弱性、経済回復、海洋汚染や海上安全保障、水産資源の持続可能な利用、自然災害への脆弱性や気候変動への対応、質の高いインフラ支援を通じた連結性の強化、貿易・投資、観光、ICT活用の促進、民間投資促進、財政の強じん化等の取組を支援する。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは大半が内陸に位置し、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力にあたっては、域内外の連結性向上、市場経済化の促進、格差の是正に留意し、保健医療システムの強化にも取り組む。

ウ 南アジア地域

南アジア地域は、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。また、アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝であり、隣接地域を含む世界全体の安定と発展に大きな役割を担っている。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害や感染症等にも脆弱であり、さらに、経済社会に混乱を抱える国もある。かかる地域の特性を踏まえ、強じんな社会の構築に向けた持続可能な発展の基盤の構築のために、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等を支援する。協力にあたっては、これまで培ってきた南アジア諸国との信頼関係をベースに、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化、安全の確保に留意する。また、各国での取組への理解・支持促進のため、国内外での積極的な情報発信強化を重視する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつあり、民間連携や科学技術支援の潜在的な実現可能性を有する一方、貧困層や格差、自然災害等の課題を抱えている国も少なくない。また、同地域では米国及びマルチドナーも活発に支援を進めている。かかる地域の特性を踏まえ、安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進

する環境を整備するため、ガバナンス、教育、保健、バリューチェーン構築に資する公的・民間セクター強化、インフラ整備を支援する。また、防災や気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。協力にあたっては、国際開発金融機関、民間企業等との連携、またDXの活用、新産業の担い手との連携を重視して協力に取り組む。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、政治情勢の不安定化、資源価格の下落、暴力的過激主義の拡大といったリスクは依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。こうした中、これまでTICADで培われたアセットを基礎として、かかる地域の特性を踏まえ、保健医療体制の強化、ディーセントワークの実現、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）等を通じた地球規模課題への対応等の社会開発課題への取組を推進するほか、地域経済統合に向けた取組を含め、官民一体となって強じんなアフリカ経済の構築・自立的な成長を支援する。協力にあたっては、安定した社会を実現するための前提条件となる、平和と安定・安全の確保、及び公正で包摂的なガバナンスの強化を重視する。また、DXを積極的に活用するとともに、アフリカ連合（AU）が、アフリカの統合と開発の長期的なビジョンとして定めた「アジェンダ2063」等の、アフリカ自身の大陸横断的な開発戦略・計画への貢献に取り組む。なお、こうした方向性について、TICAD等の機会を捉えて国際社会やアフリカに対して積極的に発信していく。

カ 中東・欧州地域

中東ではアラブの春から10年が経過したが、依然として多くの国で政情不安定などの混乱が継続している。シリア難民の流入・固定化は周辺国への大きな社会・財政負担となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、バルカン諸国をはじめとする欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、すべての人々を包摂する質の高い成長に資するため、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全、紛争・難民問題等への取組を支援する。その際、日本政府の地域的な戦略・イニシアティブへの貢献、パンデミックへの対応にも留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び日本の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政 法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の 基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられた質的に顕著な実績が多数あることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、東南アジア地域に対し、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面でのASEAN連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を実施した。また、大洋州地域に対しては、小島嶼国ならではの脆弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズに即した支援を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 様々な円借款・技術協力によりFOIPが掲げる連結性の強化に大きく貢献【①③】：

機構は、以下の代表されるような様々な案件を通じ、FOIPが掲げる連結性の強化に貢献した。

- ・ インドネシア・ジャカルタ首都圏の新規国際港となるパティンバン港の建設を支援する「パティンバン港開発事業（第二期）」を実施したほか、「同（第三期）」（いずれも円借款）のL/Aに調印。併せて「パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト」（技術協力）による運営能力強化支援を通じ、本邦企業が運営する同港の円滑な運営を実施した。
- ・ ジャカルタ首都圏の交通円滑化に向け、同国初の地下鉄を延伸する「MRT南北線フェーズ2（第二期）」（円借款）を実施しているほか、都市高速鉄道（MRT：Mass Rapid Transit）の運行体制強化に向けた技術支援やMRT沿線も含む公共交通中心の都市開発（TOD：Transit Oriented Development）を推進する技術協力プロジェクトも実施。インドネシア側の発注にて、本邦企業も参画する形でのTOD基本設計開始につながった。
- ・ カンボジアでは、物流拠点であり、海の連結性向上の要であるシハヌークビル港において、急増する貨物需要に対応するため、2022年8月に新コンテナターミナルの拡張を支援する「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業（第一期）」（円借款）のL/Aに調印。「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（円借款）と同時に実施中。コンテナ取扱量は年間約10%で増加し、2024年に100万TEUを達成した。カンボジアの国際物流の主要拠点としての役割が一層高まっている。
- ・ また、2023年11月にはフン・マネット首相出席の下「国道5号線改修事業」（円借款）の完工式を実施したほか、2023年6月には地域交通ネットワークの強化を行うカンボジア「地方道路連結性向上事業」（円借款）のL/Aに調印。これらの案件で支援する国道5号線は、ベトナムとタイをつなぐメコン地域の南部経済回廊の一部であり、機構は総延長366kmとなる協力区間の道路改修・拡幅、バイパス整備等を複数の円借款で支援している。
- ・ 2024年10月にラオス「ビエンチャン国際空港整備計画」（無償資金協力）のG/Aを締結。本案件は、旅客数の増加が続くビエンチャン国際空港において早期に対応が必要となる旅客ターミナルビルの拡張と誘導路及びエプロンの舗装改修等を行うものであり、本空港の利便性と安全性の向上を図り、ラオスの海外との連結性強化に貢献することが期待される。また、本邦企業が参画する運営会社L-JATSが同空港の国際線の運営を受注しており、同企業による効率的な運営にも貢献する。

◎ 国を挙げて取り組むインドネシア及びフィリピンのエネルギー・トランジションを推進

【①②③】：2023年時点で世界6位の温室効果ガス排出国であるインドネシアは、2060年までにカーボン・ニュートラルを達成することを目標としており、機構は日本政府が推進するアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）や公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）にも貢献する形で協力を推進。「プサンガン水力発電所建設事

業」(円借款)及び「同(第二期)」(円借款)を通じた水力発電所の建設支援、インドネシア国営電力会社向けの脱炭素マスタープランの策定支援、西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電事業の組成支援等を実施。2024年5月以降、数回にわたりジャカルタにて、「水素・アンモニア日尼連携促進フォーラム」を両国政府関係者、民間企業を招いて開催し、その場で機構、エネルギー鉱物資源省、国立研究革新庁及びインドネシア燃料電池水素エネルギー協会との間で、次世代のエネルギーである水素・アンモニアの普及に向けた連携協力覚書(MOC: Memorandum of Cooperation)に調印した。「フルライス地熱発電所建設事業」(円借款)のL/A調印も実施した。フィリピンでは、2025年3月に「気候変動対策プログラム・サブプログラム2」(円借款)のL/Aに調印。本事業は、同国の政策・制度面、適応策、緩和策を対象とする3つの改革分野を軸に、主要分野の温室効果ガスを37%削減するための包括的計画(NDC⁷実施計画)の推進を通じて、気候変動対策の実現に貢献する。

- ◎ **日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の公約に貢献【①②③】**: 2023年12月に日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議が東京で開催され、成果文書として「信頼のパートナー」を副題とする共同ビジョン・ステートメントが採用された。同文書は三つの柱で構成されており、そのうちの一つ「世代を超えた心と心のパートナー」においては、3年間で5,000名の人材育成を行う「JICA-ASEAN知の共創・連結性イニシアティブ」が取り上げられた。また、続く柱の一つである「未来の経済・社会を共創するパートナー」においては、機構の連結性強化の取組、AZECに資する気候変動対策支援、オファー型協力や民間資金動員促進型無償資金協力の導入、海外投融資の一層の活用、中小零細企業・スタートアップ支援等、民間投資を促進する一連の取組が同文書に大きく貢献するものとして位置づけられた。最後の柱である「平和と安定のためのパートナー」においては、機構のサイバーセキュリティ人材育成等が、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献するものとして位置づけられている。
- ◎ **第10回太平洋・島サミット(PALM10)における日本政府の公約に貢献【①③】**: 2021年7月に実施された第9回太平洋・島サミット(PALM9)の公約である「3年間で日本全体で5,500名以上の人材育成・交流」の実施に関し、機構は約半分を占める総計2,665名の人材育成及び人材交流を実施。また、2024年7月に行われたPALM10でコミットされた6,500名以上の人的交流・人材育成についても機構は研修員受入や専門家派遣等を通じて一定数の貢献を果たした。さらに、PALM10「共同行動計画」策定に際し、関係省庁による協力の多くで機構の協力実績が下支えとなるなど、オールジャパンによる協力に大きく貢献した。
- ◎ **東ティモールのASEAN加盟を促進【①③④】**: 2023年12月に行われた日・東ティモール首脳会談及び「日本国と東ティモール民主共和国による共同プレスステートメント」において、日本が東ティモールのASEAN加盟を支援する旨が掲げられており、機構は加盟のための支援を展開。「ASEAN加盟に向けた調整及びモニタリング能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じ、ASEAN加盟に必要な92のASEAN関連条約の批准に向けた支援や東ティモールの公務員の能力強化、ASEAN加盟に向けた東ティモールの取組状況のモニタリング、ASEAN加盟を支援する他援助機関・関連省庁との連携・調整支援等を実施。また、21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSPP21)を通じて、東ティモールのASEAN加盟後に必要となる知見を共有するため「国際貿易法」コースを東ティモールにおいて実施した。これら協力については、これまでも首脳会談や外相会談の場等で頻繁に言及

⁷ 国が決定する貢献。パリ協定に基づきすべての締約国に対して提出が求められる温室効果ガス削減目標。

されてきたが、2025年8月の両国首脳会談においても、同国大統領から謝意が伝えられた。2025年10月に東ティモールはASEANへの加盟を実現した際には、機構の支援等の日本の後押しがあった旨も報道で言及された。

- ◎ **新開発協力大綱に基づく「オファー型協力」の第1号案件を実施【①②】**：機構は、カンボジアの包括的なデジタル環境アセスメントを実施し、日本による協力可能性領域を整理したほか、国内向けの説明会を外務省とともに実施。カンボジア側に提供可能な協力領域を包括的に説明した。その結果、Digital Government Committeeとの協業、4Gカバレッジ強化、教官育成事業へのデジタル活用については具体的協力まで発展。さらに機構は、サイバーセキュリティ分野の人材育成事業の実施に加え、カンボジア側関係者や本邦企業へのコンサルティング等でも貢献した。また、日本政府が発表した「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」も踏まえ、本オファー型協力にAI要素を加えるための分析調査を実施し、AIを通じた共創も推進した。
- ◎ **インドネシアの新政権の政策に対応した支援【①③】**：2024年10月に発足したプラボウォ新政権は、8つのミッションと8つの最優先協力プログラムの推進を発表。同年12月には、日本インドネシア協会が主催し、主に民間企業で構成されるインドネシア訪問団に機構理事長が参加。プラボウォ大統領とも面談し、機構の協力の方向性を協議した。また、2025年1月に行われた両国首脳会談では、石破総理（当時）から、機構が実施する水産、人材育成、港湾整備、防災の円借款4案件の供与とともに、最優先協力プログラムの一つである学校給食分野において、機構が実施予定の案件が言及される形で支援が表明されるなど、新政権成立直後の二国間関係の構築に資する案件の形成に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東南アジア地域では、日ASEAN包括的連結性イニシアティブ、日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント及びその実施計画を踏まえ、幅広い分野において信頼関係の構築と共創・革新、その先の還流の推進を意識した協力を強化するとともに、対外発信にも積極的に取り組む。また、急速に変化する同地域の新たな開発ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、民間企業をはじめとする様々なアクターとの連携を一層強化する。なお、世界銀行の「東アジア・太平洋地域半期経済報告」（2025年10月）は地域の成長に影響を与え得る要因として、貿易制限の強化、世界的な不安定性の高まり、世界経済の成長減速等を挙げており、こうした開発課題への支援を含めた協力を引き続き実施していく。

太平洋島嶼国は、狭小性、隔絶性、遠隔性といった、島嶼国特有の課題・脆弱性を抱え、広大な排他的経済水域（EEZ）の管理・モニタリング、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害に強いインフラの整備、保健医療体制の強化、強じんて安定的な成長に必要な財政基盤の強化や産業の多角化などへの対応が喫緊の課題となっている。特に、海上・航空輸送に依存する経済構造から世界の資源価格高騰や物価上昇の影響は大きく、また豪州や米国等への人材流出も加速化しており、太平洋島嶼国における開発の大きな障壁となっている。こうした中、2024年7月のPALM10の結果を踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向け、「2050年戦略」との整合性を保つ形で二国間及び太平洋地域機構評議会（CROP）関連機関を通じた地域枠組みに基づく協力に取り組んでいく。また、地域が抱える多様かつ複雑な開発課題に対応するため、民間企業を含む他の開発パートナーとの連携を一層強化する。

No.5 イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **初の「中央アジア+日本」対話・首脳会合への貢献【①②④】**：第1回「中央アジア+日本」対話・首脳会合に向けて、日本政府が提案する重点協力分野（グリーン・強じん化、コネクティビティ、人づくり）に即して、計27件の案件を形成した。当初開催予定の2024年8月時点では、円借款 L/A1件、無償資金協力 G/A5件、技術協力プロジェクトR/D8件の署名を準備した（会議日程変更に伴い、首脳会合とは別にいずれも署名）。また2025年12月の首脳会合開催に合わせて、円借款L/A1件、海外投融資L/A1件、無償資金協力11件のG/A署名に至った。首脳会合の共同宣言や二国間首脳会議の共同声明には、これらの形成案件を含め機構事業計81件が言及された。また、首脳会合時に行われた「中央アジア+日本」ビジネスフォーラムでは、ウズベキスタン投資産業貿易省・JETROとのウズベキスタン国産業開発に係る調査に関する協力覚書をはじめ、機構事業及び機構が促進した企業等の協力に関する覚書の署名（計21件）が披露され、同会合が重視するビジネス関係強化の促進に貢献した。これらを通じて、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の成功、日本と各国との信頼関係の醸成に開発協力の観点から貢献した。
- ◎ **日本・モンゴルの「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」への貢献【①②④】**：機構は、2022年11月の日モンゴル首脳会談で合意された「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための行動計画（2022年～2031年）」の協力分野「経済・経済協力」及び「人的・国民交流及び人材育成」に対し、開発協力を通じ貢献した。主な成果として、チンギス・ハーン国際空港拡張に向けた調査の実施、同空港の周辺開発に必要な法律制度整備のための技術協力の開始、産業多角化のための農牧業バリューチェーンマスタープラン策定、「人材育成奨学計画」（無償資金協力）による行政官育成（2022-2025年度の留学実績計63名）、「モンゴル工学系高等教育支援事業」（円借款）を通じた工学系技術者育成（2025年5月時点の留学実績610名）が挙げられる。2025年7月の天皇皇后両陛下モンゴルご訪問の際、機構事業サイト8か所を訪問・視察され、日本・モンゴルの複数のメディアにより日本のODAの実績・成果に言及する記事が掲載された。また、2022年11月、モンゴル政府から外国人に授与される最高位の勲章「北極星勲章」を機構理事長が受章した。フレルスフ・モンゴル国大統領は、来日時授与式において「日本はモンゴルにとって『第三の隣国』として最も信頼できるパートナーであり、JICAの協力はモンゴル国民一人ひとりに届いている、両国の関係発展にJICAが果たしてきた役割は非常に大きい」との祝辞を述べた。また、同大統領来日時には、1994年の機構の青年研修事業でホームステイした青森の家族との交流の様子が、「NHK」を含む複数のマスコミで報道された。
- ◎ **JICAチェアを通じたモンゴルの政策決定者への日本のガバナンス経験の共有【①③④】**：機構は、モンゴルの国会議員等向け勉強会を2022年から2025年までに計8回実施し、国会議員、政府幹部、研究者等累計325名の参加を得た。特に、2023年5月に実施した機構国際協力専門員の講義「日本の産業発展と日本的経営」は、産業多角化のための法制度の審議期間中に行われ、「Develop like Japan」イニシアティブを掲げるザンダンシャタル国会議長（当時。現首相）も参加するなど高い関心を集めた。また、モンゴル国立大学との対話の結果、JICAチェア講座が同大学の単位認定講座として開設された。JICA緒方貞子平和開発研究所長による人

間の安全保障の講義（2025年11月）をはじめ、2023年から2025年までに日本人講師の特別講義を計8回実施し、数百名の学生及び研究者の参加を得た。

- ◎ **ウズベキスタンにおけるジェンダー主流化の促進【②③】**：機構は、ウズベキスタンにおいて「若年層・女性経営者金融包摂支援事業」（海外投融資）を形成し、2025年12月にL/Aを調印した。機構融資額の50%以上は女性経営者・若年層が経営する中小零細企業に充てる計画であり、金融アクセス改善を通じた女性の経済的エンパワメントに貢献することが期待されている。また、ウズベキスタンの研修・留学生事業における女性の割合は2023年度19%、2024年度28%と、組織の目標値（本中期計画期間末時点40%）を下回ったため、割合向上に向けて、機構ウズベキスタン事務所より各コースの応募勧奨時に地道に働きかけるとともに、2025年1月に田中理事長がウズベキスタンにてミルジョーエフ大統領と面談した際も直接改善を要請した。この結果、同大統領による指示もあり、2025年度の短期研修の女性研修員割合は、47.1%に上昇した。
- ◎ **ウズベキスタンの市場経済化に向けた改革の促進【③】**：機構は、ウズベキスタンにおいて市場経済化を促進するための財政支援として、2024年2月に「持続可能な経済社会開発支援プログラム・ローン」、2024年8月に「包摂的かつ強じんな社会経済開発プログラム・ローン」（いずれも円借款）のL/Aにそれぞれ調印した。これにより、世界的な金融・経済危機の影響を受けたウズベキスタンにおいて、民間セクター成長のための制度構築・環境整備強化、国有企業の管理強化、市場の形成などに向けた改革の継続を財政面から後押しした。具体的には、民営化法制定による手続きの透明性強化や、通信事業者の民営化、化学産業の競争環境強化、農業市場の自由化等による投資促進効果が期待される。また、財政支援に並行して、司法分野からも市場経済化を支えるため、「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」（国別研修）を実施し、私人の権利保護や私人間紛争解決等に関する司法関係者の理解を促進している。
- ◎ **一村一品イニシアティブの中央アジア地域展開と地場産業振興、女性の経済的エンパワメントへの貢献【②③④】**：機構は、技術協力を通じ、キルギスで開始した一村一品（OVOP）の取組を、キルギス全土、さらに周辺国に展開している。キルギスでは、人口の6割が農村部に暮らしているが、農業生産だけでは収入が不十分のため都市部や海外へ出稼ぎに出る男性が多く、残された女性も農業以外に就業機会が乏しい。本事業では、現地のNPO法人「OVOP+1」をパートナーとし、地域にある原料を活用して310種類以上の商品を開発し、海外を含めた販路を開拓した結果、地方部の住民を中心に3,000人以上が製品生産に従事するまでに至った。こうした成果がキルギス政府に認められ、2022年11月に国家プロジェクトとして認定された。さらに2025年11月にジョージア、2026年1月にタジキスタンでOVOPショップが開店し、ウズベキスタンでも2026年内のOVOP協力開始が予定されるなど、OVOPの取組が周辺国にも広がっている。2025年12月の「中央アジア+日本」対話・首脳会合共同宣言では、一村一品運動が女性のエンパワメント及び女性・平和・安全保障（WPS）にも寄与する活動として明記され、日本と中央アジアの協力を象徴する存在となっている。
- ◎ **中小零細企業の金融アクセス改善【②③】**：機構は、当地域の持続的・包摂的成長にとって不可欠な中小零細企業の振興のため、海外投融資を通じて、中小零細企業の金融アクセス向上に貢献している。本中期計画期間中に、海外投融資計4件（2023年10月ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」、2024年2月カザフスタン「中小零細事業者支援事業」、2024年12月ア

ルメニア「農業セクター・中小零細事業者支援事業」、2025年12月ウズベキスタン「若年層・女性経営者金融包摂支援事業」)のL/Aの調印に至った。

- ◎ **農牧業振興のためのマスタープランから実施まで一貫した支援【③】**：機構は、2024年1月のモンゴル農牧業分野バリューチェーンマスタープラン策定、2025年3月のキルギス野菜分野バリューチェーンマスタープラン策定等の上流段階の支援とともに、2026年2月開始のモンゴルの農牧業ツーステップローン協力準備調査、2026年2月G/A締結の「農産物バリューチェーン構築計画（WFP連携）」（無償資金協力）等の実施段階の支援にも取り組んでいる。また、ウズベキスタンでは、2022年8月に「園芸作物バリューチェーン強化事業（フェーズ2）」（円借款）のL/Aに、2025年12月には「中央アジア+日本」対話・首脳会合に合わせ「畜産振興・家畜衛生強化事業」（円借款）のL/Aに、それぞれ調印し、農家や企業の金融アクセス改善に取り組んでいる。
- ◎ **ICT産業振興のための環境整備支援【③⑤】**：モンゴルでは、2023年3月にICT・デジタル産業振興のための情報収集・確認調査を開始し、その結果を踏まえて、2026年1月にICT産業発展に向けた政策・制度環境改善、及びエコシステム発展を目指す技術協力に着手した。また、機構モンゴル事務所が2022年以来毎年ウランバートル市等と共催している「日本モンゴルビジネスイノベーションフォーラム」は、日本とモンゴルのICT企業の交流の場として活用されており、2024年の第3回フォーラム後には両者をつなぐ「日本モンゴルITコンソーシアム」が設立された。キルギスでは、機構が支援するキルギス日本人材開発センターと株式会社デジタルナレッジ社の協力により、2026年1月に「キルギス-ジャパンデジタルユニバーシティ」が開校した。キルギスで学びながらキルギス・日本の通信制大学の情報工学の学位が取得でき、キルギスのICT産業振興にも資する共創といえる。
- ◎ **中央アジアのカーボン・ニュートラルに向けたエネルギー・トランジションへの貢献【①②③⑤】**：再生可能エネルギーについて、水力資源の豊富なキルギス・タジキスタンにおいて、2023年6月に電力分野の情報収集・確認調査を開始し、2025年12月、キルギスで増加が見込まれる変動性再生エネルギーに対応した系統運用人材育成のための訓練施設・機材整備に係る無償資金協力のG/Aを締結。また、タジキスタンでは、山間部の水力発電所で発電された電力を首都圏へ安定的に供給するための変電所建設に係る無償資金協力のG/Aを締結した。さらに2026年1月にキルギス・タジキスタンの旧ソ連時代の水力発電所を改修するための無償資金協力の協力準備調査開始に至った。加えて、ウズベキスタンでは、2022年9月に同国初の民間事業者による大規模風力発電所（ザラフシャン発電所、500MW）の建設・運営に対するプロジェクトファイナンスへの融資契約に調印し、その後の日本企業を含む同国への再エネ投資を促進した。他方、省エネルギーについては、世界で最もエネルギー効率が低い国の一つであるウズベキスタンにおいて、2024年7月、機構専門家も支援して起草された「エネルギーの使用の合理化及び効率向上に関する法律」が公布・施行に至った。事業レベルでは、2024年6月にエネルギー管理者の育成やゼロエネルギービル実証試験のための技術協力を、2024年8月より公共施設、産業・商業施設における省エネを促進するための円借款の協力準備調査をそれぞれ開始した。また、2025年4月には「アムブハラ灌漑施設改修事業」（円借款）が完工し、旧ソ連時代の電力消費効率が悪い灌漑ポンプの改修に貢献した。
- ◎ **オファー型協力「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」への貢献【①②③④⑤】**：2022年12月の第9回「中央アジア+日本」対話・外相会合及び2023年3月

「中央アジア＋日本」対話・第12回東京対話における日本政府の議論を踏まえて、機構は、2023年6月の調査団派遣及び2023年12月開始の情報収集・確認調査を通じ、本ルート支援の方向性を検討した。この結果、特に税関分野において、2024年9月にリスク管理能力向上のための世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携した研修を開始するとともに、タジキスタン及びカザフスタンの税関機材供与の無償資金協力案件を形成した（2025年11月閣議決定）。併せてキルギスの国際幹線道路上のナリン橋の架替のための無償資金協力案件を形成した。これらの案件は、2025年12月の「中央アジア＋日本」対話・首脳会合に合わせて外務省が公表したオファー型協力「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」のメニューに明記され、同協力の目標・シナリオの実現に貢献するものである。

- ◎ **国際幹線道路のインフラ強じん性強化の進展【②④】**：キルギス、タジキスタンでは、国際幹線道路の改修やトンネル建設、さらに橋梁の架替が進んだ。キルギスでは、首都ビシュケクと第二の都市オシュを結ぶ幹線道路において、2023年10月に無償資金協力によるスノーシェッド（覆道）が完工し、2024年10月に日本型の防雪柵が設置され、冬季の通行障害の回避に役立っている。また、2025年6月には円借款によるトンネル建設が着工した。さらに、2024年7月には、キルギスからカザフスタンにつながる道路の橋梁の架替が完了した。無償資金協力により建てられた同橋は、日本とキルギスの友好の証として「Sakura Bridge（桜橋）」と命名され、現地メディアでも大きく取り上げられた。タジキスタンでは、2023年6月、首都ドゥシャンベからアフガニスタンにつながる幹線道路のうち9.2kmの改修（4車線化）が完工した。開通式にはタジキスタンの運輸大臣が参加し、高い評価を受けた。ウズベキスタンでは、円借款による国際幹線道路の改修やトンネル建設に向けた協力準備調査を開始した。
- ◎ **インフラ整備を通じた日本との互惠協力【②⑤】**：上述の防雪柵を納入した北海道小樽市の理研興業株式会社は、キルギスでの無償資金協力を実施後、モンゴルにおいて木製防雪柵を活用した交通安全対策に係るJICA Biz（2024年ニーズ調査、2025年ビジネス化実証事業開始）の実施、2025年12月にカザフスタン鉄道との吹雪・強風障害対策の計画策定に関する協力覚書署名と展開されており、北海道の寒冷地対策の経験を活かした中央アジアのインフラ整備と中小企業の海外展開の互惠協力の好例となっている。
- ◎ **人材育成奨学計画（JDS）の帰国留学生が閣僚に就任【③④】**：2000年のウズベキスタン留学生受入で開始した「人材育成奨学計画（JDS）」（無償資金協力）は、モンゴル、キルギス、タジキスタンにも広がり、2025年度までに4か国計1,378名が来日した。2000年代に20～30代で留学した行政官等が現在40～50代となり、大臣・副大臣に就き始めている。特にキルギスでは、これまでに大臣級3名、副大臣級10名以上を輩出し、直近では経済・商務大臣（2024年12月）、教育省第一副大臣（2023年11月）、エネルギー省副大臣（2023年9月）が就任した。2025年12月の「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の共同宣言においても、重点協力分野「人づくり」の中でJDSに言及され、高く評価された。また、モンゴルでも2026年4月にJDS卒業生初の大蔵大臣就任者が誕生した（エネルギー大臣）。
- ◎ **中央アジアの非感染性疾患対策を通じたUHC達成への貢献【②③④】**：中央アジアでは死因の多くを占める非感染性疾患の対策が喫緊の課題であり、機構は、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンにおいて、技術協力により非感染性疾患の早期発見、早期治療、啓発活動等を支援するとともに、無償資金協力により首都や地方の拠点病院の診断・治療機材の整備を支援した（2024年5月タジキスタン国立医療センター等、2024年7月ウズベキスタン・カラカ

ルパクスタン医科大学病院、2025年9月キルギス・ビシュケク市及びチュイ州の拠点病院)。さらにウズベキスタンにおいては、同国初の保健医療分野の円借款として、国立脳神経センター建設・機材整備等のための案件を形成し、2025年1月にL/A調印に至った (STEP適用)。他方、脳卒中等疾病発生後のリハビリテーションが不十分なために障害が残ることも少なくないため、理学療法士及び作業療法士の海外協力隊による現場での協力に加え、中央アジアの政策立案者・医療従事者向けの本邦研修「脳卒中リハビリテーション」を形成し、2023年9月に第1回研修を実施した。以上の取組・成果は、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の共同宣言の重点協力分野「人づくり」で掲げられた「保健システム強化に向けた協力」に貢献している。

- ◎ **社会課題解決に向けた産学共創の促進【③⑤】**：モンゴルでは、社会課題解決に向けた共創の多層的な仕組みを提案、実現した。このうち2023年創設の「Mongolia Open Innovation and Co-Creation for SDGs (MICS)」はモンゴル最大級のマッチングイベントに成長し、3Dプリンタを用いた短下肢装具生産など、現地スタートアップと日本企業・大学との共同事業が形成された。また、2020年創設の現地スタートアップ向けアクセラレーション (MONJA) や2022年創設の日本・モンゴルの高専生・大学生によるDXビジネスコンテスト (DXCUP) を継続的に開催し、2024年11月には「工学系高等教育支援事業」(円借款) による日本・モンゴルの大学の共同研究成果を日本企業・大学に発信する産学連携セミナーを日本で実施した。ウズベキスタンでは、機構が支援するウズベキスタン・日本青年技術革新センター (UJICY) が産学連携のハブとなり、2025年8月には第1回「中央アジアSATREPSフォーラム」を開催し、域内でSATREPSを実施する5つの大学が集結して成果を発信した。タジキスタンでは、2024年5月にSATREPSセミナーを国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) と共催するとともに、タジク国立大学による「JICAチェア事務局」設置を支援し (2025年2月設置)、複数の協力覚書署名など日本とタジキスタンの大学・研究機関間の関係強化を促進した。
- ◎ **カザフスタンとの連携による中央アジア域内協力の本格化【③】**：機構は、2020年設立のカザフスタン国際援助開発庁 (KazAID) との連携による中央アジア地域協力を本格化した。2022年12月にKazAIDと協力覚書を署名するとともに、連携に係る年度アクションプランを作成している。具体的な連携事業として、カザフスタン・ウズベキスタン・キルギスにある日本センターも連携したKaizenセミナー (2022年10月タジキスタン、2024年11月ウズベキスタン、2026年3月キルギス) や、農業DXセミナー (2025年11月キルギス) を共催した。また2024年4月には、中央アジアの地域国際機関である非常事態・災害リスク軽減センター (CESDRR) 等とも連携し、「中央アジア・コーカサス広域地震防災セミナー」を共催した。KazAIDとの連携は、中央アジア向け協力事業の質の向上とともに、中央アジアの地域協力の促進や高中所得国であるカザフスタンとの新たな協力関係の強化にもつながっている。
- ◎ **ナゴルノ・カラバフからの避難民・ホストコミュニティへの心のケア支援【③】**：機構は、2025年2月、「ナゴルノ・カラバフ避難民及びホストコミュニティに対する精神保健及び心理社会的支援計画 (UNICEF連携)」(無償資金協力) のG/Aを締結し、避難民及びホストコミュニティの子どもの心理面のケアに必要な施設・機材の整備、ケア提供者の能力強化の支援に着手した。子どものストレス軽減、平穏な日常生活への復帰を通じ、人間の安全保障の実現を目指している。
- ◎ **外部資金を活用した成果のスケールアップ【③】**：モンゴルでは、2023年1月、教育のための

グローバル・パートナーシップ（GPE）からの受託により、「障害児のための教育改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及び「学校給食導入支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）と連携する活動へのグラント資金（それぞれ約61万ドル、約7万ドル）を獲得した。タジキスタンでは、機構の働きかけにより、国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社から資金提供を受け、「ハトロン州ジョミ県における上水道改善計画」（無償資金協力）の給水地域拡大につなげた。

- 東・中央アジア地域7か国の帰国研修員同窓会が研修で得た成果を日本国内向けに発信【⑤】：2025年5月、大阪・関西万博会場において、東・中央地域7か国の帰国研修員同窓会が中心となり、国際カンファレンス「日本と内陸アジア協力の架け橋～日本の協力成果と音楽演奏・パフォーマンス～」を開催し、保健・環境等の多岐にわたる分野において日本の研修で得た知識や技術の対象国での活用状況を発表した。イベントでは1,000名以上の聴衆が参加し、帰国研修員が日本国内向けに直接、日本のODAの成果を発信するユニークな機会となった。また、カンファレンスでは、多くの海外協力隊員経験者が東・中央アジア地域各国の民族楽器の演奏や伝統舞踊を披露し、日本と各国をつなぐ役割を果たした。
- 2022年度から2026年2月までにJDS、長期研修、モンゴル「工学系高等教育支援事業」（円借款）により来日した東・中央アジア地域の長期研修員は、462名にのぼる。このうち「GX人材育成プログラム」（長期研修）による応募勧奨の結果、2025年9月に資源国トルクメニスタンから初の長期研修員（環境保護省）が来日した。留学中にエネルギー・トランジションの研究を行う予定であり、日本との長期的な人的関係強化にも資することが期待される。

（2）事業上の課題及び対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、第5期中期目標期間においては、地政学や経済安全保障の観点から国際社会における重要性が高まるとともに、各国の経済成長及び財政改善が継続し、中央アジア域内では国境画定や地域協力も進展した。他方、内陸国・乾燥地という自然条件、鉱物資源や海外出稼ぎへの依存、若年層人口増と雇用創出のギャップ、国際社会の分断下での投資・貿易・公的債務の特定国への集中等の脆弱性を抱えており、持続的・自立的な経済・社会開発上のリスクに直面している。2026年度及び第6期中期目標期間に向けては、次回の「中央アジア＋日本」対話・首脳会合も見据えて、産業の多角化・高度化、グリーン・強じん化、コネクティビティ、人づくりに向けた協力を拡充していくとともに、高度化する開発ニーズへの対応を強化し、開発パートナーとしての信頼性を高め、日本と相手国の互惠関係の強化に貢献していく。

No.5 ウ南アジア地域

（1）業務実績

2022年度から2025年度まで、地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ 日印政府の合意に基づきインドにおいて高速鉄道の建設を支援【①②】：「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第一期～第五期）」（円借款）を通じ、インド第2の大都市マハラシュトラ州のムンバイと、商工業都市であるグジャラート州のアーメダバードの約500kmをつなぐ高速鉄道の建設を日本式新幹線の経験と技術を活用して支援。土木や軌道敷設工事は

本格的に進められており進捗している。ソフト面でも日印両国政府の協議の枠組みを踏まえ、技術協力を多く実施。長期専門家（土木専門家）を実施機関に派遣し、新幹線・高速鉄道システム導入に向けた技術的アドバイスを実施するとともに、鉄道関係者に対する研修に加え、インド高速鉄道公社（NHSRCL）の実務者研修をJR東日本の協力により実施し、インド高速鉄道公社の幹部候補、実務運用責任者、運転士等の包括的な育成を進めた。

- ◎ **バングラデシュ初の都市高速鉄道の開業【①③】**：バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業」（円借款）において建設を支援しているバングラデシュ初の都市高速鉄道（ダッカメトロ6号線）の北区間が2022年12月に部分開業した（2023年11月には南区間も開業）。開業式典には同国首相も出席し、式典の様子はバングラデシュ国内で大々的に報道されたほか、開業記念の50タカ紙幣・切手も発行された。鉄道の顔となる車両は日本の通勤車両をモデルとしているほか、SuicaやPASMOと同じ非接触ICカード技術方式が導入されている。開業以来順調に利用者数は増加しており、2025年2月には1日約40万人の乗客数を記録した。また、複数の日本企業受注の下、整備が行われており、「インフラシステム輸出戦略」に基づく、日本企業の海外展開促進にも貢献した。
- ◎ **南アジア地域の連結性強化に大きく貢献【①③】**：バングラデシュ「ジャムナ鉄道専用橋建設事業」（円借款）において、バングラデシュの3大河川の一つであるジャムナ川を渡河する全長約5kmの鉄道専用橋が完成し、2025年3月にバングラデシュ鉄道省次官の同席の下、開業式典が開催された。本事業により、鉄道輸送の需要に対して効率的に対応することが可能となるほか、道路輸送から鉄道輸送への更なるモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減（約4.9万t/年CO₂換算と算出）による気候変動の緩和も期待されている。また、「クロスボーダー道路網整備事業」（円借款）によりバングラデシュとインドをつなぐ経済回廊におけるクロスボーダー道路交通の劇的な改善を支援したほか、「ジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業」（円借款）により首都ダッカからインドのコルカタに至る鉄道複線化を支援するなど、バングラデシュ国内及びインドとの連結性の向上に大きく貢献した。
- ◎ **バングラデシュ初の世界基準の経済特区の開業を支援【①②③】**：バングラデシュ経済特区（BSEZ：Bangladesh Special Economic Zone）は、バングラデシュで初となる世界基準の経済特区であり、「外国直接投資促進事業」（円借款）による土地造成と周辺インフラ開発、ツーステップローンを通じたテナントへの支援、BSEZ運営会社に対する経済特区庁（BEZA）による出資分に対する世界初のバックファイナンス供与（Equity back finance）、及び海外投融資による運営会社への出資等支援、技術協力による経済特区向けのワンストップサービスの運営支援等、ハード・ソフトの両面で支援を実施。2024年度に操業を開始し、本邦企業を含む多数の企業が順次進出・操業を開始。運営会社には日本の商社も出資している。
- ◎ **スリランカ金融・経済危機に対し、国民を守るための債務再編を支援【①②③④】**：2022年5月から経済が深刻な状況となったスリランカでは、債務問題に関して、日本政府が共同議長国となって立ち上げた公的債権国会合及び、スリランカ政府による債務再編に係る協議を側面支援。債務再編に係る覚書の署名を受けて、機構は2024年7月に貸付実行等の再開を決定し、経済再建や成長軌道への回帰、債務持続性向上に資するインフラをはじめとする円借款事業の実施再開を力強く後押しした。2025年度までにスリランカと日本の二国間の債務再編に係る合意文書の署名を完了した。
- ◎ **現地渡航が困難なアフガニスタンへの支援を継続【②③】**：本邦からの渡航が困難な状況が

続くアフガニスタンにおいて、国際機関との連携により18件の無償資金協力を実施。国際機関や現地機関等との協力により、保健、食料・生計向上、教育、国内避難民・帰還民支援等の分野で支援を継続している。また、頻発する自然災害への対応として緊急援助を5回実施し、地震や洪水の被災地に対して迅速に緊急援助物資を供与したほか、様々な制約下にある女性の生計向上を支援するなど、困窮する人々への支援を進めた。

- ◎ 日印両政府による最重要産業政策である半導体サプライチェーンの強じん化に貢献【①②③⑤】：世界的な半導体サプライチェーンの見直しが進む中、日印両政府は半導体サプライチェーン強化を最重要産業政策として位置づけており、2023年7月に「日印半導体サプライチェーンパートナーシップ」が両国大臣間で締結され、連携強化が進み、外務省「対インド国別開発協力方針（2023年改訂）」において、半導体分野での連携が明記された。かかる状況下、産学官が連携して設立された国内で唯一の公的な半導体人材育成機関を有する岩手県等をはじめ、機構は日本国内の連携のキープレイヤーに関する発掘・関係構築を積極的に進めるべく、インド政府等の幹部の招へいや岩手県副知事を筆頭とするミッション派遣を実施したことに加え、インド半導体人材育成に係る研修事業を採択し実施した。その結果、機構が関与した初期的な日印交流の機会が契機となり、インドの関係機関が自費で岩手県を訪問したり、岩手県が在京インド大使館と共催で「印日パートナーシップ：岩手」を初開催するなど、機構が直接的に関与しない形でも日印間の半導体分野の交流の活性化につながった。機構ではインド半導体産業界に係る対外的な発信（インド日本商工会半導体委員会、一般社団法人半導体産業人協会等）も行ったほか、半導体分野に係る日印関係者との関係構築を一層進化させていきつつ、グジャラート州などで半導体エコシステムの形成・強化を支援する円借款案件の形成に取り組んだ。

(2) 事業上の課題及び対応方針

南アジア地域では、複合的危機の影響が続く中、スリランカがデフォルト状態に陥るなど各国がマクロ経済の難しいかじ取りを迫られてきた。加えて、2024年8月にバングラデシュ、2025年9月にネパールにおいて暫定政権が発足するなど、政情の安定と円滑で民主的な政権移行が課題となった。また、パキスタン、ネパール、スリランカでの豪雨に象徴されるように、頻発化、激甚化する自然災害に対応するための気候変動対策も喫緊の課題である。

これに対し、相手国のニーズに基づきつつ、日本政府の方針も踏まえ課題の解決を図ってきた。特に、スリランカの公的債権国会合では共同議長を務める日本政府と緊密に相談し、円滑な議論に貢献。バングラデシュに対しては、暫定政権の進める公務員制度、司法分野、地方行政等のガバナンス改革への協力を行ったほか、スリランカ豪雨被害等への緊急援助など迅速な対応も実施した。

2026年度及び第6期中期目標期間に向けては、新政権が発足したバングラデシュやネパールの政権の方針や各国のマクロ経済状況を注視しつつ、日本政府が推進する政策やブータン国交40周年といった外交イベント等を踏まえ、強じんな社会システムの構築のために効果的な協力事業の実施に努める。さらに、複数国がLDCを卒業済みもしくは卒業見込みであることや、インド等経済規模が拡大する国の存在も意識し、日本のパートナーとしての関係構築という観点で協力を検討していく。また、南アジアではインド、バングラデシュ等大口の円借款供与国がある中、各国に対する与信の規模感も踏まえて、適切に新規案件の形成を引き続き行っていく。

No.5 エ 中南米・カリブ地域

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 「日・中南米連結性強化構想」への貢献【①③】：2024年12月にエルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業」（円借款）を通じて建設を支援した幹線道路の開通式典を開催。エルサルバドルで最大規模の道路建設事業であり、慢性的な渋滞の解消と交通輸送能力の増強を図るとともに、域内物流の改善にも貢献した。パナマでは、「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業（第一期～第三期）」（円借款）により、本邦技術を活用したモノレールを整備し、都市の交通機能の改善及び二酸化炭素排出削減に貢献するとともに、「日・中南米連結性強化構想」に貢献した。また、中南米地域23か国65校に対して、日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）を実施するとともに、JICAチェアのカウンターパート19名を日本に招へいするなど、日・中南米連結性強化構想「知恵の連結性強化」に貢献した。

◎ 海外投融資により中南米の様々なアクターと共創することにより国/地域の発展に貢献【②】：

- 2025年2月に、中南米・カリブ地域最大の開発金融機関である米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）に設置され、IDBグループの中で民間投融資を担う米州投資公社（IIC：Inter-American Investment Corporation、通称「IDB Invest」）によって運用される信託基金「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金」に10億米ドル（最大で15億米ドルまで増額可能）の出資契約を調印。本基金への出資を行い、SDGs達成に向けた民間企業の取組に対してIDB Investが行う融資に協調融資を行うことを通じ、中南米・カリブ地域のSDGs達成に必要な資金ギャップの縮減を図り、同地域における持続的な社会経済の発展に貢献するもの。
- ブラジルでは、2023年5月にESG分野への投資を行っているGEF FundのGEF Latam IIIファンドへの出資を行う「気候変動対策投資推進事業」（海外投融資）による出資契約に調印し、ブラジルの気候変動対策に貢献した。また、2023年8月に「医療アクセス改善事業」（海外投融資）を承諾。ブラジルの医療保険会社「ドトル・コンサルタ社」に対して出資を行うことにより、ブラジルにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献するもの。
- ペルーでは、2024年3月に「グリーンファイナンス普及事業」（海外投融資）による融資契約を調印。Banco BBVA Peru, SA（BBVA Peru）へ長期融資を行うことにより、BBVA Peruによるグリーンファイナンスを通じて、企業・個人における省エネ化と金融アクセス改善を図り、もって気候変動対策と持続的な経済成長に貢献するもの。

◎ 日本警察の協力を得て中南米各国で警察の能力強化支援を展開【②④】：

- 機構は、日本の警察庁及び都道府県警察の協力の下、ブラジルにおいて、交番を拠点に地域の平和と安全を守る「地域警察活動」の定着を目指した協力を実施してきたが、2019年から2023年にかけて実施したインパクト調査の結果、サンパウロ州大都市圏において、11種類に分類された犯罪のうち故意殺人及び死亡交通事故以外の各犯罪の発生率が減少している旨確認された。同協力は中米・カリブ地域にも広がり、現在はグアテマラ、ジャマイカ、コロンビアとの日伯三角協力に発展している。
- グアテマラでは、国家文民警察（PNC）が技術協力の成果を組織内に定着させるため、2024年4月PNC内に地域警察調整課を新設。市役所との協働で市安全協議会を毎月実施し、同協議会から出された犯罪リスク情報によって4月以降で4件の犯罪検挙につながるなどの具体的な

成果も上がっており、PNCを所管するグアテマラ内務省からも高く評価されている。

- ホンジュラスでは長年にわたる治安対策への協力に対し、機構は、国家警察よりPrócer Dionisio de Herrera（英雄ディオニシオ・デ・エレーラ）勲章を受章した。同賞は、治安対策の強化に貢献した人物や組織に与えられるものであり、機構が2009年以降、当国の地域警察活動強化への支援を通じて行ってきた貢献が表彰されたもの。
- ◎ **パラグアイで宇宙分野の技術協力を開始【②③】**：2023年10月、パラグアイ宇宙機構との間で、機構にとって中南米地域で初となる宇宙機関向けの技術協力プロジェクトを開始した。パラグアイ宇宙機構の宇宙関連技術の活用及び研究開発の能力強化と、衛星データを活用した防災分野や農牧業分野における能力強化を図るもの。具体的には、研究開発能力強化では、2026年内の打上げを目指す超小型衛星（GuaraniSat-2）の各種試験を九州工業大学にて実施した。衛星データ利活用においては、防災分野と農牧業分野それぞれにおいて、関係省庁の職員を含むワーキンググループを形成し、防災分野ではハザードマップの策定、農牧業分野では大豆の生育モニタリングをパイロットプロジェクトとして実施した。各パイロットプロジェクトの成果は、手順書としてまとめられた。
- ◎ **日本・ブラジル・グリーンパートナーシップイニシアティブ（日伯GPI）への貢献【①②③】**：2024年5月に発表された、環境・気候変動・持続可能な開発・強じんな経済分野で協力を強化するための包括的枠組みである日伯GPIの具体的取組として、機構の複数の事業が貢献した。
 - 土石流構造物対策の技術基準となる「ブラジル版砂防マニュアル」策定や、設計に必要な「施設配置計画」作成に係る技術移転を実施した。
 - 森林減少が深刻化するアマゾンにおいて「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、JAXA（宇宙航空研究開発機構）のレーダー（SAR）衛星データを活用した森林変化の継続的な観測により、森林伐採検知の精度が段階的に向上した。併せてAIST（産業技術総合研究所）との連携の下、AI技術を活用した森林伐採予測システムの構築を推進し、AI予測モデルの精度向上に加え、様々な条件下での現地検証も進展した。2024年に打ち上げられたALOS-4の観測データ活用準備及び検討にも着手し、より高精度・広範囲な違法伐採検知の実現に向け多様なパートナーとの連携を展開した。
 - 2025年11月のCOP30では、機構とブラジル農牧研究公社（Embrapa）、ブラジル農務省（MAPA）との間で「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関する協力覚書を署名し、気候変動対策や食料安全保障といった地球規模課題に両国が協力して取り組む意向が改めて示された。

（2）事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新型コロナ技術協力プロジェクトや新型コロナ対策緊急支援借款を実施した。相対的に所得レベルが高い国が多い本地域では、多様なアクターとの連携を通じた各課題へのアプローチが一層重要となっており、残り1年間で引き続き各所との連携を促進する。第6期中期目標期間に向けては、米州開発銀行のIDB Labと連携したTSUBASAプログラム（日本のスタートアップとともに中南米・カリブ地域の開発課題解決を目指すオープンイノベーションプログラム）の継続実施、技術協力と資金協力を組み合わせた相乗効果の更なる発現、IDB等の国際開発金融機関との協調融資の活用、過去の協力アセットを活用したパートナーシップ・プログラム（三角協力）の実施等を通じ、同地域が抱える課

題、地球規模課題、経済・食料安全保障等への対応に取り組んでいく。

No.5 オアフリカ地域

(1) 業務実績

2022年度から2025年度にかけて、機構は、TICADプロセスを中核的な政策・事業形成の場として位置づけ、これまでに培ってきた対アフリカ協力のアセットを最大限活用しながら、経済・社会課題の解決及び平和と安定の定着に向けた協力を戦略的に展開してきた。特にTICAD8（2022年）及びTICAD9（2025年）を通じ、協力の質的深化と大陸レベルでの波及効果の創出を重視した取組を推進した。それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

(1) 業務実績

- ◎ **TICAD8 への貢献【①②③④】**：2022年8月に開催されたTICAD8において発表された日本の官民を挙げたアフリカ支援策「TICAD8における日本の取組」において、70項目のうち42項目を機構に関連する項目が占めた。また、同月に国内外より約5,000名の聴衆の参加を得て、24件のサイドイベントを国際機関やアフリカ機関等と共催し、機構のアフリカへの取組を幅広く効果的に発信したほか、TICAD8期間中に機構の理事長及び理事によりアフリカ首脳級等との面談を21件（ホスト国のチュニジアやAU議長国のセネガル等の首脳を含む）行い、機構の長年の協力の成果と意義が確認された。
- ◎ **TICAD9に向けた日本政府の政策等に貢献【①②③④】**：2025年8月に実施されたTICAD9にて発表された「日本の取組」（TICAD9より3年間の官民による行動計画・数値目標などの一覧）において、施策120項目のうち、機構は45項目と1/3以上の実施を担うこととなった。また、TICAD9のテーマ「革新的解決策の共創、アフリカとともに」の下、官民連携、若者・女性のエンパワメント、地域統合・域内外連結性の強化を横断的視点として、機構はアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）、鉱物資源、カイゼン、クリーンエネルギー、食料システム、保健、教育、AI・デジタル等、多岐にわたる分野で計44件のテーマ別イベントを主催し、対面で約4,400名、オンラインで約5,400名の参加を得た。加えて、TICAD9の場において、第2回模擬AU総会、ユースTICAD、ABEイニシアティブイベント等、日アフリカの多くの若者を巻き込んだイベントを開催した。このほかにも、TICADのテーマに沿った経済・社会・平和と安定の各種イベントのほか、新興国とアフリカをつなぐものや、アカデミアを巻き込んだものなど、様々なイベントを実施した。また、アフリカ政府や民間セクターと14件の連携文書・2件の事業文書に署名し、これまで以上にアフリカ協力・投資機会の拡大につながった。またTICAD9期間中に、機構の理事長、副理事長、理事等を中心に、アフリカ各国首脳級、国際機関トップ等とのバイ会談を計82件実施し（うち首脳級20名）、これまでの協力の成果確認と、今後の協力深化・新規事業形成に向けた意見交換を行った。
- ◎ **TICAD開始後30年にわたる協力の成果を確認・発信【②③】**：2023年にTICAD開始から30周年を迎えるにあたり、機構は、これまでのTICADプロセスに基づく対アフリカ協力の取組を包括的に整理・分析し、成果、社会的インパクト及び今後の課題を体系的に取りまとめた。これにより、長年の協力を通じて蓄積されてきた機構の支援実績を定性・定量の両面から可視化するとともに、今後の対アフリカ協力において重視すべき方向性を明確化した。具体的には、TICADにおいて日本の取組として位置づけられてきた主要分野において、以下のような累積的成果が確認された。
 - 農業分野ではアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）

を通じコメの生産性が平均1.69倍となるなど、小規模農家の生産性向上と食料安全保障の強化に寄与している。

- 教育分野では、「みんなの学校」プロジェクトが10か国で展開され、ブルキナファソにおける実証的研究では、就学率の約7.1ポイント上昇、中退率の2.4ポイント低下、教師の出席率の5.7ポイント上昇といった成果が確認されており、教育改善に一定の効果を上げている。
- インフラ開発分野では、北部回廊及び西アフリカ成長リングの整備を通じ、輸送コストの削減や移動時間の短縮が進み、道路輸送量及び港湾取扱量の増加が確認されている。加えて、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の導入により、通関・通過時間の短縮、域内貿易の円滑化、歳入徴収能力の改善、国境機関間の連携強化といった効果が生じている。また、AUDA-NEPADが推進するアフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA）への協力を通じ、港湾混雑の緩和、荷役作業の効率化、顧客サービス管理の改善、当局間協力の強化など、地域全体の連結性向上に資する成果が確認されている。
- さらに、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）は、TICAD6で発表されて以降継続的に展開されており、参加企業において生産性が約64%向上、5Sスコアが約54.8%改善、不良率が約56.4%低下するなど、製造現場の競争力強化に明確な効果をもたらしている。加えて、リードタイムは約38.1%短縮され、コスト削減効果も約20.9%に達している。

これらの成果は、TICADが単発の国際会議ではなく、長期的な協力の枠組みとして具体的な開発インパクトを累積的に創出してきたことを示すものであり、第5期中期目標期間における機構の対アフリカ協力の有効性と妥当性を裏づけるものである。

◎ 国際経済回廊等の総合開発により連結性を強化するとともにFOIPにも貢献【①②③④】：

- 東アフリカでは、2023年12月のルワンダ「ルスモカヨンザ区間道路改良事業」（円借款）の完工により、タンザニア・ルワンダ・ウガンダをつなぐ国際幹線道路が整備された。移動時間は約6時間から約3時間へと半減し、輸送コストの削減が実現した。街灯設置等の安全対策により交通事故件数も約60%減少しており、地域経済の活性化と住民生活の安全性向上の双方に貢献している。加えて、タンザニア/ルワンダ国境におけるOSBPの設置支援を通じ、ルワンダ政府によれば税関手続時間は約4時間から約30分に短縮され、域内貿易の円滑化が進展した。
- モザンビークでは、2023年10月に「ナカラ港開発事業」（円借款）の完工式典を実施。ナカラ港は、マラウイ、ザンビアに至る国際経済回廊であるナカラ回廊の物流の根幹を支える玄関港であり、本事業の完工により、地域全体の物流活性化が期待される。また、同港の機能強化は、内陸国との連結性向上を通じ、鉱物資源等の安定的な輸送に貢献し得る基盤となっている。こうした既存のインフラ整備の成果を基盤として、TICAD9の機会に、日本政府は、モザンビーク、マラウイ、ザンビアを対象とする広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強じん化」を発表し、輸送インフラと産業振興を一体的に進める取組を開始した。本取組は、同じくTICAD9の機会に日本政府が発表した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を具体化するものであり、また、上記の東部アフリカ地域での取組同様、FOIPが掲げる「連結性の強化」と軌を一にする取組である。
- 西アフリカ地域では、TICADプロセスにおいて日本政府が支援を表明した三重点回廊の一つである「西アフリカ成長リング」に対し、港湾、都市交差点、国道及びバイパス道路等の整備を、円借款及び無償資金協力を通じて段階的に実施してきた。2024年8月に完工した「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（無償資金協力）では、ウワタラ・コートジボワール共和国大統領により当該交差点が「安倍晋三/日本・コートジボワール友好交差点」と命名され、同国政府から高い評価が示された。加えて、コートジボワール、ガーナ、トー

ゴ、ベナン、ブルキナファソの5か国において、国際機関連携無償（IOM連携）により国境管理能力向上を支援し、新型コロナウイルス感染症下においても国境閉鎖を回避しつつ物流を維持する体制を構築した。これは、PIDA-PAP2の優先案件であるアビジャンーラゴス回廊を含む域内回廊の機能維持・強化に貢献する。

◎ **新型コロナ及び新たな感染症を見据えた域内協力を推進【①②③】：**

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえ、機構は、JICA世界保健医療イニシアティブの下、単一国での対応にとどまらない大陸横断的な感染症対策体制の構築を重視し、域内協力の強化に取り組んだ。これにより、将来の新興・再興感染症や健康危機に対して、アフリカ地域全体として早期検知・分析・対応が可能となる基盤整備を進めた。
- 具体的には、ケニア中央医学研究所（KEMRI）を東アフリカ域内の感染症対策拠点として位置づけ、研究・検査能力の強化を目的とする「ケニア中央医学研究所研究能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。また、アフリカ疾病予防管理センター（Africa CDC）と連携し、ガーナの野口記念医学研究所（NMIMR）及びコンゴ民主共和国の国立生物医学研究所（INRB）を拠点とした広域研修を実施することで、グローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化（PREPARE）を推進し、域内における人材・知見の相互補完体制を構築した。
- さらに、国際移住機関（IOM）との連携による防疫を含む国境管理能力向上支援や、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（コートジボワール、ボツワナ）を実施し、技術協力と資金協力を組み合わせた包括的な支援を展開した。これらの取組は、感染症対策を通じた国境管理能力の強化と保健システムの底上げを図るものであり、域内協力の観点からUHC達成に向けた基盤強化に貢献している。

◎ **ABEイニシアティブに係るコミットメントを1年前倒しで達成【①②③④】：**

- 長期研修プログラム「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（通称ABEイニシアティブ）は、各TICADにおける日本のコミットメントに基づき、2013年から継続的に実施されてきた人材育成事業である。2019年のTICAD7においては、「6年間で3,000人の産業人材育成（ABE3.0）」が新たな目標として掲げられた。
- 機構は、アフリカ各国政府との理解促進に加え、日本企業によるインターン受入先の開拓やマッチング支援等を積極的に進めた結果、2024年7月に機構が担当する育成分1,200名の目標を達成した。残る1,800名についても、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）を通じた取組により計画どおり達成され、当初の達成期限を1年残して、全体のコミットメントを完了した。
- これまでに育成されたABE修了生は、アフリカ各国において産業振興の担い手として活躍するのみならず、日本企業にとってもアフリカビジネスを展開するうえでの重要な架け橋人材となっており、同協力プログラムは官民連携による人材育成モデルとして高く評価されている。こうした実績を踏まえ、ABEイニシアティブは、対アフリカ協力と日本企業活動の双方に資する取組として、今後も中核的な人材育成施策として位置づけられる。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大や、サヘル地域をはじめとする政情不安の長期化、加えて地政学的・経済的環境の不確実性の高まりといった外部環境の変化により、アフリカ地域における開発ニーズが一層複雑化・広域化するという課題が顕在化した。

こうした課題に対応するため、機構は、第5期中期目標期間を通じて、従来の国別協力に加え、アフリカ連合（AU）及びAUDA-NEPAD、AfCFTA事務局等の地域・大陸レベルの機関との連携を強化するとともに、TICADプロセスを中核的な政策対話・事業形成の場として活用し、域内協力や広域的な事業形成を推進してきた。また、感染症対策や人材育成、国際経済回廊開発等において、技術協力と資金協力を組み合わせた包括的な支援や、官民連携を通じた実施体制の構築を進め、変化するニーズに柔軟に対応する取組を行った。

一方で、気候変動や感染症、治安・ガバナンス分野を含む複合的危機は引き続き顕在化しており、アフリカ地域においては、単発的な支援ではなく、より持続的かつ戦略的な関与が求められている。2026年度に向けては、TICAD9で発表された日本の取組を着実に実施に移すとともに、AU大陸アジェンダや域内経済回廊構想等と整合した広域的な事業の形成、及び日本企業や国際機関との連携を通じた外部資金動員を一層推進していく。

さらに、第6期中期目標期間に向けては、アフリカ地域における複合的課題への対応を主流化し、地域統合・連結性の強化、親日派・知日派人材の育成、官民共創による産業振興といった分野を重点化することで、アフリカ自身の自立的成長を後押しするとともに、日本及び機構のプレゼンス向上と持続的な協力関係の構築に資する取組を推進していく。

No.5 カ 中東・欧州地域

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつすべての人々を包摂する質の高い成長に資するため、社会的・地域的な是正格差、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全、紛争・難民問題等への取組を支援した。それらの支援に際しては、日本政府の地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ **ウクライナに対する支援を迅速かつ大規模に実施【①②③④】**：ロシアによる侵略の長期化に伴い、電力、交通、教育、保健医療、住宅、農業等の多分野・広地域にわたり甚大な被害が発生しているため、膨大な支援ニーズがある。機構は、以下のとおり、あらゆる手法を用いて迅速に各種協力手法を用いて支援した。

- 侵略の影響を受けて財政が逼迫したウクライナ政府に対し、世界銀行との協調融資による財政支援（DPL）を実施し、医療・教育・社会保障・公務員の給与等、国家運営に必要不可欠な支出のため合計780億円の迅速な資金協力を行った。また、2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットにおいて立ち上げられた「ウクライナのためのERA融資」の枠組みの下、「ウクライナのための特別収益前倒し融資」（円借款）を実施。本融資は、ロシアの国有資産の凍結が継続されていることに起因してEUにおいて発生する「特別な収益」を返済原資として実施するもの。
- 「緊急復旧計画フェーズ1～5」（無償資金協力）を中心としたハード面の協力に加え、総額270億円を超える規模で様々な技術協力を実施した。

◎ **ロシアによる侵攻を受けたウクライナの復興支援【①③④】**

- 地雷・不発弾対策では、避難民の帰還や復旧・復興への流れを促進するために必要となる地雷・不発弾による脅威の除去を促進すべく、国家緊急事態庁（SESU：State Emergency Service of Ukraine）に対し、地雷探知機（ALIS）50台、除去作業用車両としてステーションワゴン、ピックアップトラック各20台を供与した。加えて、技術協力を通じ、地雷探知機（ALIS）を4台、クレーン付きトラックを24台供与し、ポーランドにおいて地雷探査研修（ALIS習熟研修）

を開催した。2025年10月、ウクライナ地雷対策会議（UMAC）が東京で開催され、「復興に向けた加速」という主題の下、サブ・テーマ「人」「技術」「ネクサス」について議論が行われた。日本は茂木外務大臣、ウクライナはソボレフ経済・環境・農業大臣が参加したほか、欧州及びアジアやアフリカの地雷被害国が参加した。機構は、ウクライナ経済・環境・農業省、FAO、UNEP、UNDPと共催でサイドイベントを開催し、ウクライナ政府が推し進めるデータ活用による地雷・不発弾対策から復旧・復興への円滑な移行への取組を軸として、地雷などの兵器由来の農地環境への影響への対応策とその重要性について各機関発表を行った。東日本大震災後の農地の復旧・復興経験を踏まえ、現地調査や地理的情報を通じた迅速な現状把握と、それを踏まえたデータに基づく対策立案の重要性について改めて強調した。あわせて、日本発の機材・技術〔地雷探知機（ALIS）等〕を用いた地雷除去や、機構が実施してきた農地環境への影響把握のための協力と対応策検討に係る支援について紹介し、関係機関の連携によるデータ獲得・分析の協力、相互の学び合いの必要性について言及した。国際機関・民間企業等から約600名の参加があった。

- エネルギー分野では、上記無償資金協力や緊急開発調査により、28MWガスタービン2基、発電機約230台を供与するとともに、港湾公社に電源車6台、5保育施設にヒートポンプを導入した。特に、エネルギー施設保護のためのソイルアーマーは、エネルギー省次官自ら国際ドナー調整を担当するほどにウクライナ政府で重視されていた設備であり、その供与に際して政府幹部及びウクライナ市民から高い評価と感謝の声が寄せられた。
- 都市計画分野では、2023年5月及び2024年2月の2回にわたり地方・国土・インフラ発展省、復興庁、ウクライナの優先6自治体幹部等の行政官を本邦招へいし、日本の自治体の協力を得ながら、第二次世界大戦及び自然災害からの復興に係る日本の「より良い復興」（BBB）を理念とした経験・知見の共有を行った。
- 瓦礫処理分野では、2024年1月から2月にかけて、ウクライナの中央政府及び自治体で破壊廃棄物（瓦礫等）処理を担う幹部ら8名を招へいし、日本の災害廃棄物処理や制度、東日本大震災における日本の自治体の役割等を学んだ。
- 医療分野では、ウクライナ救急救命・災害医療センターの機能強化のため、2023年11月に保健省次官を含む行政官や救急医療・災害医療センター関係者（計10名）を本邦に招へいし、日本の災害医療の訓練や研修を紹介するほか、災害拠点病院の視察や関係者との意見交換を行った。
- 農業分野では、戦争の影響を受けた小規模園芸農家、灌漑システム、土壌汚染の現状を調査した。その結果を踏まえ2023年度下半期には小規模女性園芸農家向け研修やオンライン園芸技術セミナーを実施した。また、2023年に農業政策・食料省関係者を本邦に2度招へいし、日本の最先端農業や震災後の復興を遂げた農場の視察を行ったほか、園芸や灌漑分野の日本の技術の紹介や中長期的支援方針に係る協議を行った。
- 教育分野では、子どもたちが紛争下でも安心・安全に学べる遠隔学習の拠点づくりを進めるウクライナ教育省とともに、遠隔教育に必要な機材の提供や心のケアをサポートする協力を実施した。ラップトップPCやタブレット端末（計3,400台）、学習用教科書（約109万冊）、発電機（85台）等の供与を行った。また、東日本大震災の経験を通じた子どものメンタルヘルスケアにおける知見を紹介すべく、講義動画（メンタルヘルスケア教材）を作成。ウクライナ国内で心のケアに従事する教員や心理カウンセラーが登録するオンラインプラットフォーム（登録者数約1万3,000人）に掲載し、日本の知見を共有した。2023年11月にはウクライナ教育科学省4名を本邦に招へいし、日本におけるICTを活用した教育や子どものメンタルヘルスケアの取組を紹介したほか、戦後復興を支える人材育成計画策定のため、職業訓練校の視察や関連企業との意見交換を実施した。

- 民間連携では、2024年2月から2025年6月にかけて14社のウクライナ復興ビジネスのニーズ確認調査を支援した。その後、同調査の結果を基に11社がパイロット事業を開始した。企業はウクライナへの現地渡航を行いながらビジネス実証を行い、今後の事業計画の策定等を行った。また、2025年10月には「ウクライナ復興ビジネス参入戦略セミナー&交流会」や「ウクライナ経済・環境・農業省と日本企業によるウクライナへの投資に係る意見交換会」を実施し、幅広い企業向けにウクライナへのビジネス展開の可能性について発信を行った。これら一連の協力は首脳会談を中心とした様々な会談においても言及されており、ウクライナからの高い評価と信頼につながっている。
- ◎ **トルコ南東部を震源とする地震からの迅速な復興を支援【①②③】**：2023年2月に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対しては、地震発生当日に派遣した国際緊急援助隊（JDR）・救助チーム（74名）に引き続き、医療チーム（計3チーム、延べ181名）を派遣したほか、自衛隊部隊の派遣及び3回の物資供与（トルコ向け2回、シリア向け1回）を実施した。また、緊急支援から復旧・復興支援につなげるため、被災状況・ニーズの把握及び技術的な助言を行うための調査団の派遣を通じ、早急な復旧・復興に向けた支援パッケージを検討。トルコ「自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に復興のコンポーネントを追加し、復興計画策定支援、耐震補強技術支援、災害廃棄物管理能力強化支援を実施したほか、中小零細企業を支援することを目的としたトルコ「中小零細企業のための震災後支援事業」（円借款）を実施。地震で被害を受けた中小零細企業に対し緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、中小零細企業の事業再開及び存続、並びに、雇用回復及び維持を図った。さらに、2023年7月に行われた両国首脳の電話会談で表明された公約に基づき、「緊急震災復興事業」（円借款）を実施し、壊滅的な被害を受けた被災地の上下水道等基盤インフラ施設や地方住宅、救急ステーションの修復・新設を行い、被災地住民の生活の安定を図ったほか、トルコ「地方中小零細企業支援事業」（海外投融資）により、同国における中小零細企業の金融アクセスの改善を図り、もって同国の地方部における中小零細企業の金融アクセスの向上、雇用維持・拡大、都市部と地方部との経済格差の改善に寄与した。2025年7月には、地震被災地域におけるインフラ及び居住環境の復旧・改善等を通じた被災地の生活再建及び復興の加速を目的とし、「地震被災地域における復旧・復興計画」（無償資金協力、38億円）のG/Aを行った。
- ◎ **ウクライナ避難民が多く流入・滞在するモルドバへの支援【①③】**：ロシアによるウクライナへの全面侵略直後からウクライナ避難民が多く滞在するモルドバに対しては、逼迫した医療サービス提供体制を改善するための10億円の無償資金協力による医療機材供与案件の実施や、緊急医療体制構築に対する基礎調査の実施、逼迫する政府の財政を支援するための「経済復興開発政策借款」（円借款）を実施した。2025年9月に実施された議会選挙にあたっては、避難民等が公正な情報にアクセスできるためのコンテンツ整備を目的とした国営放送向けの支援を行った。また、ウクライナからの避難民を多く受け入れている学校に対し、課外活動や備品整備等を念頭に置いた協力の形成を進めており、2026年度に実施を予定している。
- ◎ **ガザ地区に対する人道支援等を実施【②③】**：人道支援が必要な状況となっているパレスチナ・ガザ地区に対し、食料キットを搬入。また、2025年2月にはヨルダン川西岸地区で調達した追加の食料キットを搬入した。同キットの配付時には、従来から同地において協力を実施してきた母子手帳を活用した栄養指導も実施した。加えて同年3月にはガザ地区内でのホットミールの提供（炊き出し）も実施している。さらに、エジプトでガザ向け支援物資の窓口機

関となっているエジプト赤新月社に対し、2023年度に続き2025年2月、物資の運搬、搬入能力向上のためフォークリフトの供与を実施したほか、現地帰国研修員同窓会と協力し、食料キット等の配付及び2024年9月のポリオキャンペーンへのボランティア協力も実施した。加えて、2025年2月には、緊急復旧に必要な資機材等を供与する「緊急復旧計画」（無償資金協力）に係る贈与契約（G/A）を締結した。ガザ地区での軍事衝突等を受け、治安情勢が悪化しているヨルダン川西岸地区の難民キャンプ等に対しては、食料キットやインフラ資機材等の供与を実施した。

- ◎ **事業の展開が困難なシリアへの支援を継続【①②③】**：2011年に発生した内戦により、現地での支援が困難な状況が続いたシリアでは、過去に機構の研修を受けた研修員が「帰国研修員同窓会」を組織しており、同窓会の活動が現地で継続されている。機構は現地職員を介して同窓会の支援活動を継続しており、同組織の活動が評価され、2023年度に外務大臣表彰を受賞した。また、2017年からシリア難民を支援する「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」を開始し、累計85名の長期研修員受入を実現した。2025年12月に日本政府がシリアへの二国間協力を随時再開する方針を発表したことを受け、同国の政治・治安情勢を注視しつつ、現地の人道状況や支援ニーズの把握を進め、シリア国民に寄り添った支援の具体化に向けた取組を前進させた。
- ◎ **パレスチナ・ガザ・周辺国支援【①④】**：パレスチナに対する「緊急復旧計画」（無償資金協力、18億5,000万円）のG/Aを2025年2月に締結したほか、「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力、41億円）のG/Aを2026年2月に締結した。また、周辺国支援としては、経済停滞に加えイスラエルとヒズボラの交戦による影響を受け所得レベルが著しく低下したレバノンに対し、2025年12月にG/Aを締結した「経済社会開発」（無償資金協力）により、4.25億円の医療機材を供与。脆弱化している同国の医療サービスの改善に寄与する見込みである。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2023年10月に発生したイスラエルと武装組織ハマス等との衝突や、2025年6月のイラン・イスラエル間での攻撃の応酬等、地政学的に不安定な中東地域では、治安状況が急激に悪化し、長期化する可能性がある。今後も、人道・社会経済的負担が継続的に増大し、地域全体の脆弱性が深まるリスクがある。このため、各国情勢的確な情報収集・分析を行いつつ、治安状況により邦人の渡航が難しい状況も想定し、本邦研修、第三国研修、国際機関・湾岸ドナー・地域的協力枠組みとの連携等を効果的に組み合わせる事業を展開する必要がある。併せて、人道支援から復旧・復興、さらには持続的成長へとつなげる「ネクサス」型アプローチを中期的に強化し、地域の安定化に資する支援を迅速かつ機動的に実施していくことが求められる。

欧州地域では、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、多くの分野で甚大な被害が広がる一方、被害の比較的少ない地域においては復旧・復興に向けた民間投資需要が引き続き高まることが見込まれる。これまで以上にウクライナ政府や他援助機関との連携を促進するとともに、日本の民間企業への情報提供や連携事業推進のための案件形成、寄附金事業を活用した産業人材育成などの支援を推進する。また、新たな資金メカニズムを政府と連携しながら適切に運用し、地雷対策やエネルギー強じん化といった重要分野における実効性のある成果を達成する。

中進国においては、開発課題が一層高度化・多様化していくことが見込まれる中、従来型の援助手法によらないスピード感と柔軟性を備えた協力のあり方が一層重要となる。ODA卒業を見据えつつ、日本の強みを活かした協力を戦略的に推進し、包摂的で持続的な発展に寄与する協力を継続的に実施していく。

No.6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：019429

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	8,641人	1,819人	2,056人	2,439人	2,327人	(1500人)
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			9,132	8,627	8,691	8,144	
決算額（百万円）			8,819	8,150	7,654	7,306	
経常費用（百万円）			8,511	8,660	8,153	7,628	
経常利益（百万円）			△19,867	△664	△581	△411	
行政コスト ⁸ （百万円）			8,511	8,660	8,153	7,628	
従事人員数			73	73	74	73	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標： 3. (6) JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 人間の安全保障を推進し、法の支配をはじめとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA開発大学院連携や「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、日本の開発とODAとして他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材と日本の継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。
中期計画： 2. (2) JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 人間の安全保障の推進及び法の支配をはじめとする共通の価値観や原則に基づく、「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、国内外における親日派・知日

⁸ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。協力にあたっては、日本の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供する。その際、JICA 留学生等に対し、日本国内の大学との連携を通じて日本の開発経験や開発協力の経験を提供するとともに、海外の大学等研究機関との連携を通じ、JICA チェアとしてこれらの経験の提供や講座の設立等にも取り組む。加えて、これらの協力プログラムの受講者との中長期的な関係性の維持・発展や、JICA グローバル・アジェンダへの貢献、各事業との相乗効果の発現の成果の発展及び可視化に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAチェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおりに、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、人間の安全保障を推進し、法の支配をはじめとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA開発大学院連携や「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を実施した。それらの支援に際しては、日本の開発とODAとして他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視して実施した。

これら取組のうち、質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

No.6-1 JICA開発大学院連携による留学生の来日（及び帰国後の成果）

- ◎ 帰国研修員等3名が国会議員に当選【③】：モンゴルにおいて、長期研修等による日本への留学経験者の3名が2024年6月の総選挙において、国会議員に当選した。そのうち1名は、イノベーションデジタル政策常任委員会会長も務めており、現在実施中のサイバーセキュリティに係る技術協力プロジェクトや無償資金協力において、モンゴル側関係者を主導する立場となっている。モンゴルにおいては、国会予算常任委員会直下の財政安定委員会、副首長アドバイザー、経済開発省、モンゴル中央銀行、大蔵省、国会大会議官房、金融監督委員会等中央省庁等の局長、課長級の要職に就く帰国研修生が増えており、モンゴル政府内における親日派・知日派として、日本との関係深化を推進している。
- ◎ 帰国研修員等が重要な行政職に就任【②④】：
 - ・ タジキスタンからの留学生（立命館アジア太平洋大学博士課程 2022年修了）が帰国後に大統領府に復帰。その後、2023年9月から大統領府傘下の投資環境改善協議会事務局の事務局長（事務次官級以上）に昇進。まだ30歳代後半ながら大統領からの期待も高く、タジキスタン

政府における今後の更なる活躍に加え、親日派・知日派のリーダーとして日本との架け橋となることが期待される。

- キルギスからの留学生（明治大学 2014年修了）が教育・科学副大臣に就任。日本から帰国後、キルギス共和国大統領府、キルギス共和国地域開発投資庁等に勤務し、国家及び地方発展のための協力プログラムや地方インフラの整備において、日本で得た「批判的思考（クリティカル・シンキング）」の知識を活用した。
- ベトナムからの留学生（外務省行政官、名古屋大学、2004年修了）が駐日ベトナム大使に就任。日本での留学経験を通し、専攻した法律分野の知識のみならず、コミュニケーション能力、問題提起・問題解決能力、ディスカッションスキルやプレゼンテーション能力などを習得し、キャリア形成に活かされたという。駐日ベトナム特命全権大使として2023年5月に着任以来、二階日本ベトナム友好議員連盟会長や菅元総理を訪問し、ベトナム人を含む日本在住外国人労働者の生活・就職環境改善等の取組や、外交関係樹立50周年記念の年に期待される両国関係の新たな協力関係について確認し、日本とベトナムの架け橋となる活躍をしている。
- ニウエからの留学生（立命館アジア太平洋大学、2019年修了）がニウエの首相府首席補佐官に就任。2024年に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）では、首相秘書官として来日し、気候変動対策、地域連携の強化等で二国間の良好な関係強化に貢献した。
- フィリピンからの留学生（政策研究大学院大学（博士課程）2021年修了）が、2023年、歴代最年少でフィリピン沿岸警備隊の准将に昇進し、本庁人事課長、海洋安全保障に関する長官アドバイザー及び報道官（南シナ海問題担当）として従事。「法の支配」の重要性と日本をはじめアジア各国の海上保安機関との連携強化にも尽力している。

◎ 「2,000人が日本で学んでいる状態」を達成【①③】：機構が実施する長期研修は、大学院学位課程において、英語での専門分野の教育・研究機会に加え、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供するものである。これによって、日本で学んだ開発途上国の人材が、母国で、知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、両国間の関係が中長期的に維持・強化されることが期待されるものである。2018年に安倍総理（当時）から「5年後を目途に、いつも2,000人規模の開発途上国の将来を担う若者たちが日本で学んでいるという状態を目指す」と表明されたことを受け、これまで100の本邦大学と留学生受入に係る覚書を締結。コロナ禍でも2022年度は長期研修員及びJDS留学生1,050名が新規来日した。2021年度新規来日者1,128名、2022年度新規来日者1,050名と毎年1,000名以上の来日を実現。2022年11月時点での長期研修員及び留学生の在籍者が2,537名になり、安倍元総理による「5年後（2022年度）に2,000人が日本で学んでいる状態」を達成した。

◎ 研修員等が母国に帰国後、日本で学んだ知識・技術を活用して活躍【③】：

- 「道路アセットマネジメント技術の中核人材育成プログラム」（長期研修）において2021年度に博士号を取得したラオスからの長期研修員が、母国に帰国後、現地の技術者を指導する立場となり、本邦で学んだ橋梁維持管理手法をほかの橋梁技術者へ展開している。また、橋梁の維持管理を実施する公共事業運輸省の能力向上を図る「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）でもラオス側の中心的な役割を果たしており、同事業の成果発現にも寄与している。
- ネパールにおいて、現在選挙管理委員会長官を務める帰国留学生が、留学中に学んだ日本での執務室のあり様を「モデルオフィスコンセプト」として導入し、ネパール政府から表彰を受けた。また、その帰国留学生は、首相府第二州事務所主席次官として、効果的・効率的な質の高い公共サービスを人々に提供するため、第二州の行政官人材育成プログラムの設計や

資源配分、協力プログラム実施においても日本で学んだ経験を活用しているほか、日本・ネパール間政策対話プログラムにも参加し、二国間関係の強化にも貢献している。

- マダガスカルからの留学生（秋田大学 2018年度修了）が帰国後に鉱山・戦略資源省の局長に就任した後、同国大学の博士課程に就学し、博士号を2023年度に取得。同国の鉱物資源分野における協力において中心的な役割を果たしている。
- コートジボワールからの長期研修員が、在学中に日本とアフリカの架け橋となるべく日本においてNPO法人を立ち上げ、企業交流会等を通じたネットワークづくりなど、アフリカと日本の民間企業をつなぐ活動を精力的に展開。また、インターン先の企業が運営するメタバーズ情報工学学校のアフリカ進出への第一歩として、同校とコートジボワールの大学との契約締結に貢献した。本功績に対して、駐日コートジボワール共和国大使から表彰を受けた。
- ABEイニシアティブにより訪日し、東北大学大学院を2019年に修了した元長期研修員が「東北大学国際功労賞」を受賞した。同氏は、東北大修了後の2022年に、AIスタートアップ企業である“Lelapa.ai”を設立。Lelapa.aiは、多くの言語が使用されるアフリカにおいて、話し言葉を即座に書き起こして分析することで理解を支援し、話者のニュアンスを踏まえたチャットボットとの会話へのシームレスな統合を実現する技術を提供している。同技術を通じてアフリカの多言語文化の価値を維持しながら、言語による域内統合を目指していくもの。また、同氏は、雑誌“TIME”の特集である“TIME100/AI”において、人工知能分野で世界をリードする主要な100人の一人として選ばれた実績もあり、Bloombergにより“Economy Catalyst”にも選出されている。
- 2012年、機構の短期研修に参加し、日本のIT技術を学びたいと志望し、2014年に「ABEイニシアティブ」を通じ神戸情報大学大学院で学んだ帰国研修員が、在学中、音羽電機工業株式会社で6か月間のインターンシップに参加した。その後、ルワンダに帰国し、IT会社を起業。様々なデータが集まる場所になってほしいという思いから「データ・エキ」と命名。また、音羽電機は同研修員のインターンシップを契機として、ルワンダでの雷による感電被害の予防を目的にルワンダへの進出を検討し、機構が支援するJICA Bizを活用し調査を行った。2022年に実施したJICA Bizの調査においては、同研修員が起業した「データ・エキ」社がルワンダ政府と音羽電機をつなぐサポーターとして活躍した。

No.6-2 JICAチェア

- ◎ **JICAチェアをきっかけとして日本学専攻課程が開設【②③】**：アルゼンチン国立ラ・プラタ大学国際関係研究所の日本研究センターとの連携でアルゼンチンにおいて初めて日本学専攻課程が開設された。これまで実施してきたJICAチェアをきっかけとしたもの。今後、同課程においてJICAチェアが継続的に実施されることとなり、JICAチェアを軸に当国の日本研究者のネットワークが形成され、ラテンアメリカ・アジア・アフリカ学会との連携も進められている。
- ◎ **タジク国立大学に「JICAチェア共創プラットフォーム」が設置【③】**：これまでのJICAチェア等の取組の結果、タジク国立大学に、大統領府の承認の下「JICAチェア共創プラットフォーム」が構築された。2025年2月には、同大学内にタジキスタン側のハブ機能を担う主な拠点としてJICAチェア事務局も設置された。同事務局がJICAチェアの実施や二国間の大学間交流や研究拠点となる体制が構築された。
- ◎ **大統領府直轄のリーダー養成機関のカリキュラムにJICAチェアが採用【③】**：エジプトのNational Training Academy（NTA）は、エジプト各界でのリーダーを育成するための大統領府

直轄リーダー養成機関であり、中央・地方政府機関行政官、民間セクター幹部養成向けの各種エグゼクティブ研修を実施し、各界で活躍する3万人以上の卒業生を輩出している。日本の開発経験を学ぶJICAチェアを、エグゼクティブ研修の中へ組み込みたい意向が示され、2024年に女性リーダー養成研修の中に組み込まれた。

◎ 閣僚等がJICAチェアを高く評価【②④】：

- モンゴル国立大学でのJICAチェアにおいて、2023年9月から4か月間を1タームとする単位認定型「JICAチェア講座」が開始されるとともに、外交常任委員会を対象にした国会勉強会での講和や著名なコメンテーターとの対談が現地テレビ番組として取り上げられた。国会議長、安全外交政策常任委員会委員長、国家組織常任委員会委員長、国会議長法律上席顧問ほかモンゴルの有力な国会議員より政策レベルの協力として高い評価を受けた。
- ボリビアでのJICAチェアにおいては、ガブリエル・レネ・モレーノ大学でのJICAチェア・ディプロマコースについて、ボリビア側からの評価が非常に高く、経済・財務大臣、副大臣からも日本の生産性、技術、経済発展を学ぶことの意義は大きいという認識の下で、JICAチェアの継続・拡大に対する大きな期待が寄せられたことから、同大学と機構との間で日本研究講座のコンテンツの充実化のための共同研究を実施した。
- アフリカ連合委員会（AUC）向けJICAチェアにおいては、AUC教育担当コミッショナー（大臣級）、AUC教育担当部局職員に加え、アフリカ各地のAUC傘下の研究機関やPan African Universityホスト大学の教授・学生等、計8か国から60名以上が参加し、日本側からはアフリカ連合日本政府代表部特命全権大使も参加。講義後には予定時間を大幅に超過するほどの活発な質疑応答が行われ、参加者から好評を得た。AUCコミッショナーからは本取組の意義について述べられるとともに、感謝が寄せられた。
- ジンバブエ大学（375名参加）及び国会（295名参加）で機構の北岡特別顧問によるJICAチェア“Japan’s Development Journey-Best Practices and Experiences for Zimbabwe”を実施し、日本の近代化・開発の経験を伝えたほか、歴史的背景を踏まえた日本の外交政策上の特徴などについても講義を行い、中国の影響力が強いジンバブエにおいて、国会議員及び政府関係者に日本への関心を高めた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、長期研修員等の受入に係る効率的な組織内調整・管理、各種制度の簡素化、長期研修員等に提供する付加価値創出プログラムの充実化、長期研修員等とのつながり維持・強化といった課題があり、事務の合理化、付加価値創出プログラムの多様化などの対応を行った。引き続き戦略的な人選や帰国長期研修員等との関係維持、共創・還流の現場レベルでの促進が求められており、2026年度に向けて当該課題に取り組むとともに、第6期中期目標期間に向けて長期研修員事業における国内外の多様なアクターとの連携、帰国長期研修員等との戦略的な関係構築（国際頭脳循環促進）をさらに深化させていく。

No.7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム海外展開戦略2025及び追補インフラシステム海外展開戦略2030
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018753

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標7-1】協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490 法人・団体	482 法人・団体	87 法人・団体	126 法人・団体	123 法人・団体	146 法人・団体	(80 法人・団体)
【指標7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数	4,420 法人・団体	4,367 法人・団体	1,021 法人・団体	1,014 法人・団体	1,240 法人・団体	1,092 法人・団体	(700 法人・団体)
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			9,155	5,879	5,762	5,146	
決算額（百万円）			4,671	5,216	5,060	3,709	
経常費用（百万円）			4,172	5,644	5,709	3,829	
経常利益（百万円）			△413	△1,275	△875	△172	
行政コスト ⁹ （百万円）			4,172	5,644	5,709	3,829	
従事人員数			151	158	158	158	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む日本企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

⁹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

中期計画：

2. (3) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等と、中小企業・SDGsビジネス支援事業、協力準備調査（海外投融資）、海外投融資といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。その際、JICAグローバル・アジェンダ（JGA）との整合性確保による開発効果の増大、機構全体で一層の民間企業との連携を促進することに留意する。資金動員を含む外部関係機関との連携強化により海外投融資等の支援を拡大するとともに、日本民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行い、インフラ輸出及び日本企業の現地での活動の促進、ひいては日本地域経済の活性化にもつながる事業を形成・実施する。

また、日本中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。さらに、顧客志向に基づく制度改善により参画企業の裾野を拡大するとともに、採択された案件の進捗管理を徹底し、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及び事業化に向けたビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

1.①に掲げたもの以外にはなし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評定：S

根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期目標の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

(1) 業務実績

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、2022年度から2025年度まで、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する支援を実施した。それらの支援に際しては、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む日本企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視して実施したほか、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行った。対象とする国は100か国以上に及び、累計の支援実績は、海外投融資78件、1兆811億円、中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）は246件にのぼる。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ 持続可能な開発に貢献するファシリティの創設【①②③】：2023年5月に実施されたG7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII：Partnership for Global Infrastructure and

Investment)に関するサイドイベントにおいて、岸田総理（当時）が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明するにあたり、機構は同公約に貢献する3種の融資ファシリティを創設した。気候変動対策推進ファシリティ（ACCESS）は、気候変動の緩和（再生可能エネルギー・植林・EV事業等）や適応（農業・上下水道等）に資するインフラ事業や、金融機関への融資を通じた中小規模の気候変動対策事業、気候変動対策を推進する民間企業による気候変動対策事業を対象とした15億ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて気候変動対策に貢献する。食料安全保障対応ファシリティ（SAFE）は、食料システム強化/農業関連の気候変動対策（適応）、金融機関への融資を通じた農業分野支援、農業卸売商社への融資を通じた小規模農家支援、脆弱国などにおける食料や肥料等の輸出入に対する緊急支援を対象とした10億ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて食料安全保障に貢献する。金融包摂ファシリティ（FAFI）は、中小零細企業、低所得者層、女性のいずれかの正規金融へのアクセス改善に寄与する事業を行う開発途上国の地場金融機関を対象とした15億ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて金融包摂に貢献する。

- ◎ **出資を通じ外国資金を呼び込む経済特区開発に貢献【①②③⑤】**：機構は、バングラデシュの産業高度化・多角化のために住友商事株式会社及び同国政府が行う経済特区開発事業への出資（海外投融資）を実施した。出資を通じて経済特区の円滑な開発・販売を支援し、本邦企業をはじめとした外国企業による投資を推進するもの。出資に先立ち、円借款による周辺インフラ整備や、同国政府からの出資部分に対するバックファイナンス、技術協力を通じた入居企業へのワンストップサービスの制度構築を実施しており、機構の総合力を発揮した協力となっている。
- ◎ **フィリピン初の鉄道PPP事業への出資により日本企業を支援【①②③】**：機構は、2024年5月にフィリピン「LRT1号線運営維持管理改善事業」（海外投融資）の出資契約に調印した。本事業はマニラ首都圏を南北に結ぶ都市旅客鉄道Manila Light Rail Transit System Line1（LRT1号線）の運営・保守事業を行うLight Rail Manila Corporationに、本邦企業2社とともに出資するものであり、フィリピン初の鉄道PPP事業の実施を支援する。また、日本企業による質の高いインフラ事業の海外進出を後押しするものであり、「インフラシステム海外インフラ展開戦略2025（2022年6月追補版）」に貢献する。さらに、輸送力増強を図る「LRT1号線増強事業（1）、（2）」（円借款）や車両整備を行う「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」（円借款）とあわせて、マニラ首都圏における鉄道輸送網の発展に貢献。
- ◎ **スタートアップ企業向け投資ファンドへの出資により新興企業の金融アクセス改善に貢献【②】**：機構は、NINJAやTSUBASAなど各地域のスタートアップ・エコシステムの発展に対する取組と連携し、全世界で計5つのベンチャー・キャピタル・ファンドに対して出資を行った。これにより、新興国市場での資金の枯渇が起きる中、革新的なビジネスにより開発課題の解決に貢献する開発途上国の新興企業の成長に必要な資金アクセスを提供するとともに、将来的な日本企業とのビジネス上の連携などにもつながることも期待される。出資実績は以下のとおり（括弧内はファンドマネージャー）。
 - ・ 2024年9月東南アジア地域「新興企業成長支援投資事業」（Openspace Ventures Pte. Ltd）
 - ・ 2024年11月中南米・カリブ地域「スタートアップ企業成長支援事業」（Dalus Group LLC）
 - ・ 2025年8月アフリカ「アフリカの人々と環境のための投資事業」（Novastar Ventures Limited）

- ・ 2025年12月中南米・カリブ地域「スタートアップ・インキュベーション支援事業」(CANARY IV, GP LLC)
- ・ 2026年1月中南米・カリブ地域「スタートアップ・アクセラレーション支援事業」(Valor Venture Partners V, L.P.)
- ・ 2026年2月中南米・カリブ地域「農業イノベーション投資事業」(AgVentures III GP, LLC)

- ◎ **太平洋島嶼国で初となるPPP事業に貢献【①③⑤】**：同国唯一の国際空港において、「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」(海外投融資)により建設された新ターミナルが全面開業した。太平洋島嶼国で初となるPPP。双日株式会社、日本空港ビルデング株式会社(JATCO)、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、大成建設株式会社のオールジャパンでの支援で、ターミナル建設とあわせて日本の民間企業のノウハウを活かした空港運営・維持管理技術を導入した。
- ◎ **多数の大規模風力発電事業により温室効果ガスの削減に大きく貢献【①③】**：海外投融資再開以降、ウズベキスタンで初の民間企業による風力発電案件である「ザラフシャン風力発電事業」(海外投融資)を承諾。また、ラオスにおいても初の風力発電案件である海外投融資「モンスーン風力発電事業」(海外投融資)を承諾した。ほかにも、アゼルバイジャン、エジプト、ベトナムで民間事業者による再生可能エネルギー発電事業を承諾。2022年度の海外投融資による再生可能エネルギー事業向けの支援規模は設備容量約2GW規模となり、機構が掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成に大きく貢献した。
- ◎ **機構が出資したファンドにより2,000万人を超える女性零細事業者を支援【①②③】**：機構は2016年に、ASEANをはじめとするアジア地域において女性のエンパワメントを促進する「日本ASEAN女性エンパワメントファンド」(海外投融資)に対して出資した。同ファンドによる融資は、2023年9月までに累計で2,000万人を超える零細事業者に裨益しており、その90%以上は女性である。また、本事業の成果は、日本が議長国を務めたG7広島サミットの政府広報でも「起業家と投資家をつなぐ」ものとして紹介される等、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)や日ASEAN包括的連結性イニシアティブといった政府の政策実現にも貢献している。
- ◎ **本邦大手銀行との協働によりグリーンファイナンスを促進【②】**：機構は、2024年9月に南アフリカ「グリーンファイナンス推進事業」(海外投融資)により、南部アフリカ開発銀行(DBSA)との間で融資契約に調印した。本事業は、DBSAを介し、南アフリカ共和国内のグリーン・インフラ整備(再生可能エネルギー事業、蓄電事業等)に取り組む事業者への支援を促進するもの。南アフリカ初の海外投融資案件であるほか、本事業は、三井住友銀行(SMBC)グループとの協調融資であり、2021年3月に導入された同行との協調融資におけるサステナブルファイナンス・フレームワークが適用される。
- ◎ **企業共創プラットフォームにより企業の参画を推進【①③⑤】**：ビジネス化促進のため、民間企業、金融機関、支援機関等の知見共有・交流の「場」として、企業共創プラットフォームを設置。週1回程度の定期的なメールマガジンを発信し、登録約3,000社に向け、民間連携の可能性がある機構の事業に係る情報を発信するとともに、他機関からの情報についても配信を行い、支援機関同士の連携にもつながっている。また、企業同士での意見交換・連携を目的に、カンボジアのインフラ分野ビジネスに取り組む企業の交流会、タイ進出企業交流会、関西地域での水環境分野企業交流会、一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)と共催での「途上国ビジネス」×「人材育成」セミナー兼交流会等を開催した。

- ◎ **中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改編により契約・ビジネス化を加速【③⑤】**：中小企業・SDGsビジネス支援事業の試行的制度改編を実施し、支援メニューの見直し、機構と採択企業の契約関係の見直しなどにより、利便性向上、ビジネス化の一層の促進、開発インパクトへの貢献を促進した。具体的には契約関係の見直しにより、採択通知から約1か月での採択企業と機構の契約締結を可能とし、また、経理処理の合理化を図るなど利便性向上を実現した。また、企業によるビジネス化を加速する観点から、開発途上国におけるビジネス化に知見のあるコンサルタントを配置しつつ、機構と当該コンサルタントが相互の強みを活かして、連携して採択企業を支援する体制を構築した。加えて、採択企業のビジネスが開発途上国の課題解決に貢献するロジックを明確化するためのマニュアルを作成するとともに、採択企業向けの研修を実施した。
- ◎ **機構が支援する調査やビジネス化促進事業の成果を様々な機関が評価【②④】**：機構は開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献する民間企業の事業展開を支援する「中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）」を実施。それらの事業の成果は、以下の事例に代表されるとおり、様々な機関から高く評されている。
- 機構は、T-PLAN株式会社が太陽光蓄充電システムと小型電気自動車を組み合わせた「姫島モデル」をパラオで展開するための調査を支援。同調査において、パラオ政府から強い関心が示され、パラオ政府の予算により国会議員が来日して現地視察等が行われ、パラオ大統領に対して直接プロモーションを行う機会も実現した。それらの取組の結果、2023年度第13回EST交通環境大賞で国土交通大臣賞を受賞。
 - 機構は、秩父ケミカル株式会社が、気候変動の影響で顕在化してきている都市洪水対策として、公園や駐車場等の地下空間を活用した雨水貯留構造体をタイ国内でビジネス展開する実証事業「浸水被害の軽減に寄与するプラスチック製雨水貯留構造体の普及・実証・ビジネス化事業」を支援。同社はバンコク都から独自に大型案件の受注に成功したほか、人力でも施工が可能で重機使用を最低限に抑えられるなどの施工性、工期の短縮、価格面が評価され、2023年6月に国土交通省「第6回JAPANコンストラクション国際賞」を受賞した。
 - 機構は、株式会社日本標準がモロッコの小学校で算数副教材「Switch on!」（整数・小数の暗算・筆算）の実証を行う「算数教育における児童の基礎学力を保障する学校教材の普及・実証・ビジネス化事業」を支援。同国教育省が本事業を通じた副教材による学力向上の成果を認め、大臣通達として授業内での計算練習を導入し、日本標準社の教材が副教材として認可された。
 - 機構は、株式会社シーイー・フォックスがタイの大学でeラーニングとオンラインによる対面授業のブレンド型教育システムを実証する「設計エンジニア育成eラーニングシステムを中心とした産学連携教育プログラムの普及・実証事業」を支援。その結果、同社製eラーニングシステムが大学で正式に採用された。
 - スーダンでは世界9位のタマネギ生産国であるが、露地栽培で年1回しか収穫できず、出荷時期が短期に集中するため、市場価格の季節変動が激しいこともあり、収穫放棄が問題となっていた。機構は、大紀産業株式会社が、無添加で、かつ衛生管理された状態で乾燥加工品を製造できる電気乾燥機を導入する「農産物乾燥加工技術導入を通じたタマネギの付加価値創出に向けた普及・実証事業」を支援。価格の乱高下なく、常に安定した価格で販売でき、さらに常温で1年程度長期間保存することを可能にした。これらの活動が日本でも評価され、2023年12月には「中小企業新ものづくり・新サービス展SDGsアワード優秀賞」を受賞した。

- 機構は、学校図書株式会社によるパプアニューギニア「初等教育向け算数ワークブックを活用した学力向上に係るビジネス化実証事業」を支援。同事業は、機構が実施した技術協力プロジェクトでパプアニューギニアの国定算数教科書が策定されたことを受け、同教科書に準拠して開発した算数ワークブックを普及させるため、同ワークブックの活用が学力向上に効果があることを実証し、販売体制構築を目指したものであり、本事業の結果、同国教育省から算数分野では初めて同ワークブックが公式補助教材として承認され、州教育局からの個別受注につながった。
- ◎ **日本企業による現地でのビジネス化を促進【②】**：「中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）」の結果、以下の事例に代表されるとおり、多くの事業において、支援企業が現地に法人や工場を設立、拡張するなど、現地でのビジネス化に向けた具体的なアクションにつながった。
- 機構は、株式会社トッププランニングJAPANによるカンボジアにおける「カシューナッツのバリューチェーン構築と高付加価値化に向けた案件化調査」を支援。その結果、同社はMIRARTHホールディングス株式会社らと法人を設立し財政基盤を強化したうえで、2024年に現地工場を拡張。カンボジアは、世界2位のカシューナッツの生産国であるが、加工工場が少なく、多くは一次産品のままベトナムのブローカーに安価で売却されている。政府は増産と加工比率の向上による同産業の発展を重視しているが、工場の設立・拡張により、集荷から最終製品化までを実現し、付加価値の自国内部化や雇用の増加に貢献し、カンボジア政府からも高い評価を受けている。
 - ツジコー株式会社は、照明器具等の製造を行ってきた企業であるが、事業の多角化のため「植物を非加熱で粉末に加工する技術」を開発。機構は、同社がラオスにおいて持続性のある食品製造事業を展開するための事業を支援。その結果、同社は、2022年にはタイに加工工場を設立し、ラオスで収穫したハーブ（「バタフライピー」）をタイへ輸送し、加工する体制を整備した。2023年にはタイに設立した現地法人が、滋賀銀行と国際協力銀行（JBIC）の協調融資により事業に必要な資金を調達し、また、食品製造における製品の安全を確保するための衛生管理手法に係る認証（HACCP認証）や、「ハラル認証」を取得するなど、ビジネスとして軌道に乗っている。
 - 鈴木薄荷株式会社は過去にハッカ原料の新たな調達先候補として、ベトナムにて独自に栽培に関する技術指導を約10年にわたり実施した経緯があり、2014年から2015年まで機構の援助手法を活用して調査を実施した。調査終了後も、機構現地事務所による側面支援の下、独自にビジネス化に向けた検討を続け、2023年5月にベトナム産ハッカ活用を想定した開発棟・倉庫を日本国内で新設。同社は、製造工程における独自技術の導入や熟練社員による厳格な品質検査等により、高純度・高品質な天然ハッカの製造を可能としており、国内外で高い評価を得ている。
 - 機構は、飲酒運転を起因とした交通事故防止が課題となっているベトナムで、東海電子株式会社が実施する「飲酒運転防止をメインとした事故防止支援（機器運用及び教育支援）案件化調査」を支援。同調査の中で、2023年5月にはオープンセミナー「ベトナム交通社会の飲酒運転ゼロを目指して」を開催し、総勢60名のベトナム政府関係者及び民間企業等が参加し、大きな反響を得た。本調査の結果、同社は「業務用アルコール検知器」の法制化や普及を目指すため、ベトナムに飲酒運転防止事業を行う現地法人を2023年8月に設立した。
 - 機構は、株式会社エアロネクストによるモンゴルにおける「ドローン活用による医療品の配送網構築のためのビジネス化実証事業」を支援。同事業は、交通渋滞が激しい首都ウランバートルで、ドローンによる血液製剤の輸送を行うものであり、実際に手術用の輸血用血液の

緊急輸送も行い、人命救助に貢献する事例もあった。また、同社は、モンゴルの大手投資会社Newcom Group、セイノーホールディングス株式会社、KDDIスマートドローン株式会社らと「モンゴル新スマート物流推進ワーキンググループ」を発足し、ドローンを活用した配送網構築に向けた活動を推進している。

- 機構は、アサヒグループ食品株式会社によるベトナムにおける「The First 1,000daysの母子保健改善ビジネス化実証事業」を支援。同事業は、離乳食が始まる6か月頃から5歳未満の乳幼児の発育阻害が増加するベトナムにおいて、日本の「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、成長段階に応じて設計されたベビーフードを活用し、乳幼児の健全な成長を促しつつ、養育者の育児負担軽減への寄与を目指したものの。支援の結果、同社とベトナム国立栄養研究所が覚書を締結し、「ベトナム版離乳実践ガイド」を作成することとなった。
- 機構は、株式会社ハイドロ総合技術研究所によるインドネシアにおける「画像解析技術による水文観測（水位観測・流量観測）に係る案件化調査」を支援。映像のみで水位・流量等を観測することができる非接触型流速・流量計測システムの活用により、河川に近づくことなく安全・簡単に流速・流量を測定することを可能とするもの。支援の結果、同システムの計測精度の高さ、使用の簡便性、価格優位性が認知され、現地企業から受注を獲得するに至った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの形成および実現を促進することが課題であり、支援制度の改編を行い、また企業との共創推進に向けた方針・仕組みづくり・人材育成・情報発信強化に取り組んでいる。また、企業との共創推進に向けた組織全体の活性化を図るべく、2026年度に向けては取り組み中の方針・仕組みづくり・人材育成等を実施していくとともに、第6期中期目標期間に向けてこれら取組の組織内での実装化を進めていく。

No.8	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策、地方創生2.0
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018754

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度（計画値）
【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、機構国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200 団体・企業	220 団体・企業	49 団体・企業	56 団体・企業	53 団体・企業	62 団体・企業	(40 団体・企業)
【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数	2,500人	4,733人	952人	1,112人	1,838人	831人	(500人)
【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	6.1万人	6万人 ¹⁰	11,706人	17,247人	16,251人	16,450人	(13000人)
【指標8-8】日系社会研修参加人数	700人	677人	152人	142人	183人	200人	(140人)
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			24,900	22,175	27,355	31,220	
決算額（百万円）			20,014	23,059	24,895	26,140	
経常費用（百万円）			18,399	22,489	25,904	27,022	
経常利益（百万円）			△4,300	△2,665	△2,731	△1,817	
行政コスト ¹¹ （百万円）			18,399	22,489	25,904	27,022	
従事人員数			148	145	145	145	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
国内の多様な担い手やJICA海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、開発協力の担い手の裾野

¹⁰ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値6.1万人を達成する予定。

¹¹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）

国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根事業レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する支援を行う。その際、自治体、OV（Old Volunteer）会、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員によるJICA海外協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視する。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。

ウ 自治体との連携

国際協力事業への自治体の参画を促す。その際、自治体が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視する。

エ NGO/CSOとの連携

NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、連携強化を目指してNGO/CSOとの対話を強化し、NGOと機構の知見の共有、連携の促進に取り組む。その際、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じたNGO/CSOの組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視する。

オ 大学・研究機関との連携

開発途上地域の課題解決やSDGsの達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進する。その際、日本の開発経験等を学ぶ機会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視する。

カ 開発教育

日本の開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び多文化共生を促進するため、開発教育を推進する。その際、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加並びに多文化共生への理解を重視する。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を行う。その際、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視する。

中期計画：

2. (4) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根事業レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、ボランティア事業（JICA海外協力隊）を実施する。本事業の多様なステークホルダーである自治体や大学等教育機関、民間企業と連携して、参加から帰国後の社会還元までを通じた持続的な事業の実現に努める。また訓練、派遣、帰国後支援の一連のプロセスを通じて、多文化共生社会や地方創生支援、双方向の国際協力等、将来国内外で活躍できる人材を育成する。参加者が有する日本の技術・知見を活用した開発途上国での課題解決に加え、社会還元を推進することによる事業の成果を広く発信し、国民の開発協力への理解と参加意欲を高める。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を支援する。その際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。特に、JICA海外協力隊経験者の紹介、国際協力推進員（外国人材・共生）の配置、多文化共生イベントへの支援や「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等を通じた自治体、NPO、民間企業等との連携強化、開発途上地域における労働政策を所管する省庁や教育訓練機関等の能力強化や還流人材活用の促進に取り組む。

ウ 自治体との連携

自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を支援する。その際、自治体及び国際交流協会等との連携を強化し、国際協力推進員等を通じた地域連携を促進する。また、自治体間の開発協力経験の共有を支援し、自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

エ NGO/CSOとの連携

NGO/CSOとともに開発課題に対する知見を深め、NGO-JICA勉強会等を通じ、連携強化の促進を図る。その際、NGO/CSOの有する強みやアプローチの多様性の活用を重視する。また、海外拠点の現地市民社会の情報収集・発信体制を強化し、本邦NGO/CSOの現地活動の活性化、案件形成の促進を図る。さらに、NGO等活動支援事業において、地域ネットワークNGOの役割強化を推進する。

オ 大学・研究機関との連携

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上国と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。また、開発途上地域の課題解決やSDGs達成に日本とともに取り組む親日派・知日派のリーダーを確保、育成すべく、国内の大学と連携し、大学の特性や方針を踏まえ、質の高い就学機会を確保・提供する。さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

カ 開発教育

児童生徒や市民が世界の多様性や課題、日本と世界との関係等を理解し、主体的に考える力や、課題の解決に向けた取組に参画する力を養うこと、さらには、開発途上地域との結びつきによる地域活性化や地域社会における多文化共生促進に貢献するため、研修、教材制作等によ

る学校や地域社会における開発教育の促進を支援する。その際、学校や教育委員会等の教育関係機関、NGO、民間企業等と連携して効果的に事業を推進する。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じて、開発課題や国際協力に対する理解促進、地域に密着した国際協力活動の支援に取り組む。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日系社会との連携強化に向けた取組を支援する。日系社会が外国人材受入支援・多文化共生社会構築や地方活性化等の今日的な国内の課題解決においても重要なパートナーであることを踏まえ、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々の巻き込みや次世代人材の育成・日系アイデンティティ維持に留意しつつ、自治体（特に移民送出県や日系人集住都市）や企業等が進める事業との連携強化、日本語教育支援、海外移住資料館の運営体制強化等に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標8-1】 JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況

【指標8-3】 自治体との連携に係る取組の促進状況

【指標8-5】 NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況

【指標8-6】 開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおりに、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.8 ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、アフリカ・アジア・中南米地域を中心に74か国において、国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根事業レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施した。それらの協力に際しては、自治体、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員による協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視して実施した。

それらの協力における顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **JICA海外協力隊派遣先各国政府からの表彰【②③④】**：協力隊派遣の周年行事等を通じ、派遣先各国政府からの高い評価による表彰を受け、メディアでも報道されることで、高いプレゼンスを示す事例が多数あった（ベトナム、バングラデシュ、トンガ、ブータン、エルサルバドル、ジンバブエ、コスタリカ、ベリーズ他）。特に、JICA海外協力隊発足60周年では、パプアニューギニアのマラペ首相等、各国から海外協力隊の活動が各国の発展に素晴らしい貢献をし

た等のメッセージが寄せられたほか、ラオスやカンボジア、フィリピン、ケニア等の派遣先各国でも周年行事が行われ、協力隊による人的交流の重要性が確認され、長年のボランティア活動が現地で成果を上げていることの裏づけとなった。

- ◎ **JICA海外協力隊員が派遣前に日本の自治体で活動し、地域活性化と地方創生に貢献「グローバル・プログラム」の実施・拡大【①②④⑤】**：JICA海外協力隊合格者が、現地派遣前訓練の一環として国内の自治体で地域活性化・地方創生にOJTとして取り組む活動「グローバル・プログラム」を2021年度より実施。“よそ者”として新しい環境に飛び込み、地域住民と関係を築きながら課題解決に取り組む過程は、任国派遣後の活動に近く、隊員候補者にとって課題発見能力及び解決能力が鍛えられ、派遣前訓練として高い効果が得られている。また受入自治体からも、地域密着型で町づくり及び地域創生に奔走する姿に対し、感謝の声が多く聞かれており、2021年開始当初の5自治体から、14都道府県24地域（2026年3月末時点）へと活動範囲が拡大した。秋田県五城目町を初めとし、本取組に地域おこし協力隊インターン制度を活用する自治体が増えており、派遣前の地域活性化のみならず、帰国後の地域とのつながりの継続を目指した協力プログラムとして日本国内からも高い評価を得ている。
- ◎ **JICA海外協力隊（連携派遣）の継続実施と「科学技術協力隊」の試行実施【②⑤】**：JICA海外協力隊（連携派遣）は、日本の自治体・大学・民間企業等と連携し、特定の国や分野におけるJICA海外協力隊の派遣を行う制度。派遣先のニーズに合致した人材の派遣が可能となるとともに、連携する団体の国際化や企業等の海外展開にもつながる人材育成に貢献することにより、日本社会への還元も図る。2023年度から公募制となり、2025年度は13件の応募のうち9件を採択。2025年度は、日本の大学等研究機関の若手研究者をJICA海外協力隊として開発途上国の研究機関に派遣し、共同研究を行う「科学技術協力隊」の試行が開始され、3件を採択。2026年度以降、派遣開始予定。
- ◎ **JICA海外協力隊応援基金によりJICAボランティア事業への新たな協力方法を実現【②】**：「JICA海外協力隊応援基金」は、派遣中のJICA海外協力隊員への支援や、帰国後、国内外の社会課題の解決に取り組むJICA海外協力隊経験者の支援を目的とした寄附金事業であり、2024年2月に設立。機構の国内拠点にあり、一般にも開放している食堂で料金の一部を寄附する仕組みのメニューを販売するなど、寄附の募集を強化した。また、長野県にある八十二銀行のSDGs外貨定期預金において、預金者の選択により、預金時の為替手数料の一部が協力隊応援基金に寄附される仕組みを導入するなど、民間銀行との連携も進めている。2025年度には、バヌアツ、ニカラグア、ルワンダのJICA海外協力隊員が同基金を活用。バヌアツの防災・災害対策隊員は訓練用消火器の購入をし、44校で生徒教職員を含め1,121名の参加者に対して防災教育を実施。バヌアツ教育訓練省からの感謝のメッセージが寄せられた。同基金の特設ウェブサイトでは、寄附者からの応援メッセージと現地からの感謝の言葉を掲載しており、JICAボランティア事業の新たな参加の形となっている。
- ◎ **JICA海外協力隊の起業を支援することで日本社会への還元を促進【①②③⑤】**：JICA海外協力隊経験者を対象とした「起業支援プログラム（BLUE）」を2024年度より開始。68名のJICA海外協力隊経験者に対して起業伴走プログラムの提供を行い、国内外での事業の立ち上げを支援した。2025年度は「Start Up with Africa!～日本とアフリカと変わる力～ powered by JICA BLUE」と題したTICAD9テーマ別イベントを開催。アフリカの潜在的な可能性と日本との「共創」を検討する機会や、アフリカに貢献するビジネス及び起業についての理解を深める場を、現地・オンラインを通じて約400名の参加者に提供した。アフリカでの挑戦を続ける

JICA海外協力隊経験者とABEイニシアティブ修了生による事業紹介や、アフリカに貢献する事業を検討するBLUE参加者によるビジネスアイデアピッチを実施し、アフリカと日本の「共創」のヒントを得るとともに、ピッチ登壇者にとって事業ブラッシュアップの機会となった。これらの取組により、JICA海外協力隊経験者の社会還元を促進するほか、日本政府が掲げるスタートアップ人材の育成にも貢献する。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、コロナ禍の影響からの事業再開、派遣規模回復といった課題に取り組み、在外拠点において案件形成の促進や受入れ基盤整備、派遣地域の拡大に着手した。その一環として、JICAグローバル・アジェンダに沿った案件を一定数形成し、他の事業と連携することで相乗的な開発効果を狙った事業を展開した。加えて、帰国隊員の社会課題解決に向けた取組を支援するとともに、優良事例に対し表彰を行うなど、支援のための一層の環境整備を実施した。これらにより、開発途上国での活動を通じて自らも成長したJICA海外協力隊員が、その経験の社会還元として日本国内の社会課題解決に貢献するとともに、事業のブランドイメージを向上させ、関心層や応募者がさらに拡大する、といった好循環につなげた。

隊員のコンプライアンス意識の向上は肝要であり、隊員の数のみにとらわれず質も重視した事業運営を目指し、制度整備や問題発生時の対応を強化していく。

No.8 イ 外国人材受入・多文化共生

(1) 業務実績

日本政府の策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び、2026年1月以降は「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を踏まえ、機構は、開発途上国の産業振興や雇用創出等に寄与する人材の育成や、海外で就労する人材の人権が尊重され、法令が遵守される適正な送り出しが行われるよう送出国の労働・雇用政策、行政手続きの整備・改善に係る能力強化や組織体制の強化に関する支援を実施した。それらの支援に際しては、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関、国際機関等との連携を重視して実施した。それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **ベトナム人海外就労希望者の人権保護に向けたアプリの開発【①②④⑤】**：2023年8月に開始したベトナム「ベトナム人海外就労希望者の求人情報へのアクセス支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、海外就労希望者が十分な情報を基に送出国を選定し、現地法令に則った海外就労を促進することにより、海外派遣協力プログラムの透明性を向上させ、就労希望者の人権が侵害されるリスクを減らすことを目指している。海外への就労希望者が、送出国の登録する求人情報に直接アクセスできるアプリの開発に関してベトナム政府を支援し、2025年7月に始動。運用開始6か月でアプリ登録者は8,000名を超えた。ベトナム政府からは、労働者送出国に係る課題の解決につながることを期待されているほか、国際労働機関（ILO）等の国際機関からも、労働市場ガバナンスの強化に資するものとして注目されるものとなった。
- ◎ **ディーセント・ワークの実現に向けたイニシアティブの開始【③⑤】**：外国人労働者が送出国機関やブローカー等に就労前に支払う高額な費用は、就労後も外国人労働者の大きな負担となり、安心した就労を妨害し、失踪の原因にもなっている。これら状況を踏まえ、機構は2024年1月より2025年9月までの間、ベトナム政府と連携し、国際労働機関（ILO）の協力

を得て、外国人労働者の高額な費用負担の是正を目指す「公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（FERI）」の制度設計を実施した。同制度に基づき、同分野で取り組む団体により、ガイドラインの策定や東南アジア各国での運用に進展している。これまで外国人労働者が負担していた手数料や研修費用等を雇用者が負担し、これをモニタリングにより実効性を高める取組は過去に例がない。本イニシアティブの進展は、外国人労働者の人権保護の向上につながり、SDGs ゴール 8「働きがいも経済成長も」のディーセント・ワークへの貢献が見込まれている。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を行ってきた。特に、開発途上地域における労働政策を所管する省庁や協力訓練機関等を通じ、送出国における技能人材・ビジネス人材の育成に向けた技術協力を開始した。2026年度においては、海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた自治体、NPO、民間企業等との連携に引き続き取り組み、国民等の協力活動を推進する観点から、国際協力や開発途上地域の理解促進を図るとともに、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」にも資することを念頭に、第6期中期目標期間に向けて、開発協力の取組を通じ、適正な外国人の受入れや秩序ある共生を進めていく。

No.8 ウ 自治体との連携

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、インドネシアやベトナム等21か国において、草の根技術協力事業地域活性型を通じ、自治体の国際協力事業への参画を促す取組を実施した。また、開発途上国における事業や活動の経験を活かした国内の災害対応支援を実施したほか、研修員受入事業やボランティア事業、民間連携事業等の多様な援助手法を組み合わせ自治体の支援に取り組んだ。それらの支援に際しては、自治体が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視して実施した。それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 連携協定/人材交流等を拡大・推進【①②④⑤】:

- ・ 機構は、北海道名寄市、北海道東川町、青森県三戸町、岩手県遠野市、岩手県陸前高田市、群馬県甘楽町、埼玉県横瀬町、千葉県、鳥取県南部町、島根県海士町、熊本県に職員を出向させ、開発途上国における協力事業や研修事業、JICA ボランティア事業等において、機構の事業と自治体の取組の連携を推進することにより、各自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際人材の育成等に貢献した。また、開発途上国において地域の活性化に取り組んだ経験・知見を持つ機構職員が、当該自治体の課題解決に資する知見を自治体に対して共有した。

◎ 自治体の戦略策定に関与し、地域の国際化や多文化共生を推進【①②⑤】:

- ・ JICA 沖縄所長が、伊平屋村第5次伊平屋村総合計画の委員に就任し、SDGs 推進の視点や女性参画の必要性などから計画策定に関与した。また、JICA 沖縄市民参加協力課長が第5次浦添市まちづくり生涯学習推進計画策定に係るまちづくり生涯学習推進協議会の委員を務め、開発途上国での従事経験を基に助言を行った。
- ・ JICA 東北所長が、宮城県国際政策課が主催する「みやぎ国際戦略プラン」懇話会の委員とな

り、機構の事業で得られた知見・経験を共有した。その結果、宮城県国際政策課第5期「みやぎ国際戦略プラン」（2022～2024年）の中に、「(6) 国際交流・国際協力の推進、国際的な人材の育成」が位置づけられた。また、同所長は山形県みらい企画創造部が主催する「山形県国際戦略検証委員会」の委員となり、「山形県国際戦略」への意見表明や機構の事業で得られた知見・経験を共有した。その結果、「第2次山形県国際戦略」（2020～2024年）の中に、「地域の国際化」として、国際交流の促進が位置づけられるとともに、同戦略の取組内容として「JICA 海外協力隊派遣の推進」も盛り込まれた。

- その他、北海道、栃木県、富山県、長崎県、四国地域でも自治体の戦略策定に機構の管理職が関与・助言を行った。

◎ **能登半島地震の被害を受けた自治体等を支援【①②⑤】**：2024年1月に発生した能登半島地震で被災した自治体からの依頼を踏まえ、被害を受けた自治体（石川県、輪島市、能登町等）に海外協力隊経験者や国際協力推進員等を多数派遣。機構の開発途上国での復興支援の知見や民間連携事業の知見を活かした取組となった。苦難に直面した被災自治体からは、帰国隊員の日本への社会還元の取組としても評価が高かったほか、感謝の声も聞かれた。

◎ **30年以上にわたる国際協力事業への貢献が評価され北九州市が日本水大賞を受賞【②④】**：北九州市の上下水道局は30年以上にわたり、専門家派遣、研修員受入、草の根技術協力等の機構の事業を通じ国際協力に大きく貢献してきた。中でも、プノンペン市水道公社への協力は「プノンペンの奇跡」と呼ばれている。現在、同公社を介してカンボジアの他の水道公社への技術移転を実施しているが、同技術協力にも北九州水道局が関与している。JICA九州では長年にわたって北九州市との関係強化を図っており、カンボジア（プノンペン・上水道維持管理）、ベトナム（ハイフォン・下水処理場運転管理・浸水対策）等での草の根技術協力を実施した。これら成果の集大成として、北九州市は2023年4月に「日本水大賞」（国土交通省主催）を受賞した。

◎ **インドネシアで日本式「道の駅」が展開【②③④】**：2023年5月、インドネシアのトモホン市で日本式の「道の駅」が開業した。千葉県南房総市と株式会社ちば南房総が従事する草の根技術協力事業により設置されたもの。「アジア経済ニュース」に3ページにわたり大きく掲載されたほか、現地メディア（約20社）でも数多く報道された。「道の駅」は農民売店を併設する形で、有機栽培農家の一部は大手外食チェーンと契約を締結し、出荷価格が2倍となるなど、農家収入向上に貢献した。また、トモホン市は活火山地帯にあり緊急時に、災害時の避難場所の整備が課題であったが、「道の駅」に生活用水確保のための貯水槽や非常用電源設備等、防災機能を持たせたことが高く評価され、国営インドネシア銀行が支援し、インドネシア農業省が全国展開を発表した。このニュースを見た在日コロンビア大使館より「道の駅」をコロンビアでも展開したいとの相談が寄せられるなど、インドネシア国外への反響もあった。

◎ **草の根技術協力事業から民間連携事業に発展した海外ビジネス展開支援【①⑤】**：株式会社ウエルクリエイトは、北九州市が提案自治体となって2014年～2016年に実施した草の根技術協力事業に参画。これを契機として機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施に発展し、これに北九州市環境局のほか北九州国際技術協会（KITA）が参画するなど、自治体や地域経済団体が一体となり取り組む事業となった。2023年6月にマレーシアでの普及実証ビジネス化事業を終了した後も、同市サステナブル環境ビジネス展開事業にてビジネス展開本格化に向けた継続的なフォローアップが行われ、現地でのビジネス化におけるパートナー企業として

財閥企業（アラムフローラ社）との協業が決定。自治体と機構の援助手法のシームレスな連携を通じ、企業の海外展開促進を実現した。

◎ **海士町との連携により共創・還流を促進【①②⑤】：**

- ・ 島根県海士町は草の根技術協力を活用し、海士町独自の取組である「教育の魅力化プロジェクト」及び地域課題解決型の探究学習をブータンに応用し、ブータンにおける地域活性化に向けた教育魅力化プロジェクトを2022年1月から2024年12月まで実施した。本事業実施には機構と海士町との連携派遣覚書に基づき、海士町からブータンに派遣されているJICA海外協力隊員とも連携したもの。同取組が発展し、2024年9月に海士町とブータン国チュカ県の間で連携覚書の締結に発展した。
- ・ 2025年8月には、同事業に参加した島根県立隠岐島前高等学校の高校生3名が、大阪・関西万博において成果を発表し、国際協力への関心を高めることにつながった。また同年3月からは同事業のフェーズ2が開始されており、同町から連携派遣中のJICA海外協力隊員と現地で連携するなど、ブータンと海士町との更なる連携深化並びに双方の高校生の人材育成、将来的な国際協力人材の育成が期待される。
- ・ 2025年4月、同町でJICA海外協力隊派遣前の実習「グローバル・プログラム」に参加した人材のうち、1名がJICA海外協力隊から帰国後、町役場に就職。また別の1名が同町に移住し、町内で業務に従事することが決定し、海外での経験が日本国内に還元される形となった。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間において、自治体との連携においては、自治体側の国際協力への参画や海外展開に挑戦するうえで必要な情報や専門的知見、人材・資金面の選択肢等へのアクセスが限定的であり、地域課題の解決と国際協力の結びつきを実感するのが難しいという事業上の課題があった。これに対して機構は、上述事例のとおり、機構及び機構が有する人材を通じた開発途上国での知見を共有し、地域におけるグローバル人材の育成等を通じて、自治体が主体となって取組を進められるような仕組みづくりを支援した。2026年度に向けて同様の課題に直面する自治体へのサポートを継続・展開していくとともに、また第6期中期目標期間に向け、自治体によってこれら取組が自走していく体制の構築を目指し、支援のあり方を検討していく。

No.8 エ NGO/CSOとの連携

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、カンボジアやネパール等41か国において草の根技術協力事業を通じて実施した。それらの支援に際しては、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じたNGO/CSOの組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **様々な団体・企業・機関・個人の協働を推進するプラットフォームの運営を支援【②⑤】：**
- 機構は、JICA沖縄内に、様々な団体・企業・機関・個人の協働を推進する「おきなわ国際協力プラットフォーム」を設置し、同プラットフォームの運営を支援している。同プラットフォームは、登録したNGO（11件）、企業（32件）、任意団体、個人、教育・公的機関等（13件）をマッチングすることにより、様々な団体・企業・機関・個人が協働で実施するプロジェクトを形成し、共創によるSDGsの実現に取り組んでいる。例えば、フィリピンの障害者就労事

業に係る持続的な運営や雇用創出のため、NPOが日本のパン製造技術を持つ企業と連携し、同事業における製品（パン）の質の向上を支援するプロジェクト等を形成。このような形で、SDGsの実現にあたり、企業とNGO/NPO、様々な関係者が出会い、意見を交わせるプラットフォームの有用性が認められ、2024年に同プラットフォームが一般社団法人として法人化した。

- ◎ **草の根技術協力事業の従事者がカウンターパート機関と協力してASEAN域内に知見を展開【③④】**：ベトナムにおいて草の根技術協力事業「クアンナム省山岳少数民族地域における地域資源を活用した持続的な農村産業促進のための基盤構築事業」を実施した公益財団法人国際開発救援財団（FIDR）は、ベトナム観光総局等から特別に招待され、ベトナム内、あるいはASEAN諸国の国際会議等に多数出席し、事例紹介を行った。同草の根事業は、ダナン市（旧クアンナム省）の地域住民が主体となり、官民連携の下、地域資源をフル活用したコミュニティ・ベースド・ツーリズムを構築した優良事例であり、ベトナム政府及びASEAN諸国から、地域の人々が伝統文化や自然・社会環境を守り活用し、持続的な観光運営を通して、地域力や結束力、アイデンティティを高めていることなどが高く評価されている。
- ◎ **日本のNGOとの連携で作成した幼児教育のガイドラインが教育省に採用【②④】**：カンボジア「「遊びや環境を通じた学び」に基づく幼児教育カリキュラム実践のための基盤構築事業」（草の根技術協力）では、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会が作成した「幼児教育のガイドブック」が、2023年12月にカンボジア教育省の正式ガイドラインとして承認された。本ガイドブックの導入により、日本では当たり前に行われているがカンボジアではあまり知られていなかった「幼児期に「遊び」を通じて学ぶこと」の重要性を教師たちが理解し、そのための教室環境の整え方や、現地の材料で自作した教材、子どもが楽しんで学べる授業案づくりなどが実践されるようになった。本取組はカンボジア政府から高い評価を得て、カンボジア教育省及び同会により、本事業の対象地域以外の地域への普及が計画されている。
- ◎ **日本のNPOの支援により「環境」の科目が制度化【②】**：インドネシア「離島でのデジタル教材と日本式授業研究を活用したSDGs環境教育支援プロジェクト」（草の根技術協力事業）では、一般社団法人インドネシア教育振興会（IEPF）が経済発展とともに深刻化するごみ問題や環境問題に対応するため、インドネシアで小中学校への環境教育の導入と普及に取り組んでいる。同団体はこれまでに南タンゲラン市で確立された「南タンゲラン環境教育モデル」を基盤に、デジタル教材の開発・現地向け編集、日本式授業研究を取り入れた授業改善など、地域の教師が自ら環境教育を実践できる仕組みづくりを進めてきた。さらに、地方の教育局を対象とした日本での研修を実施し、日本の取組に触発された教育局関係者が、帰国後に「環境」の科目を正式教科として制度化するための働きかけを行った。その結果、西マンガライ県及びクパン市では正式に「環境」が学校の教科として認定され、全小学校の4年生と5年生が環境教育を学ぶ体制が整備された。これらの成果は、離島地域において環境保全への意識を高め、コモドオオトカゲの生息地を含む脆弱な生態系の保全に寄与するとともに、インドネシア国内での環境教育普及のモデルとなりつつある。
- ◎ **フェアトレード団体との連携による東ティモール・コーヒー畑の改善【②⑤】**：東ティモールではコーヒーが石油に次ぐ重要な輸出産品であるが、植民地期に技術継承が行われなかった結果、老朽化したコーヒー木による収量低下が近年深刻化していた。これに対し機構は、2000年代から現地で生産者組織化やフェアトレード事業を行ってきた特定非営利活動法人パ

ルシックと協働し、2019年11月～2024年10月に草の根技術協力「コーヒー畑の改善事業（草の根パートナー型）」を実施した。本事業では台切り・植え替え等の栽培技術移転、技術普及員育成、協同組合コカマウへの技術定着が進み、300世帯で25,000本超の木が更新された。こうした取組の成果は品質向上にも結びつき、2024年の同国コーヒー協会コンペで支援地域の組合が品質部門1位を獲得した。また、これらのコーヒーはパルシックによるフェアトレード商品として成城石井やゼンショー店舗でも販売され、日本の市民が国際協力の成果を身近に実感できる機会が生まれている。

- ◎ フィリピンで開発されたライフスキル研修が日本の子ども支援の現場に還流【⑤】：機構は、NPO法人アクションのフィリピンでの事業を支援し、同法人が開発した「ライフスキル・トレーニング」をフィリピンの児童養護施設や青年更生施設へ展開した。このフィリピンでの成果を基に、機構はNPO法人アクションとともに、日本国内向けのライフスキル研修ファシリテーター養成講座を実施した。養成講座では、自己認識、セルフケア、コミュニケーション、問題解決、目標設定など9つの単元からなるフィリピン発の協力プログラムを日本の文脈に合わせて再編し、外国にルーツがある子どもたちや発達障害など様々な困難を抱える子どもたちにかかわるNPOスタッフや教育関係者、また国際協力NGOのスタッフや幼児教育分野の機構専門家等が参加した。受講者から提出されたレポートからは、海外発協力プログラムが国内の子ども支援に応用可能であることが確認され、参加者からは「話し合いを通じて他者の視点を共有でき、新しい学びが多かった」「断片的な知識を体系的に整理できた」「早く現場で実践してみたい」といった反響が得られた。もともと日本国内で本分野の体系的な研修がなかったことから、日本国内の児童施設等の要望を踏まえ、フィリピンで実践した成果を基に作成された。長年フィリピンで培われた草の根技術協力事業の成果が、日本国内の子ども支援分野に還流される事例であり、国際協力で蓄積された知見が国内の社会課題解決にも貢献し得ることを示した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、コロナ禍の影響が残る中、草の根技術協力事業の案件形成や実施の遅延が続いていたが、国内拠点と海外拠点が案件の個別事情に即した柔軟な対応（オンラインによる遠隔指導や契約変更等）を行い、現状では応募提案数もコロナ禍前の水準に回復した。機構法の改訂を踏まえて、2026年度に向けて新たなアクターとの連携を推進していくとともに、第6期中期目標期間に向けてNGO/CSOの有する強みやアプローチの更なる活用に取り組んでいく。

No.8 オ 大学・研究機関との連携

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、開発途上地域の課題解決やSDGsの達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進した。それらの支援に際しては、日本の開発経験等を学ぶ機会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視して実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 宇宙分野の国際頭脳循環プログラムの立ち上げ【②③⑤】：

- ・ 機構は、2014年よりJAXAと連携協定を締結し、人事育成を通じた宇宙機関、大学、民間企業との人的・組織的な宇宙技術活用ネットワークを構築してきた。2025年度は、さらにこの取組を拡充し、本邦産官学の関係機関が連携し、宇宙・衛星技術と衛星データの利活用を推進

する人材を育成する「宇宙国際頭脳循環プログラム」を立ち上げた。また、同協力プログラムで来日中の長期研修員の交流及び国内の地域開発を学ぶ機会の提供を目的として、宇宙産業にて地域開発を推進している福井県、福岡県でリトリートを実施。県民衛星事業を行う福井県、福岡県の産官学の宇宙関係機関との意見交換の場を設け、機構と研修員及び国内の宇宙分野の研究者や衛星事業を担う関係者とのネットワークを構築した。中長期の視点で宇宙分野の人的ネットワークが広がることが期待される。

- JAXAが主催するアジア諸国の宇宙機関関係者による国際フォーラムにて、5つの分科会のうちの1つ「宇宙能力向上ワーキンググループ（SCWG）」を同フォーラム史上初めて、機構が主担当して開催。機構の長期・帰国研修員のほか各国宇宙機関、各国政府、研究機関、民間企業等から約60名が参加し、アジア・太平洋各国の宇宙人材育成の現状と課題を共有するとともに、宇宙人材の能力強化による社会課題解決の重要性について議論した。

- ◎ **大学、自治体、高校と協働して地域理解プログラムを実施【③⑤】**：「国立公園の自然を活かした持続可能な地域振興」をテーマに据え、大雪山国立公園を擁する上川町を訪問し、北海道大学や上川町役場による講義、北海道上川高等学校の全校生徒と長期研修員による意見交換会、それに先立ち同校での出前講座等を実施した。長期研修員は大雪山黒岳に登り、北海道大学の先生が研究する動植物のデータ収集活動に寄与。一つのプログラムで、長期研修員の学びを深めるだけでなく、多機関との協働、開発教育及び国際交流の実施等複数の活動を達成。「北海道新聞」での掲載、「札幌テレビ放送」での報道、北海道大学のウェブサイトでの掲載等、メディア等にも採り上げられ、広報にも寄与する取組となった。

- ◎ **鳥取大学との国際頭脳循環に係る取組【①②③⑤】**：

- 鳥取大学及び同乾燥地研究センターの要望を受け、短期研修から博士課程入学を通じた頭脳還流につながるモデルを構築した。同大学が受託している乾燥地農業の短期研修参加者（修士号保有者）を、JICA長期研修「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」の博士課程候補としてつなげることにより、博士号取得を見据えて短期研修に優秀な人材が参加するようになるとともに、短期研修で能力や得意分野、希望を十分に把握できるため、博士課程入学後のミスマッチが起こりにくいようにする仕組み。また、博士課程修了後は、各国のリーダー格となることが考えられ、卒業生とのネットワーク維持により、更なる連携・循環が期待できるもの。
- 鳥取大学/乾燥地研究センターとの間では、スーダンやエチオピアにおいて地球規模課題対応国際科学技術協力を実施しており、元センター長がスーダンでの功績等により2024年「日本農学賞」を受賞した。SATREPS案件においては、日本側研究者が相手国研究者の能力向上を意図して共同研究を進め、相手国の人材育成にも貢献している。このような実績を基に、同センターの協力の下、実施している課題別研修及び長期研修を有機的に組み合わせ、現地で当該分野の研究をリードする研究者を育成する仕組みを構築。これらの取組により、国際頭脳循環に貢献している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

本邦の大学における経営目標（教育・研究の国際化や地域貢献等）に留意しつつ、国際協力における大学との共創を引き続き推進していく。

No.8 カ 開発教育

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、日本の開発協力の担い手の裾野拡大、及び開発途上国に関する理

解を増進するため、開発教育を推進した。それらの取組に際しては、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加等を重視して実施した。

本取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ **国際協力とSDGsへの地域の窓口「なごや地球ひろば」総来館者数100万人を達成【②③④⑤】**

- 2022年10月、なごや地球ひろば総来館者数が100万人を達成し、記念式典及び子ども向け参加型イベントを実施した。式典に参加した県立高校国際理解コースの高校生から「なごや地球ひろばは世界の課題や国際協力の取組をよく理解できる場所である」という発言があり、式典の様子とともに新聞報道された。
- 国際協力とSDGsを学ぶ体験型展示は、授業でSDGsを扱う学校向け団体訪問プログラムのみならず、高校の探究学習や夏季休暇期間中の課題に取り組む児童・生徒の主体的な学習に活用され、地域の学校現場への開発教育に大きく貢献している。名古屋のほか、東京（市ヶ谷）及び札幌の3か所にあったものを、筑波、関西、中国、九州、沖縄の計5か所の国内拠点の展示施設も「JICA地球ひろば」として開設。より多くの地域や学校現場の開発教育に貢献する体制を構築した。

◎ **教師海外研修の再開と地方マスメディア同時派遣による発信【⑤】:**

- コロナ禍により実施を見合わせていた教師海外研修について、教育行政コースを2022年度に4年ぶりに、一般コースを2023年度に3年ぶりに再開、2023年度は全国の国内拠点主催で計12コース110名の学校教員が参加した。参加教員は開発途上国の現場を視察するとともに、帰国後の授業実践を通じ、開発教育の推進に努めた。また、この教師海外研修の渡航時期に合わせ、地方マスメディアを同時派遣し、地域関係者への取材を進めたところ、出身者の開発途上国での活躍や、地域と結びつきが強いほかの機構の事業に関する新聞記事掲載・テレビ番組放映が実現し、機構事業の効果的な発信につながった。
- JICA筑波では、2023年8月に茨城県及び栃木県の教員各4名と「茨城新聞社」及び「下野新聞社」の記者をラオスに派遣。SDGsに貢献する機構の事業を視察するとともに、各県関係者（専門家、草の根技術協力関係者、元留学生、協力隊員）を取材した。
- JICA北海道（帯広）では、2023年12月に教員と記者をキルギスに派遣。具体的には、2023年度教師海外研修を中央アジアのキルギスにて12月23日から30日に実施し、北海道内の教員8名が参加した。また「十勝毎日新聞社」の記者が同行し、一村一品運動の推進等に関する技術協力技術プロジェクトの現場をはじめとする機構の事業を視察し、その様子が取材された。取材の結果、事前研修1回・現地研修中3回・帰国後の授業実践を2回の全6回の特集記事として掲載された。
- JICA沖縄では、2023年8月に沖縄県の教員6名と琉球放送の記者らをパラオに派遣。草の根技術協力事業や課題別研修の現場を視察し、沖縄の技術がパラオへ伝えられている様子や、戦前戦後の沖縄からパラオへの移民の生活について取材した。帰国後、「琉球放送」平日夕方ニュースで特集枠が設けられ、全6回放送された。沖縄県とパラオが連携覚書を締結していることや、県系移民が南洋諸国に存在することから、視聴した県民から反響があったとメディアから報告されている。

◎ **難民問題を中高生の「自分ごと化」する企画展【②④⑤】: JICA地球ひろばにおいて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees）駐日事務所及び国連UNHCR協会の協力で難民企画展「想像していなかった今日を生きる」を開催（2023**

年11月～2024年4月)。主に日本の中高生を対象に、難民問題を「自分ごと化」してもらうことを目的に、退避から避難先への入国までの道のりを疑似体験する展示を設置。プレスツアーも実施し、「毎日新聞」「朝日新聞デジタル」「朝日小学生新聞」「毎日小学生新聞」「高校生新聞」にも取り上げられた。期間中11,469名が参加し、ウクライナに加え、展示準備中にはパレスチナでの衝突が始まり、世界情勢を背景にした学校側の需要にも応えることができ、教育関係者から高い評価を得た。

- ◎ **機構が京都市から「教育功労者表彰」を受賞【④⑤】**：JICA関西は、2020年より京都市教育委員会と共催で市立高校生向け研修「京都グローバルリーダー育成研修」を実施し、京都市関係団体が実施するマレーシア「ASEAN のモデルとなる低炭素社会実現に向けた人材育成とネットワーク拠点の機能強化プロジェクト」(草の根技術協力)のカウンターパートであるマレーシアの現地高校生と京都市の高校生のオンライン意見交換を実施するなど、複数の機構事業関係者や協力隊出身の教員と連携した。研修は延べ120名の高校生が参加し、その後の進路で国際関係を選択した生徒も多数。研修後に国際協力への関心が高まり、NPOでのインターンを実施した高校生もいる。かかる取組が、京都市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献したとして、「教育功労者表彰」を受けた。
- ◎ **文部科学省との連携により国際理解教育を推進【②⑤】**：国際理解教育/開発教育などを推進し、国内・海外の両方で持続可能な社会の創り手と活躍する人材を育成すべく、文科省国際教育課は機構と連携を開始。結果、JICA横浜が調査した各国教育制度の情報について文科省ウェブサイトに掲載されたほか、文科省が機構職員へ関連政策について講義を実施。また、文科省主催の教員・教育委員会向け研修において、機構の事業紹介が行われるなど、具体的な連携活動を実施した。また、文科省国立教育政策研究所、JICA東京、機構の広報部と合同で国際教育比較調査を行い、その結果を踏まえ、文科省が次期学習指導要領改訂に係る検討を進めている。これら取組により、機構としては文科省の施策に沿った開発教育の推進や教員の協力隊への応募促進が見込まれ、文科省にとっても在外施設派遣教員の応募促進や外国につながる児童生徒への情報提供の幅が広がるなど、双方にとって有益な機会につながった。
- ◎ **ITOCHU SDGs STUDIOでの民族衣装展示開催【⑤】**：10代、20代の若年層に開発途上国の課題に関心を持ってもらうべく、SDGs推進のスペースであるITOCHU SDGs STUDIOで「肌で感じる、世界の民族衣装展ー着て、撮って、世界を学ぶ写真館ー」と題した民族衣装展を開催(2024年2月～3月)。若年層にとって身近に感じる衣装を用いて、世界各国の伝統衣装の試着やロールプレイを通じ、国・地域の特色や魅力に加え、その国の課題を知り、考え、発信してもらうことを目指した。「フジテレビ」2件、「朝日小学生新聞」等で開催の様子が取り上げられ、期間中2,500名が訪れた。会場のメッセージ・ボードには、「日本で産まれたからこそできることがたくさんある。平和な国にいるからこそその責任を全うしたい」や「自分と同年の子でたくさん問題を抱え精一杯生きている子がいる。学生として彼らを支える仕事がしたい」といった訪問者のコメントが多数寄せられ、若年層の共感を得るものとなった。
- ◎ **「地域課題解決×国際協力」を目的としたフィールドワークにより新たな国際協力人材の育成に貢献【②⑤】**：広島県尾道市因島と岡山県英田郡西栗倉村において、「地域課題解決×国際協力」をテーマとした大学生・大学院生向けのフィールドワーク合宿が実施された。この合宿には中国5県の大学からの参加者を含む計21名が参加。因島では、移住定住促進企業と広島県出身の国際協力事業関係者が連携し、西栗倉村では、教育を強みに地方創生に従事している地元団体と国際協力NGOが協力し、鳥取大学留学生を含む多様な参加者を受け入れた。

参加学生は国際協力と地方創生の関係性を深く理解したうえで地域課題の解決策を議論し、地域関係者へ事業提案を行った。これらのフィールドワークは因島で4回目、西栗倉村で2回目の実施となったが、参加者からはJICA海外協力隊員や地域おこし協力隊が輩出されるなど、顕著な意識・行動変容が見られたほか、フィールドワーク参加者が他の機構事業に参画するなど、新たなリソースの発掘にも貢献した。

- ◎ **石鹼を通じて日本とザンビアの小学生がWASH交流【⑤】**：北海道大学大学院は、ザンビアで地域に根ざしたWASH（水、トイレ、衛生）活動を機構の草の根技術協力事業で推進している。2025年3月に実施した教師海外研修を通じ、北海道中富良野小学校とザンビアの事業対象校のオンライン交流が実現。さらに、中富良野の子どもたちによる「手作り石鹼」がザンビアの子どもたちに届けられた。異文化を超えて、ともにアイデアを出し、学び合う場となり、中富良野の子どもたちに大きな刺激を与え、世界を知る第一歩となった。
- ◎ **被爆80年を機に広島県と協働し県内の次世代を育成【⑤】**：広島県の「国際平和拠点ひろしま構想推進計画」（2025～2027年度）において、復興・平和構築に関する次世代育成が重要視されたことを受け、機構はJICA中国所管の平和構築関連のすべての研修において、フィリピンやナイジェリアをはじめとする開発途上国からの研修員と日本の若者が平和に関して対話する場を企画した。日本の若者として、広島県が主催する「グローバル未来塾」の高校生を招き、機構が招へいた開発途上国出身の研修員と平和について語り、学び合う場を提供したところ、多くの参加者から、本対話の場を通じて「平和への理解、想いが深まった」というコメントを得た。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、開発教育に関する学校や教育委員会などへの認知が限定的であるといった課題があり、文科省や関係機関との情報交換を密にするとともに、機構の教員研修に参加した教員により組織された全国教員ネットワークを支援するなどの対応を行った。引き続き国際協力分野への教員関心層の裾野拡大という課題があるところ、2026年度は地球ひろば設立20周年イベントを実施し認知を図るとともに、第6期中期目標期間に向けて学校現場の新しいニーズに合わせた探究活動の支援等を含めた開発教育支援を実施していく。

No.8 キ 日系社会との連携

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を実施した。それらの支援に際しては、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視して実施した。それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **第7回世界のウチナーンチュ大会を沖縄県と初共催【④⑤】**：
 - ボリビアのオキナワ移住地と沖縄県との経済交流を目指す「オキナワ to 沖縄」プロジェクトの一環として、2022年10～11月に第7回世界のウチナーンチュ大会を沖縄県と初めて共催した。ボリビア在住の日系青年の代表者2名がビジネスシンポジウムでアイデアを発表するなど、現地企業や団体の関心を引いた。本大会は沖縄県知事、駐日ボリビア臨時代理大使、ボリビア

沖縄県人会会長、前述のボリビア代表者らも参加したほか、海外移住資料館の協力を得て移住企画展も実施。同時期に日系社会研修実施や市町村子弟研修生受入れを行い、県内自治体との連携を強化した。機構の事業は新聞、テレビ、ラジオで多数取り上げられ（計34件）、存在感を示した。また、約8,000名が参加した閉会式の知事挨拶では、沖縄県と機構の連携が言及された。

- 世界に広がる沖縄県系人（ウチナーンチュ）のネットワークを中南米日系社会と日本のビジネス連携促進に最大限活かす狙いで、WUB（世界ウチナーンチュ・ビジネス・ネットワーク）や沖縄県人会をはじめとする南米3か国の日系社会とも連携して実施。帰国2か月後にはボリビアのコロニア沖縄農牧総合協同組合が沖縄を訪れ、参団企業8社を訪問して連携協議を行った。加えて2024年2月には参団企業の一つがオキナワ移住地における水害対策や道路整備への自社技術の活用可能性検討のためにボリビアを再訪するなど、ビジネス展開や連携に向けた動きが見られた。

- ◎ **海外移住資料館をリニューアルオープン【⑤】**：海外移住資料館の開館20周年にあたり展示手法の改善と展示内容の充実化を目的とし、2022年4月にリニューアルオープンした。これを受け、教育機関等向け案内資料作成や教育ツール改善に係る学術研究を開始するなど、展示手法改善の具体化に着手。またJICA横浜と山梨県立大学との連携（2022年3月に連携覚書締結）に基づき、大学側の「多文化共生対応人材育成プログラム」において資料館訪問と大学での授業実施を組み合わせた講座を開催した。また、沖縄返還50周年に合わせて沖縄移民に関する企画展示（“雄飛ふたたび”）を開催した。2023年1月には秋篠宮皇嗣同妃両殿下並びに悠仁親王殿下が来館され、熱心に展示をご覧になられた。2023年2月には在日パラグアイ共和国大使も来訪され日系社会が「二国間関係において極めて重要」との発言もあった。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、コロナ禍で中断していた人的交流を再開させるという課題があり、各種研修等による人材育成や、民間企業を中心とする連携調査団の派遣等を行った。引き続き、人的交流を契機とした日系社会の活性化に取り組んでいく必要があるところ、2026年度に向けて研修や調査団派遣を実施していくとともに、第6期中期目標期間に向けて戦略的に事業展開する。

No.9	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、困難度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和6年度外務省政策評価書・予算事業ID：018741

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数	3,200件	2,730件	547件	613件	771件	799件	(600件)
【指標9-2】SNSアカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	935万件	888万件	251.9万件	77.2万件	231.7万件	327.7万件	(186.9万件)
【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	25件	20件	5件	5件	5件	5件	(5件)
【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数	4万人	51,941人	11,664人	10,637人	14,188人	15,452人	(8,300人)
【指標9-5】能力強化研修の参加人数	2,185人	2,195人	554人	516人	562人	564人	(437人)
【指標9-6】研究成果の発刊件数	300件	314件	87件	72件	73件	82件	(60件)
【指標9-9】参加・発信した国際会議の数	700件	938件	278件	225件	196件	239件	(140件)
【指標9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	2,000人	1,641人	401人	304人	491人	436人	(400人)
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			6,711	5,974	5,470	5,917	
決算額（百万円）			5,879	4,947	4,524	5,106	
経常費用（百万円）			6,109	4,918	5,028	5,563	
経常利益（百万円）			△1,195	△598	△562	△532	
行政コスト ¹² （百万円）			6,109	4,918	5,028	5,563	
従事人員数			142	143	143	143	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：

3. (9) 事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

ア 広報

¹² 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

国際社会における日本の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大、国内における開発途上地域の課題及び開発協力に関する納税者の理解向上と支持の拡大を目的とし、国内、国際社会において日本の開発協力とその成果について積極的に発信する。

イ 事業評価

PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力人材の育成に取り組む。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成を重視する。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向けて6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、その成果の積極的な発信を行う。

オ 緊急援助

国際緊急援助隊（JDR）の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

日本の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA国別分析ペーパーやJICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との連携を推進する。その際、日本が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を行う。また、開発協力事業の実施にあたり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。その際、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視する。

ケ 不正腐敗防止

開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視する。

中期計画：

2. (5) 事業実施基盤の強化

ア 広報

日本の開発協力とその成果について積極的に発信し、国内外の市民やオピニオンリーダーといったターゲット層の理解や共感を獲得するため、ターゲットごとに有効な広報媒体を複合的に活用してより戦略性の高い広報を行う。その際、事業及び組織運営への信頼を高めるため、分かりやすく透明性の高い広報を行う。また、広報効果の向上を図るため、国内外拠点間が連携し、日本政府・政府機関、企業、教育機関、市民団体等とのパートナーシップを強化しつつ広報を行う。

イ 事業評価

PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を迅速に分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、事業評価の結果から得られた教訓・提言等を、事業の形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにするを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。特に、事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等、客観性を担保するとともに、多様な主体との連携促進や専門的な分析を強化し、評価の質の向上に取り組む。加えて、機構の事業マネジメントに的確に対応する事業評価を新たに推進し、必要な評価制度の構築に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。その際、国際協力人材センターが所管するウェブサイト「PARTNER」の利用者を拡大するとともに、キャリア関連情報の発信や提供を行うことで、開発協力人材のキャリア形成を促進する。加えて、インターシップ等、若年層に対する実務機会の提供及び研修の実施を通じて能力強化・向上に取り組む。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成を通じて世界の平和と開発に貢献するため、6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行うことにより、JICA緒方貞子平和開発研究所が内外の開発・国際協力研究の拠点となることを目指す。研究実施にあたっては、国際秩序の変化や日本の経験、各国の歴史・文化を踏まえ、普遍的価値のあり方を柔軟に追究し、その成果を発信する。加えて、情報社会への転換、気候変動等の今日的な課題や脅威にも留意する。また、機構の事業現場から得られる知見や日本の開発経験を活用し、国内外の研究者等との連携を通じて、SDGsの戦略的推進や人間の安全保障の実現に資する知識の共創に取り組む。研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスをさらに強化するため、多様で先進的な媒体を通じて内外の援助実務者、研究者や政策立案者等に広く発信する。また、

機構内の研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、国際水準の資機材整備等による派遣体制強化にあたっては、航空機の小型化や新型コロナウイルス感染症の拡大等により縮小した国際航空貨物輸送状況を踏まえて携行資機材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な管理・輸送体制の見直しを行うなど、迅速性の確保とチーム対応能力の維持・向上を重視する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

開発協力の外交政策実現のためのツールとしての重要性が一層増していくことを踏まえ、戦略的な事業展開を行うために、JICA国別分析ペーパーやJICAグローバル・アジェンダ等の策定を通じて、地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂に貢献する。また、これらを通じ、日本の政策策定に向けた情報共有や意見交換、開発途上地域の政府や民間を含む様々な開発パートナーへの発信や学び合いなどにも取り組む。さらに、機構が有する様々な援助手法を組み合わせ、SDGsへの貢献を明確にするなどの戦略的なアプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。併せて、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するため、規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、日本の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。また、国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携を推進する。さらに、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき業務運営を行う。協力事業の実施にあたり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。また、国内の機構内外関係者及び開発途上国実施機関職員等を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮及びガイドラインに関する理解を促進する。透明性と説明責任を確保したプロセスにより改正したガイドラインの普及とその運用を行う。

ケ 不正腐敗防止

開発協力事業における不正腐敗防止を推進するため、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、不正腐敗防止関連の各種制度整備等及び関係者への不正腐敗防止に係る啓発に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーと

の連携状況

【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおりに、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期目標の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

4. 業務実績

No.9 ア 広報

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、国内における開発途上地域の課題及び開発協力に関する納税者の理解向上と支持の拡大と、国際社会における日本の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大を目的とし、国内、国際社会において日本の開発協力とその成果について積極的に発信した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

◎ 国際協力の意義を広く発信【①③】：

- 2024年度に国際協力70周年を迎えたことを契機に、ODAの成果と日本の信頼構築への貢献を国内外に訴求した。理事長・副理事長による記者会見、寄稿、テレビ出演、海外メディアへの売り込みを実施し、世界31か国・9言語で報道された。外務省・UNDP共催の記念シンポジウム「共創と連帯、そして未来へ」には最大482名が参加した。
- 開発協力大綱改定に合わせ、理念「人間の安全保障」や「共創と革新」を強調し、日経新聞・日経ビジネスでの対談記事、国内有力紙への寄稿、自社媒体での専門家対談を通じて広く周知した。
- 海外協力隊の活動60周年に向けた対外発信を強化し、記者向け勉強会やメディア懇談会等を通じて機運を醸成した。また2025年11月に開催した60周年記念式典においても宮内庁等と連携し対外発信を行い、多くのメディアの露出が獲得できた。
-

◎ 人間の安全保障を切り口とした発信【①③】：

- 緒方貞子シンポジウム（オンライン参加4,200名、事後視聴3,000回超）や大学生向けセミナー（213名参加）を開催し、若年層の理解を促進した。
- ウクライナ支援に関する広報を強化し、イベントのみならず、来日する研修員等に係る取材対応も行い、135件の報道につながった。また著名人を起用し、「ウクライナと世界の未来と私たち」と題したコンテンツを出したところ、「日経BPMarketing Awards」のグランプリを獲得。「時代性を捉えて読者を引き込む読ませるコンテンツ」と評価された。2023年度はG7広島サミットや理事長訪問を契機にSNS投稿が和文21万回・英文8.9万回閲覧された。現地語SNSアカウントも開設し、フォロワー約600人を獲得した。

- 紛争後のミンダナオ和平やカンボジア地雷対策に関する記者勉強会を実施し、「日経新聞」や「共同通信」等で報道された。

◎ **外交機会を活用した国際発信【①③】:**

- 2022年8月に開催されたTICAD8において、国内外メディアへの積極的な情報発信を行い、海外報道87件・国内196件（ウェブ含め250件）と過去最高水準を達成した。
- 2023年のASEAN友好協力50周年では記者勉強会や売り込みにより、主要全国紙・地方紙計453件で掲載されたほか、“The Economist”や“The Japan Times”など欧米メディアにも記事化された。また、2023年のG7広島サミットを契機に、モザンビーク・フィリピン・ルワンダで質の高いインフラ協力を現地メディアに発信、2024年の太平洋・島サミット（PALM10）では、“The Japan Times”や大洋州地域の現地メディアから理事長名の発信やサイドイベント等へのメディア取材が行われた。理事長、副理事長の要人面談について、ウェブサイトに加えて、SNSでもタイムリーに面談の発信を行った。

◎ **トップ広報によるプレゼンス強化【③】:**

- 理事長の記者会見、寄稿、メディア懇談会を通じ、ODAの意義や日本の役割を発信した。
- “The Financial Times”や“The Japan Times”で理事長発言が引用された。
- LinkedIn公式アカウントにFBと同様の投稿を行う等発信頻度を上げ、2025年度末でフォロワー23万人超を獲得した。

◎ **若年層へのリーチ強化【③⑤】:**

- 2024年4月にInstagramを新規開設し、動画を積極的に投稿していき、フォロワーが2025年度末で約2万人に増加した。個別案件では、Instagramで大エジプト博物館にかかる動画を発信し、54.2万回の視聴を得た。また、緊急援助隊派遣については、ミャンマーで90件、スリランカで60件報道された。これらに加えて、YouTubeでは教育系Youtuberや著名人を起用した動画を制作し、公開したことにより、機構の協力に係る理解促進につながった。
- 漫画やアニメーションを活用した広報を推進し、漫画は小学校などに配架した。アニメーション「ODAって何だろう」や漫画イベントなどを通じ、若年層の理解を促進した。
- グローバルフェスタJAPANでは、過去5年間で計17.5万人超が来場・視聴した。ステージでは、国際協力にかかるクイズなどで著名人を起用し多くの集客を集めた他、民族衣装体験などを実施し若年層への国際協力の遡及を諮った。
- 2025年度後半以降、アフリカ・ホームタウンを受け、国際協力が途上国のみならず、日本にも還元し、裨益していること等がわかるような発信に努めている。

◎ **日本社会への還元・サステナビリティ発信【②③】:**

- 海外協力隊の社会還元表彰に関連した報道が60件。企業・大学との連携による地方創生や社会課題解決を発信した。
- 統合報告書を初めて公表してサステナビリティ推進を明示し、広報誌や動画で気候変動・ジェンダー・多様性の重要性を訴求したほか、ジェンダー債発行や国際女性デー動画も発信した。
- 地方メディアを対象として、35社、44名の記者を32か国の協力現場に派遣し、機構の協力意義や当該地域との結びつきなどについての理解促進を図った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

内閣府による「外交世論調査」におけるODAに対する支持の低下傾向や、「アフリカ・ホームタ

ウン構想」など開発協力をめぐる国内外での議論を踏まえ、開発協力の意義や必要性に関し、国民の一層の理解醸成に取り組む必要がある。具体的には、あらゆる対外発信においてこれまで以上に明確かつ正確な表現を用いること、協力対象国だけでなく日本にとっての協力の意義や価値・メリットを明記する。また、国民が国際情勢や地球規模課題を自分事として捉えられるよう、開発協力の制度や成果について、各年代や属性の問題意識に合わせた論点や事例を紹介しながら、分かりやすく丁寧に説明を行い、関心層の増加に努める。さらに、引き続きメディアとの対話を重視し、社会の関心事を踏まえた情報を適時適切に提供し、幅広い層の機構や機構の実施する開発協力への理解深化や信頼醸成を図る。

加えて、SNSの発信にあたっては、昨今のSNSの発達のスปีド及び情報拡散の特性等を踏まえて、戦略性を強化していく。

No.9 イ 事業評価

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開した。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視して実施した。それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **衛星データを活用した革新的評価【③】**：タイ都市高速鉄道（MRT）導入による沿線経済開発を、衛星データによる夜間光変化やGoogleマップでの建築物の高さ変遷を分析し、従来困難だったインパクト評価を実現。成果をアジア評価週間、日本開発学会で発表。機構内外向けセミナーも開催し、衛星データ利活用の促進を図った。
- ◎ **新興国の評価能力向上支援【③④】**：マレーシア、サウジアラビア、タイ、タジキスタン等からの求めに応じ、機構の事業評価制度に関する講義を実施した。マレーシア外務省次官補から高評価と継続協力への期待を獲得した。また、韓国国際協力団（KOICA）及び韓国開発研究院（KDI）とも評価手法に関する情報交換を行い、ピア・ラーニングの重要性を確認し、今後の連携可能性を協議した。
- ◎ **ブラジルで犯罪抑止効果を科学的に検証【③④】**：「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のインパクト評価を実施した結果、導入地域では非導入地域に比べ、11種類中9種類の犯罪認知件数が統計的に有意に減少した（例：車両強盗9.2%減、強盗8.5%減）。ブラジルで初の本格的科学的検証として高評価を得た。また、サンパウロ等3州の警察関係者向けフィードバックセミナーを開催し、行動変容を含む成果が共有された。
- ◎ **SHEPアプローチの有効性を科学的に検証【②③】**：マラウイで市場志向型農業振興（SHEP）プロジェクトの効果を、世界銀行開発の簡易家計調査手法（SWIFT）を活用して検証し、1,657世帯を対象に、SHEP参加農家の世帯支出額増加と「売れるものを作る」行動変容を確認した。結果は現地セミナー（約100名参加）及び世界銀行共催セミナーで発信し、マラウイ農業省や世界銀行関係者から高い関心と評価を得た。
- ◎ **機構の評価知見を他機関制度に活用【④】**：一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）や日本財団等と意見交換を実施した。特に日本財団は、機構の案件単位評価制度

やクラスター評価手法に強い関心が示され、有識者会合への参加要請を受けたところ、制度設計支援を実施した。評価のPDCAサイクルに基づく網羅的な制度構築に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

説明責任と事業の質の改善を促進するため、2021年度から導入した新評価基準に基づく事業評価を着実に実施していく。また、実施中・新規案件への迅速なフィードバックを行うことによる事業の質の改善を目的とし、2026年度より技術協力プロジェクトの事業完了時に評価を行う「完了時評価」を導入予定。第6期も引き続きその円滑な実施に努めていく。

No.9 ウ 開発協力人材の育成

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力人材の育成に取り組んだ。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成を重視して実施した。

それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **国際協力への新しい関わり方を提案【③】**：「SDGsを仕事にする」をテーマに、国際キャリアフォーラムをオンラインで3回開催し、164名が新規登録した。「多様なかかわり方編」（223名参加）では、副業やプロボノの事例を紹介し、参加者の満足度は96.9%であった。「選択肢が広がった」という声が多く寄せられた。「NGO編」（172名参加）では、NGOの役割やキャリアパスを紹介し、「社会に貢献したいと思えた」というコメントがあった。「企業編」（101名参加）では、大手企業とベンチャー企業の事例を対比し、SDGsへの理解度が高まったことを確認した。
- ◎ **理系人材へのアプローチ【③】**：「カーボン・ニュートラルの実現に向けて活躍するインフラ人材」をテーマに、鉄道やエネルギー分野のキャリアを紹介した。また、まだ就職活動を始めていない大学生等を主なターゲットとした「理系学生向け国際協力キャリアセミナー」を開催し、理系学部出身で機構やコンサルタント企業で活躍する現職職員のキャリアパスややりがいなどを紹介。アンケートでは「理系分野からも貢献できることが分かった」という声が寄せられ、進路選択の参考となった。
- ◎ **国際協力業界の多様なアクターと連携【②③】**：外務省、世界銀行東京事務所、海外コンサルタンツ協会（ECFA）、NGOと協働し、合同キャリア説明会を複数回実施した。対象は既に国際協力業界で働いている層向けのものと、学生・一般向けに分けて実施。前者については、参加者は複数のアクターを比較しながら業界理解を深め自身のキャリア構築にヒントを得ることができた。後者については、グローバルフェスタJAPANなどでのキャリアセミナーを通じ、通常ではリーチできない層への効果的なアプローチを実現したと、協働機関からも評価を得た。
- ◎ **「PARTNER」への登録者が10万人を突破【③】**：新「PARTNER」システム（国際協力キャリア総合情報サイト）において、国際協力経験を有する人材だけでなく、国際協力を志す学生の登録の促進もすることで、2025年度に新規登録者数が個人で10万人、団体で3,000団体を突破した。
- ◎ **過去最大規模でインターンシップを実施【③】**：2024年度は本部、国内拠点、海外拠点に加え、

開発コンサルタントの協力を得て、支援現場でのインターンシップを実施した。応募は1,055名、受入れは過去最大の186名となり、学生の関心の高さが示された。なお、類似の公的機関でこの規模でインターン受入をし、また海外に派遣している機関はほかにない。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、開発協力人材の不足という課題があり、これに対し人材の裾野拡大と、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成を行ってきた。人材の裾野拡大については、2024年3月にリブランディングリリースを行ったPARTNERのキャッチフレーズ「あなたの一歩で明日を変えよう」の下、個々人に適した形で参加することができる点を発信している。また、様々なかわり方やキャリアを示すため、ODA事業に携わる関係者（外務省、機構、自治体、開発コンサルタント、NGO、民間企業など）が協力し、各種キャリアセミナーを実施した。加えて、派遣中や帰国後のJICA海外協力隊や派遣前の訓練生など、将来当該業界への関心が比較的高い層にも積極的な情報提供を行うこととした。人材が不足する分野における人材の養成については、既存の能力強化研修やジュニア専門員制度等を通じて機構事業の中核を担う専門人材を引き続き養成していく。

No.9 エ 研究

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向け、6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を47件実施し、その成果の積極的な発信を行った。

それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **人間の安全保障の概念・実践を国内外に発信【②③】**：フラグシップレポート『今日の人間の安全保障』創刊号、第2号、第3号を発刊した。第2号では「複合危機下の政治社会と人間の安全保障」を特集し、債務危機、栄養問題、紛争中の自然災害、ガバナンス課題等を包括的に論じた。また、第3号では「はかる」をテーマとして、人間の安全保障の多様な側面を測るという観点から論じた。加えて、書籍“Human Security and Empowerment in Asia : Beyond the Pandemic”（Routledge）を発刊し、日本・フィリピンの大学で記念イベントを開催した。UNDP共催セミナーや国際会議で人間の安全保障の今日的意義を発信した。緒方貞子メモリアルギャラリーを通じ、国内外の大学生・教員向け体験協力プログラムを実施し、次世代への理解促進に貢献した。
- ◎ **国際社会における知的プレゼンスを強化【①②】**：2023年4月、G7各国シンクタンクによるThink7 Japanサミットで研究所長・シニアアドバイザーが登壇し、平和・安全保障とガバナンスを議論した。国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF2023）公式サイドイベントを日本政府国連代表部と共催し、教育の継続性や脆弱層の主体性尊重を訴求した。国連安保理・平和構築委員会向け非公式ブリーフィングで“Adaptive Peacebuilding”を発表した。さらに、Global Development Network年次会合で生物多様性をテーマに企画セッションを開催し、国際開発学会やAMIC等の国際会議にも積極登壇した。
- ◎ **エビデンスに基づく開発協力の推進【③④】**：マダガスカル「みんなの学校」プロジェクトとエルサルバドル教科書開発事業がResearch Triangle Institute Internationalの国際調査で優良6事例に選出され、2022年9月に“The Financial Times”誌にも掲載された。機構研究員による無作為

化比較試験（RCT）分析論文が“Economic Development and Cultural Change”に掲載され、2024年度の「国際開発学会賞」を受賞した。モンゴルの公的年金に関する論文が“Journal of Political Economy Microeconomics”に採択され、開発協力が公的サービスへの信頼性を高める効果を示唆した。

- ◎ 学術書籍・国際賞受賞による知見発信【②③④】：2024年8月に“Impacts of Study Abroad on Higher Education Development”を刊行し、電子版アクセス累計2.1万件を記録した。2025年には“CIES SAIS SIG Best Book Award”を受賞した。留学が個人を超えて組織・高等教育システムに与えるインパクトを実証し、日本の科学技術外交への示唆を提示した。
- ◎ 日本の開発経験・知見を国内外に共有【⑤】：JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じ、13大学14研究科で講義を実施した。2023年度には、英文学術書籍『日本の産業開発と開発協力の経験』を発刊し、英国開発研究所（ODI）や開発学研究所（IDS）等海外研究機関と意見交換した。アフリカ稲作振興共同体（CARD）総会で稲作技術導入の効果を発信した。加えて、国際教育協力に関する包括的書籍“Japan’s International Cooperation in Education”をグローバル・パートナーシップ（GPE）サイトで紹介した。
- ◎ ポストSDGsに向けて議論を喚起し日本のプレゼンスを向上【③】：2025年度中に、SDGs後の持続可能な開発目標の指標体系に関する研究成果・政策提言をまとめた論文を、科学誌“Nature”の姉妹誌である“Communications Earth & Environment”、環境・持続可能性モニタリング指標研究の専門誌“Environmental and Sustainability Indicators”など、影響力ある国際学術誌で複数発刊するとともに、国連統計委員会の下に設置されている「SDG指標に関する機関間専門家グループ」会合に関連する国連の会合で発表した。発表で提唱した指標体系に対しては、様々な質問・コメントが寄せられたほか、提案を支持する旨の意見も出され、会合参加者から高い関心とおおむね肯定的な評価が示された。これらの活動により、国内外における当該課題の検討・議論を喚起し、日本のプレゼンス向上に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

国際社会が複合危機に直面する中、人間の安全保障の重要性が増しており、その実現に向けた取組の強化が必要である。その観点から、『人間の安全保障レポート』第3号（英語版）の発刊及び関連イベントの開催、人間の安全保障ダッシュボードの構築等を通じて、人間の安全保障の概念の普及と主流化を引き続き推進する。また、国際社会におけるプレゼンスの強化、エビデンスベースの事業推進、開発協力のイノベーション推進に貢献するため、2030年以降を見据えたポストSDGsに関する研究の実施とその成果の発信、機構の代表的な事業のインパクト可視化のための研究の実施等に引き続き取り組む。これらの成果を多様な媒体で積極的に発信するとともに、機構や開発協力機関の事業にフィードバックする。

No.9 オ 緊急援助

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、国際緊急援助隊（JDR）の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化するとともに、33か国において、60件の緊急援助を実施した。

それらの支援における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ トルコ南東部を震源とする地震に迅速かつ機動的に対応【①②③】：

- 2023年2月6日に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、発災直後から情報収集と準備を開始し、約12時間後に国際緊急援助隊（JDR）・救助チーム第一陣を派遣、約41時間後に現地で活動を開始した。第二陣を含め救助チームは計74名となった。また医療チーム国際保健機関（WHO）が定める緊急医療チームタイプ2（EMT type2、入院・手術機能を含む医療活動）として初めて派遣し、延べ181名が約2,000名を診療した。さらに自衛隊部隊を派遣し、医療チームが使用する資機材輸送を支援した。加えて、復旧・復興に向けた技術的助言を行う専門家チームの派遣や、トルコ・シリアへの物資供与を合わせて3度実施した。
 - 過去最大規模派遣の経験を基に、事務局の実施体制や手順書を見直すとともに、資機材の耐候性強化、仕様見直しなどに取り組んだ。併せて緊急調達のためのスタンドバイ契約の準備、救助チームにおける搜索・救助技術の向上、医療チームにおけるタイプ2展開能力の強化、院内診療情報システム（MOS）の更新、登録隊員の一層の確保・要請などを実施している。
- ◎ **ミャンマー中部で発生した地震に対して迅速に緊急支援を開始【①②③】**：2025年3月28日にミャンマー中部で発生したマグニチュード7.7の地震による被害に対し、機構は3月30日、現地の緊急人道支援ニーズの把握等を目的とした調査チーム5名を派遣。翌31日、外務大臣の派遣命令が発出されたことを受け、4月2日、国際緊急援助隊医療チームを派遣。4月26日までの間、2隊次にわたる69名を派遣して、EMTタイプ1（外来診療機能による医療活動）を展開。のべ約2,100件にのぼる診療を実施した。駐日スリランカ大使からは、国際緊急援助隊医療チーム派遣に関し、深い感謝の意が示された他、医療チームが両国の絆の深化にも貢献した等のコメントを得た。
- ◎ **スリランカにおけるサイクロン被害に対して迅速に緊急支援を開始【①②③】**：2025年11月末、11月28日以降、スリランカを南北に縦断したサイクロン「ディトワ（Ditwa）」による被害に対し、機構は同30日、現地の緊急人道支援ニーズの把握等を目的とした調査チームを派遣。同日、外務大臣の派遣命令が発出されたことを受け、12月3日、国際緊急援助隊医療チームを派遣。12月16日までの間、31名を派遣して、EMTタイプ1（外来診療機能による医療活動）を展開。延べ1,255件にのぼる診療を実施した。
- ◎ **能登半島地震からの復旧への貢献【①②③】**：2024年1月1日の能登半島地震に対し、国際緊急援助隊のための資機材の一部（水循環型シャワーシステム）を供出し、同地における医療機関などで活用された。また国際緊急援助隊で活躍した人材が現場で活動し、医療チームに端を発する診療情報マネジメント手法「J-Speed」も広く適用された。
- ◎ **モルドバにおけるウクライナ避難民に対する効率的な医療に貢献【①③④】**：ロシアによる侵攻直後からモルドバで緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査（技術協力援助手法）を実施。災害医療に詳しい医療チーム登録隊員を、同枠組みで派遣した。医療情報の収集・分析によりEMTCCの効率的運営に貢献し、モルドバ政府及びWHOから高評価を得た。災害医療情報標準化手法（MDS）が活用され、日本発の国際標準が紛争に起因する人道危機の場面でも活用された。
- ◎ **「災害医療情報マネジメント」により人道危機に直面するパレスチナ・ガザの緊急医療支援に貢献【②③④⑤】**：人道危機に直面するパレスチナのガザ地区について、世界保健機関（WHO）から日本の国際緊急援助隊が知見を有する「災害医療情報マネジメント（IM：Information Management）」の支援への要請を受け、IM支援を開始した。診療実績を一元化し、国際支援の基盤データを提供、WHOの状況報告書（SITREP）に引用された。また、2024年12

月にバヌアツ共和国で発生した地震でも、同国保健省からWHOを通じて日本にIM支援要請が寄せられ、機構は支援チームを日本から派遣、保健省による災害医療調整本部（EMTCC）への支援を行った。IM手法は、海外の災害での活用にとどまらず、国内でもJ-Speedとして標準化され、普及・活用されており、熊本地震や能登半島地震などでも使用された。

◎ **救助チームが国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）により「ヘビー級」再認証【①②③④】：**

国際緊急援助隊・救助チームはINSARAGによる検定試験を受検し、過去最高評価で「ヘビー級」再認証を取得した。外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、医療従事者等との協働訓練を経て、優良事例項目数も過去最多となった。

◎ **緊急援助隊医療チームが世界保健機関（WHO）による緊急医療チームの認証を再取得【②④】：**医療チームはWHO EMT Type2の再認証を取得した。新基準に対応するため、運用指針や資機材整備、訓練を繰り返した。トルコ地震での活動サイトを査閲に代替する提案を実現し、現場評価で高評価を得た。

◎ **国際場裡における貢献【①②③④】：**WHO EMTグローバル会合に参加し、国際緊急医療の方向性を議論、日本の知見を共有した。WHOのWorking Groupで技術標準やガイドライン作成を支援し、国際訓練で講師を務めた。再認証制度設計の議論をリードし、トルコ派遣中に世界初の再認証評価視察を受けた。2022年11月には国際基準に則した展開訓練を実施した。

◎ **緊急援助分野における国際連携・協調強化のチャレンジ【②③】：**

- 国際機関とのパートナーシップ形成に関し、例年ジュネーブで開催されている人道分野の国際会議Humanitarian Networks and Partnerships Weeks（HNPW）において、国連人道問題調整事務所（OCHA）、世界保健機関（WHO）緊急医療支援事務局との間でパートナーシップ関係を確認。またOCHA傘下にある国連災害評価調整（UNDAC）枠組みでの連携関係を強化し、ロスター登録者を2名から6名に増員、強化した。
- 医療チームに関し、①WHOが2024年11月にアブダビで主催したEmergency Medical Team Global Meetingでは、WHOとの共同セッションを企画し、パレスチナやモルドバで展開した災害医療情報マネジメントの支援の知見を紹介しつつ、IMを通じ災害医療情報の一元化、支援チームの一体性確保などの重要性をグローバルに発信した。こうした活動が、国際的な緊急医療支援分野における情報マネジメントの重要性認知、日本初の国際標準の主流化につながった。②「ASEAN災害医療連携強化プロジェクトフェーズ2（ARCH2）」（技術協力プロジェクト）において、技術面での支援・助言を行うとともに、多国間機能連携演習の実施にも協力した。
- 救助チームに関連し、日本は2025年、INSARAGにおけるアジア・大洋州地域の議長国の任を引き受けた。右を通じ、国際的な捜索・救助手法に関するガイドラインの改訂、INSARAGガバナンスの見直し、多国間協力枠組みの改善などに関する域内意見調整、INSARAGに対する地域代表としての意見表明などを行った。一環として、2025年8月に、東京で地域会合を主催。パートナーシップ形成にも大きく貢献した。また、INSARAGへの貢献度を増し、かつ他チームからの学びの機会を増やすべく、INSARAG外部評価（IEC/IER）の評価員を2名から5名に増員、強化した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、①質の高い緊急援助実施体制の整備とオペレーションの実展開、

②国際認証における再認証の取得と他国の認証受検における支援・貢献、③国際的なプレゼンス・先駆的地位の確保・維持などの課題があり、これらに意欲的に取り組んだ結果、上述のとおりこれら課題への対応はおおむね達成されつつあり、2026年には完遂する見込み。

第6期中期計画期間に向けては、①ますます頻発・激甚化する災害に対応するためのハード面・ソフト面における対応能力の強化、②災害援助における国際的なリーダーシップの発揮、③日本の国際緊急援助隊の積極的派遣機会確保と、他国支援チームとのパートナーシップ強化、④海外災害対応経験の国内災害対応への還流、国内外対応の知見の一元的発揮、⑤国際社会から求められている人道危機に対するノウハウの提供・貢献といった課題に取り組んでいく。

No.9 カ 事業の戦略性強化や制度改善

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、開発協力大綱の改定や機構法改正などの動向を踏まえ、日本の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上国の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献する取組を実施するとともに、JICA国別分析ペーパー「JICA Country Analytical Work」(JCAP) やJICAグローバル・アジェンダ (JGA) 等を、方針策定や事業展開に適切に反映した。それらの取組に際しては、民間も含めた様々な開発パートナーが有する知見、資金等を活用した連携を強化すると同時に、機構が有する様々な協力手法を柔軟に組み合わせた一体的かつ戦略的な協力の実施を重視して取り組んだ。

それらの協力における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **JICAグローバル・アジェンダに係る取組の進展【③】**：JICAグローバル・アジェンダに基づく案件形成を促進し、候補案件を事業計画作業用ペーパー (WP) に反映させた。案件形成及び目標達成状況を年次でモニタリングし、必要に応じて戦略の軌道修正を行うサイクルを導入した。外務省と共催した会議 (2022年7月：全世界、2023年2月：アジア地域) を通じ、戦略的案件形成やアジェンダ活用策の理解を促進した。重点取組としてクラスター事業戦略を3件策定し、開発シナリオに基づく事業展開を開始した。さらに、2022年度には外部パートナーとの協働により、サステナブル・カカオ・プラットフォームやJICAクリーン・シティ・イニシアティブ (JCCI) 国際セミナーを開催するなど、20分野でプラットフォーム活動を推進した。
- ◎ **組織的な対応によるウクライナ及び周辺国支援の迅速な実現【①③】**：ロシアによるウクライナ侵攻を受け、技術協力・無償資金協力・フォローアップ協力・調査などの援助手法や補正予算を総動員し、分野横断的かつ迅速な案件形成を実施した。例えば、2022年度においては、G7共同声明に基づき、世界銀行との協調融資による円借款を迅速に実現し、2022年5月にL/A調印、6月に追加L/A調印を行ったほか、2023年6月にはG7プーリア・サミットにおいてG7首脳が立ち上げで一致した「ウクライナのためのERA融資」の枠組みの下、4,719億円を上限とする「ウクライナのための特別収益前倒し融資」のL/Aを調印した。無償資金協力では、2022年度に一案件としては過去最大規模となる224億4,000万円の案件を形成し、日本政府と連携してG7をはじめ国際社会との協力強化に寄与した。
- ◎ **災害対応技術協力の新設【①③】**：自然災害や感染症の深刻化を背景に、迅速な復旧・復興支援を可能にする新制度「災害対応技術協力」を導入した。2022年度中に第一号案件としてパキスタン洪水対策を開始し、緊急的な支援要請に迅速に対応できる体制を整備した。この制度により、復旧・復興を視野に入れた中長期的な支援を可能にした。

- ◎ **新規事業アイデア発の取組が受賞【③④】**：機構内公募による「新規事業アイデア募集」から生まれた「JICA-高専オープンイノベーションチャレンジ」が、2023年2月に第5回日本オープンイノベーション大賞で「内閣総理大臣賞」を受賞した。アイデア募集はSDGs達成を見据え、既存の枠にとらわれない事業提案を促進するものであり、共創と革新を目的とした人材育成の場となっている。
- ◎ **開発協力大綱の理念実現に向け新しい国際協力の仕組みづくりを推進【①】**：官民連携による資金動員を強化するため、上川外務大臣（当時）の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」が立ち上げられ、機構からも同会議に対して課題分析と改善策のインプットを行った。2024年7月の提言書を踏まえ、機構法改正や制度改善に協力・参画し、2025年4月に改正法が施行された。これにより、柔軟で効率的な財務運営と多様な主体との連携強化が可能となった。例えば、無償資金協力においては、機構法改正により機構から民間企業への直接支払い（第三者弁済）が可能となり、事業の迅速化が強化されたほか、中止・中断案件の残余金に係る国庫返納や他案件への充当が実施され、支払前資金の削減が前進した。そのほか、「経済社会開発計画」の実施や「民間資金動員促進型無償」など、戦略的な案件形成に向けた取組を強化した。
- ◎ **戦略的案件的形成と民間資金動員を促進【①②③】**：
- ・ 有償資金協力で複合危機対応を継続し、2023年度は事業規模約2兆2,000億円（過去最大）を推進した。2023年5月のG7広島サミットや同年9月の国連総会にて、複数のファシリティ創設や成果連動型借款を公表し、国際金融機関や民間銀行と連携して民間資金動員を促進した。気候変動対策、食料安全保障、金融包摂など地球規模課題への対応を強化した。
 - ・ 2025年4月の機構法改正により、債券取得及び信用保証が可能となったほか、民間資金動員をさらに促進する制度が強化された。また、同年8月開催のTICAD9では、アフリカ諸国に対する重要な資金動員及び開発パートナーシップの枠組みを強化するため、アフリカ開発銀行と覚書を締結。その後、2025年度中に機構法改正を契機として導入された民間資金動員業務に係る第一号案件を承諾した。
- ◎ **オファー型協力の形成・展開を通じた戦略的開発協力の推進【①③⑤】**：開発協力大綱で打ち出された「オファー型協力」について、気候変動への対応、GX・防災、経済強じん化、デジタル化の促進・DXなどの戦略分野を中心に、協力メニューの具現化及び事業の形成を迅速かつ機動的に推進した。2024年度以降、フィジー及び大洋州地域の防災体制強化、ラオスの脱炭素化支援をはじめ、ブラジルやモザンビーク、マラウイ、ザンビア、ナイジェリア、中央アジア等において、主要外交日程（日泊首脳会談、TICAD9、日本＋中央アジア首脳会合）とも連動し、オファー型協力を公表した。これらの取組においては、複数の援助手法を効果的に組み合わせるとともに、他省庁の事業とも連携するなど、魅力的かつ戦略的な事業形成に貢献した。
- ◎ **「人間の安全保障」への国際的な理解と共感の拡大【①】**：複合的危機の深刻化や開発環境の変化を踏まえ、開発協力大綱の指導理念である人間の安全保障について、事業での実践強化及び国際発信に取り組んだ。まず、2024年度以降、JGAやJCAPにおいて、脅威や脆弱性の分析、保護とエンパワメントを組み合わせた具体的な実践手法を明示し、案件形成から計画・実施まで人間の安全保障の視点を強化する取組を推進した。加えて、ポスト2030・ポストSDGsに向けた議論、複合的危機や新たな援助潮流の進展を踏まえ、国連フォーラムや国際

会議などを通じて国際機関や研究者と対話し、具体的事例を交えながら人間の安全保障の価値と実践を発信することにより、国際的な理解と共感の拡大に貢献した。

- ◎ **ポストSDGsの指標枠組みのあり方について国際的な議論に貢献【①】**：指標枠組みのあり方に関する研究を、緒方貞子平和開発研究所にて実施し、2025年度に学術論文として公表するとともに、国連の専門家グループ会合や万博のイベントなどで研究成果を発信した。また、国連の持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPPF）の機会を捉え、関係国連機関との意見交換を通じて成果を共有し、ポストSDGsに係る最新情報の把握を行った。
- ◎ **機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進【③】**：機構内外における知見の蓄積・共有・発信を目的として、有識者、政府機関、民間企業、国際機関等との勉強会や意見交換を実施したほか、能力強化研修や国内外の会議・イベントへの参加・登壇など、幅広く実施した。これらを通じ、日本の知見や機構の取組・成果を体系的に整理・発信するとともに、他ドナーやパートナーとの連携強化、人材育成、民間参画の促進を図った。また、学術誌や専門媒体へ機構・掲載などにより国際協力に関する知見の外部発信も推進した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、2023年度の開発協力大綱の改定や2025年度の機構法改正、それらに基づく制度改善に向けた検討に協力・参画した。また、開発協力大綱及び改正機構法を踏まえ、「共創」や「還流」に取り組むため、多様なパートナーとの協働や「オファー型協力」を推進するとともに、ODAを触媒とした民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、柔軟で効率的な機構財務の実現に向けた取組を着実に進めた。2026年度においては、上記取組の推進に向けて必要な制度整備や体制整備を引き続き進めるとともに、次期中期目標期間に向けては、第6期中期目標を見据えたJGAの改訂に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的、戦略的な事業の形成と実施を推進する。

No.9 キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との連携を推進した。それらの取組に際しては、日本が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視して実施した。

それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- ◎ **人間の安全保障の発信【②③】**：
 - 国連開発計画（UNDP）特別報告書“New Threats to Human Security in the Anthropocene”及びJICA 緒方貞子平和開発研究所によるフラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」を通じて、気候変動、紛争、感染症、経済的不安等が相互に関連する複合的脅威を人間の安全保障の視点から整理・発信した。
 - これらの研究成果を踏まえ、オンラインセミナーシリーズ「世界の脅威に立ち向かう、新時代の『人間の安全保障』」をUNDPと共催し、国際機関、政府関係者、研究者等との政策対話を通じて、人間の安全保障概念の深化と主流化に貢献した。
 - また、国連ハイレベルウィークや国内外シンポジウムにおいて、研究成果と現場での実践事

例を結びつけた発信を行い、SDGs達成の加速に向けた包括的アプローチとしての人間の安全保障の有効性を国際社会に提示した。

◎ **国際機関連携の強化【①②③】:**

- 世界銀行グループとの年次協議（Deep Dive）を継続し、食料安全保障、気候変動、債務問題等で協力。2025年度までにウクライナ危機対応として6億ドルの緊急財政借款を迅速に実施した。
- 2023年度にUNDPとアフガニスタン女性起業家支援など3件の無償資金協力のG/Aを締結。TICAD30周年イベントや共催セミナーで人間の安全保障の視点を発信するなど、協力を深化した。
- 第2回グローバル難民フォーラムでハイレベルイベントに登壇。ケニア難民居住区の給配水システム調査を実施し専門家を派遣するなど、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携を強化した。
- 赤十字国際委員会（ICRC）と協力覚書を締結し、紛争影響国でのロジスティックス協力を開始した。

◎ **G7・G20等国際的枠組みへの貢献【①②③④】:**

- 日本の開発協力の強み（食料安全保障・気候レジリエンス・母子保健等）が、G7・G20での首脳・大臣級協議において明示され、国際的枠組みの政策形成や実践モデル化に寄与した。
- 食料安全保障・気候レジリエンス強化を目的とする「プーリア食料システム・イニシアティブ」に参画し、2023年のG7広島サミットや2024年のプーリア・サミットにおける日本政府の政策形成に貢献した。
- G20リオデジャネイロ・サミットでは、日本の協力事例（南スーダン、カンボジア等）を紹介。「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」において、市場志向型農業振興（SHEP）、アフリカ稲作振興（CARD）、母子手帳が有効なプラクティスとして登録され、日本の知見が開発協力モデルとして評価された。

◎ **OECDとの協力【①②③】:**

- 開発協力における国際規範や統計基準の策定を主導するとともに、OECDとの戦略的なパートナーシップを通じて、アジア等の重要地域における開発協力の質の向上と展開を推進した。
- OECD-DAC統計作業部会で議論を主導し、アンタイド化勧告改訂、PSI（Private Sector Instruments）新規定合意、気候資金計上手法の改善に寄与した。
- OECDとの協力覚書を締結し、東南アジア・インド太平洋地域の経済社会開発に向けた連携を強化した。

◎ **新パートナーとの共創【①②③】:**

- 欧米諸国におけるODA予算制約が顕在化する中、機構は、新興国・新興ドナーが国際開発協力において果たす役割の拡大を踏まえ、従来のドナー間協調を超えた新たな連携の可能性を探る取組を進めた。
- ASEAN諸国や中南米諸国との対話を通じ、支援の受け手から担い手へと変化する国々との関係を再定義し、南南協力及び三角協力の観点からの協力可能性について意見交換を行った。
- また、ポルトガル語圏諸国（東ティモール、モザンビーク）との協力覚書締結を通じ、歴史的・言語的つながりを活かした地域横断的な協力基盤を構築した。
- さらに、中国や中東ドナー等を含む新興ドナーの動向について、国際機関や関係国との対話

を通じて情報収集・分析を行い、機構内に共有することで、国際的な援助潮流の変化を事業形成や政策検討に還元した。これらの取組を通じ、機構は、新興ドナーを含む多様な主体との共創を通じた国際協力の新たなあり方を模索し、援助潮流形成に貢献した。

◎ **国際会議・ネットワーク形成【②③】:**

- IMFと共催し、アジア14か国の財務省・中銀関係者を招いた国際会議を開催。気候変動適応や産業政策など共通課題を議論した。
- 2026年2月、開発金融機関の国際的なネットワークである「国際開発金融クラブ」(IDFC)のシェルパ会合を機構がホストし東京で開催。11の加盟機関が対面で参加し、気候変動、生物多様性、ジェンダー、メンバー機関連携、主要な国際会議における対外発信の計画などについて議論した。

◎ **2025大阪・関西万博開催に関する機構の貢献【①④】:**

- 日本政府の政策に沿う形で大阪・関西万博の開催に向け、開発途上国の出展企画を支援する技術指導を実施し、各国の万博出展に向けた準備を後押しした。また、万博会場ではテーマウィーク等を通じたSDGs関連の取組を主体的に推進するとともにに行い展示支援を行った。加えて、本邦研修を通じて各国の魅力を生かした活かした展示となるよう精力的に支援した。その結果、15か国が展示・テーマ・持続可能性賞を受賞した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、紛争や気候変動、債務問題等の複合的危機の深刻化に加え、欧米諸国を中心としたODA予算制約の進行により、従来型の二国間協力や伝統的ドナー中心の枠組みのみでは国際的課題への対応が困難になるという課題が顕在化した。これに対し、機構は、日本政府と連携しつつ、国際会議や国際機関との政策対話を通じた知的インプットの強化、国際機関・他ドナーとの戦略的連携の深化、新興ドナーを含む多様な主体との協働を進め、国際的な議論や成果文書形成への貢献を図ってきた。引き続き、開発資金不足や国際協力の枠組みの複雑化、国際ルール形成の高度化といった課題が残る中、2026年度に向けては、機構が有する現場に根ざした知見や実績を戦略的に整理・可視化し、国際的な政策議論やルール形成に実質的に反映させる取組を一層強化していく。

あわせて、第6期中期目標期間に向けては、人間の安全保障をはじめとする日本の国際協力の基本的理念を踏まえつつ、国際機関、他ドナー、新興国、民間セクター等の多様な主体との連携を一層深化させ、知的貢献と現場実践の両面から国際的な議論や枠組み形成に主体的に関与することで、変化する国際協力環境に対応した効果的かつ持続可能な開発インパクトの創出に資する取組を体系的に推進していく。

No.9 ク 環境社会配慮

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、南アジア地域、東南アジア地域をはじめとした全世界約110か国において、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を実施した。それらの取組に際しては、世界銀行など他ドナーの環境社会配慮基準や、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重したほか、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視して実施した。

それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- カテゴリ分類結果に応じた審査・監理：開発途上国等に対し適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、機構が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保するため、ガイドラインに則り、全1,055件に対し、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：35件、B：176件、C：790件、FI：54件）を行い、案件検討から審査、実施の各段階で開発途上国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行った。
- 環境社会配慮助言委員会：主にカテゴリA案件について、全体会合（計43回）や個別案件について助言を行うワーキンググループ会合（計41回）を開催し、環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、すべての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。2022年度、2024年度は助言委員の改選を行った。
- 事業実施段階での監理強化：定期的に海外拠点を通じて、開発途上国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認するとともに、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求めるなどの環境社会配慮監理を強化した。また、アフリカ諸国を対象とした情報収集・確認調査を通じて、開発途上国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮及びモニタリング実施状況を確認し、環境社会配慮監理の強化に向けた課題と対策を整理した。
- 研修機会の拡充：機構内外の関係者計3,555名に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
 - ・ コアスキル研修等による機構内部向け説明：1,511名
 - ・ 課題別研修等による開発途上国実施機関等向け説明：297名
 - ・ コンサルタント向け研修：735名
 - ・ 大学等教育機関向け研修：848名
 - ・ その他研修：164名
- 環境社会配慮ガイドライン改正に伴う諸課題への対応：2022年1月の環境社会配慮ガイドライン改正を踏まえ、機構内向けの環境社会配慮に係る執務参考資料や環境社会配慮ポータル継続的な見直し・更新・合理化等を通じた業務効率化の取組を継続する一方、環境レビュー体制強化、モニタリングの改善等を通じ監理体制の見直し・改善を行った。また、2025年度にはガイドライン運用見直しに向けた準備作業を開始した。
- 「ビジネスと人権」の推進：日本政府において行動計画を公表している「ビジネスと人権」推進のため、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに労働関連の人権尊重のための項目を追記するなど、機構の事業における人権状況確認、尊重を推進した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用に向けて、同ガイドラインの理解促進や、透明性と説明責任に配慮したプロセスによるガイドラインの改定の必要があり、機構内外の関係者への説明・研修、及び十分な議論や情報の公開、議事録の公開等を伴うガイドライン改定を実施した。2026年度及び第6期中期目標期間においては、ビジネスと人権をはじめとする国際的な動向や、機構の事業に関する法改正等を踏まえたガイドラインの運用見直し及び改定、並びに助言委員の改選に取り組むとともに、引き続きガイドラインの理解促進及びガイドラインの適切な運用に向けた機構内外への発信、体制強化、効果的な監理モニタリングのあり

方の検討等を実施していく。

No.9 ケ 不正腐敗防止

(1) 業務実績

2022年度から2025年度まで、開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に対処した。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視して実施した。

それらの取組における質的に顕著な実績の中で、特筆すべきものは以下のとおり。

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報受付窓口等を通じて不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の参加を得て、適切に調査・対応を実施した。
- 中小企業海外展開支援事業の業務委託契約受注者が業務遂行上不正行為を行った事実が確認されたため、事案の内容等を踏まえて措置規程に基づき契約競争参加等に関する資格停止措置を行った。
- 機構職員を対象に、海外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を毎年各12回実施、2024年度はコンプライアンス理解促進のためのセミナーを計4回実施し、2025年度は現地職員向けにもコンプライアンス研修を実施するなど、不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。
- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して開発途上国のガバナンス強化を支援した。
 - ・ ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、ウズベキスタン「投資環境整備に向けた汚職対策促進」（国別研修）、「汚職対策（刑事司法）」（課題別研修）やタイ、マレーシアへの専門家派遣等を通じて、汚職防止法制を含む法制度の質・効率の向上や刑事司法関係者による汚職対策、啓発、公共調達制度強化を支援した。
 - ・ イラク、ペルー、ウズベキスタン、中南米地域の政府関係機関職員等を対象に、不正腐敗防止や汚職対策に係るセミナーを実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

第5期中期目標期間においては、上記のとおり、機構の事業関係者による不正腐敗防止に向けた取組を継続的に推進した。加えて、フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する機構職員による情報漏洩事案を受け、職員による不正防止に向けた研修を強化、実施した。残りの1年間及び第6期目標期間においても、職員による不正防止を徹底するため、フィリピン情報漏洩事案に関する検証委員会の指摘を踏まえた再発防止策を基に、研修やセミナーを強化、実施していく。

No.10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施	60回	169回	17回	34回	63回	55回	(30回)

2. 中期目標期間業務に係る目標、計画

中期目標

(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、組織内のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（2021年12月24日デジタル大臣決定）」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。

国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施（60回）

中期計画

(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化

- JICA サステナビリティ方針に基づき、2030 年までの組織のカーボン・ニュートラル達成を目指すために、関連項目ごとの状況確認と移行計画の策定を順次行い、行動を進めていく。
- 戦略的かつ適切に事業を運営する基盤を強化するため、域内拠点間のネットワーク強化や現地職員の研修充実等を通じた在外拠点の運営強化、法務機能等の強化を含む組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。
- 海外投融資の新手法導入による業務負荷や金融・オペレーショナルリスクへの対応（リスク管理体制の強化、適切な人員配置、組織的な人員育成等）を行う。
- 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- 「独立行政法人国際協力機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、役職員等による障害者差別解消の推進に向けた取組を一層強化する。
- 機構内システムの横断的管理強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を、これまでの実績を踏まえ、課題を整理し、適切な運用ができるよう見直しを行う。
- 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールや RPA（Robotic Process Automation：PC 上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を継続する。

- ・ 役職員等の IT リテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。
- ・ 基盤の強化や業務改善・効率化に資する情報システム基盤〔情報通信網、国内拠点LAN、執務用PC、MPS（複合機・プリンタ）、Teams電話及び公用スマホ〕と共通システム基盤（共通サーバ）の更改に向けた取組を進めるとともに、更改した基盤（コンピュータ運用、本部LAN、共通データベース等）を安定的に運用する。
- ・ 有償資金協力業務において有償システム環境の更改及び追加改修、海外投融資（融資）システム構築と運用・保守への円滑な移行と安全、安定的な実施を通じて、業務運営の効率化を図る。
- ・ 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおりに、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4. 業績評価

No.10-1組織体制・基盤の強化

(1)業務実績

- ◎ **ウクライナ支援を機動的かつ一元的に推進する体制を構築【③】**：ウクライナ及び周辺国への大規模で多分野にわたる支援を、組織横断で一元的かつ機動的に進めるため、理事長を本部長とする対策本部を設置し、業務の効率化と効果的な実施の観点から中東・欧州部内にウクライナ支援室を立ち上げた。さらに現地機関連携を強めるべくウクライナ事務所を開設し、緊急無償案件を一元的に担う体制と、復旧・復興支援等包括方式を所管する部署を資金協力業務部に設置することで、案件の発掘から実施までを一貫して迅速に推進する体制を構築した。
- ◎ **海外拠点強化を一元的に担う体制を構築【③】**：2024年4月に総務部内にグローバル拠点戦略課を新設し、機構の最大の強みの一つである海外拠点ネットワークの維持・強化を目的として、（ア）海外拠点の資源管理、（イ）現地職員（NS：National Staff）の人事制度・労務管理、（ウ）海外拠点のマネジメント・サポート体制強化等を一元的に担う体制を構築した。特に小規模拠点の脆弱性への対応を重視し、海外拠点をよりレジリエントな体制とするため、「専門的知見が必要な業務及び標準的業務のうち集約することが効率的な業務を本部・中核拠点へ」、当該国代表としての事業・組織運営の現地での全体対応など「現場でしかできないことを現場拠点へ」を基本的な考え方とし、本部・中核拠点への業務集約、サポート機能強化の検討を開始。取組を進めるべき重点イシューとして、経理、調達、IT、事業事務、人事・派遣を同定。また、複数の海外拠点を一つの部署とみなして、中核となる拠点に業務を集約化し、広域的に運営管理する仕組みについて検討を進めた。

- ◎ **日本政府の「地球温暖化対策計画」への貢献【①③】**：2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」及びその実現に向けた「政府実行計画」に基づき、独立行政法人に対しても政府実行計画に準じた計画策定と取組が求められることとなったが、機構は同閣議決定に先行する取組として、2024年度に発行した「JICA Report 2024 統合報告書」において、Scope1、2（本部・国内拠点の温室効果ガス排出量）に加え、初めてScope3（出張及び通勤）についても情報開示を行うなど、積極的な取組を進めた。また、JICAサステナビリティ方針で目標とする2030年までの組織のカーボン・ニュートラル達成に向けて、移行計画を策定のうえ、省エネ施策等の具体的な取組を開始した。
- ◎ **組織面・事業面の両面でDE&Iを推進【②③】**：「JICAサステナビリティ方針」において「ジェンダー平等を含むDE&Iの推進」を掲げたことを踏まえ、組織面・事業面の双方において、障害者を含む多様な人々がその人らしく活躍できるような機構の組織文化の変革を推進するための施策を実施した。具体的には、株式会社ヘラルボニーとの協業により、ダイバーシティ経営に関する体験型研修「ダイバーセッション・プログラム」を役員等向け及び職員等向けに計4日間実施した。多数の意志決定層を含めてこの研修を実施した結果、サステナビリティ方針の実施の一環として、機構における事業及び組織の両面においてDE&Iを具体的に推進するための体系的な施策の策定を今後検討していくことが決定した。また、ヘラルボニー社と協働して、「障害」や「障害者」のイメージを変えていくことが生み出す価値について広く発信を行った。
- ◎ **契約・精算手続きの効率化により受注者の負担も軽減【③④】**：機構はこれまで、調達に係る業務負担軽減のため複数の効率化・簡素化に向けた様々な施策を導入してきたが、2024年度は、新制度・手続きの定着のため、受注者等とのコンサルテーションを強化。その一環として、機構の業務を受注するコンサルタント業界に対し、施策の効果を測るアンケートを実施した結果、約7割の回答者からランプサム契約の拡大により精算事務に係る業務負担が減ったという回答が得られたほか、契約管理に係る負担減、格付認定方法の見直しについて質が向上したといったポジティブな評価を受けた。また、契約管理を行ううえで、以前より課題であったコミュニケーションの属人化や手続き漏れなどを解決するために、情報の一元管理・契約管理フローの標準化を可能とする事業契約管理プラットフォームを2024年10月からの試行期間を経て2025年2月に本格的に導入した。
- 機構の業務内容の拡大・関係者の多様化や役職員等に求められるコンプライアンス水準の高まり、フィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続きに関する秘密情報漏えい事案等も踏まえ、2025年8月、独立した部門として「法務・コンプライアンス部」を新設。これまで複数部にまたがっていたコンプライアンス関連の調査機能や弁護士契約等の集約等を通じ、組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化を図った。
- 海外投融資事業の継続的な拡大に加え、2025年4月に機構法が改正され、海外投融資の新手法が導入されたこと等も踏まえ、2025年11月、海外投融資事業の案件形成及び実施監理を担う民間連携事業部において課を2つ増設した。これにより、特に海外投融資の案件監理体制の強化、及び機構法改正で導入された新手法を含む制度運用等横断的事項への対応強化を図った。
- 国内拠点の利用促進のため、開発途上国の現状や地球が抱える課題、国際協力の実情等を体験できる展示施設である「JICA地球ひろば」を新たにJICA筑波、JICA関西、JICA中国、JICA九州、JICA沖縄に設置するなどの取組を行った。

No.10-2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を通じた業務改善・効率化

(1)業務実績

◎ DX技術の活用により業務の効率化を推進【③】:

- クラウド化を通じて導入したツールや PC 上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化（RPA：Robotic Process Automation）を活用し、定型業務の自動化や、データの可視化・分析等を推進した。
- Power BI を活用し、予算執行管理、無償資金協力、有償資金協力等でダッシュボードを導入した。さらに、2023 年 9 月には業務自動化の推進に向け、「業務自動化 CoE」機構内サイトを開設（2023 年 9 月）、導入手順や優良事例を集約。当部開発「オンライン簡易決裁アプリ」、海外拠点との共同開発「国内移動届アプリ」、「NS 労務管理アプリ」を紹介。業務自動化の推進・支援に向け、「業務自動化センターオブエクセレンス（CoE）」機構内サイトを開設（2023 年 9 月）、自動化ツール導入手順や優良事例を集約した。また、意思決定や事務手続きを効率的に実施するため、「オンライン簡易決裁アプリ」や「国内移動届アプリ」、「NS 労務管理アプリ」等を開発し、多くの部署にて使用を開始した。
- ヘルプデスク業務の一部を AI 化（エージェント機能の自動化）したことにより、ヘルプデスクで対応できる処理件数が 3 割増となり、機構全体でシステム利用の問合せの効率化や情報基盤の利用促進につながった。
- 基幹システム等を対象として 2023 年度から「システム導入後評価」を導入、2025 年度から年次の「運用評価」を導入し、PMO が横断的に管理することで、機構内システムのライフサイクル全体を俯瞰した管理・統制を強化した。
- 有償資金協力の業務で使用する有償資金協力システムにおいて、データ修正依頼に係る WF ツール（Power Platform 利用）を構築することにより、従来、主に紙ベースで実施していた業務を効率化した。
- 情報基盤における生成 AI の導入及び活用に向け、制度・ガイドラインの整備・改定を実施。試行を経て 2025 年度には生成 AI 汎用サービスを本格的に導入し、機構の業務の効率化に寄与した。2025 年度下半期には 2 部門にて生成 AI の業務活用に係る概念実証を実施し、本格的な生成 AI 活用の可能性を検討した。また、Copilot の活用により有償資金協力システムと海外投融资（融資）システムのユーザー支援・運用業務効率化を実施した。

◎ 脅威が増す情報セキュリティ事案への理解と適切な対応促進のための施策【③】: サプライチェーンや委託先を狙った攻撃に対応するため、機構内の外部委託契約において情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策がなされるよう、契約関連書類を整備した。サイバー攻撃のリスクに対しては、ハード・ソフトの両面から被害抑制を図る施策を実施。ハード面では、なりすましメールへの対策を目的としたメールセキュリティ対策ポリシーの見直しや、「セキュリティ・バイ・デザイン」の方針に基づく運用手順の整備を実施した。ソフト面では、セキュリティのヒヤリハット事例をユーザー目線で抽出すべく、機構内で2回「情報セキュリティ川柳コンテスト」を開催。また、情報セキュリティ月間に合わせ、情報セキュリティに関するコラム（日・英）を展開し、ユーザーに対する情報セキュリティ教育・啓発を大きく進展させた。

◎ DX技術の活用も含めた調達・派遣改革により機構内外の関係者の負担を軽減【③④】: 様々な手続きを要し、機構内外関係者の負担が大きい調達業務・派遣業務の改革を推進。調達改革では、技術（質）と価格による選定（QCBS：Quality and Cost Based Selection）方式のラン

プサム契約の拡大による成果管理への移行及び精算業務の省力化、電子入札・電子契約書の本格導入、契約管理ルール的大幅な簡素化、選定方法の合理化、主要3スキームの特記仕様書案のひな形整備等を実現。また、派遣改革では、短期専門家及び調査団派遣の所属先補填の定額化、外国出張旅費制度の合理化等を実施した。これらの取組を推進した結果、機構内部から様々な点で業務負担が減少したというアンケート結果が得られたほか、契約相手方であるコンサルタントからも業務負担が軽減したという声に加え、格付け基準の変更による業務の質の向上といった効果やコンサルタント業界の若手の活躍促進といった効果につながるとの回答が得られた。

- ◎ **海外拠点への重点的な支援によりシステムの複雑化・高度化に対応【③】**：昨今システムやアプリケーション等が複雑化・高度化する中、海外拠点での情報システムの適切・効率的な利用を促進すべく、3地域（アジア、アフリカ、中南米）において、情報システム部主催の会議を開催（2023年10月、2025年10月）。情報セキュリティ（個人情報保護）、DX推進、ITリテラシー向上等、全事務所で共通的な課題や方向性を確認。中でも、情報セキュリティや情報基盤の基礎知識について、現地職員向けクイズ動画の展開や、実地検査時の研修を直接英語で説明する等、日本人職員のみならず、現地職員による適切なコンピュータ基盤の利用促進を図った。また、情報システム部で開発した各種ツール及び利活用事例を紹介し、同ツールの利活用拡大・業務効率化につながった。さらに、2025年度は本部ヘルプデスクが在外5拠点へ出張し、ネットワーク遅延解消調査や執務用PCの設定見直し、NS労務管理ツールの紹介等に対応したことを通じて拠点のIT環境改善に貢献した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

- 円借款業務において有償資金協力システム環境の更改を実施した。ハードウェア及びソフトウェアの更改による有償資金協力システムの安定運用の維持を通じて円借款業務に係る安定的なオペレーションと円滑な実施を確保する。
- 2022年より開始した海外投融資（融資）システム開発は、2025年度第1四半期頃に本番稼働予定。海投業務に係る基幹システム構築により、海外投融資（融資）業務の手管理によるオペレーションリスクの低減、業務の一元管理の実現、商品性の向上等により同業務の拡大に貢献する。
- 業務効率化に資する生成 AI 利用に係る制度・ガイドラインを整備して導入した。利活用促進に向けた、各部門の取組に対する支援、事例の共有を進める。
- サプライチェーンや委託先を狙った攻撃に対応するため、機構の委託契約において情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策が適切になされるよう契約関連書類を整備した。サプライチェーン・リスク対策の遵守を委託先等に対して進める手順を整備する。

No.11	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	1.4%以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	(1.4%)
【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件	280件	70件	70件	70件	70件	(70件)
【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件	238件	48件	69件	66件	55件	(30件)

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施にあたり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与のあり方について厳格に検証を行ったうえで、引き続き給与水準の適正化を図る。そのうえで、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造のあり方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。そのうえで、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定・公表し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、その適正な実施を徹底する。加えて、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への技術（質）と価格による選定（QCBS：Quality and Cost Based Selection）の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進め、引き続き調達の合理化及び改善に努める。

【指標11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化（毎事業年度

1.4%以上)

【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数（350件）

【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数（150件）

中期計画

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施にあたり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与のあり方について厳格に検証を行ったうえで、引き続き給与水準の適正化を図る。そのうえで、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造のあり方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。そのうえで、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会や外部審査による点検を踏まえつつ、透明性の向上に加え、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、事業の目的に応じた適切な実施を行う。加えて、国内及び在外拠点への支援やセミナーによる能力強化やDX促進を行うとともに、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への技術（質）と価格による選定（QCBS）の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進めることで、新規参入の拡大や競争性の向上、調達の合理化及び改善を目指す。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：C

根拠：評価指標の目標水準は着実に達成している。2024年度の主務大臣評価において、フィリピン向け円借款事業の調達手続きに関する秘密情報の漏洩事案に関し、業務運営の改善が必要とされたことについては、2025年6月に出された検証委員会の助言を踏まえ、再発防止策を講じ、業績改善の取組を実施しているため。

4.業務実績

No.11-1 経費

- 2022年度から2025年度において、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成した。

No.11-2 人件費

- 人員配置の見直し
人員配置状況を精査し、各年度の配置計画を策定・実施した（各年度）。
- 給与水準の適性化と総人件費管理
人事院勧告を踏まえた給与水準の適正化を毎年度着実に実施し、国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。また、国際秩序維持への対応力を高めるための体制強化や、海外投融資の更なる事業規模拡大のための体制強化等で当局に認められた人件費予算増も踏まえ、採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。
- 機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造のあり方を検討
デジタル・トランスフォーメーション（DX）やアフガニスタン・ウクライナ対応、外国人材受入支援、民間連携、トルコ震災対応、サステナビリティ推進、機構法改正に伴う金融手法の拡充、TICAD9対応、コンプライアンス遵守のための体制強化といった重点分野への取組促進のため、柔軟かつ機動的な人的資源配分を継続的に実施した。特に、シニア層の活躍に向けた人事施策として、培った業務経験の活用促進のため、海外拠点を含め配置先を拡充するとともに、シニア層向けの組織内公募を2020年度2件から2025年度71件まで大幅に拡充した。

No.11-3 保有資産

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- 2022年度から2025年度の各年度において、決算公告にて資産情報を公開した。また、国内施設の保全に必要な工事をまとめた施設整備5か年計画を更新し、同計画に沿って施設整備工事を実施し、温室効果ガス対策として、全施設の照明のLED化、高効率の空調設備の導入などを施設整備5か年計画に盛り込み、順次対応した。

No.11-4 調達

- DX推進による電子入札、契約の電子化、精算手続きの電子化・合理化を検討、推進
様々な手続きを要し、機構内外関係者の負担が大きい調達業務・派遣業務の改革を推進。調達改革では、QCBS方式のランプサム契約の拡大による成果管理への移行及び精算業務の省力化、電子入札・電子契約書の本格導入、契約管理ルール的大幅な簡素化、選定方法の合理化、主要3スキームの特記仕様書案のひな形整備等を実現。また、派遣改革では、短期専門家及び調査団派遣の所属先補填の定額化、外国出張旅費制度の合理化等を実施した。これらの取組を推進した結果、機構内部から様々な点で業務負担が減少したというアンケート結果が得られたほか、契約相手方であるコンサルタントからも業務負担が軽減したという声に加え、格付け基準の変更による業務の質の向上といった効果やコンサルタント業界の若手の活躍促進といった効果につながるとの回答が得られた。
- 調達等合理化計画に基づく随意契約運用の適正化と競争性の向上
機構の事務・事業の特性を踏まえた 調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用に取り組んだ。契約監視委員会においては、

競争性のない随意契約の審議及び2回連続で一者応札・応募となった契約の点検に加え、調達制度改善の取組を報告し、競争性の向上や新規参入の拡大に対して適切に取り組んでいることが確認された。

○ **適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保**

2022年度より機構内外向けに調達・派遣リテラシー向上を目的とした各種セミナーを実施し、2023年以降、毎年度、国内拠点や海外拠点向けセミナーを継続し、調達業務個別支援や海外拠点現地職員との合同出張による個別支援や地域セミナーを開催した。

○ **ウクライナ復興支援に向けた緊急調達・輸送体制を迅速に確立**

ロシアによるウクライナ侵略以降、現地及び周辺国の緊急ニーズに即応するため、見積合わせなどによる緊急調達を90件（コンサルタント等契約6件、一般契約5件、機材調達・輸送79件）実施し、越冬対策としての発電機や地雷探知機、クレーン付きトラックの供与・輸送、緊急の情報収集・確認調査、モルドバ向け医療機器供与を機動的に推進した。また、ウクライナへの機材輸送のため、輸送スタンドバイ契約を数社と締結し、輸送業者選定期間の最短化を図った。

○ **コンプライアンスの徹底と再発防止体制の強化**

フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」（円借款）に関連して機構職員が調達手続きに関する情報を漏洩した事案を受け、職員はじめ機構関係者の情報管理・守秘義務を含めたコンプライアンス意識向上に向けた研修強化及び組織内におけるコミュニケーションの強化を図った。また、同事案の事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討のため、2024年11月に検証委員会を設置。検証委員会の結果を踏まえ、再発防止策を強化した。

○ **質の高い提案を適切な価格で調達するための各種取組の強化**

業務指示の明確化を含む仕様書の質向上に向けた取組とともに、技術協力プロジェクトにおけるコンサルタント等契約へのQCBS方式の適用については、一部案件における試行的取組を通じて、価格要素を加味した選定方法を適用しうる技術協力プロジェクトの特徴や条件の明確化に取り組んだ。

(2) 事業上の課題及び対応方針

調達制度に関して、「執務参考資料」を整備し、意見招請を通じた外部事業者からの情報収集や緊急を要する場合の調達制度・手続きの明確化・標準化を図った。また、契約監視委員会委員や外部有識者との意見交換を通して、調達制度の検証・助言体制を強化。さらに、これらの施策を着実に運用・定着させるための組織内外への周知、定期的なセミナーの開催により、ガバナンスと組織対応力の強化を徹底した。

No.12	財務内容の改善に関する事項
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

指標なし

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析したうえで、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

中期計画

運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析したうえで、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

定性指標

なし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評定：B

根拠：2025年度も中期計画及び年度計画別表（予算、収支計画及び資金計画）を踏まえ、事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進するとともに、自己収入の確保とその適正な管理・運用が計画されていることから、中期目標の達成が見込まれる。

4. 業務実績

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018年12月）の提言を踏まえ、2019年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンズ強化策に基づき、中期期間の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、DXの推進に向けた取組を加速化すべく、各事業部門の予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールの活用対象を拡大し、予算執行管理の即応性を一層向上させた。
- 安定的な予算執行管理の実現に向けて、中期的な予算規模の予見性を高めるべく、今中期目標期間中の年度別・予算科目別の目標支出額を設定した。これにより、案件担当部においても、当年度及び後年度の事業計画の見直しや精査の手段とできるようにした。
- 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級

者研修、海外拠点への赴任前研修等を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。

- 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算に基づく適正な予算執行管理を推進した。
- 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分により対応した。
- 2025年度末時点の運営費交付金債務残高は、469.4億円。その内訳は以下のとおりである。

運営費交付金債務残高

(単位：億円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
運営費交付金の残	529.0	586.8	489.2	304.5
前渡金	107.3	148.6	179.0	155.9
前払費用、長期前払費用等	0.3	13.0	7.2	9.1
運営費交付金債務残高	636.6	748.4	675.4	469.4

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。また、2025年度は暫定値。

- 2022年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由や新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業の遅延が生じたため。
- 各年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度が翌年度にずれ込まざるを得ないものについては、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、翌年度に繰り越して執行した(2023年度以降各年度)。
- 年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由などにより、当初の計画に変更が生じたため(各年度)。

(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- 事業収入は、2022～2025年度で約28.8億円(いずれも消費税の還付等を除く)。各年度の内訳は下表のとおり。

事業収入実績

(単位：億円)

年度	実績額	計画額
2022	5.3	2.9
2023	5.3	3.0
2024	8.1	3.1
2025	10.1	3.2

- 寄附金の総額は3.2億円(いずれも消費税の還付等を除く)。各年度の内訳は下表のとおり。
2023年度一般寄附金のメニューを拡充し、現在は8つの分野で受け付けている。受け入れた寄附金は、NGO等による活動や、多文化共生分野での取組、JICA海外協力隊の現地活動に活用した。使途特定寄附金事業については、2022～2025年度の間に19案件を実施した。

寄附金収入実績

年度	寄附金収入	一般寄附金または募集特定寄附金を活用した主な取組	主な使途特定寄附金事業
2022	1.2億円	世界の人びとのためのJICA基金活用事業：新規採択10件	・ニコン・JICA奨学金制度（ラオス） ・アマゾン保護区における自然環境分野の研究・教育関連施設建設事業（ブラジル） 新規開始案件 計2件
2023	0.6億円	世界の人びとのためのJICA基金活用事業：新規採択36件	・日越大学山本奨学金・研究奨励金制度（ベトナム） ・フジタ・ニノミヤチェアへの長岡文庫設置プロジェクト ・陸域及び海域（島嶼国等）の自然環境保全関連事業（パラオ） ・ライオン・食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト（バングラデシュ） ・スポーツを通じた平和促進プロジェクト（南スーダン） 等 新規開始案件 計6案件
2024	0.7億円	世界の人びとのためのJICA基金活用事業：新規採択44件	・ウクライナ復旧・復興人材育成 ・外国人介護人材サポート事業（国内） ・南スーダン課題別研修「学校運営改善を通じた質の高い学びの保障」フォローアップ協力 ・ジュバ市公立学校へのスポーツ用具供与（南スーダン） 新規開始案件 計4案件
2025	0.7億円	世界の人びとのためのJICA基金活用事業：新規採択46件	・カンボジア国教員養成大学附属小学校へのPC供与 ・留学生支援プログラム ・帰国研修員支援プログラム ・生態系の回復等に資するSynecocultureの導入に関する各種ODA事業 等 新規開始案件 計7案件

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

① 国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員

- ・ 機構は2016年度よりソーシャルボンドとして財投機関債を発行してきたが、2023年度に財投機関債・政府保証外債に共通で適用する新しいフレームワークとして「JICAソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」を公表。同フレームワークに対してMoody's Japan社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得。また、投資家層の拡大も企図し、2024年2月にはMoody's Japan社より発行体信用格付を新規に取得した（取得格付は日本政府と同様のA1・安定的）。2023年度以降、同フレームワークに基づきすべての債券を社会的課題及び環境課題の解決に資する事業に資金を充当するサステナビリティボンドとして発行している。リテール債の発行も行い、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員が実現した。中期目標期間の間に、新規の投資表明は顕著に増え（2022年度36件、2023年度32件、2024年度16件、2025年度21件）、累計373件に達した。

国際協力機構債券の発行状況

年度	発行内容
2022	財投機関債800億円（うち50億がリテール）、政府保証外債9億ドル テーマ債：ピースビルディングボンド含む
2023	財投機関債650億円（うち80億がリテール）、政府保証外債12.5億ドル テーマ債：防災・復興ボンド含む
2024	財投機関債540億円（うち40億がリテール）、政府保証外債10億ドル テーマ債：ジェンダーボンド含む
2025	財投機関債380億円（うち50億がリテール）、政府保証外債10億ドル テーマ債：アフリカ・TICADボンド含む

② 受託事業を通じた開発資金の動員

- 中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金との受託契約（約900万ドル）によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD⁺パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）、日本企業（三井物産株式会社）が有するCSR基金を活用した科学技術協力事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」及びトヨタ・デ・アンゴラ社との受託契約による「自動車整備人材育成プロジェクト」を実施。また、GCFからの受託事業として東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強じん化のためのランドスケープ管理能力向上」及びモルディブ「気候変動に強じんて安全な島づくりプロジェクト」（技術協力プロジェクト）の事業を行った。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（2018年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について

（単位：百万円、％）

	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
前期中期目標期間繰越積立金	16,387	8,678	3,406	1,763
目的積立金	—	—	—	—
積立金	—	2,675	—	8,390
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—
その他の積立金等	0	0	0	0
運営費交付金債務	63,662	74,844	67,545	46,939
当期の運営費交付金交付額 (a)	171,335	173,274	167,141	156,052
うち年度末残高 (b)	54,083	47,453	33,646	21,548
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	31.6	27.4	20.1	13.8

(4) 事業上の課題及び対応方針

2017年度の予算執行問題を受けて2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえ、予算の事前統制メカニズムを引き続き担保・推進した。具体的には、月次での執行状況を取りまとめて組織内に周知することで、当該年度の事業実施・予算執行を着実にを行うことに加えて、中期目標期間全体としての軟着陸に向けて、2022～2026年度にわたる事業計画を収入見込みと照らし合わせ、新規で実施する事業の計画調整に早期に着手することで、複数年度での予算管理が推進される体制を構築した。急激な為替変動、物価高騰による影響は少な

らず受けつつも、前述のとおり、組織全体としての予算状況の随時把握・後年度負担を意識した計画調整を行うことにより、適切な予算執行管理に努めている。

本中期目標期間最終年度である2026年度においては、運営費交付金債務残高の観点から着実な事業実施を進めつつ、次期中期目標期間に向けて、過度な計画の積み上がりが生じないように留意し、中期目標期間を跨いで安定的な事業運営がなされるよう努めていく。

No.13	安全対策・工事安全に関する事項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。 【困難度：高】いっどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	20,590人	3,609人	4,954人	5,853人	6,174人	(3,200人)
【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560件	544件	170回	121回	127回	126回	(112件)

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標 国際協力事業関係者の安全を確保するため、2016年8月30日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を講じるとともに、安全をめぐる関係者の危機意識が低下することのないよう、適切なリスク認識と安全対策への意識向上に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を注視し、引き続き必要な安全対策を講じる。 施設建設等の工事については、事故・災害の防止・低減に向け、適切な安全対策を講じる。 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数（1万6,000人） 【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数（560件）
中期計画 国際協力事業関係者の安全を確保するため、2016年8月30日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を実施する。具体的には、脅威の未然の回避、ハード・ソフト両面の防護能力の強化、危機発生時の迅速かつ適切な対応（新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響に対する安全対策を含む）に取り組む。また、実技を含めた安全対策研修の実施を通じ関係者の意識向上に取り組む。また、工事安全に係る調査、セミナーを実施し、施設建設等の工事における事故・災害の防止・低減に向けた取組を推進するとともに、適切な安全対策を講じる。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 中期目標期間の評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A 根拠：困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目

標準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4.業務実績

No.13-1 安全対策

(1) 業務実績

- ◎ **戦時下のウクライナにおける安全管理体制を構築【③】**：機構は、2023年11月にウクライナ事務所を開設し、2024年度は本格的にウクライナ支援事業を拡大してきた。それに伴い増加する日本からの渡航者の安全確保が急務であることから、外務省と緊密に連携しつつ、戦時下のウクライナにおける安全管理体制を構築した。また、安全確認調査を実施し、事業拡大に伴い今後の渡航が想定されるサイトの実地踏査とリスク評価を行ったほか、有事の対応能力強化のため、新たな退避ルートの安全確認を実施し複数の退避手段の確保に努めた。さらに、他のドナー機関等と連携し、最新の治安情報を常時収集することで、戦況の変化を迅速に把握し、適切な安全対策を講じる体制を整えた。
- ◎ **スーダンからの邦人退避への貢献とその経験の各国への適用【②③④】**：スーダンにおいて2023年4月13日に発生した同国軍と即応支援部隊の軍事衝突において、現地滞在中の機構関係邦人9名及び機構現地事務所職員等の安全確保のため、迅速に緊急事態対策本部を設置し邦人関係者の国外退避を含むオペレーションを実施した。日本政府からの要請を踏まえ、政府による邦人保護・退避オペレーションと連携しつつ、一部機構関係者以外の現地滞在邦人を対象としたポートスーダンへの国内陸路避難を実施した。結果として、機構関係邦人全9名を含む在留邦人とその配偶者及び子、合計45名が自衛隊機によりポートスーダンから国外退避した。迅速な退避に貢献できた背景には、機構現地事務所のセキュリティアドバイザーや現地職員も交えた関係者間の密な連携・コミュニケーションだけでなく、これまでの協力で培ってきた現地カウンターパートや国連機関との人脈・信頼があり、これらを活用した情報収集、車両手配等がある。これに対し、本邦への退避完了後、日本政府及びNGO関係者から機構スーダン事務所に対し感謝の意が伝えられた。また、同国外退避オペレーションを受け、機構が事業を展開する他の拠点におけるリスクを洗い出し、高脅威度国を特定（イラン、ブルキナファソ、南スーダン、ルワンダ、イラク等）。当該国関係者に対してスーダンの事例で抽出された教訓を説明し、各国で有事に備えたアクションプランの策定を行った。また、スーダンの教訓を踏まえ「海外における緊急事態対応マニュアル」を更新したほか、同マニュアルに基づき、本部での適切な対応を行えるようシミュレーション訓練を実施した。シミュレーションを通じて関係者の意識が向上し、関連するマニュアルの更新・改善を実施した。
- ◎ **平時の対策強化と緊急事態への対応【③】**：機構が事業を実施している地域において発生する犯罪事案の増加、凶悪化や、南アジア・中東・アフリカでの域内紛争、政変、騒擾、自然災害等への平時の対策として、機器などのハード面と訓練・研修のソフトの両面の安全対策を講じ、関係者の安全を確保に努めた。また、機構が事業を実施している国において緊急事態が発生または予見された際に、多方面からの情報収集と分析、関係部門との報告・連絡体制の構築等を通じて適時に追加的な安全対策を講じ、関係者の安全を確保した。具体的には治安悪化（バングラデシュ政変、モザンビーク選挙後の抗議活動の激化、コンゴ民主共和国抗議活動激化等）、紛争（パレスチナ、イラン等）、自然災害（バヌアツ地震）等で対応を行った。

- **海外渡航管理システムの導入等による事務合理化**：海外の新型コロナウイルスの感染状況の変化を踏まえ、対応方針を国ごとにまとめて渡航再開を実現するとともに、同ウイルス感染拡大状況を理由とした一般渡航制限の原則撤廃（2022年12月）、短期渡航者の渡航承認手続きの合理化等を進めた。この経験を踏まえ、2024年4月より、新型感染症拡大に限らず海外での有事の際に対象地域に滞在している機構の事業関係者の迅速な情報検索、注意喚起や安否確認発信、対象者の応答確認を実現するため、海外渡航管理システムを導入した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

中期目標期間を通じて、事業関係者の安全確保に向けた平時からの情報収集・分析、適時適切な渡航判断を実施するとともに、機構内外関係者に対する研修内容の不断の改善を継続して、対応能力を強化してきた。世界が複合的な危機下にあり、事態の予見が難しい状況において、本中期目標期間の最終年も、事業関係者の安全確保のための確かな情報収集・分析手法の見直し・強化や、研修内容を更新し、また関係者への安全啓発の発信・ネットワークを強化する。

No.13-2 工事安全

(1) 業務実績

- **指針文書の適切な運用と見直し**

2025年度に「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」、工事安全に係る機構内関係者向け参考マニュアルを改訂するとともに、これら指針文書のほかに「JICA安全標準仕様書（JSSS）」、「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール実施要領」を適切に運用・周知した。具体的には資金協力事業の事業関係者や相手国政府等を対象とした安全セミナーやJSSSに関する能力強化研修を実施し、上記指針文書を周知するとともに、それらを踏まえた事故予防の徹底を促した。なお、前述の「ODA建設工事安全管理ガイドンス」は、制定から10年を経過したことから、有識者からなる検討会を2024年度に1回、2025年度に5回、計6回開催しその検討を受けて改訂した。

- **施工現場の安全対策の強化**

中期目標期間を通して、日常的に、工事事務発生之都度、事故の原因分析と再発防止策に係る事業関係者による検討内容を確認し、その結果を事業関係者へフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。加えて、大型インフラ事業を多数実施中の工事安全重点国（インド、バングラデシュ、インドネシア、フィリピン等）を中心に、工事安全に係る知見・経験を有する企画調査員の派遣を継続し、工事の品質と安全の状況確認のための現地調査を実施するとともに、実施機関や工事関係者向けに工事安全セミナーを実施して工事安全に係る意識の醸成を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

中期目標期間を通じて、工事事務の防止・低減に向け、調査・セミナーの開催を継続して実施してきた。本中期目標期間の残りの2026年度においても、同様に、調査・セミナーの開催を通じた適切な工事安全対策を推進する。

No.14	内部統制
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	10回	8回	2回	2回	2回	2回	(2回)
【指標14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	30回	40回	8回	8回	13回	11回	(6回)

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、その強化を図る。

情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年7月改定）」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程等の改定を行い、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、組織的対応能力の強化に取り組む。PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数（10回）

【指標14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数（30回）

中期計画

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用する。

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、当該リスクへの適切な対応を行う。また、有償資金協力の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定にかかわる様々なリスクの識別、測定、モニタリングを通じた管理を行う。

違法行為等の早期発見及び是正、機構の業務運営の公正性の確保のため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

また、業務の適正性を確保するため、内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

情報セキュリティに関しては、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえて情報セキュリティ管理規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のDXの推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

--

評価：C

根拠：評価指標の目標水準は着実に達成する見込み。2024年度に主務大臣評価において、フィリピン向け円借款事業の調達手続きに関する秘密情報の漏洩事案に関し、業務運営の改善が必要とされたことについて、2025年6月に出された検証委員会の助言を踏まえ、再発防止策を講じ、業績改善の取組を実施している。また、TICAD9に合わせ発表したアフリカ・ホームタウン構想に係る日本国内での誤解と混乱については、機構の業務運営上の外部リスクに適切に対応するという所期の目標水準を満たしていないと考えたため。

4.業務実績

- **フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」（円借款）の調達手続きに関する秘密情報の漏洩事案**：事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討のため、2024年11月に検証委員会を設置。同委員会の助言を踏まえ、コンプライアンス・マニュアル及び調達に係る執務参考資料の整備や内部・外部通報制度の改善に加え、機構のコンプライアンス・不正事案対応を強化するため、2025年8月に法務・コンプライアンス部を、内部統制機能を強化するために総務部総合調整課を2026年1月にそれぞれ設置。また類似事案等の把握のため総点検調査を実施するなど再発防止策を講じた。
- **アフリカ・ホームタウン構想の発表について**：2025年8月、機構が交流を目的に日本国内の4自治体をアフリカ各国の「ホームタウン」として認定した旨の発表を行ったところ、日本国内での誤解と混乱を招き、4つの自治体に過大な負担が生じる結果となり、9月下旬に発表を撤回することとなった。本件はこれまで経験のない新たな形態の事案であったが、組織としてのリスクマネジメントと事案対応能力の強化を目的に、発生までの経緯、事案発生後の対応、機構の組織運営・個別事業への影響についての情報整理・分析、及び教訓と今後の対応を整理し、組織全体としての振り返りを行った。
- **機構全体におけるリスクの自己点検の実施とリスク管理委員会での報告**：中期目標期間を通じて、機構内の全部署・拠点（国内拠点・海外拠点）において、自部署の業務にかかわるリスクを特定し、業務への影響を評価するとともに、当該評価の結果に応じてリスク低減に向けた適切な対策を検討した。これに加え、総務省が示す内部統制の方針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセスの有効性を一層高めるために2024年度導入した各種改善（組織にとって重要なリスクの洗い出し及び検討、課長主導による全員参加の議論の導入等）を2025年度も継続し、改善されたリスク自己点検方式の組織内定着を進めた。また、各年度においてリスク管理委員会において、自己点検結果を報告し、リスク評価及び対応等を確認した。また、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告を行った。
- **内部統制に関する研修の継続実施**：4年間を通じて、機構内で勤務する全職員等を対象に内部統制をテーマとしたオンライン研修を継続的に実施し、組織全体の統制意識の向上を図った。また、情報セキュリティ、個人情報保護、障害者差別解消推進、コンプライアンスなど、内部統制を構成する個々の事項に係る研修の実施や組織内ポータルの整備及び周知を行い、組織内への浸透を図った。また、内部監査の国際的指針が5年に一度の実施を求めている内部監査の品質評価（外部評価）を行い、評価の結果報告を兼ね、組織目標達成に内部監査が果たす役割や意義等をマネジメントセミナーで経営幹部に説明し、セミナー録画は一般職員等も視聴できるよう、アーカイブ公開した。

- **事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施と緊急対応能力の強化**：4年間を通じて、事業継続管理規程に基づき、対策本部訓練、緊急事態時の優先業務訓練、市ヶ谷ビル及び国内拠点の災害対応態勢に関する点検を継続的に行った。2022年度には訓練結果を踏まえて各部門のBCPマニュアルの見直しを行い、優良事例と課題の共有を通じて実効性向上に取り組んだ。2023年度には初の抜き打ち訓練を実施し、突然の対応が求められる状況で得られた教訓を組織内で共有することで、緊急時対応力をさらに高めた。2024及び2025年度には引き続き抜き打ち訓練を含む訓練体系を実施し、職員が実践的に対応できる体制の強化を図った。
- **業務実績評価の適切な実施**：機構の中期計画及び年度計画に基づき、中期目標期間を通じて業務実績等評価を適切に実施した。加えて、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、各年度の業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応の促進を図った。
- **有償資金協力勘定に関するリスク管理の推進**：有償資金協力勘定リスク委員会にて、定期リスク管理報告（有償資金協力勘定の統合的リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）等の有償資金協力勘定に関するリスクを議論のうえ、金利リスク及び為替リスクのヘッジ方針及び負債調達方針等の策定、並びに投融資展開の方向性の検討を実施した。また、複合的危機に伴う有償資金協力の役割の拡大や期待の高まり、並びに機構法改正等を受けた新手法導入審査とリスク管理態勢の検討、気候変動や国内外の金融市場環境の変化等が有償資金協力勘定に及ぼす影響の分析等を行い、有償資金協力勘定リスク管理委員会にて審議、報告を行った。
- **内部監査基本計画に基づく監査の実施**：内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査を以下のとおり実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。
- **定例監査の実施**：定例監査では、有償資金協力勘定信用リスク監査、情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（2022～2025年度累計6拠点）、在外拠点監査（2022～2025年度累計28拠点）を実施した。
- **特定テーマ監査の実施**
 - 2022年度：市場リスク管理（有償資金協力勘定）、国内拠点事業推進態勢
 - 2023年度：労働法令遵守態勢、情報発信管理態勢
 - 2024年度：地球規模課題対応国際科学技術協力実施態勢、建設工事に係る安全確保対応態勢
 - 2025年度：青年海外協力隊事務局監査
- **コンプライアンス・不正事案対応の強化**
 - ・外部通報に関する対応の強化

中期目標期間を通じて、外部通報窓口及び不正情報相談窓口を運用し、通報者保護を確保しつつ、関係規程に基づいて通報内容に応じた適切に対処した。2024年度には、機構のコンプライアンス（不正事案）対応強化の観点で、コンプライアンス規程を改正し、外部通報の受理対象（通報者・対象法令）を拡大した。
 - ・内部通報制度の整備・拡充

2024年度に内部通報制度の見直しを行い、従来コンプライアンス規程で定められていた内部

通報制度をコンプライアンス規程から分離独立させ、「内部通報規程」として新たに制定した。内部通報規程では、内部通報を理由とする通報者への不利益な取扱いや懲戒等処分の対象となることを明示したほか、契約先の役員等も内部通報制度を利用できる対象者とし、利用対象者の拡大を図った。公益通報者保護法の趣旨に則り内部通報の受付・調査を行う業務従事者の指名、研修を行い、対応力を強化した。

- **性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に関する取組の強化**：SEAHについて、中期目標期間を通じて機構の事業を実施する中で被害を受けた者または被害を見聞きした者が、情報を機構に伝達する窓口を運用するとともに、得られた情報に基づき、適切に対応した。
- **サイバーセキュリティ対策実施細則等の改正**：「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定を受け、機構のサイバーセキュリティ対策に関する規程等の改正を行った（2022～2025年度）。また、情報セキュリティ対策推進計画を毎年度見直しのうえで実施し、所用の能力強化を行った（2022～2025年度）。
- **クラウドサービスの適正な利用**：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への対応を強化し、同制度に準拠したクラウドサービスを利用するための制度及び審査体制を構築することで適正な利用を推進した（2024年度）。
- **生成AIガバナンスの強化**：生成AIを機構内で安全に利用するための執務要領を整備（2025年度）。またAI統括責任者（CAIO：Chief AI Officer）を設置（2025年度）。今後、2026年度に生成AIのガバナンス体制を整備する予定。
- **情報セキュリティ意識向上に向けた研修・訓練の推進**：「情報セキュリティ・個人情報保護研修」や標的型攻撃メール訓練等の内容を改良の上実施し、職員の情報セキュリティ意識の向上及び事故防止への啓発に取り組んだ（2022～2025年度）。現地職員向けには情報セキュリティに関する研修動画を作成した（2025年度）。また、AI利活用時のリスク認識等も含め（2025年度）、サイバー攻撃の脅威から組織を守るために把握すべき事項や取るべき対策についての理解を深めるため、機構内経営層向け・部門長/拠点長向けの情報セキュリティセミナーを開催した（2024年度、2025年度）。
- **情報セキュリティに関するサプライチェーン・リスクへの対応**：機構内の外部委託契約にあたる契約種別において、上記統一基準群に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策がなされるよう、契約関連書類を整備した（2024年度、2025年度。一部継続して整備中）。
- **自己点検及び実地確認の実施**：本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）で実施したリスクの自己点検（海外拠点及び国内拠点への実査結果を含む）から、リスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。また、自己点検結果と実際の状況に乖離がないか実地確認を行い是正のためのアドバイス等を行った（2023年度、2024年度、2025年度）。
- **ゼロトラストを核とした次期情報システム基盤・機構ネットワークの更改を推進**：次期情報システム基盤・機構ネットワークの要件定義（2022～2023年度）と更改作業（2023～2024年度）の実施、執務用端末の管理強化（2024～2025年度）等を通じ、ゼロトラストの考え方に

基づく対策やISMAP準拠のクラウドサービスの導入・構築を実行することで、情報漏洩・不正アクセス・サイバー攻撃への対策を強化した。2026年度は引き続き、執務用端末と国内拠点LANの更改等によりサイバーセキュリティ対策を一層強化する。

- **EU「一般データ保護規則」(GDPR)への対応**：EU域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデータ移転に必要となる標準契約条項(SCC)について、2021年に欧州委員会が決定した新たなSCC雛形に合わせ更新した(2022年度)。またGDPRデータ侵害の疑い事案発生時マニュアルを整備した(2025年度)。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2024年に設置したフィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の助言を踏まえ、コンプライアンス・マニュアル及び調達に係る執務参考資料の整備や内部・外部通報制度の改善に加え、機構のコンプライアンス・不正事案対応を強化するため、2025年8月に法務・コンプライアンス部を、内部統制機能を強化するために総務部総合調整課を2026年1月にそれぞれ設置した。加えて、管理職と非管理職の面談(1on1)の定期実施を導入し、コミュニケーション円滑化を通じ問題の早期発見を可能とするとともに、引き続き全機構タウンホールミーティングなど役員層からの発信により組織内の意思疎通の強化を図り職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図っていく。

情報セキュリティに関し、2025年度に発生した基幹システム運用保守再委託先のサーバーへの不正アクセス事案を受け、2026年度以降、機構内の基幹システムについて契約書における情報セキュリティ条項や個人情報保護条項の遵守状況チェック手順書の整備等を実施する。また、サイバー攻撃等を受けた場合でも重要業務を可能な限り継続できる体制を整えるため、2025年度よりパイロット対象である派遣システムにおいてBCPを検討開始し、2026年度は他の重要度の高いシステムも含めてサイバーBCPを整備する。業務推進にあたっては、効率化・生産性向上に資する全体最適化を実現するため、機構内システムの全体最適化マスタープラン(将来のシステム構成・実施計画の作成等)を策定し(2026年度)、全体最適化を通じ将来の業務効率化・生産性向上を目指す。

(3) 会計検査指摘事項への対応

令和5年度決算検査報告指摘事項「援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA案件2件」に関し、カンボジア・メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業については、事業実施機関等に対して、低調となっている光ケーブル等の活用を検討するよう働きかけを行った結果、当該光ケーブルの伝送容量向上のための費用が組み込まれた事業実施機関の予算計画がカンボジア王国政府に承認された。加えて、今後、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するよう機構内の関係部署に周知した。ネパール・西部地域小水力発電所改善計画については、事業実施機関等に対して、バジャン郡及びルクム西郡の両発電所が有効活用できるよう、基幹送配電系統への同期工事を着実にを行うよう働きかけを行った結果、基幹送配電系統への同期工事が完了した。また、今後、無償資金協力で基幹送配電系統に接続されていない地域における小水力発電所の改修等を実施する事業については、必要な対応を迅速に執ることができるよう、事業に影響を与える周辺事情の変化等の把握に努めることを機構内の関係部署に周知した。これらをもって両案件は令和6年度決算検査報告において処置済み事項となった。

令和6年度決算検査報告指摘事項「見返り資金による更なる開発効果が速やかに発現されるなどするよう」意見表示のあった見返り資金に関しては、ガイドラインを改訂するなどし、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう機構内の関係部署に周知した。

「援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA案件1件」に関し、ベトナム・オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業並びにオモン火力発電所2号機建設事業については、有償資金協力等によって火力発電所を建設する事業において、燃料の供給等が別の事業からの影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、当該別事業の実施時期の見込みなどの実現可能性を十分に検証し、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うことを機構内の関係部署に周知した。(2025年度)

No.15	組織力強化に向けた人事
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。機構の目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	合計	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画値)
【指標15-1】女性管理職比率*	27% (2026年度末)	30.9%	23.2%	26.9%	29.1%	30.9%	-

*本指標は年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通じた目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして、各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。

【指標15-1】女性管理職比率〔(27% (2026年度末時点))〕

中期計画：機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策を推進する。具体的には、全体最適を目指した適材適所な人事配置、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員・有期雇用職制・高年齢者も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、外部人材との協働促進、健康管理の強化、新たな働き方の促進・定着支援、コミュニケーションの活性化や人材育成の強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。

また、業務内容の高度化・多様化に対応するために、他機関への出向や社内公募等による自律的なキャリア開発機会の拡大や、研修体系の整備・拡充による能力強化機会の拡大を通じ、職員の専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）：なし

3. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおりに、質的な成果や成果の最大化に向けた取組において目標水準を上回ると判断されることから、当該中期目標期間における中期目標の所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

4.業務実績

(1) 業務実績

- ◎ **女性職員の活躍促進【①③】**：女性管理職割合は2020年度末20.5%、2021年度末22.2%、2022年度末23.2%、2023年度末26.9%、2024年度末29.1%と上昇し、2025年度末には30.9%と前年度比1.8%増となった。男女間賃金格差も1.5%縮小し、意思決定層での女性活躍が進んだ。育児介護セミナーや座談会、ファミリーデーの実施促進に加え、2024年度には女性向けメンタリング支援を試行し、管理職志向の醸成を図った。
- ◎ **職員の自律的な能力開発・キャリア開発の推進【③】**：社内研修のオンデマンド化・英語化や職員発意の研修導入、博士・修士取得研修派遣（2022～2025年度：合計57人）、出向や専門研修の継続により、学びの機会を拡大した。また、社内公募ポスト数の増加を推進し、2025年度までに131ポストまで拡大した。キャリアコンサルティングの対象拡大、「なんでも相談窓口」の設置、自己研鑽支援制度の効率化により利用者が増加し、10%ルールに関する分析では活用者の成長実感の高さも示された。
- ◎ **Diversity, Equity and Inclusion の推進【③】**：
 - ・ 次世代育成・女性活躍推進については、策定した行動計画（2022～2026年度）を基に、2025年度は①6月と障害当事者の採用後1か月以内に、障害当事者と人事部と相談員の三者による面談を実施して職場適応状況等を確認、②障害当事者の所属部署から職場適応状況等について相談があった場合、人事部とともに対応、③障害当事者の採用面接への同席（採用面接を行う部署の希望に応じてオブザーバー参加）等を新たな活動として開始。
 - ・ 性的指向・性自認（SOGI）の多様性に係る対応としては、2025年6月のプライド月間にて短編映画「カランコエの花」上映と感想共有会を本部（麹町・竹橋）にて計3回実施するとともに、2025年度より国内拠点にも任意で募集を行い、上映希望のあった国内拠点7か所（帯広・二本松・東京・横浜・駒ケ根・中国・筑波）においても上映会を実施した。
- ◎ **グローバル拠点戦略課の設置と現地職員の育成・制度整備【③】**：2024年4月に同課を設置し、海外拠点における現地職員（NS）の人事制度の分析と最適化に着手した。貴重な人的資源であるNSが一層活躍できる枠組みの構築を目指し、全拠点共通で等級・報酬・評価・育成制度を標準化した新人事制度を構築した。全96海外拠点における新制度への移行を段階的に行うこととし、2026年度以降に第1バッチから移行する準備を整えた。NSの人材育成・研修について、新規採用者向けのオンボーディング研修をオンライン研修として整備、また本邦研修26件、広域研修15件、第三国研修9件を実施（対象者数延べ236名）し、さらに学位取得等の自己研鑽に係る費用の一部支援制度を導入し、計30件を実施した。
- ◎ **採用活動及びオンボーディング支援の強化【③】**：入構前学習、オリエンテーション、メンター制度等によりオンボーディングを強化し、支援体制に対する否定的認識は2022年45.1%から2024年22.4%へと2年間で20ポイント以上改善した。有期雇用制度の改正や選考業務の集約により事務の効率化も進めた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

高度化・複雑化する諸課題に社会情勢を踏まえながら適切に対応するため、人材の流動性が高まる中、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備することが重要であり、社内公募ポスト数の大幅な増加や10%ルールの利用推進等を図るとともに、キャリアコンサルティングの対象拡大や「なんでも相談窓口」の設置等を通じて、職員がキャリアを主体

的に考える機会の拡充を進めた。引き続きこれらの取り組みを継続的に実施するとともに、次期中期計画期間に向けて人事戦略の検討を行い、人材育成・人材ポートフォリオ管理の戦略的強化を図る。

No.16	予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
-------	-----------------------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし

中期計画：

予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表1～3のとおり。

なお、令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において、危機に強いエネルギー供給体制を構築するため、地域の「稼ぐ力」を回復・強化するため、「新しい資本主義」を加速するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る開発途上国のサプライチェーン強化支援等事業、経済協力に係る2025年日本国際博覧会出展支援事業、経済協力に係る気候変動適応策推進事業等、経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等並びに経済協力に係る研修施設等の整備に活用する。

令和5年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、地方の成長を実現するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る2025年国際博覧会出展支援事業、経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等並びに経済協力に係る研修施設等の整備に活用する。

令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、潜在成長率を高める国内投資を拡大するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業、経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等及び経済協力に係る研修施設の整備に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、経済安全保障を強化するため、未来に向けた投資を拡大するため及び外交・安全保障環境の変化に対応するために措置されたことを認識し、経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業、経済協力に係る2027年国際園芸博覧会出展支援事業、経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等及び経済協力に係る研修施設の整備に活用する。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

- 本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、中期目標期間（見込）評価では報告対象外とする。

No.17	短期借入金の限度額
-------	-----------

1.中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし
中期計画：一般勘定630億円、有償資金協力勘定4,700億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受入れ等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

2.中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

- 一般勘定については、2022年度から2025年度で短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定については、2022年度内は限度額の範囲内において短期資金のギャップに対応するため2022年4月に596億円、8月に643億円、10月に926億円、12月に2.32億ドル（2022年度時点で321億円相当）の借入を行い、いずれも2022年度内に返済した。

No.18 ・ No.19	不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画
---------------	---

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし
中期計画：該当なし

2.中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

なし

No.20	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし

中期計画：剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く）ものとする。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

- 「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はこれまで発生しておらず、本中期計画期間最終年度においても生じる予定はない。

No.21	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし											
中期計画：長期的視野に立った施設・設備の整備計画に基づき、効果的・効率的な業務運営に努め、施設・設備の長寿命化並びに安全性や機能性、経済性向上等の観点を踏まえた整備を実施する。 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の施設・設備の整備に関する計画 （単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>財源</th><th>予定額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内拠点等施設の改修</td><td>施設整備費補助金等</td><td>計 11,475</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>計 11,475</td></tr> </tbody> </table> （注）施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。			施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内拠点等施設の改修	施設整備費補助金等	計 11,475			計 11,475
施設・設備の内容	財源	予定額									
本部及び国内拠点等施設の改修	施設整備費補助金等	計 11,475									
		計 11,475									

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

- 国内施設の老朽化対策として、横浜センターの大規模改修工事、北海道センター（帯広）、JICA市ヶ谷ビル、東京センター、横浜センター、中部センター、九州センター、沖縄センターの外壁・屋上等改修工事、北海道センター（札幌及び帯広）の空調・衛生配管等更新工事等に加え、東京センター、沖縄センターの大規模改修工事に向けた準備を施設整備費補助金により実施した。
- 国内施設整備実施基盤を強化するため、設計・監理業務用の総合評価落札方式の導入や国内建築工事向け低入札価格調査手続きマニュアルの作成等を通じ、調達・契約制度の整備を実施した。また、施設整備情報基盤のうち設備・機器一覧表の整備を進めるとともに、工事実施にあたっての本部担当部署と工事対象国内拠点の連携を強化した。

No.22	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
-------	--

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし
中期計画：前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権または資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

- 第4期中期目標期間の最終事業年度の積立金（847億円）のうち656億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第4期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2022年6月に主務大臣に承認された。うち、2021年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2022～2025年度の支出分等に638億円を充当し、2025年度末の残高は18億円となった。

No.23	中期目標期間を超える債務負担
-------	----------------

1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画

中期目標：なし
中期計画： 12.(4) 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

2. 中期目標期間評価に係る自己評価（見込評価）

本項目は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、中期目標の項目として設定していないことから評価対象外とする。

3. 業務実績

中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、中期目標期間（見込）評価では報告対象外とする。